

2013 年度(平成 25 年度)

博士論文

花街・祇園町の歴史人類学的研究

—継承／変貌する〈芸〉—

立命館大学大学院

先端総合学術研究科 先端総合学術専攻 共生領域

松田 有紀子

目次

はじめに	5
序章	10
(1) 目的	10
(2) 花街をめぐる研究の潮流	11
花街と遊廓	11
歴史学的な調査手法にもとづく研究群	12
フィールドワークにもとづく研究群	20
文化人類学的アプローチの可能性	24
(3) 視座と方法論	26
歴史学的アプローチ／文化人類学的アプローチ	26
花街の歴史人類学的研究へ	27
(4) 構成と各章の概要	31
(5) 調査地の概要	32
舞妓とはいかなる存在か	33
京都花街の成員—花街を構成する業種	37
(6) 本論文の用語について	39
「祇園町」の定義	39
芸妓、舞妓、芸舞妓の区別	40
第1章 八坂女紅場の成立と土地所有	42
1-1 花街・祇園町の成立	42
1-2 明治初年の茶屋営業取り締まり	45
1-3 遊所女紅場の設立—祇園町南側における地所の獲得と開発	50
1-4 土地所有権の確立へ—八坂女紅場の財団法人化	54
1-4-1 下京第十五区女紅場から八坂女紅場へ	56
1-4-2 財団法人化をめぐる二つの事件	57
1-5 訴訟の過程から浮かび上がる祇園町の営み	59
小括	62

第2章 遊興の舞台装置としての景観.....	63
2-1 語りに説得力をもたらすもの—祇園町のネームバリュー.....	64
2-2 対立の上に形作られた景観—祇園町と文化財行政.....	66
2-2-1 祇園新橋地区.....	66
2-2-2 祇園町南側地区.....	68
2-3 祇園町という文化的な磁場.....	69
2-4 お茶屋遊びにおける遊興の資源化.....	74
小括.....	75
第3章 舞妓と年季奉公.....	77
3-1 年季奉公の仕組み—芸妓稼業契約と前借金契約.....	78
3-1-1 芸妓という存在.....	78
3-1-2 芸妓の労働条件.....	79
3-2 国家総動員体制と芸妓.....	82
3-3 労働者あるいは芸能人—労働をめぐる諸法の整備から.....	85
3-3-1 労働者の権利を守る諸法の成立.....	85
3-3-2 売春防止法の影響.....	87
3-4 芸妓登録制および労働基準法適用外化を求める運動.....	88
3-5 京都という場の特殊性—年季奉公による舞妓の維持.....	90
小括.....	95
第4章 都をどりという祝祭.....	96
4-1 都をどりの創出とその意味.....	98
4-2 二つの「伝統」—温習会との比較から.....	100
4-3 客との関係性の変質—茶席をめぐるある客の語りから.....	103
4-4 旦那の獲得に残された余地.....	104
小括.....	107
第5章 女のイエをささえた旦那たち.....	108
5-1 女のイエとしてのお茶屋(1)—女系相続.....	110
5-2 女のイエとしてのお茶屋(2)—内娘と奉公人.....	114
5-2-1 舞妓をとりまく親方子方関係.....	114
5-2-2 舞妓が形成する姉妹関係.....	115

5-3 旦那をめざした客たち	118
5-4 新たな法制度によるお茶屋遊びの再編	121
小括	124
第6章 変貌するお茶屋遊び—色事のゲームと社交のゲーム	126
6-1 危機に直面する花街と地味な商売	128
6-2 派生する社交のゲーム	130
6-2-1 お茶屋遊びと二つのゲーム	131
6-2-2 社交のゲームと階層性	132
6-3 地味な商売の実践例とその戦略	134
6-3-1 あるべき客の選別—客の回想性をめぐる認識のズレ	135
6-3-2 新規客の取り込み	135
6-4 社交のゲームがもつ魅力	137
小括	139
終章	141
(1) 第一のシステム—土地の所有・管理体制	141
(2) 第二のシステム—年季奉公による舞妓の再生産	142
(3) 第三のシステム—旦那と結びついた遊興の様式	143
(4) 総括—花街・祇園町という「伝統」の担い手、あるいはお茶屋の女将	144
(5) 今後の展望	146
おわりに	149
参考文献	151
ウェブサイト	161
註	163
付図	

はじめに

深いスリットの入ったスカートとピンヒールのキャバクラ嬢が客を見送る横を、白塗りに振袖姿の舞妓が道行籠を抱えて足早に歩いていく。この町では舞妓を見とめていちいち振り返って騒ぐ者は少ない。ここは彼女たちの町だからである。よく目を凝らせば、地方の芸妓らしき着物姿の女性がずっと路地の向こうへと消えていくのが見える。河岸を変えお茶屋の最上客たちが、芸妓や女将に先導されている姿もある。狭い通りには人通りが絶えない。この町に集まる客たちを目当てにしたタクシーも、ひっきりなしに集まってくる。このような喧噪の中では「おこぼ」に入った鈴の音は聴こえないだろう。そのタクシーの脇を縫って、自転車に乗った料理屋の若者が、「おかもち」を掴んだまま信じられないスピードで走り抜けていくので、邪魔にならないように注意しなければならない。道の両脇には、スナックや会員制のバーが入るビルに交じって、古めかしい木造家屋が立ち並ぶ。間口が狭く、奥行きが長いその家屋の軒先に目をやると、「お茶屋」と刻まれた小さな鑑札が掲げられていることがある。

私はこのような景色をみながら、足かけ3年にわたって、あるお茶屋に通い続けている。はじめて女将さんに会った2010年の師走にも、不安と期待で震えながら夜の祇園町を足早に歩いた。祇園のあるお茶屋の女将さんが、店のスタッフをしてくれる女子学生を募集していると人伝手に聞き、紹介していただいたのだった。店の前で立ち止まって、幾度も表札を確認した。それは本当にちいさな表札だった。注意して見なければ見逃してしまうだろう。寒さに縮こまりながら玄関先でコートを脱いだ(三度目の訪問で「あんたはうちの人になったんだからコートは中で脱げばいい」と言われたので、この習慣はすぐに無くなった)。深呼吸してから失礼します、と声を掛けて扉を引いた。インターフォンはなかった。

緊張で奥から現れた女将さんの顔をしっかりと見る事ができないまま、早口になりながら挨拶を済ませた。あらかじめ花街の研究を目的としている大学院生であること、給金はいらないのでスタッフとしてお茶屋の接客業務を手伝いながら祇園町の慣習やお茶屋の経営について学びたいことは電話で伝えてあった。しかし、女将さんはなかなか二の句を継ごうとはしなかった。こちらを値踏みするような鋭い視線をよく覚えている。それは居心地が悪くなるほど強い視線で、私にとっては非常に長い時間に感じられた。おそらく、この突然やってきた風変わりなスタッフ候補が、客前に出すのに足る人間かどうかを見極めていたのではないかと思う。ようやくかけられた言葉は、「ここ(お茶屋)に来るのは怖くなかったか?」というものだった。私はすぐに、「それよりもずっと好奇心が勝っていますか

ら大丈夫です」と頓珍漢な答えを返してしまいました。実際、そのときはようやく本物のお茶屋に足を踏み入れることができたことに感激していて、畏怖よりも物珍しさが勝っていたのである。後になって、まずい返しだったのではないかと思い慌てたが、その短い対面のうちに、私は何らかの審査をクリアしたらしかった。結局、その月のうちにお茶屋「古嶋(仮名)」のスタッフとして、店に出る機会をいただいた。いくつかの飲食店でのアルバイトの経験はあるものの、お茶屋のスタッフは初めての経験である。私は小嶋の女将さんに「ゆきさん」と呼ばれることになった。緊張しながらも、教えられるままに料理やお酒をお座敷に運んだ。初めの認識では「お運びさん」を勤めればよいと考えていたのだが、実際にはお客さんと積極的に話すことを求められてしまい、泡を食った。舞妓や芸妓に「お姉さん」と声を掛けられる度にたじろき、おそらくは社会的に高い地位にあるだろうお客さんにも大いに萎縮した。女将さんはお客さんに戸惑う私の立場を簡単に説明して、この人は「祇園町見習い」なのだと紹介してくれた。

あの日私は、高知のお土産を携えて小嶋を訪れた。その直前まで高知の花街の調査に出かけていたのである。私は現地でもいただいた「土佐ふり茶」の事を話題に出した。このお茶は、芸妓の育成と高知花街の振興につとめておられる料亭「濱長」が開発した商品で、ペットボトルを振って抽出するタイプのお茶だった。興味深そうにそのペットボトルを見ていた女将さんが、「あんた、ワールドビジネスサテライトのな、面白い新商品を紹介するコーナー見てるか？あれみたいやなあ」と感想をもらった。「ワールドビジネスサテライト」とは、テレビ東京の経済情報番組の一コーナーである。女将さんはこのコーナーがお気に入りらしい。私もこのコーナーが好きで良く見ていたために、会話が弾んだ。ひとしきり盛り上がった後、ふと、「祇園の伝統」の体現者で古くからの慣習を厳格に守っている女将さんが、マーケティングに関心をもち、経済情報を欠かさずチェックする経営者でもあることを強く実感した。異なる印象を受ける女将さん像が、私の中で一つに重なった瞬間だった。女将さんについての多様なイメージは、月日を追うごとに蓄積していった。

思えばお茶屋という業種についても、私は同じ経験を味わっていた。小嶋に来る前までの私は、お茶屋とは格式高く厳格な場に違いないと思っていた。しかし実際のお茶屋には、客間と女将の生活空間が同居している。お客さんがお手水(トイレの事である)に向かう際に通りすぎる帳場と暖簾一枚隔てた先には、女将さんの使う仏間がある。この薄い暖簾は随分と頼りないように思うが、お客さんがその暖簾をめくって中を覗くことは無い。女将さんにとって、ビジネスと私生活は、この仏間と帳場のように地続きになっているのではな

いかと感じた。お茶屋遊びとは境界線が曖昧な世界だ。女将さんの中に宴席での艶めいた女将の顔と堅実な経営者の顔が同居するように、局面によってその場の性質がくるくると変容するのである。おそらく女将さんは、相対した人によって、異なる祇園町の像を提供している。この可変的な性質にこそ、「花街・祇園町の伝統」の秘密があるのでは、と私は直感した。他の女将らへの聞き取りによって、私はこうした傾向がお茶屋「小嶋」だけに見られるものではないことを確信した。可変的な伝統の提示は、祇園町と、祇園町で生きる人びとを容易に計り知れないものにする。そのようにこの町を謎めいたものとして魅せていくあり方は、祇園町の流儀なのかもしれない。こうした流儀は昨今において開発されたものではなく、おそらく花街で連綿と培われてきたものだろう。しかし、このアイデアを裏付ける方法は思い浮かばなかった。一体どのような方法論をもってすれば、祇園町の強靱さの秘密に迫ることができるのだろうか。

悩んだ私は、フランスのアナール学派の歴史学者たちによって、1970年代から80年代にかけて提唱された「歴史人類学」と呼ばれる研究手法に注目した。歴史人類学が目指された20世紀後半は、「人間の生存の条件としての歴史という意味でも、その条件を探求する学としての歴史という意味でも、『歴史』の再考をうながす世界史的現実の大きな変動」[渡辺 2009: 135]に直面していた時期¹である。この時期に人類学との相互交流のなかで歴史人類学を目指したアナール学派の歴史学者には、「自社会の過去に『他なるもの』を見出し、現在の自社会に異貌の自己を発見するという、交差した自・他関係を含み込んだ歴史への方向づけ」と「西洋中心の進化史観の克服」[渡辺 2009: 147]という問題意識があった。私はこの、他者として自社会の過去を捉えなおすという論点に関心をもった。とりわけ、旧来の歴史学のなかで長く顧みられてこなかった女性の実践を注意深く描き出したナタリー・デーヴィスの研究には倣う点が大きかった [デーヴィス 1993]。

デーヴィスの著作『帰ってきたマルタン・ゲール—16世紀フランスのにせ亭主騒動』には、16世紀の南仏に生きた女性ベルトランドが登場する。ベルトランドは夫マルタンに蒸発されてしまった妻である。夫の帰還を待つ彼女の前には、やがてマルタンの名を騙る詐欺師が現われた。デーヴィスは、ベルトランドと偽マルタン・ゲールとの婚姻をめぐる審理過程の調査を通じて、彼女が夫の正体を知りながら結婚生活を続けていたことを指摘した。デーヴィスはまた、ベルトランドと偽マルタンが、彼らの婚姻を正当化させるためにプロテスタントにすぎたという見解を述べている。婚姻を秘蹟として位置づけ、離婚を禁じるカトリックに対して、プロテスタントの婚姻法令においては、夫に

遺棄された妻は離婚・再婚をすることができたのである。さらにまた、当時の農村部では男女の合意に基づく内縁の慣習があった。農民たちは彼らの望みを叶えるために民間の慣習とカトリックの教会法を巧みに使い分けていた[デーヴィス 1993: 89-96]。デーヴィスは、ベルトランドを取り巻いていた環境を丹念に再構築することで、16世紀の南仏を、このような奇妙な結婚が成立する余地を残した世界として描き出した。女性が採れる選択肢が非常に限定されていた社会において、その余白で試みられた密やかな、しかし強かな抵抗に関心を払う彼女の視座は、過去の祇園町で生きた女性たちの営みに迫る上で参照すべきものだった。

このような問題意識にもとづいて、私は祇園町を通時的かつ共時的に分析する事を決めた。アナル学派の歴史人類学が、人類学の知の蓄積を応用した歴史学であるならば、歴史学の知の蓄積と人類学の知の蓄積の双方を相補的に用いることで、祇園町にアプローチすることもできるのではないか。その後の調査を通じて、かつての祇園町では、お茶屋に生まれた娘たちが舞妓として出ていたこと、そして他ならぬ女将さんの母や叔母たちがかつて芸妓だったことを知った。別種の存在であると考えていたお茶屋の女将と舞妓が繋がった。数世代にわたって花街で生きてきた女将たちが、キーパーソンとして浮かび上がってきたのである。花街とは、現代の日本社会にありながら、女系の系譜を今もなお維持し続けている女の町なのだ。

この発見から導き出されたのは、女将たちが生きてきた花街という異質な世界がどのような歴史のうえに成り立っているのか？なにゆえに今も存続しているのか？という疑問であった。この論文は、花街・祇園町をめぐるこれらの疑問について、私なりの視座から明らかにすることを旨としたものである。

序章

(1) 目的

京都では近代より、お茶屋が集積している街区を、花街(かがい)と呼びあらわしてきた[加藤 2009a]。お茶屋とは、芸妓や舞妓を揚げるための場を提供する業種を指し、多くは女将の独立自営の形態をとる。京都の花街は、現在では年季奉公による舞妓の育成を継続している唯一の地域として知られている。当地では、舞妓は現在も住み込みの奉公人の立場にある。

希少な舞妓の存在を抱える花街は、京都という都市にとって重要な観光資源であると同時に、人身売買や売買春などの負のイメージが付随する場でもある。外部社会から与えられる花街に固有な文化表象や慣習の評価は、正負いずれかの定型を脱することはなかった。花街の研究史もまた、この両義的な特質のために、近代の公娼制度における性の商品化や、年季奉公の形態をとった人身売買に着目する批判的な視座[藤目 1997; 藤野 2012 など]と、芸能や女将と芸舞妓間の「疑似的」な親族関係や独自の商慣習・人材育成のシステムに着目した「伝統的」な文化が現存する場とみなす視座[西尾 2007 など]に二極化してきた。これらの視座の違いは、遊廓と花街、あるいは、娼妓と芸妓との間に、境界をどのように画定するのかという点に立脚するものである。前者の場合は、花街は性売買の場であり、また芸妓は娼妓に準ずる存在であると見なしてきた。後者の場合は、花街とは伝統芸能や高度なおもてなしが継承されている場であり、芸妓を娼妓とは全く別個の「伝統」の体現者として扱う。このような二分法的な評価は、花街で生きる人々の現在と過去を分断するものであり、花街で展開してきた正負に切り離すことができない人びとの営みへの関心を欠くものである。

そこで本論文は、花街の近代と現在を接続して描くことで、近代に形成された花街を成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのかを明らかにすることを目的とする。

本論文の主たる分析対象は、京都に現存する五つの花街¹のうち、祇園町(京都市東山区)である。当地を分析対象に選んだ理由は三点挙げられる。第一に、市内でも最大規模のお茶屋が現存し、かつ最多数の芸舞妓を抱える花街であるという点。第二に、芸舞妓を生徒として受け入れ、舞や三味線をはじめとした芸能の訓練を施す学校法人八坂女紅場学園が存在し、かつ同学園による景観の一元的な管理体制が機能している点。第三に、芸妓の舞を披露する舞台(都をどり)を創設した花街であるという点である。

明治期の祇園町では、娼妓取締規則(1900年10月2日、内務省令第44号)の公布によって国家による近代公娼制度が成立に至る1900(明治33)年までに、貸座敷組合による管理体制と年季奉公制度による舞妓の供給システムが整えられた。この動きは、奠都によって首都としての機能を喪失した京都という都市が、急速に進められた近代化政策のもとで殖産興業や京都博覧会の開催に活路を見出していく過程と重なっていた。1872(明治5)年の芸娼妓解放令(1872年10月2日、太政官布告第295号)の公布後も花街として存続していくために、祇園町は近代都市の形成に積極的に関わっていった。こうした祇園町が対応せざるをえなかった危機的状況は、明治期にのみ見出せるものではない。戦後、GHQの主導の元で労働基準法や売春防止法といった芸舞妓の就労形態に見直しを求める諸法が整備されるなかで、祇園町は生き残りを賭けて、自らのあり方を現在のものへと再編することを迫られたのである。

したがって本論文では、現在の祇園町で展開される、「花街・祇園町」という伝統を維持・継承する人びとの生の営みを、過去から連続している実践として、通時的かつ共時的な手法によって明らかにしたい。

(2) 花街をめぐる研究の潮流

本節では、祇園町を含む京都の花街の具体的な検討に先立ち、これまでの花街をめぐる研究の潮流を整理すると共に、本論文の理論的な視座を示す。一般の読者にとって、花街と聞いて想定する内容はおそらく一様ではないだろう。花街という語からは、芸妓さんや舞妓さんがいてお茶屋建築が立ち並ぶ「伝統的」な世界と、貧困層出身の少女が身を売る場であった(あるいは、今もなお行われている)世界という、正と負の相反するイメージが想起される[竹中 2008]。そこで、具体的な花街研究の潮流を紹介する前に、本論文では花街という場をどのような存在であると捉えるのかを説明したい。

花街と遊廓

ジャーナリストの浅原須美は、花街とは待合²、芸妓を抱える置屋、料理屋の三業から成り立つ世界＝三業地であると定義し、構成する業種の違いから、娼妓のいる「色街」＝遊廓とは区別されると述べた[浅原 1998]。こうした浅原の定義に対して、文化地理学者の加藤政洋は『花街—異空間の都市史』と題した著書のなかで、業種による花街と遊廓の区分はあくまでも東京で見られる特徴であると主張した。花街を構成する業種には地域的な偏

差があり、この区分は他の都市にも適用できる訳ではない[加藤 2005]。かわって加藤は、花街の必要条件は芸妓が所在(営業)するという点にあることを指摘した。そのうえで、より正確には、花街とは、芸妓と置屋、お茶屋のような遊興のためのスペースを提供する業種、そして旅館業などの関連するサービス業が集積して成立する場所として、把握できるとした。昭和前期には、この条件を満たす花街が少なくとも 500 力以上の地域に存在していたのだという[加藤 2005]。加藤自身が慎重に注意を喚起しているように、芸妓と娼妓が混在する花街が各地に存在したことを考えれば、彼の定義による花街には娼妓を主とする遊廓が含まれることになる。加藤は、娼妓を抱える業種である貸座敷³の営業区画とは法制度的に(多くの地域では空間的にも)切り離された、芸妓を本位とする花街を指して「狭義の花街」と呼んでいる。

加藤の定義に倣えば、本論文の調査地である祇園町は、この「狭義の花街」に分類される。本論文において花街という語を用いる際には、基本的にはこのような芸妓を本位とする場を指す。ただし、今日の花街の実態は、加藤が同書で分析の対象としていた明治期から昭和前期の花街とは、大きく異なる。芸妓と、芸妓に関連する業種の営業形態は、娼妓取締規則(1900年10月2日、内務省令第44号)や売春防止法(1956年5月24日、法律第118号)などの国家という位相で制定された法制度や、各府県による条例、そして業者たちがおかれたミクロな利害関係によって大きく変動してきた。花街の現在は、こうした通時的な変化の延長線上に形成されたものである。そのため、花街という場を考察するためには、国家／府県というマクロな位相、近代以降の都市空間の変容という中間的な位相、そしてこうした変動に直面しながら生を紡いできた人びとの営みをめぐるミクロな位相を通底する、通時的なまなざしが不可欠である。

このような立場に立って、以下では花街をめぐる研究史の潮流を概観し、本論文の理論的な視座を確認したい。これまでの花街についての先行研究は、芸妓の年季奉公契約および近代の日本における公娼制度(以下、近代公娼制度)の検討を中心とした歴史学的な調査手法にもとづく研究群と、「伝統的」な社会組織や慣習行為を分析したフィールドワークを主とする質的な調査手法にもとづく研究群の二種類に大別することができる。

歴史学的な調査手法にもとづく研究群

まずは、近代の花街をめぐる歴史学的な調査手法にもとづく研究群による論点を整理するとともに、代表的な研究を採り上げ、具体的に検討していく。

近代公娼制度と花街

この研究群では、近代公娼制度における娼妓と、娼妓を本位とする遊廓が分析の主たる対象となってきた。これは、近代公娼制度における芸妓が、きわめてあいまいな立場におかれていたことに由来する。明治期に確立されたこの制度は、開国によって世界的な資本主義に日本が包摂され近代国家が樹立されるなかで、欧州をモデルとして近世の公娼制度を再編成したものである[藤目 1997: 88]。梅毒をはじめとする性病の蔓延を予防し、健全な軍隊を維持することを目的として掲げた近代公娼制度のなかでは、個々の娼妓の身体は梅毒の媒介として厳しく管理された。遊女屋などの売買春の場を提供する業種が集まる空間・区域を公認の対象とした近世の公娼制度に対して、近代では個々の娼妓が登録・公認の対象となったのである[曾根 2003]。他方で近代の芸妓は、娼妓と類似する身体の拘束をともなう契約によって就労していながら、売春が許可されていない者という、きわめて消極的な区分によって把握されていた。これは、個別の娼妓を統制の対象とした近代の公娼制度において、芸妓とはいかなる存在であり、どのような基準でもって統制すべきかを明確に定義する法制度が、少なくとも国家のレベルにおいては公布されなかったためである。

この芸妓という特異な存在の起源は、近世の芸者にさかのぼる。近世史学者の吉田伸之は、近世社会における芸者を、固有の職分としての芸能を獲得することで、遊女という地位・状態から分化、形成された身分であると分析している[吉田 2013]。吉田によれば、遊女とは固有の身分ではなく、「貧農の家や都市下層民衆の家に包摂される若い女性が、身売りの奉公の形でおかれる一時的な地位・状態」である[吉田 2013: 15]。この身売りの奉公とは、実質的に人身売買の形態をとる年季奉公契約のあり方であった。遊女屋は、遊女の親権者に前借の給金＝身代金を渡すのと引き換えに、遊女の労働が利息を上回り本金まで償却するまでの期間(年季)、彼女の身体を奉公人として拘束した。

法制度史学者の牧英正は、近世から近代にいたる雇用契約についての研究を通じて、このような遊女の年季奉公を日本における人身売買問題のなかの一現象であると指摘している[牧 1971]。牧によれば、人身売買の歴史は日本における雇用法史の前史である。中世以降の人身売買には、永代売と年季売が存在したが、身売りの奉公は後者に起源をもつ。奴隷身分を設定する前者に対して、債券担保の機能をもつ年季売は質と混同された。これは子女や下人を質物とする人質契約であり、奉公人は質物とみなされて質取主のもとで労働する。このような奉公においては、奉公人の労働が利息を上回り本金を償却すると、質置

主は満期の時点で、本金を返済することなく奉公人を受け戻すことができた(居消費奉公)。すなわち、遊女の年季奉公における前借の給金とは本質的には年季売の身代金である[牧 1971: 9]。やがて徳川幕府によって人身の永代売買が禁止されると、これと並行して進行した商品生産の発展および貨幣経済の浸透もあいまって、地域による偏差はあったものの、一般の労働関係は身分的な隷属から債権的な奉公関係へと推移していく。近世を通じて、人身売買に起源をもつ身分的な要素が奉公関係から取り除かれていくなかで、身売りということばは、商品生産とは関係の薄い、遊女⁴などの売買春をともなう奉公に残されることになった。やがて江戸中期以降には、身売りの奉公の契約書である遊女奉公人請状が、共通の体裁をもって全国的に成立した [牧 1971: 92-93, 116]。

この遊女奉公人請状によって、女性たちは親元を離れて遊女奉公に出たのであるが、その奉公の過程で舞踊や歌曲といった芸能を職分として獲得することになった。やがて遊女らのなかには、こうした職分の獲得によって、隷属的な地位・状態から自らを解放する者が現われた。こうした女性たちが、近世における芸者の起こりであると考えられる[吉田 2013]。職分として芸能を身につけた芸者たちは、宴会の席で舞踊、三味線、唄などを披露し、時間極めの座料を稼ぐことを本業としていた。芸者たちは遊女とは区別され、売女まがいの行為をすることは禁止された [曾根 2003: 132]。こうした背景のもとで成立した芸者たちを奉公契約の形式をとって抱えたのが置屋であり、芸者たちに芸能を披露する場を提供したのが、客に宴席の場を提供していたお茶屋と、お茶屋に類する業種であったのである。

近代の花街は、このような遊女／芸者をめぐる近世的な状況を再編することで新たに成立していった。地理学者の塚本章宏と中谷友樹は、こうした近代の花街を分析した研究群を、注目する位相の違いから三種類に分類している。すなわち、第一に国家／各府県レベルでの女性史および政治史的な視角、第二に娼妓の勤務実態や娼妓を抱える貸座敷業者の営業形態に注目した個人・業者への視角、そして第三の花街を近代の都市空間を構成する要素として位置づけ、都市形成のなかで変容する花街を対象とする都市史的な視角である [塚本・中谷 2011]。本節では、ひとまず塚本と中谷による分類に倣って歴史学的な調査手法にもとづく研究群を整理した上で、各論の基礎となる視座のなかでも、代表的な論考を挙げて検討したい。

女性史および政治史的な視座

まずは、第一の女性史および政治史的な視座による近代の花街をめぐる研究群について述べたい。この研究群においては、主として近代公娼制度の成立と運用をめぐる国家／各府県の位相での動向が調査対象となってきた。

明治政府による公娼制度の方針について、政治史の立場から検討を試みた先駆的な研究として、大日方純夫による東京府の動向についての研究がある[大日方 1989]。大日方は、1872(明治5)年の太政官による達、いわゆる芸娼妓解放令(明治5年10月2日、太政官布告第295号)を近代日本の公娼制度の発端であると見なし、その成立にいたるまでの行政当局による構想の過程⁵を分析した。そして、芸娼妓解放令以後の娼妓に対する統制の方針が、1876(明治6)年12月10日の東京府布達によって、大蔵省と、それに追随した東京府による公認・囲い込み路線の採用をもって確定⁶したとしている。明治政府は近代国家としての成立期において、公娼の営業許可地への囲い込みと私娼の取り締まりと排除という、二つの政策を、公娼制度の基本方針として示したのである[大日方 1989: 10-11]。近代の花街を語る上で、大日方の研究でとりわけ重要な点は、娼妓の取り締まりが地方行政官、具体的には警察(東京の場合は警視庁)に委任されたことを指摘している点である。娼妓と、娼妓の営業許可地の取り締まりは各府県によってなされることとなり、芸妓もまた地方委任体制のなかで警察による取り締まりを受けることになった。このような仕組みが採られたがゆえに、各府県によって多様な実態をもつ花街が成立するに至ったといえる。

このような特徴をもつ近代公娼制度について、国家による国民の性と生殖の統制という観点からアプローチを行った研究として、藤目ゆきの『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』が挙げられる[藤目 1997]。藤目は、明治政府による国家管理売春の体系が、戸籍によって管理されない婚姻外の性交に対する法的差別化と公娼制度の両輪によって創り出されたことを指摘し、このような状況のもとで創り出された公娼制度と墮胎罪体制を「性と生殖に対する統制の十九世紀的システム」[藤目 1997: 9]と定義した。藤目は、国家によって性的な自己決定権を侵害された女性たちの社会運動を分析する過程で、戦間期に起きた大阪の芸妓による待遇改善を求める労働運動について触れている。当時の花街は、第一次世界大戦後の好景気と資本主義の発達にともなう、カフェ⁷をはじめとする大衆向けの安価な業種の登場によって深刻な経営悪化に見舞われており、時代に応じた変化が求められていた。そのため、芸妓たちの求めに対して経営者側も一定の譲歩を見せ、彼女らの運動は達成を見たのである。藤目にとって芸妓とは、「構造的

に性的サービスを促される搾取システムの中で就労していた」[藤目 1997: 308]労働者であり、お茶屋や置屋は過剰な搾取を行う経営者であった。

藤目と共通する問題意識のもとで試みられた女性史としては、藤野豊による国策としての売買春の管理維持政策の分析がある [藤野 2001]。藤野は、娼妓の営業許可地への囲い込み(集娼制)の実現と性病予防策の実施によって成立する近代の公娼制度の背景に、優生思想にもとづく人口政策があったことを指摘している。藤野によれば、近代における公娼と私娼の黙認によってなる公娼制度は、国家の管理下にある娼妓を除く私娼の性病予防を目的とする 1927(昭和 2)年の花柳病予防法(昭和 2 年 4 月 5 日、法律 48 号)の制定をもって成立する。花柳病とは性病のうち梅毒・淋病・軟性下疳を指す用語であり、同法はこれらの病気の感染源として性売買にかかわる女性だけを対象とする、不完全なものであった[藤野 2001: 63-64]。近代の日本は、女性は性病予防という国策に殉じる娼婦と、人口増殖という国策に献身する良妻賢母を分断して管理したのである[藤野 2001]。

他方、小野沢あかねは、国境を越えた女性の人身売買禁止(当時は国際的婦女売買、international traffic in women)の潮流と日本の公娼制度の関係に注目し、国際関係史的な手法によって、内地のみならず植民地や日本の勢力圏をも対象として調査している[小野沢 2010]。加えて、日中戦争以降の企業整備に注目することで、戦時経済のなかでも遊廓を構成する業種が国策によって存続し続けたことを指摘した。小野沢によれば、戦間期における日本の公娼制度政策の特徴とは、前借金と芸娼妓酌婦周旋業の合法性を、国家として公認していた点にある。小野沢は、1932(昭和 7)年に国際連盟によって組織された東洋婦女売買調査団の調査報告から、前借金が娼妓や芸妓自身のためではなく、彼女らの両親や親権者を経済的に支えるために使用されていた点、また、養母-養女という家族関係を利用して置屋が芸妓に売春を強いている点に注目し、これらの特徴が家の存続を是とする志向によって支えられていることを指摘した[小野沢 2010: 227-228]。こうした家族的関係性を背景とした公娼制度政策は、内地のみならず植民地や勢力圏都市にも導入されていった。このような状況への国際的な批判は、1935(昭和 9)年の内務省警保局による公娼制度廃止案「公娼制度対策」の作成へとつながっていく[小野沢 2010]。

以上のように、女性史および政治史的な視座においては、近代の公娼制度のもとでは娼妓および芸妓らが国家によって統制されていた点、そしてその公娼制度は特に欧米諸国との国際関係のなかで形づくられていった点が明らかにされてきた。

個人・業者への視座

次に、第二の個人・業者への視座からの研究群について述べたい。この研究群においては、第一の研究群より調査の照準がしぼられ、貸座敷業者の営業形態や娼妓、芸妓らの勤務形態、そして客の属性や遊興のあり方についての研究が存在する。

個別の貸座敷業者の経営と、そこで勤務する娼妓の生活実態について明らかにした研究に、横田冬彦による京都における貸座敷営業許可地の「遊客人名帳⁸」の分析がある[横田 2002]。横田は、明治末期から大正期までの京都の貸座敷営業地を、芸妓を中心とする地区(娼妓の比率は 10%以下、一業者が抱える芸者は 1~2 人、揚代は 14~25 円程度)と、娼妓を中心とする地区(娼妓の比率は 80%以上、一業者が抱える娼妓は 5 人、揚代は 4~6 円程度)、そして両者の混在型(娼妓の比率は 50%、一業者が抱える娼妓は 2 から 3 人程度)に分類している[横田 2002: 103]。その上で、大正期には芸妓を中心とする地区と、娼妓を中心とする地区とが分化しつつあったことに注目した上で、第一次世界大戦後から金融恐慌にいたるまでの好景気期に、遊客数が多く、一人あたりの消費金額の安い後者の拡大によって遊客が急増していることに注目した[横田 2002: 106]。横田は、芸妓中心の地区に分類される花街である宮川町と、娼妓中心の地区であった島原および七条新地との比較分析を通じて、同地の客は年齢層が高く、また職業階層についても銀行員や官吏、医者などの中・上層に位置する者が多いことが、平均消費金額の高さにつながったことを指摘した[横田 2002: 116]。このように、横田の研究からは、地理的に隣接する営業地であったにもかかわらず、揚代による収益額や遊客の属性による階層性が存在することが明らかになったのである。

これに対して、先にあげた塚本章宏と中谷友樹は、横田と同じく「遊客人名帳」を調査対象としながらも、GIS(地理情報システム、Geographic Information System(s))を用いて都市の社会構造のなかに遊客の地理的な分布図を作成することで、花街の需要者である客の空間的な特性をより詳細に明らかにしている[塚本・中谷 2011]。塚本・中谷は、芸娼妓混合型であった宮川町の分析から、大正期における好景気によって花街から 2km 圏内の近隣地域からの遊客が増加したこと、さらに、隣接する花街との間で空間的な競合が生じていたことを指摘した。塚本・中谷の研究で重要な点は、遊客の属性と来店回数の照合から、遊興の形態と来店頻度との相関関係について明らかにした点にある。塚本・中谷は、何度も来店する最良客ほど芸妓を揚げての短時間で高価な遊興をする傾向にあることに注目し、こうした最良客のうち、特に来店が 10 回以上にのぼる客の多くが京都市内に居住している

こと、社会階層の上位に位置づけられる職業に従事していることを指摘している [塚本・中谷 2011: 138-141]。こうした傾向は、宮川町においては、娼妓の花代が、酒肴をともなう宴席での高額な遊興費を別途ともなう芸妓よりも、1.2 倍ほど高額に設定されていることから裏づけられている。すなわち、芸妓と娼妓では遊興の形態が異なったことがわかるのである。

他方で、松田法子は建築史の立場から、昭和初期に形成された新興の花街である熱海を対象に、芸妓と芸妓の関連業種の空間形成の過程について明らかにした[松田 2014]。明治期の熱海は、旧大名や元家族などの長期滞在者や別荘所有者を対象とした高級保養地であり、これらの客層に芸事の稽古をつける女性の専門職として、遊芸師匠たちが存在した。こうした熱海の空間性は、1934(昭和 9)年の丹那トンネルの開通と、これにともなう東海道線の全線開通によって大きく変動する。東京から入浴客の急増によってそれまでの客層が離脱したことに加えて、関東大震災で被害を受けた水際の低地(糸川の両岸一帯を指す、以下、糸川べり)に位置していた別荘地などの分割転売によって、私娼である酌婦とその関連業種に加えて、芸妓と置屋、そして芸妓の派遣先である待合や旅館が集積することになった。このような客層の変化と土地の開発は、芸妓の流入を招いただけでなく、遊芸師匠を芸妓へと再編させた。この地域では、昭和初期から戦後にかけて女性による土地の所有が増加していった。この女性たちは、先に述べた元遊芸師匠や置屋などの、芸妓に関連する個別経営者であった[松田 2014: 249-250]。糸川べりの土地台帳からは、長屋のような小規模な形態の建物を所有し、短期間で離脱するなど、小規模で流動性の高い女性たちの経営のあり方がうかがえる。松田は、昭和初期における熱海の社会構造に注目することで、近代の花街が大小の土地所有や、在地／外来の資本の流入によって形成されていくことを明らかにしたのである。

以上のように、個人・業者への視座においては、個々の営業者や芸妓、遊客らの実態が明らかになってきた。国家／府県というマクロな位相について分析した第一の研究群において述べた通り、地方行政および警察の統制にもとづき、近代の花街は地域によって異なる様相を見せていた。ゆえに、第二の視座にもとづくミクロな位相における個人規模の商業実践の分析は、松田の研究のように、芸妓や、芸妓に営業の場を提供する業者が生活を営む、中間的な位相——都市の社会と空間の構造——への関心に向かうことになる。

都市史的な視座

そこで、最後の視座として、国家／府県というマクロな位相に注目する女性史および政治史的な視座と、ミクロな位相に位置するを分析した個人・業者への視角との中間的な位相に位置づけられる研究群、すなわち、都市史的な視座にもとづく研究群について述べる。

先にあげた加藤政洋は、都市の政治学的な論点を新たに打ち出した[加藤 2005]。加藤は、都市の空間的な文法が成立していなかった明治期以降の都市形成の過程において、花街が新たに創出されていることに注目した。明治後期以降、花街の建設は、都市の発展や街区の形成を促す土地開発の手法として駆使されていったのである。加藤はまた、近代都市の政治的な焦点となっていた点に鑑み、この種の花街を「近代の所産」[加藤 2005: 308]であると見出した。花街の近代化に着目する本論文の問題意識は、このような加藤の論点に示唆を受けている。加藤はまた、『花街—異空間の都市史』で提示した論点を引き継ぐ著作『京の花街ものがたり』において、京都の花街がもつ特徴に注目し、近世のテキストや絵画との照合作業によって、「貸席(おちゃや)」の存在を見出した[加藤 2009a]。加藤によれば、近代京都の空間レンタル業の四つの類型として、①妓楼(茶屋・遊女屋)、②諸種の茶屋、③塔頭、④貸座敷(時限・日限を設けて部屋を貸す業種)が挙げられるという。明治初期に①は取り締まりの上で「貸座敷(かしざしき)」という法律用語に置き換えられ、④と併存する状況が発生した。しかしながら一般には、①は芸妓の出先となる施設を指す貸席(おちゃや)という名称で呼ばれた[加藤 2009a: 115-116]。加藤の成果は、京都府による近代の娼妓をめぐる統制のなかで登場した、遊女屋とお茶屋を包括する概念である法制度上の用語「貸座敷」の存在を示した点と、これとは別個の存在として、京都の都市空間におけるレンタルスペース業の系譜に光を当てた点にある。これによって、京都という都市の花街の、近世から近代にいたる変容の特性が明らかになった。

以上のような遊廓／花街の研究史をふまえて、佐賀朝は特に近世の遊廓史研究の成果である「遊廓社会」論という方法的基盤に注目し、日本の近世から近代における都市の社会＝空間構造を反映する要素として遊廓をとらえた。「遊廓社会」論においては、性売買を成立させる遊廓のヘゲモニーの主体と、その社会＝空間的な構造を明らかにすることが提起されている[佐賀 2010]。こうした問題意識にもとづいた研究を実現するために、佐賀は二つの局面からのアプローチを掲げている。具体的には、芸娼妓の営業地を「閉じられた」空間として成立させる町割や町制、関連する業種の所有と経営のあり方といった社会＝空間構造の解明と、女街のネットワークや土地開発との関係などの「閉じさせない」空間と

して成立させる諸要素の解明である[佐賀 2010: 3]。こうした矛盾したベクトルは、都市のなかで社会的にも疎外された空間でありながら、同時に都市を活性化させる空間でもあるという遊廓／花街の特性を表している。佐賀は、先にあげた吉田伸之とともに、このようなアプローチをもって遊廓を包含する都市社会の実例を比較検討することで、「遊廓社会」の固有性と普遍性を明らかにすることを試みている[佐賀・吉田 2013; 佐賀・吉田 2014]。

以上、歴史学的な調査手法にもとづく研究群を、三つの視座に分類することで概観した。歴史学的な研究群の意義は、国家あるいは府県が定めた法制度が、ミクロな芸妓の労働環境をいかに規定したのかを明らかにしたという意義がある。これまでも繰り返し指摘したとおり、遊廓／花街の実態がその所在地における地方行政の方針や都市の社会的、空間的な構造によって大きく異なることをふまえれば、花街の研究は、当該地域の社会制度の変容に照準を合わせた調査手法によってこそ実現可能であるといえる。それゆえ本論文は、花街を構成する業種の業者らが属する社会関係に注目する、第三の都市史的な視座に学ぶ点が多い。

フィールドワークにもとづく研究群

次に、こうした文献調査にもとづく歴史的な調査手法にもとづく研究群に対して、異なる観点からアプローチした研究群として質的な調査手法にもとづいて試みられた花街の研究について注目し、その達成点について述べる。この研究群では、インフォーマントが歩んできた歴史や固有の経験に注目するインタビューや、調査者が実際に分析対象となる社会集団に参入しインフォーマントと生活を共にする参与観察などからなるフィールドワークを調査手法として用いてきた。

このような手法による先駆的な研究としてあげられるのは、アメリカ人の文化人類学者であるライザ・ダルビーによる、京都の花街・先斗町(京都市中京区)を舞台に回想形式でつづられた著作、『芸者[GEISHA]—ライザと先斗町の女たち』である。同書は著者自身が芸妓・市菊としてお座敷に出たことで為し得た参与観察の記録であり、1970年代の京都におけるお茶屋遊びや、芸妓たちが形成する「疑似的」な親子／姉妹関係、そして芸事の修行について、芸妓の目線から記録されている[ダルビー 1983(1985)]。ダルビーは芸妓の特異性を、客前でのふるまいが粹であるという点と、伝統の保存者であるという点に見出している。アメリカ人であるダルビーの目に、芸妓は17から18世紀にかけて成立した粹という美意識を身に留めている存在として映った。ここでの粹とは、「世なれているがすれっか

らしではなく、純情ではあるがうぶではない」[ダルビー 1983(1985): 258]という微妙な機微をもつ有様を指す。この美意識は、芸妓としての経験の蓄積があり、恋愛の酸いも甘いも噛みしめた中年に近い女性にこそ体现されるものだった。そのような性質をもつ芸妓は、客にも粹を求めた。芸妓にとっての粹な客とは、「芸妓の芸に対するたしなみがあり、機知にとんだ楽しい人で、芸妓にもてなされるばかりでなく自分も芸妓を楽しませる」というタイプの男性である[ダルビー 1983(1985): 258]。芸妓と粹な客との間で形成されるこうした関係性は双方向的なものであった。こうした芸妓の特異性は、ホステスと対置されることで説明される。ダルビーにとって日本のホステスとは、先にあげたように昭和初期に全盛期を迎えたカフェーの女給の系譜に連なる存在であり、芸妓と花街がカフェーとの差別化を図るなかで排除した近代性と最新流行のスタイルを受け継ぐ者であった。対して、芸妓とは封建時代につくられた芸妓のイメージを維持し続けている者であり、だからこそ伝統の保存こそが芸妓にできる社会的貢献であって、その立場は新しい遊興の形態によって脅かされることはない、とダルビーは主張した [ダルビー 1983(1985)]。

ダルビーの著作以降、フィールドワークによって花街の研究を試みた事例は、しばらく現れなかった。このような状況は1980年代まで続く。やがて1990年代に入ると、この間に花街を家族で安心して行くことができる観光地として扱うガイドブックや、「一見さんお断り」をはじめとする花街の商慣習や芸舞妓の衣装などについて、お茶屋遊びに縁遠い読者に向けてわかりやすく解説した一般書籍や写真集などの刊行が目立つようになった[溝縁 1992; 浅原 1998]。しかし、フィールドワークに基づいて、当該地域の文化や慣習といった人々の営みを学術的に考察した研究の登場は、2000年代を待たねばならなかった。

ダルビーが注目した芸妓と、芸妓の接客にまつわる問題意識を引き継いだ論考として挙げられるのは、中岡志保による東京の花街を対象とした研究である。中岡はダルビーと同様に、自らが芸妓(中岡のフィールドである東京では、芸者と呼ばれる)としてお座敷に出ることで参与観察を行った[中岡 2013a; 2013b]。彼女の論考のなかでは、花街(同著では花柳界と表記される)は、高齢かつ下層階級出身の芸妓と、若年で中流階級出身の芸妓とが接触するコンタクトゾーンとして捉えられている [中岡 2013b: 151-151]。両者の差異は、芸者という生業を「商売」ととらえるか、「仕事」ととらえるかという点に表れる。前者はお座敷を離れた場面でも客や目上の芸者のまえで自主的に感情を管理する。中岡は、このような客と芸者をむすぶ感情的な絆は、商品として規格化されないことに注目し、花街の顧客は、芸者の自主的な感情管理の内的な領域に愛情を読み取ろうとして店に通うのだと説明

する。ところが、このような接客の実態があるにもかかわらず、若い芸妓たちは芸能者として自己を装うことを、所属する置屋の女将に要請されている。これはお客に提供するサービスの質を保つためである。中岡の研究は、ホックシールドの「感情労働」論を援用するものであり、現在の花街における若い芸妓らを女将によって感情を管理される労働者として位置づけることで、芸妓や花街の社会的、かつ文化的な変容を指摘している。

このように、ダルビーと中岡は花街について共通する調査手法を用いて迫った。しかし、その調査から導き出される結論は対極にある。1970年代に粋という美意識に注目したダルビーが、近世から連続する芸妓のイメージを描いたのに対して、中岡は時代状況の変化のなかで、芸妓という存在の性質が大きく変質しつつあることを明らかにしたと言える。次に、こうした芸妓と花街をとりまく状況について迫る研究群として、最良客のなかでも芸舞妓との親密な関係性を背景に金銭的な支援を行う旦那に注目した研究について述べる。

中原逸郎は、京都の花街・上七軒(京都市上京区)で聞き取り調査を行い、花街で伝承される舞踊や三味線、唄などの芸事に注目し、上七軒の芸妓や元芸妓、最良客らへの聞き取りを通じてその伝承を実現してきた環境を分析した[中原 2013]。上七軒は、西陣の織物産業との関係性が深い花街であり、かつては個人の最良客のみならず、こうした織物産業にかかわる企業との交流にも積極的であった[中原 2013: 96, 98]。中原が収集したオーラルヒストリーによれば、戦後の衣料不足を支えた繊維業の隆盛による「ガチャマン景気」によって西陣の織物産業は非常に羽振りが良く、また高度経済成長も重なって1970年代までの上七軒には旦那が存在したという。西陣の旦那たちは自身が非常に芸達者であり、彼らの芸妓への芸事への要求水準は非常に高く、結果として旦那と芸妓の間で生じる芸事をめぐってお座敷での相互作用が上七軒の芸を高めていた。こうした状況は、1980年代に入ると変化を迎える。それまでの高度な芸事を修めた芸妓を重んじる最良客側の価値観が崩れ始め、若く外見も華やかな舞妓がもてはやされる風潮が見られるようになった。中原はこの背景を西陣の衰退によって説明している。1990年代以降にバブル経済崩壊を迎えるとこの傾向はさらに進み、かつてのように芸妓に対して見返りを求めない投資をしていた旦那＝パトロンは姿を消し、替わって投資に対して短期的な見返りを求めるスポンサーが主流となった[中原 2013:102]。

このように中原の研究は、芸舞妓の変質がそれを支えてきた最良客の変化に由来することが明らかにするものである。ダルビーや中岡の研究と同じく、芸妓同士の関係性や、客、とりわけ旦那との関係性に注目したこの種の研究は、こうした個々のアクターが形成する

ネットワークによって構成される花街の姿を浮かび上がらせるものである。そこで最後に、コミュニティとしての花街にという視座から行われた研究について述べたい。

花街をコミュニティとして分析した研究としては、西尾久美子による経営学の立場からのお茶屋や芸舞妓へのアプローチが挙げられる[西尾 2006a; 2006b; 2007]。西尾は、日本国内の他の花街と異なり、なぜ京都の花街が産業としての競争力を維持してきたのかという問いを立て、芸舞妓のキャリア形成と花街で継承される独自のシステムについて考察した[西尾 2006b]。西尾によれば、京都花街はお茶屋を中心とした取引システムとサービス評価の仕組みからなる共同体として理解できる。この「花街共同体」は、お茶屋の女将、置屋と芸舞妓や見習い、そしてお茶屋に継続して通う最顧客からなる疑似家族関係で結ばれた狭義のメンバーのみならず、お茶屋にサービスを提供する料理屋や、宴会に必要な花や道具類などを提供する業者といった広義のメンバーをも含めて構成される[西尾 2006b: 119,137]。花街共同体のメンバーは、相互の取引を介して内部の情報やサービスの質にかんする美意識を共有することで、その花街全体の質を保っている[西尾 2006b: 136]。西尾は、花街共同体が時代状況の変化に対応して、新しいサービスの開拓や新規の客層を開拓などに取り組むことで、他のサービス産業にたいして競争優位性を保ってきたと指摘する[西尾 2006b: 154-7]。このような花街の取引システムとサービス評価の仕組みの中心に存在するのがお茶屋であり、その経営者である女将だ。西尾は、お茶屋の商業慣行がもつ経済合理的な側面に注目することで、お茶屋が「花街という社会関係資本の構造に自分を中心とする信頼関係を構築して、取引システムを使って花街でサービスを提供する専門業者をコントロールしている」[西尾 2006b: 119-20]ことを指摘した。

こうしたコミュニティをささえる環境や構成要素の差異へのアプローチは、花街に見られる地域的な偏差を明らかにした。こうした個別の花街がもつ特性は、当該の花街に固有の魅力や、それを生み出す「伝統」の形成過程への関心をうながすものである。

これらのフィールドワークにもとづく花街の研究は、花街で展開するミクロな実践に注目することで成果をあげてきた。ただし、これらの研究は、ジャパノロジー(日本学)、性産業における感情労働、芸能史、経営学などの特定の学術領域に還元されるものであり、花街をめぐる固有の研究領域を確立したとは言い難い。それゆえに、花街で見られる独自の社会関係や慣習的な行為を、既存の学術的な理論を援用することで、その固有の意義を普遍的なコンテクストに回収してきたきらいがある。よって、花街で生きる人びとによるミクロな実践について十分に迫るためには、そのような実践が当該の社会でどのように作用

するのかという点を、彼らの生活世界から明らかにし得る、総合的なアプローチが求められることになる。

文化人類学的アプローチの可能性

それでは、どのようなアプローチであれば花街における営みの総体に迫ることができるのだろうか。本論文ではこのようなアプローチを可能にする思考のあり方として、社会と個人をめぐる二項対立的な思考様式を乗り越えることを試みてきた文化人類学の議論の蓄積に着目する。

二十世紀の初頭において、西欧の近代社会における二元論的他者意識から生み出された初期の文化人類学は、われわれ文明人とかれら未開人という図式によって、未開社会の個人を非合理的な社会規範に縛られた主体的な自由なき存在として描いた。こうした図式は、西欧社会における、自由意思をもち、合理的な判断によって行動を選択する主体として個人をとらえる思想(社会唯名論)にもとづいていた。やがて西欧の個人観の特殊性が明らかになると、社会と個人の関係が文化人類学の中心的な主題となっていく。この構造と個人をめぐる二元論を乗り越える視点をもたらしたのが、フランス社会思想によって提示された、権力に依拠することで形成される主体という概念である[田辺・松田(編) 2002; 田中・松田(編) 2006]。この主体化という概念によって、近年の文化人類学では「自由意思をもつ個人からなるものでも、規則に盲従する人々からなる世界」でもなく、「偶発性を無視できない相互交渉の世界」[田中・松田(編) 2006: 21]が分析の対象となった。すなわち、文化人類学はその歴史のなかで、マクロな権力の構造から切り離された個人像を否定しつつも、制度に従属しながらも巧みに営まれるミクロな個人の生を描いてきたのである。

このような文化人類学の蓄積をふまえて、調査地は異なるが本論文と対象への接近方法を同じくする研究として、文化人類学者の松田素二による論考をとりあげたい[松田 2009]。松田素二は、「生活」という概念を議論の俎上に載せる上で、農村社会学者の有賀喜左衛門の論考を参照している。松田は、有賀の生活論が指し示した生活世界の創造性について、以下のように説明する。少々長くなるが引用したい。

経済、労働、政治、信仰、祭礼、娯楽といった領域ごとに生成される社会関係の束や価値規範の束をとりまとめ、それらを総合する世界として生活は存在する。こうした社会関係や価値規範は、当然のことながら、外部(とりわけ明治国家の成立以降は中央政府あるい

は日本をとりまく国際政治力学)からの強い影響を受けることになる。こうした外部条件は、その地域、村落が個別につくりだしてきた個別の社会・文化的条件と接合しながら、人々の生活を規定しようとする。しかし、人々の生活は、これらの社会的条件に直接、統制・規定されるわけではない。生活に押し寄せる諸条件は、人々が生成してきた生活意識によって、彼らの都合(必要)にあわせて変容され、結果的に、生活世界の自律性は保全されていくからである[松田 2009: 3-4]

このように、松田素二が有賀喜左衛門の生活論を引いて注目したのは、人びとの日常生活にねざした創造性であった。人びとがこうした共同性を生成していく過程においては、ときに観察者から矛盾した言動であると映るようなふるまいが見られる。このようなフィールドにおけるインフォーマントの豹変を生み出す論理を明らかにするために、松田は鳥越皓之らが1980年代に琵琶湖畔集落の環境史調査を通じて提唱した生活環境主義の議論における、「説得と納得の言説」=イディオムに注目した。生活環境主義者の議論においては、生活実践のなかで獲得される、生活の便宜を図るためにイディオムを操作する力が「生活知」と定義される。生活者は問題化に対処するにあたって、選択可能なイディオムの束の中から、特定のイディオムを無意識的に選択する。松田はこのプロセスをイディオムの範例的操作と呼んだ[松田 2009]。松田によれば、生活知とは「地域生活者の生活の必要や有用性などに依拠し、それらを日常生活の営みのなかで便宜的に活用する智慧」[松田 2009:172]であり、インフォーマントの言説の豹変は、生活知の発露として解釈できるのである。生活者の便宜は、「それが転倒されない限り、生活組織外からつねに送り込まれてくる強大な力に対して、ときに妥協し、ときに激しい抵抗を導く」[松田 2009:175]ものである。

このような視座に立てば、マクロな制度的変化の影響に曝されながらも、旧来の「伝統」のなかから特定のイディオムを選択し、継承していく人々のミクロな実践を考察することが可能となる。本論文ではこのような文化人類学的なアプローチを採用して、マクロな体制の変化の中で、人びとが「伝統的」な花街を作り上げていくミクロな営みを明らかにしていきたい。

(3) 視座と方法論

歴史学的アプローチ／文化人類学的アプローチ

以上のように、これまでの研究史の潮流から、花街の実態に迫りうる二つのアプローチとして、歴史学と文化人類学を示した。これまで述べてきたように、歴史学的なアプローチは、芸妓の取り締まりの基準にかかわるマクロな法制度や、それが対象とする社会集団に与えた影響についての考察を可能にする。他方で、文化人類学的なアプローチは、個人が歩んできた歴史や、そこから発生するミクロな慣習的行為の意味についての考察を実現するものである。二つの調査手法は、それぞれ異なるアプローチから花街という場の内実に迫り得るものであり、別個の達成点を導き出す。ただし、こうした調査手法、ひいては着眼点の違いは、往々にして花街やそこで生きる人びとに対する相反する評価を提示してしまう可能性がある。以下、具体的に両者の特徴を挙げてみよう。

歴史学的なアプローチでは、国家／府県の位相での法制度を分析の主眼とする。これらの研究においては、花街で生きる人びとの実践は、外部からもたらされるマクロな法制度の影響下にある営為として描き出されることになる。したがって、独自の慣習を生み出す花街の社会構造が、いかなる制度・政策によって構築されたのかという点に迫ることが出来る。これまで見てきたように、このようなアプローチにもとづく研究群は、芸妓とその周辺の産業を、前借金契約による人身売買を前提として成立する業種として描き出す。本論文はこうした問題意識を否定するものでは決してない。しかしながら、これらの研究群では、花街という場や関連する業種に対する批判的な評価に依拠しているために、芸妓は受動的な主体として描かれる。したがって、お茶屋や置屋と芸妓の関係性は、搾取-被搾取という一面的な図式に還元されてしまう危険性がある。加えて、これらの研究群では、近代公娼制度が花街におよぼす影響に着眼点がおかれるために、法制度では規定しきれない個別のアクターによる生き残りを賭けたミクロな実践や、こうした実践を実現可能にする独自の社会的な枠組みや慣習については議論の俎上には上がらない傾向にある。

次に、文化人類学的なアプローチについて検討する。長期的な調査期間をとり、調査者自身の経験をも組み込みながら考察するフィールドワークは、インフォーマントによる実践が当該の社会集団でもちえるリアリティを丁寧に描き出す。こうした調査手法は、花街という場における独自の社会構造や作法そして芸能を、観光資源としての価値をもちえる「伝統的」な事物として肯定的にとらえる着眼点にもとづいており、花街で生きる個人による、ミクロな創造的な行為の意義に迫ることができる。ただし、文化人類学的なアプロ

一歩は、その性質上、花街で生きる人びとの実践を同時代の限定された局面のなかで捉えるものである。それゆえ、個人の実践が明確な目的をもつ戦略として解釈される傾向があり、マクロな法制度の変遷が個人におよぼす影響を十分には検討し得ない。したがって、花街を構成する「伝統的」な事物が、外部社会からもたらされる社会的な変動のなかでいかに構築されてきたのかという点に、史実の厚みをもって迫ることは難しい。

このように、歴史学的なアプローチにもとづく研究群と文化人類学的なアプローチにもとづく研究群は、花街における個人の能動性をめぐって、相反する解釈を提示するものである。このような解釈はいずれも、本節の冒頭で示した花街をめぐる正負のイメージによる二分法的な評価に還元されてしまう可能性がある。これは、前者はマクロな体制について着目し、後者はミクロな個人の実践に分析の主眼を置いてきた事に由来する。両者は社会構造と個をめぐって、対極的なアプローチを試みてきた。翻せば、二つのアプローチを相補的に継承することによって、花街と、花街で生きる人びとの新しい像を描くができる可能性があると言えよう。

花街の歴史人類学的研究へ

以上の議論をふまえると、本論文の目的である、近代に形成された花街を成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのかという主題の解明のためには、ミクロな視座とマクロな視座を相補的に用いる視座が必要となる。

これまで述べてきたように、国家／地方行政による法制度をくぐりぬけて展開する個人の戦略的な行動を記述するためには、微視的な視座が必要である。また、花街で継承される「伝統的」な営為や事物を創造・刷新していく個人の実践をうながす法制度を論じるためには巨視的な視座が必要であり、いずれか一方では不十分である。そこで本論文では、祇園町で生きる／生きてきた人びとを分析の焦点とする。その上で、彼らが近代公娼制度をはじめとする国家／地方行政からの圧力といかに折衝しながら生計を維持してきたのかに迫りたい。したがって本論文では、マクロな体制が個人の生におよぼす影響に迫る歴史学的な手法と、ミクロな個人の生における能動的な実践に迫る文化人類学的な手法を相補的に用いる手法を採る。このような方法論を「歴史人類学的研究」と呼びたい。

このようなミクロとマクロの二分法を乗り越えて展開される先駆的な研究は、すでに歴史学・文化人類学の双方で試みられている。

例えば日本近世史においては、塚田孝による18世紀末以降の大坂でみられた「孝子」褒賞の事例を通じて都市下層民の生活世界を復元する試みがある。塚田は、遊女／茶立奉公に出た女性たちを対象とする「孝子」褒賞⁹の事例を中心に、宗旨人別帳やかわら版などの交錯する複数の史料に鑑みることによって、当時の社会構造に迫った。そこから浮かびあがるのは、彼女たちがいかなる社会構造のなかで生まれ、どのような家庭で育ち、そして、いかなる事情で遊女／茶立奉公に出なければならなかったのかという、個人の目を通して語られる世界である [塚田 2013]。

塚田の試みは、幕藩体制下の町制における社会構造についての巨視的な研究の蓄積を基礎としながらも、個別の遊女や茶立女たちのライフヒストリーに徹視的に迫るアプローチであるという点で、本論文と問題意識を同じくする。

他方、文化人類学においては、丸山淳子によるブッシュマンとその社会が経験してきた通時的な変化を描いた民族誌が一例として挙げられる [丸山 2010]。丸山の調査対象であるボツワナのブッシュマンの社会は、政府によってそれまで生活を営んでいた中央カラハリ動物保護区(CKGR: Central Kalahari Game Reserve)から立ち退きを強制され、まったく別の地に移転することを迫られた。広大な面積を誇る砂漠での狩猟採集によって生計を立てていたブッシュマンたちは、再定住地において、それまでの生活様式とはまったく異なる密度の高い集住生活を強いられている。この再定住化によって、彼らは国家のみならず、NGO を介して国際社会とそのせめぎ合いとの政治的な交渉の元に曝されることになった。丸山は、このような外部社会の論理が、再定住地におけるブッシュマンたちの出自集団と居住地の空間的な配置にいかなる影響を与えているのかを、再定住化の前後での変化を通時的に追うことで分析した。

こうした丸山によるアプローチは、再定住化の前後にブッシュマンの社会に起きた通時的な変化への巨視的な関心によるものであり、かつまた、調査地の人びとの生の営みを、過去と現在における分断されたものではなく持続するものとして捉える問題意識は、本論文とも通底するものである。

本論文は、こうした歴史学／文化人類学におけるミクロとマクロの二分法を乗り越える先駆的な研究に範をとることで、歴史学的なアプローチと文化人類学アプローチを相補的に用いる視座を用いる。このような視座に立って、近代に形成された花街を成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのかという主題を明らかにするために、(1) 国家の主導により明治期から公娼制度が整えられ

ていくなかで、花街・祇園町を規定するシステムがいかに成立し変容してきたのか、(2) 戦後、こうした近代型のシステムが成立し得なくなるかで、祇園町はいかなる戦略によって花街としての営業を存続してきたのか、という二つの問題を設定する。以下、この二つの問題を論じるにあたって行った、具体的な調査内容について説明したい。

歴史学的な分析においては、分析する年代を、近代社会に即した花街の体制変換がはじまった明治初年から、公娼制度が解体され、労働基準法や売春防止法といった新たな法制度によって花街が統制されるようになった昭和 30 年代までに設定し、祇園町にかかわる史料の収集・分析を行った。具体的に扱った史料は、京都府が所蔵する行政文書、お茶屋組合が発行した機関紙、後述する八坂女紅場の財団法人化にかんする訴訟記録、新聞記事などである。

文化人類学的な分析においては、祇園甲部のお茶屋である「古嶋」にて、お座敷で料理や酒を客に給仕し、芸妓や舞妓や女将の接待を補佐する「お運び」として参与観察を中心とするフィールドワークを試みた。またこうしたフィールドワークを通じて直面した世界を、より正確に理解するための補足調査として、お茶屋の女将、および客を中心とするインフォーマント 37 名に聞き取り調査を行った。本論文で直接言及したインフォーマント 17 名の詳細については、表 1 を参照されたい。以下、インフォーマントからの聞き取り結果の引用に際しては、括弧内に仮名と調査年月日を注記する。調査期間は 2010 年 12 月から 2014 年 2 月現在までの 3 年 2 か月である。なお、本論文に登場する固有名詞はプライバシーを保護するために基本的に仮名とした上で、そのプロフィールについても最低限の情報を公開するに留めた。

お茶屋という業態の特性上、本調査は、文化人類学的な分析のみならず歴史学的な分析においても、調査者とインフォーマントの信頼関係にもとづいて行なわれた。そのため研究倫理上の問題から、調査で得たデータを用いた記述の方向性や内容を限定せざるをえなかった部分もある。そこで本論文の執筆にあたっては、祇園町で営まれてきた／営まれている豊かで巧みな生への理解につながる事例を、過去に出版されたお茶屋の女将や芸妓らの手記などで補いつつ、できうる限り記述することにつとめた。

表 1 本論文に登場するインフォーマント一覧

No.	インフォーマント	所属先	職業	店舗の所在	年齢	備考
1	井川悦子	祇園甲部	お茶屋の女将、 元仲居	祇園甲部	70代	15を仲居として雇う
2	梅志づ	祇園甲部	芸妓	なし	40代	
3	大島洋介	宮川町	着付け師	なし	20代	
4	岡崎洋	なし	無職	なし	70代	祇園東・祇園甲部の客
5	桐野弓子	なし	なし	なし	70代	祇園甲部のお茶屋の娘、芸妓を経て女将、現在は廃業
6	熊代里香	なし	料理屋女将	河原町御池	50代	先斗町・宮川町・祇園甲部より芸舞妓を呼ぶ、7と夫婦
7	熊代俊久	なし	料理屋	河原町御池	40代	6と夫婦
8	小池康雄	祇園甲部	男衆	なし	70代	
9	古嶋美雪	祇園甲部	お茶屋の女将	祇園甲部	60代	
10	佐藤温子	なし	元料理屋の女将	祇園甲部	60代	
11	鈴木正二	なし	クリーニング屋	京都市内	60代	取引先は宮川町・祇園甲部
12	高橋裕二	なし	木材業	京都市内	60代	祇園町にあるお茶屋の最顧客
13	とし尋	宮川町	お茶屋の女将、芸妓	宮川町	70代	
14	富沢敏子	宮川町	お茶屋の女将、 元芸妓	宮川町	60代	
15	中西ゆかり	祇園甲部	お茶屋の仲居	なし	40代	1のお茶屋の仲居
16	西田千絵	なし	教員	なし	40代	先斗町・祇園甲部の客
17	原田孝司	なし	三味線職人	河原町五条	30代	祇園甲部の芸舞妓を顧客とする

(4) 構成と各章の概要

続いて、本論文の構成について述べる。

前節で述べた通り、本論文では、近代に形成された花街を成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのか、という主題を解明するために、(1)国家の主導により明治期から公娼制度が整えられていくなかで、花街・祇園町を規定するシステムがいかに成立し変容してきたのか、(2)戦後、こうした近代型のシステムが成立し得なくなるまで、祇園町はいかなる戦略によって花街としての営業を存続してきたのか、という二つの具体的な問題を設定した。そこで論文を構成するにあたっては、祇園町を花街として成立させているシステムとして、その根幹にかかわると考えられる三つの要素に注目した。すなわち、第一に土地の所有・管理体制、第二に年季奉公による舞妓の再生産、第三に旦那と結びついた遊興の様式である。

本論文は、同一のシステムについて、本論文は、同一のシステムについて、過去の祇園町からその成立過程を明らかにする一章と、現在の祇園町から論じる一章からなる三つの対から構成されている。これは歴史学＝巨視的なアプローチと文化人類学＝微視的なアプローチを相補的に用いて分析するためである。三つのシステムはたがいに独立して存在しているわけではなく、一つのシステムが成立するためには、他の要素が不可欠である。特に、年季奉公という経路の出口、すなわち舞妓の置屋からの独立・自営業化には、旦那による金銭的な支援が欠かせないため、第二のシステムを論じる第3章および第4章と、第三のシステムを分析する第5章と第6章は、まさに相補的に連関している。以下では、各章の具体的な内容について概観する。

はじめに、第1章および第2章では第一のシステム、すなわち花街の遊興を支える舞台装置としての景観、すなわちハード面を司る土地の所有・管理体制に注目する。第1章では、祇園町における独自の土地の所有・管理体制が成立していく過程を、近代公娼制度が整備されていった明治期における国家／府県の花街に対する統制を踏まえて明らかにする。第2章では、こうした過去に成立した土地の所有・管理にかかわる体制が、現在のお茶屋の営業にどのような影響を及ぼしているのかという問題をとりあげる。具体的には、現在のお茶屋の商売において、景観の文化財指定によって作り上げられてきた花街・祇園町というイメージがどのように活用されているのかを検討する。

次に、第3章および第4章では、第二のシステムであり、花街の核ともいえる年季奉公による舞妓の再生産について論じる。第一のシステムは花街の舞台装置のハード面を支え

るものであるが、第二のシステムと第三のシステムはソフト面を支えるものである。第3章では、近世の身売りの年季奉公に由来する、明治期における芸妓たちの年季奉公の仕組みをとりあげる。舞妓を芸妓として独立させるための経路である年季奉公が、公娼制度が廃止された戦後社会における祇園町で維持されるにあたり、労働基準法や売春防止法といった新たな諸法のもとで、いかに再編されたのかを描く。第4章では、年季奉公を支える旦那制度が、第3章で論じた法的な規制や長期的な不況といったいくつかの要因によって破たんした現在の祇園町で、芸舞妓とその客たちがどのような関係性を結んでいるのかに迫る。具体的には、明治期に創設された芸舞妓による舞台である「都をどり」に注目することで、「祇園町の伝統」の維持・刷新による芸舞妓と客と関係性の強化がいかに成されているのかという点について明らかにする。

最後に、第5章および第6章では、第三のシステムである旦那と結びついた遊興の様式について論じる。京都花街において、第二のシステムである年季奉公による舞妓の再生産の維持を可能にした背景には、旦那の存在に依拠して営まれてきた女のイエの集合体としての特性がある。第5章では、花街・祇園町を構成するお茶屋を、女系の系譜に基づいて継承される商家として捉え、お茶屋出身の舞妓と奉公人の舞妓の待遇の差異について論じた上で、戦前における花街の遊興に、彼女たち舞妓の独立がどのように組み込まれていたのかを示す。第6章では、置屋から独立した芸妓が、稼業を継続することが難しくなった現状において、なおも花街を存続させるための戦略に迫る。遊興を通じて旦那になることを目指す客が激減した今日の花街で、お茶屋遊びのあり方そのものがどのように変化したのかを、旦那を目指さない客たちを取り込もうと試みるお茶屋の戦略を通じて明らかにする。

本論文は、このような論文構造を採用することによって、現行の法制度ではグレーゾーンに分類される営みをも包括する、「花街・祇園町」という伝統を継承・刷新してきた祇園町の人びとの、過去から現在にいたる実践について描く。

(5) 調査地の概要

具体的な考察に入る前に、本論文の調査対象である祇園町が所属する京都における花街の特質について概観することで、同地を採り上げる意義を説明したい。現在、京都には上七軒(上京区)・先斗町(中京区)・宮川町(東山区)・祇園甲部(東山区)・祇園東(東山区)という五つの花街が存在する。2013年1月現在、京都全体で、各町のお茶屋組合に登録されてい

るお茶屋は 141 軒、芸妓は 185 名、舞妓は 65 名にのぼる (公益財団法人京都伝統伎芸振興財団の調査による)。このうち、本論文の分析対象となる祇園甲部は、お茶屋 64 軒、芸妓 72 名、舞妓 20 名が所属している花街である。

舞妓とはいかなる存在か

まずは、京都花街を象徴する存在である舞妓について説明したい。舞妓とは修行期間中の芸妓を指す名称であり、舞妓という職業が存在している訳ではない。お座敷で数年に渡り舞妓として経験を積むことで、はじめて芸妓になることが認められる [竹中 2008: 127-128]。現在の舞妓を志願する少女たちの多くは他府県の出身者であり、華やかな衣装や伝統文化への憧れから自ら京都にやってくる。戦前のように、花街で生まれ育ったお茶屋の娘が舞妓として出る例は、現在では稀である。そこで以下では、現在の京都における舞妓の育成のあり方、特に彼女たちが芸能を修得していく状況について説明したい。

舞妓の育成——年季奉公

舞妓が芸妓になるまでには、「だらりの帯」と呼ばれる西陣織の帯をはじめとする高価な衣装や、鬘・簪(かんざし)などの小物を誂える費用、そして日常の芸事の稽古代など莫大な投資が必要であり、個人がその資金を用意するのは多くの場合難しい。そのため花街においては、舞妓の店出しから芸妓として独立するまでのあいだ、この費用を肩代わりすることで舞妓を育てることを生業とする家がある。これを置屋と呼ぶ。置屋で女将や先輩舞妓たちと寝食をともにすることで、舞妓志望の少女たちは、花街で用いられる独特のこぼれづかいや、舞妓として求められる立ち居振る舞いの所作を短期間で身につけることができる [西尾 2007: 186]。第 1 節で述べたとおり、京都の花街では、舞妓は一定の期間を置屋の奉公人として無給で働き、この間の収益をもって経費を返済する。この期間を年季という。舞妓が育成にかかった諸経費を置屋に精算し、「年季」が明けるまでにかかる期間は、中学卒業後の 15 歳ごろから 20 歳までの 5 年から 6 年が平均的である。ただし、客から得るご祝儀はこの限りではない。舞妓はこの間にご祝儀を自らの取り分として貯蓄することで、独立資金の一助とするのである。諸経費を置屋に返済し終わり、置屋から独立して自営業者となった芸妓は「自前さん」と呼ばれる [太田・平竹(編) 2009: 35]。

こうした仕組みによって、舞妓を志願する者は、店出しにともなう衣装代や引き出物代といった初期投資を計画的に返済することができる。食費や家賃、稽古代といった運転資

金についても同様である。また、お座敷に出る際に必要になる着物や小物などについては置屋が所有するものを借りることで、舞妓は独立するまでの金銭的な負担を減らすことができるのである。

もう一点、京都花街の舞妓たちの最大の特徴として挙げられるのが、18歳の舞妓が酒類を提供する「お座敷」に参加している点である。18歳未満の者が業務として酒席に参加することは、労働基準法や児童福祉法などの労働者や子どもの権利を守る諸法によって禁止されている。他地域の花街では、これら諸法の存在によって、18歳未満の少女に宴席を経験させることはできない。管見の限り、現在も18歳未満の少女たちが舞妓として「お座敷」に出ることができる唯一の地域である。西尾久美子は、こうした特殊な環境を可能にする理由として、京都花街では、舞妓を労働者ではなく見習いとして解釈しているのだという説明を、複数の関係者から受けたと指摘している[西尾 2006a]。つまり、舞妓は就労しているとみなされていないために、これらの法律の適用対象から外れるのだという。こうした説明の背景には、京都の花街における置屋と芸妓の特殊な関係性がある。

花街の芸能

次に、芸舞妓たちが習得し、客前で披露する芸能について、先行研究を踏まえて説明したい。

本論文の分析対象である祇園町には、京舞井上流(以下、井上流)という当地を唯一の教場として継承されている舞踊の流派が存在する。現在、祇園町の芸妓・舞妓はすべてこの井上流の門人である。明治期に家元をつとめた三世井上八千代から現家元の五世井上八千代にいたるまで、祇園町の芸舞妓には井上流の舞が伝承されている。

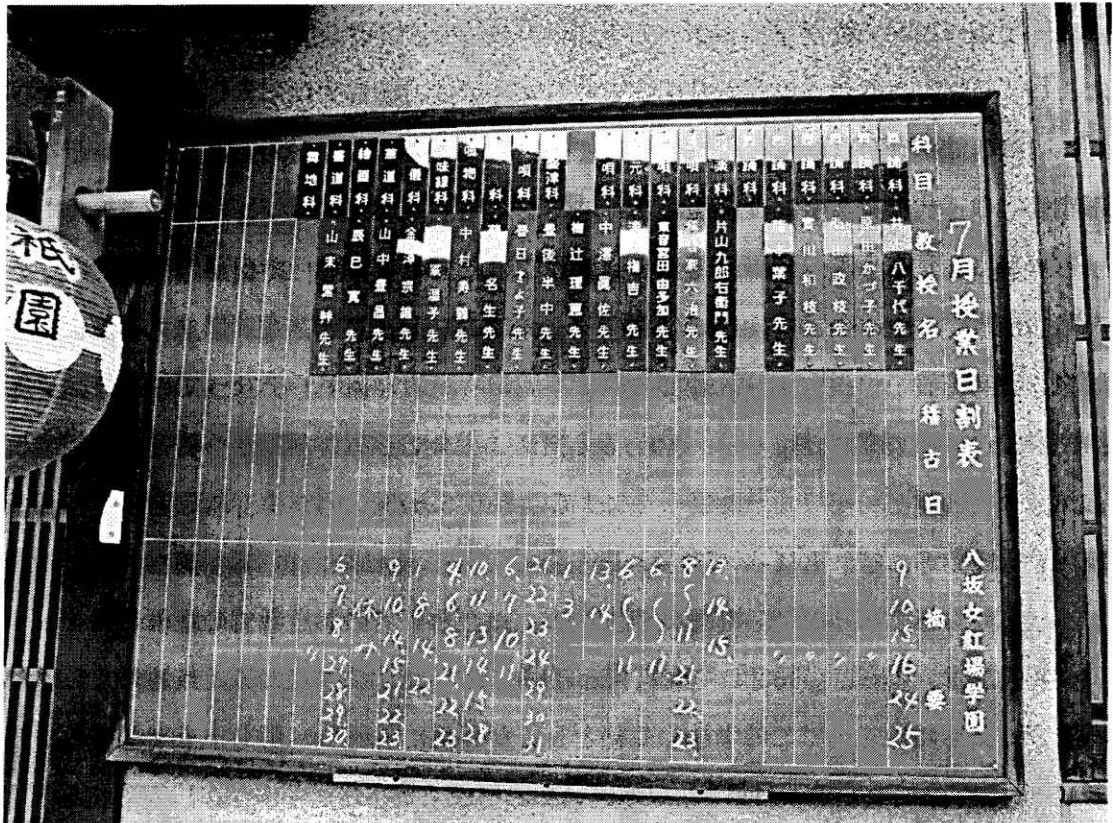
『三世井上八千代—京舞井上流家元・祇園の女風土記』を著した遠藤保子は、井上流には、地唄を地として座敷にて一人が穏やかに舞う演目(地唄舞)が多く、「座敷舞」とも呼ばれていると述べた。その上で、井上流の舞の特色として「①堂上人の上品な立ち居振る舞いや白拍子の吸収 ②脳の接收 ③人形振りの導入 ④祇園に根づいた座敷舞 ⑤階級をあらわす舞扇 女性だけの舞」の六項目¹⁰を挙げている [遠藤 1993: 210]。一方で、『京舞井上流の誕生』(2013)の著者であり、本論文の第4章で注目する祇園町の芸舞妓たちによる舞踊の舞台である「都をどり」の研究でも知られる岡田万里子は、花街の芸能について、「畳一畳の空間でも舞うことができる、小規模で静かな舞踊という既成概念があった」と指摘した[岡田 2013: 303]。その上で、祇園町のみならず、花街で開催される「都をどり」をは

じめとする大舞台で披露する舞踊会の存在とその影響力を見落としてはならないとしている[岡田 2013: 303]

ただし、祇園町における舞妓の芸能の質や教育方法は、時代状況に合わせて変容を続けている。第 2 節で紹介した、お茶屋や芸舞妓を経営学的見地から分析した西尾久美子は、京都花街では近代学校教育制度が整えられはじめた明治期より、舞妓は小学校を終えた時期から置屋に入りこした芸事の稽古を開始していたものが、現行の義務教育制度の成立とともに、戦後は 15 歳頃から稽古を開始せざるをえない状態にある事を踏まえ、女紅場と呼ばれる教育施設での稽古が「置屋での教育期間の時間的な補填」となっていると論じた[西尾 2007: 186]。すなわち、芸舞妓の習得している芸能の質は、早期から稽古を開始することができた戦前と現在では、大きく異なっているのである。

現在、祇園甲部には、第 1 章で詳しくとりあげる学校法人八坂女紅場学園がある。同法人が設置し経営しているのが、祇園女子技芸学校(ただし筆者のお座敷での経験や聞き取り調査の範囲では、両者は混同されて女紅場と呼ばれることが多い)である。当地の芸妓組合に所属する芸舞妓はすべてこの学校の生徒として女紅場に所属し、引退まで卒業することは許されない。ここでの教授科目は、日本舞踊やお座敷で披露される唄(長唄・清元・地唄・常小唄など)、笛、三味線、鳴物(大鼓、小鼓、鐘などの打楽器)、茶道などである。このような科目の時間割は、祇園町では町中の黒板に掲示されており、実際に確認することができる(写真 1 参照)。生徒たちは希望に応じて、さらに華道や絵画などの科目を履修することもある。

写真1 (2009年7月5日筆者撮影)



前述の西尾久美子は、学校という近代的な教育施設において、若手の見習いから年長のベテラン芸妓まで、年齢も芸歴も異なる生徒が、同じ場で協同しつつ教育を受けるメリットとして、以下四点を指摘している。すなわち、(1) 「型」の統一による美しさが保てる点、(2) 即興性の高い技能の発露がしやすくなる点、(3) 個々人の芸舞妓のモチベーションが上がる点、(4) 個人で稽古を受けるよりも費用が安価であり、かつまた、複数の専門科目を学ぶ機会を得ることができる点である[西尾 2007: 182-184]。西尾はさらに、こうした女紅場における Off-JT(Off the Job Training)と、実際にお座敷で客前に出て経験を積む OJT(On-the-Job Training)を同時に経験することができる京都花街では、新人舞妓たちが芸能や舞妓らしい立ち居振る舞いを働きながら効率よく学ぶことができるシステムが成立していると論じた [西尾 2007: 186]。西尾が的確に指摘しているように、中学を卒業後に本格的に稽古を始める現代の舞妓たちにとっては、戦前の芸舞妓と比して、学校施設で芸能の教育が受けられることのもつメリットは大きい。

しかしながら、お茶屋遊びにおいては、こうした学校で習得する芸能のほかに、「お座敷遊び¹¹⁾と呼ばれるくだけた雰囲気の俗謡や、客と芸妓がともに楽しむ遊戯などを披露する機会も多く存在する(その一例については、第6章を参照)。こうした遊戯は、女紅場での修

得科目ではなく、お座敷の現場や置屋で先輩芸妓や女将らから学んでいくものである。また、お座敷という宴席に参加する年若い舞妓には、こうした狭義の芸能のみならず、美しい所作でお酌をする作法や、厄介な客のあしらい方、その場を盛り上げる受け答えといった広義の芸も存在する。

すなわち、舞妓たちは狭義の芸能のみならず、こうした学校教育では修得することができない「祇園町の芸舞妓に相応しい」芸事をも、お茶屋遊びの現場で学んでいくことを求められているのである。

京都花街の成員——花街を構成する業種

最後に、京都の花街を構成する芸舞妓以外の狭義の成員として、お茶屋、置屋、そしてこれらの業種を繋ぐネットワークの結節点となる施設である検番について概観する。

お茶屋

まずは、花街を訪れる客と直接かかわる唯一の窓口であるお茶屋の業態について述べる。第1節でも述べたように、お茶屋とは、芸舞妓を伴う遊興の場を提供することに特化した業種である。料理を自家では作らず料理屋から仕出しをとって提供する形式を採るため、料理屋としての機能は持たない。客から予約が入ると、お茶屋は芸舞妓の所属する置屋に電話をして、派遣を依頼するのである。お茶屋の経営者は芸妓、舞妓の手配のみならず、お座敷のしつらえや宴会で提供する料理の手配、そして客への代金の請求まで、お茶屋遊びを総合的に采配する役割を負う。

法的な立場から見ると、客に宴席を提供するお茶屋は風俗営業に分類される。戦後、風俗営業法(1948年7月10日法律第123号)の定める待合とよばれる業態に分類されることとなり、お茶屋は京都府の公安委員会による取り締まりの対象となった。

そしてまたお茶屋は、客にとっては花街と客を繋ぐ唯一の窓口である。お茶屋遊びの料金はすべて掛け払いであり、お茶屋は事後に一括した請求書を送付する。客が芸妓や置屋、料理屋に直接料金を支払うことはない。すなわち、客が次に述べる置屋や検番、そして芸舞妓と個人的な関係性を結ぶことは無い。かならずお茶屋の仲介を経なければならないのである。

置屋

次に、お茶屋とは別に置屋と呼ばれる業種について説明する。置屋とは、年季奉公人として舞妓たちを抱えて教育を施すイエ¹²である。置屋を営む女将は、イエに抱える奉公人と共に住まい、生活の全般にわたって彼女たちを教育する。置屋の女将と、奉公人として当該のイエに入った舞妓たちは、血縁関係に依らない親子関係を形成するため、芸舞妓たちは慣習的に置屋の女将を「お母さん」と呼ぶ。「置屋」という名称は、このイエが芸妓や舞妓が籍を置く場であることに由来する。置屋に所属する芸妓、舞妓は、すでに独立している／いないを問わず、自分の籍を置いてもらっているイエを指して屋形(やかた)と呼ぶ。お茶屋の説明で述べた通り、客が自らのお座敷に特定の芸妓を招きたい場合は、お茶屋を通じて手配を頼むため、置屋と客が直接つながることはない。ただし、現在ではお茶屋が置屋を兼業する場合が多い。京都で最大規模の花街である祇園町でも、置屋を専業で営んでいるイエは数軒残るのみである。

検番

こうした花街を構成する業種であるお茶屋、置屋に対して、ネットワークの結節点として芸舞妓の登録や出入りを管理する施設として検番がある。検番とは一般に、待合・料理屋と芸妓置屋の中間に立って、芸妓の派遣のあっせんや、派遣先への出入りの管理、花代(京都の場合であり、他地域では玉代とも)と呼ばれる時間極めの座料の計上などを行う施設である [花園 1930; 加藤 2005]。現在の祇園町では組合事務所と改称されており、芸舞妓の訓練機関として、お茶屋の営業者らが運営する学校法人八坂女紅場学園の敷地内に設置されている。組合事務所とはお茶屋組合事務所の略であり、祇園町に登録されている芸舞妓らの年間売上高を献上している。

他の関連業種

お茶屋、置屋の他にも、京都の花街には、芸妓が派遣される料理屋や、芸舞妓らの衣装の着付けや店出しなどの儀礼の付き添いをはじめとする身の回りの世話を担当する男衆、舞妓やお茶屋の女将らの髪を結う美容師、お茶屋と取引をする呉服屋、花屋、酒屋など、多くの関連する業種が存在するが、これらの何らかの形で深く芸妓と関わる人々は「自分は花街の人間ではない」と口にする。こうした意識の差はことばにも表れる。お茶屋、置屋の営業者らは、花街で生まれ育ちその慣習に馴染んでいる年配者を中心に、日常的には

「廓(くるわ)の中／外」という表現が用いて、花街の社会的あるいは心理的な境界線を指す。例えば、花街で用いられる言葉づかいは、一般の京なまりとも異なる廓の内側に独特の言い回しが用いられている。廓の外、すなわち花街の外部社会は「お町(まち)」と呼ばれるのである。彼らはお茶屋廓の外に住まう花街とは関わりのない人々は「お素人はん」であり、花街で生計を立てる自分たちは「玄人」とであると表現する。

したがって、狭義の花街の成員は、芸妓および舞妓と、彼女たちの存在に依拠した生業を営むお茶屋の女将および置屋の女将に限られるのである。

(6) 本論文の用語について

最後に、本論文に登場する用語について説明する。これにより、本論文における叙述の特性について表明するために、どのような方針でこれらの用語を用いるのかという点について述べておきたい。

「祇園町」の定義

まずは、本論文の調査対象を指す「祇園町」という語の定義について説明する。本論文で祇園町という呼称を用いる場合は、特に注記の無いかぎり、祇園甲部およびその前身である祇園新地を指す。社会的な機能の点から見れば、現在の祇園町の範囲は、祇園甲部のお茶屋組合に所属するお茶屋の営業圏として把握される。本論文で、祇園甲部ではなく祇園町という呼称を用いる理由は二つある。第一の理由は、分析対象となる年代に祇園甲部と祇園乙部(現、祇園東)が分離する 1886(明治 19)年以前の時期が含まれるためである(第 1 章参照)。また第二に、当地の女将や芸舞妓たちは、日常的には祇園町という呼称によって、彼女たちが属する花街を指すためである。

祇園町は、鴨川の東岸すなわち鴨東(おうとう)と呼ばれる地域に位置する花街である。かつては、現在の祇園東に該当する地域と共に、八坂神社の西門前に一つの花街を形成していた。現在の祇園町という単位は行政上の区分ではなく、地理的には複数の町にまたがって存在する。その範囲は、同地のお茶屋組合に属するお茶屋の分布に沿って、おおよそ図 1 のように把握されている。

祇園町の営業圏は、四条通を境として、北部と南部に分けて把握される。祇園町の北部は、新橋通を北限として、花見小路と川端通にはさまれた地域を指す。対して南部は、花見小路をメインストリートとして東西の小路に展開する地域であり、建仁寺に南接してい

る。四条通という大通りを挟む地理的な関係上、営業上の利便を図るために、かつては検番も北部(現、京都花街国民健康保険組合事務所)と、八坂女紅場に置かれた南部とに分かれていた。北部の検番が廃止された今もなお、両者には土地の管理方法や町並みなどに差異が見られるが、この点については第2章で詳しく説明したい。

芸妓、舞妓、芸舞妓の区別

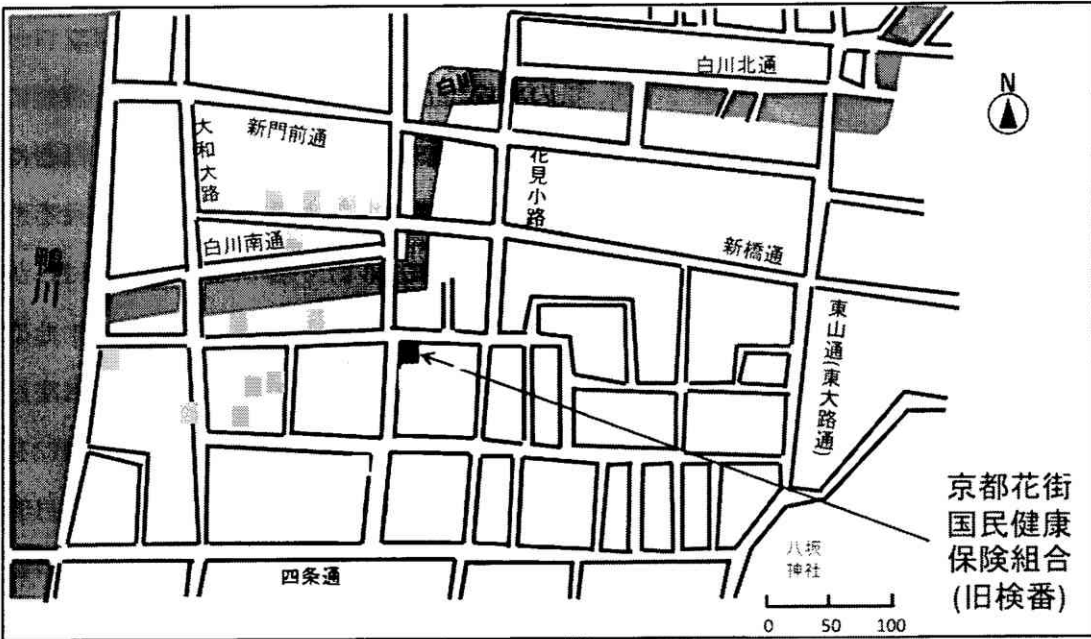
次に、芸妓、舞妓、芸舞妓という用語について、本論文における定義を示す。以下本論文では、国家／府県によって定められた芸妓に関わる法制度について論じる際には、その法の取り締まり対象について「芸妓」という用語を用いる。この場合の芸妓という語は、特に言及がない限り、芸妓に至る階梯構造の一段階にあたる舞妓(地域によっては半玉とも呼ぶ)をも含意する。調査地である祇園町を含む京都花街の事例について述べる場合には、年季奉公人として修行中の立場にある者のみを指して「舞妓」と呼び、置屋から独立して自前となった者については「芸妓」という呼称を用いることで区別するものとする。また、舞妓と芸妓の両者に該当する物事について論じる場合は「芸舞妓」を用いる。先にも述べた通り、地域によっては芸妓ではなく芸者という呼称を用いる場合があるが、本論文では基本的に、京都で用いられる芸妓という呼称を用いる。

なお、筆者が参与観察を行ったお茶屋「小嶋」の女将からは、祇園町において舞妓を指す場合、「舞子」という文字をあてるのが本式であるとの教示をうけた。女将によれば、これは舞妓がまだ一人前の女になっていない子どもであることを示すためであり、対して芸妓については「水揚げ」を経た一人前の女であることを意味する、女偏の入った「妓」の一字を使うのだという(2013年12月5日、小嶋美雪)。現在も祇園町では、舞妓が店出しをする際に用いられる熨斗などで「舞子」の表記を使っている。しかしながら、辞書などでは一般に「舞妓」が用いられる点や、論文を検索する上での便宜性を考慮した上で、本論文では舞妓という表記を用いる。

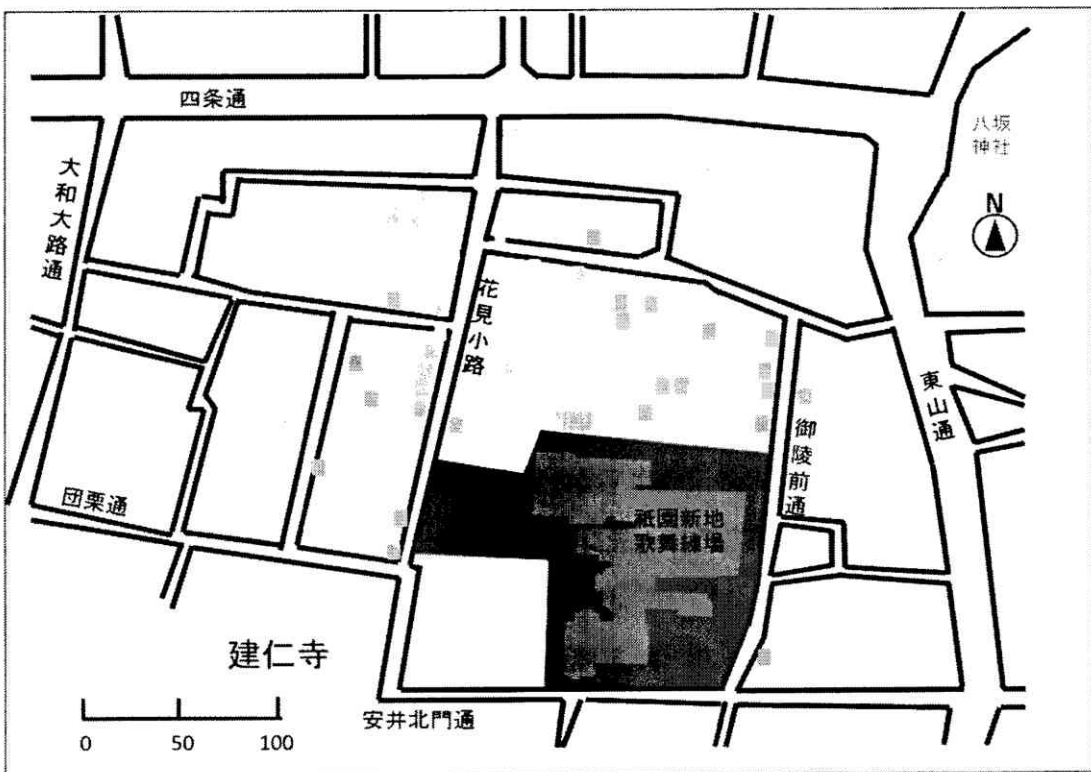
図1 祇園町の概略図

凡例： ■ 現在、祇園甲部お茶屋組合に登録されているお茶屋

▼祇園町北部



▼祇園町南部



第1章 八坂女紅場の成立と土地所有

本章では、現在の花街・祇園町を成立させる諸条件のなかから、土地所有と景観の一括管理の体制が成立した歴史的な過程に着目する。

京都の花街は、江戸初期から続く歴史をもち、歴史学や人文地理学の観点からアプローチがなされてきた[明田 1990; 加藤 2009]。このうち、近代における芸娼妓営業地の実態については、府による貸座敷の統制政策や、貸座敷の空間的な分布、遊客層のあり方などに注目して研究が進められている[今西 2007; 塚本・中谷 2011]。しかし、芸娼妓を抱える遊女者営業者や茶屋営業者らが、近世から近代への移行期において、遊所統制の変化にいかに対応したのかという点について、ミクロな位相での検討は充分になされていない。そこで本章では、祇園町において、お茶屋の同業者組合によって設立された遊所女紅場に注目することで、近代への移行期におけるお茶屋の営業者たちの動向を分析したい。一般に女紅場とは、養蚕・紡績・機織・刺繍といった女性の手業、すなわち「女紅」の教育を目的とした女子のための教育機関を指す[坂本清泉・坂本知恵子 1983]。しかし、ここで論じる遊所女紅場とは、芸娼妓の転廃業をすすめることを目的として設立された授産施設を指す。この施設は、明治初年に京都府下の芸娼妓営業地を抱える町組¹³ごとに設けられた[京都府立総合資料館 1972]。このうち、祇園甲部の女紅場を指して八坂女紅場と呼ぶ。

本章では、明治期における祇園町における八坂女紅場による土地の獲得・開発の過程と、この土地の所有権を確立する過程を明らかにすることを目的とする。この分析を通じて、当時のお茶屋の営業者たちの営みの一端を明らかにしたい。第1節では、近世における花街・祇園町の状況を概観しつつ、明治初年までの非公認の遊興地にたいする当時の統制のあり方について説明する。第2節では、明治初期から中期の京都府下において、京都府が芸娼妓営業地をどのように統制したのかについて述べる。第3節では、八坂女紅場の成立経緯と地所の獲得・開発について詳しく見る。そして第4節では、地所の所有権を確立するために試みられた、八坂女紅場の財団法人化の過程を追う。最後に第5節では、財団法人化が実現するまでの過程において表出する、当時のお茶屋の営業者たちが形成していたミクロな人間関係について考察したい。

1-1 花街・祇園町の成立

本節では、花街・祇園町の成立過程を近世に江戸期にさかのぼって概観した上で、明治初年の京都における芸娼妓営業地が、どのような状況にあったのかを述べる。

祇園町の起源は、元和年間(1615~1624年)から寛文年間(1661~167年)にかけて、祇園社(現、八坂神社)の西門前で発達した遊興地にさかのぼる。近世の京都における公認遊所は、1641(寛永 18)年に成立した西新屋敷傾城町(以下、傾城町)のみであり、この地域は俗に島原と呼ばれた。その一方で、寺社の門前地には非公認遊所として茶屋町が形成された。祇園町はこうした非公認遊所の一つとして成立した地域である。祇園町の一帯は鴨川の東岸であることから鴨東(おうとう)とよばれ、江戸初期の鴨川における堤防の開発を契機に拓かれた。1670(寛文 10)年頃から縄手筋に沿って町並みが南に拡大したことで祇園外六町と呼ばれる一帯が形成され、続いて 1713(正徳 3)年には大規模な畑地の造成により祇園内六町が拓かれている[林屋・村井・森谷 1979]。

京都において最初にお茶屋という業態が登場するのは、現存する町触によれば寛文 10(1670)年のことである。この町触では、傾城町以外の地域での遊女商売の禁止を確認した上で、祇園、八坂、北野門町の茶屋に茶立女を一人ずつ置くことが許可されている。この措置により、京都における唯一の公認遊所である傾城町に対して茶屋町が成立することになった。1761(宝暦 11)年 11 月、傾城町は「洛中洛外茶屋惣取年寄」を命じられ、傾城町による京中における茶屋の差配体制が成立した。明田鉄男によれば、京都において歌舞音曲をもって宴席を侍ることを生業とする芸妓が登場したのは、江戸後期の宝暦年間(1751~1763)であるという[明田 1990: 219]。

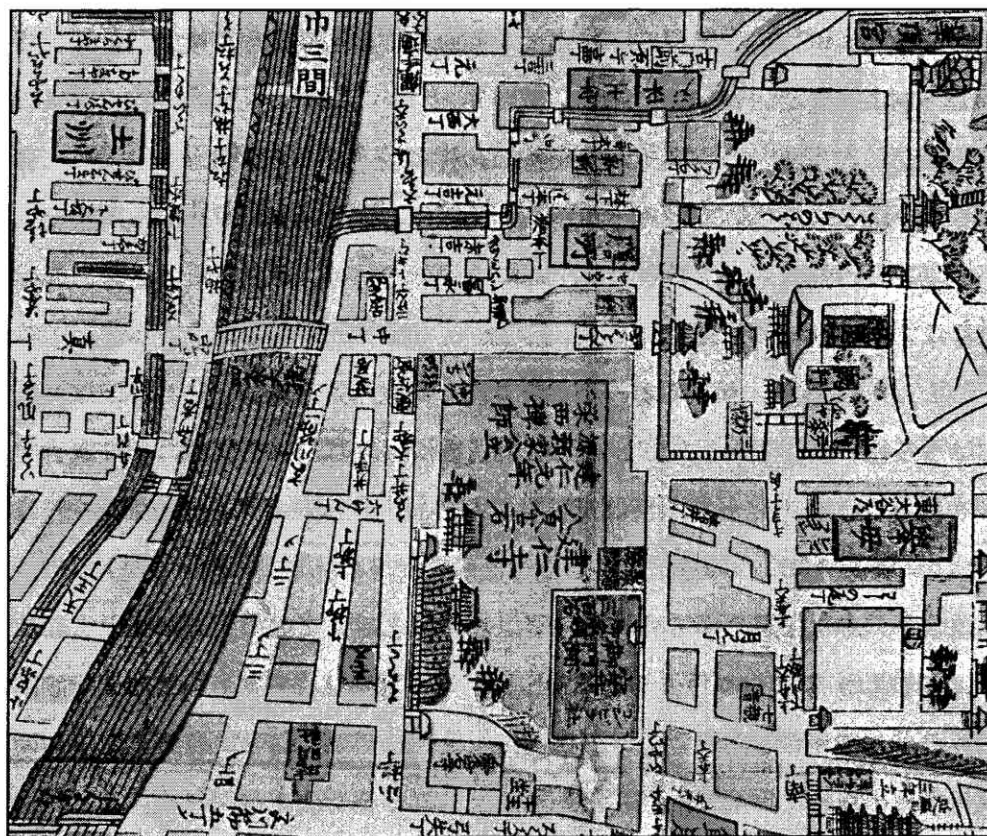
京都では寛政改革のさなかにおいても、傾城町以外での公認遊所の拡大が事実上容認されていた。1790(寛政 2)年になると、一旦は茶屋における隠売女に対する取り締まりが図られるが、同年のうちに一転して祇園町・同新地、二条新地、七条新地、北野上七軒の四か所で遊女商売が認められている。ただし、茶屋株所有者が売女商売許可を得たと心得違いして、茶立女に売女行為をさせることについては禁止された。傾城町とその差配下にある公認遊所とを峻別することで、非公認遊所や隠売女(かくしばいた)の禁止という原則の維持を図ったといえる[京都町触集成研究会(編) 1985]。やがて天保改革に伴って、傾城町以外での遊女商売は禁止されるが[京都町触研究会(編) 1986]、1851(嘉永 4)年には前述の四か所で再び許可され、1859(安政 6)年にはさらに先斗町、宮川町、五条橋下などが傾城町の「出稼地」に加わった[京都町触研究会(編) 1987]。

近世の京都では、祇園町をふくむ非公認遊興地が、唯一の公認遊廓であった西新屋敷傾城町(俗称は島原)の「出稼」地として実質的に黙認され、隆盛をきわめていた¹⁴。明治期に入ると、京都府はこの傾城町による差配体制を廃止し、すべての遊興地は府による直接的

な管理のもとで営業を存続した。近世の京都においては、傾城町以外の地域において発生した非公認の茶屋の稼業が、後に傾城町の「出稼」地という形式をとることで認められた。傾城町を頂点として、口銭(こうせん)の納入と引き換えに、これらの地域に鑑札を下渡すという統制の仕組みは、明治に入っても継続された[京都府勧業課 1872]。

図2 1868(慶応4)年「京町御絵図細見大成」(竹原好兵衛版)より祇園周辺図

([矢守・大塚 1977]より転載)



幕末期の祇園町周辺を描いた絵図。上を北とする。「ぎをん丁」とあるのが現在の四条通。画像右手に祇園社(現、八坂神社)、画像左手に鴨川が描かれる。現在の祇園町南部にあたる四条通の以南は、大部分が建仁寺の領地として描かれている。

このような統制のあり方が解体されたのは、1870(明治3)年10月のことである。京都府は傾城町とその他の地域との従属関係を廃止し、これらの地域を抱える町組を単位とする統制に移行する旨を示した。傾城町に代わって府が鑑札を下渡す仕組みが整えられるとともに、従来の免許地域の外部での開業は禁止された。さらに、遊女屋および茶屋を営業したい者には、各免許地域の町組での示談を経た上で営業許可を願い出ることが義務づけられた[京都町触研究会(編)1987]。さらに京都府は、町組ごとに遊女会社および茶屋会社を結成させるとともに、商社規則帳を定めて府に提出することを求めている。この時、遊女は遊女商社に、芸者については茶屋商社の管轄に組み込まれた[京都府勸業課1872]。ここでの会社は現在の会社組織とは性質を異にする。「法人格を持つ合名会社・合資会社・株式会社」を会社として定義した会社法の施行は、明治26年のことである[高村1996]。そのため、これらの会社・商社の組織としての性格は、むしろ近世の同業者組合である株仲間の延長線上にあったと推測される。

以上のように、明治初年の京都府においては、芸娼妓営業の免許地の取り締まりの仕組みが、傾城町を中心とする差配制度から町組を介した統制へと、移行しつつあったといえる。

1-2 明治初年の茶屋営業取り締まり

このような状況のなかで、年季奉公を名目とした芸娼妓への就業と拘束を禁止し、芸娼妓の一切の解放をうたった太政官布告第295号(以下、芸娼妓解放令)が布告されたのは、1872(明治5)年10月2日のことである。序章でも述べたように、芸娼妓解放令の布告以降の動きのなかで、娼妓の取り締まりは地方行政官、具体的には警察(東京の場合は警視庁)に委任にゆだねる方針が採用された[大日方1989]。娼妓と娼妓の営業許可地のみならず、芸妓やお茶屋もまた同様であり、各府県によって異なる政策のもとで管理されていくことになったのである。そこで本節では、芸娼妓解放令が京都府のお茶屋に与えた影響を概観するとともに、芸娼妓解放令以降、京都府がどのような取り締まりの仕組みをとったのかについて述べたい(表2参照)。

表2 京都府におけるおもな芸娼妓営業地関連事項

([明田 1900; 京都府勸業課 1872; 京都府立総合資料館 1972; 京都府 1974]などより作成)

番号	年月	内容
1	1870(明治3)年9月	京都府、免許地以外での茶屋・遊女屋新規開業を禁止する。同業組織として「茶屋商社」・「遊女商社」が結成され、傾城町による支配体制が廃止される。 営業免許地として島原・祇園町・膳所裏・八坂新地・清井町・二条新地・清水・白梅園子・先斗町・上七軒・内野五番町・内野四番町・七条新地・宮川町・五条橋下・壬生・新三本木・下河原・辰巳新地、および中書島・恵美酒町・墨染の22ヵ所を指定。
2	同年11月	京都府、「芸者を召抱之者」の組織「芸者商社」設立。「窮民授産所」設置のため、芸者・遊女一人につき、日高の20分の1納税を義務化。
3	1871(明治4)年11月	療病院建設にあわせて、冥加金を療病院の助費に充当。遊女芸者「人別」に、一週間ごとに医師の検診を義務づけ、「健全保護之鑑札」を渡す。
4	1872(明治5)年10月	太政官布告第295号「芸娼妓解放令」公布。京都府、布達第246号「遊女芸者改正ノ儀遊所へ達シタル旨布達ノ事」公布。「本人真意」にて遊女・芸者を続けたい者は免許地に限り営業許可。遊女屋・茶屋渡世を続けたい者は「席貸」渡世として営業許可。遊女は2円、芸者は1円（「半線香」は半額）、「席貸」3円の月税の納税を義務づけ。遊女芸者の冥加金（療病院助費）の納入は継続。
5	1873(明治6)年2月	傾城屋・遊女屋・茶屋は「貸座敷」に、芸者は芸妓、遊女は娼妓に改称される。 清水新地、辰巳新地営業停止か。
6	1874(明治7)年	白梅園子営業停止か。
7	1876(明治9)年4月	京都府、布達第143号「売淫罰則」公布。初犯は10円以下、再犯は20円以下の罰金。徴収金は授産所費用に充てた。三本木営業停止か。
8	同年6月	京都府、「駆懲規則」布告。娼妓に毎週一回の梅毒検査を義務づけ。
9	1880(明治13)年	壬生営業停止か。
10	1882(明治15)年8月	京都府、甲第158号「貸座敷取締規則」、甲159号「娼妓営業取締規則」布達。 貸座敷営業免許地として、上七軒・五番町・二条新地・先斗町・祇園新地・島原・宮川町・下河原・七条新地、および伏見・墨染・中書島・福知山柳町・宮津万年町・同新浜の合計15ヵ所を定める。

11	1883(明治 16)年	京都府、布達第 143 号「売淫罰則」を廃止し、甲第 20 号「密売淫罰則」公布。初犯は 10 円以下、再犯は 20 円以下、三犯は 30 円以下の罰金。甲第 158 号・159 号を合わせ「貸座敷及娼妓取締規則」に改める。引き続き営業許可・鑑札の発行は郡区役所で取り扱うも、翌年各警察署所管に。
12	1884(明治 17)年	京都府、甲第 104 号「賦金規則」布達。貸座敷営業者、娼妓、家形営業者、子方営業者に毎月五日賦金納税を命じる。娼妓は月 2 円 50 銭、屋形・子方営業者は芸娼妓一人につき 30 銭。貸座敷営業者は畳数による等級別＋上がり高の多寡により金額変動。
13	1885(明治 18)年 3 月	京都府、娼妓の年齢を満 15 歳以上に定める。
14	1886(明治 19)年 7 月	京都府、府令第 3 号「五業取締規則」公布、「貸座敷及娼妓取締規則」廃止。各免許地の一つの同業者組合を設け、所轄警察署の認可を義務づけるとともに、娼妓の年齢を満 18 歳以上に定める。
15	1886(明治 19)年 8 月	祇園新地が甲部と乙部に分離。下河原が甲部に吸収される。
16	1887(明治 20)年 5 月	綴喜郡橋本を貸座敷営業免許地指定。
17	1888(明治 21)年 2 月	加佐郡舞鶴町を貸座敷営業免許地指定。
18	1888(明治 21)年 4 月	第三高等学校誘致により二条新地営業停止。
19	1900(明治 33)年	
19	同年 11 月	驅蠱院を八坂病院へ改称、娼妓検査所を併設。
20	1911(明治 44)年	京阪電車開通により、墨染が多いに打撃を受ける。
21	1913(大正 2)年 1 月	八坂病院・娼妓検査所、東山五条に移転（後の洛東病院）。五条橋下が七条新地に合併。
22	1946(昭和 21)年 2 月	前年の連合国軍総司令部の覚書を受けて、内務省令第 3 号布告。公娼制度廃止。
23	1956(昭和 31)年	法律第 118 号「売春防止法」公布。翌年施行。五番町、撞木町、橋本が営業停止。

芸娼妓解放令によって、遊女屋・茶屋が突如として奉公人として抱える芸娼妓を解放せねばならなくなったことで、府下の遊興地は「大恐慌」状態に陥った。困窮者の多い芸娼妓の親元は、奉公先から解放された彼女たちの身柄を引き受けることができず、生計を立てる術を失った芸娼妓もまた路頭に迷うことになった[今西 2007]。そこで府は、芸娼妓解放令の施行後も遊女および芸者稼業を続けたい者に対して、早々に対応方針を示した。10月中には布達第 246 号によって、遊女および芸者を解放した上でその身元引受人に身代金の返済を命じている(布達第 246 号、明治 5 年 10 月、京都府立総合資料館所蔵『京都府布令書』)。一方で遊女または芸者稼業を続けたい者については願い出れば営業を許可するとしたため、身代金の返済を迫られた芸娼妓の多くは稼業を続けざるをえない状況に置かれた。しかしながらこの内容は、年季奉公契約で発生した身代金の無効を言い渡した同年 10 月 9 日の司法省達第 22 号に抵触するため、身代金に関する条文はその後取り消されたと推測される。

この布達第 246 号では、遊女屋および茶屋渡世の者が席貸渡世に統合されたため、京都府の法的な取り締まり上において、遊女屋とお茶屋の区分は失われることになった。明治 6 年に入ると、遊女屋および茶屋を貸座敷に改称することが布令によって定められている。この際、遊女は娼妓に、芸者は芸妓に改称された。[京都府 1974]。前年にひきつづき、遊女屋と茶屋を区別せず統制をはかっている点に注意したい。京都府では、統制の上で貸座敷という業態の中に、芸妓の営業する場所を貸す業態である茶屋が含まれることになった[加藤 2009]。一方で、娼妓と芸妓については、梅毒の検査を受ける義務の有無によって区別されていくことになった。1871(明治 4)年の段階では、京都府は娼妓と芸妓の双方に週一回の梅毒検査受診を義務づけていたが、芸娼妓解放令後に出された布達第 246 号では受診の義務は娼妓のみに限定され、芸妓の売春は明確に禁止されているのである[京都府立総合資料館 1972]。さらに 1876(明治 9)年 4 月には、京都布達第 143 号で定められた売淫罰則によって私娼行為に罰金を科すことを定めるなど、私娼の取り締まりも厳格になされていた[京都府立総合資料館 1972]。

こうした傾向は以降も続く。1882(明治 15)年には甲第 158 号で定められた貸座敷取締規則によって、京都市内では祇園町を含む九か所が貸座敷営業の免許地として定められた。この貸座敷取締規則ではなまた、貸座敷営業の許可は、営業届や、貸座敷利用客の姓名・年齢・職業を記録した届書を所管警察署に差し出すことが義務づけられた(甲第 158 号、明治 15 年 8 月 10 日、京都府立総合資料館所蔵『京都府布令書』)。これらの規則によって、

貸座敷営業免許地以外での売春、あるいは許可を得ていない業者による売春が密売淫として禁止されるとともに、統制の上では、娼妓鑑札をもつ女性のみが梅毒検査の対象として可視化され、芸妓と差別化されていくことになった。

では、貸座敷業以外の営業者はどのように扱われていたのだろうか。1886(明治 19)年 7 月に定められた賦金徴収規則では、貸座敷営業者、娼妓、屋形(やかた)・小方(こかた)営業者(ともに年季奉公人として芸娼妓を寄寓させる業態)の三業種を区別して扱っていた。また、納税額にも違いがみられた。小方営業者の納税額が、芸娼妓一人につき 30 銭に固定されているのに対して、貸座敷営業者は畳数による等級と上がり高の多寡により納税額が変動する方式が採られた(府令第 2 号、明治 19 年 7 月 30 日、京都総合資料館所蔵『京都府布令書』)。

この三業種の分類は、同 19 年には貸座敷取締規則および娼妓取締規則に代わって五業取締規則が布告されたことで廃止され、新たに五業種の分類が採用された。すなわち、貸座敷業者、引手茶屋(ひきてちゃや)業者(客が娼妓を待つあいだ芸妓を揚げて接待する茶屋のことか)、小方業者、紹介業者(女性を親元から小方業者にあっせんする業者)、娼妓の五つの業種である。(府令第 3 号、明治 19 年 7 月 31 日、京都総合資料館所蔵『京都府布令書』)。この時期においても、近世において売春が許可されていた遊女屋と、明許されていなかったお茶屋はともに貸座敷として括られており、遊女屋とお茶屋が統制の対象として一括されている点に注意したい。五業取締規則はまた、各免許区域につき一つの同業者組合と組合事務所の設置、および所轄警察署の認可を義務づけている(同上)。

この五業取締規則の布告をもって、祇園町も含めた京都府における貸座敷営業免許地の統制方針が再編された。町組に代わって、同業者組合による貸座敷営業免許地の統制の仕組みが採用されたのである。五業取締規則が示した取り締まりのあり方は、国家として公娼にたいする取り締まりの基準を示した 1900(明治 33)年の内務省令第 44 号(以下、娼妓取締規則)の公布まで続く。娼妓取締規則を受けて、同 33 年の府令第 100 号によって定められた貸座敷取締規則では、娼妓を寄寓する業種をすべて貸座敷営業者とみなすようになったことで、引手茶屋という業態は廃業となった。小方業もまた法的な分類の上では消えたが、実態としては存続し続けた(「新規則と鴨東遊廓」『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 11 月 17 日)。すなわち、京都府ではこれ以降、貸座敷営業者、娼妓、紹介人の三分区にもとづいた統制が行われるようになったといえる。このうち娼妓の管理については、公娼への梅毒検査の実施、18 歳未満の就業禁止など内務省令の内容が踏襲される一方で、同業者

組合を通じた統制の仕組みは引き継がれた。祇園町でも五業組合規約の内容を改正したが、五業にもとづく取り締まりの仕組みに変化はなかった。

以上のように、国家として娼妓の取り締まりについての指針を示した娼妓取締規則の公布の後も、京都府においては同業者組合によって関連する業種の業者たちの統制を図るという性格が維持されていくことになったといえる。

1-3 遊所女紅場の設立—祇園町南側における地所の獲得と開発

以上のような近世から近代への移行期における京都府による花街の取り締まりの状況を踏まえて、本節ではこの時期に設立された八坂女紅場とその活動、特に祇園町南側における地所の獲得と開発の過程を明らかにする。

1872(明治5)年10月、下京第十五区は府知事に対して、婦女職工引立会社の設立願書を提出した。連署したのは区長、副区長、および各町の戸長、遊女芸者券番所の支配人からなる一八名である。同区は祇園町をかかえる町組であった。当時の区長は祇園新地のお茶屋「一力(いちりき)」の主人であった杉浦治郎右衛門¹⁵である。この願書によれば、婦女職工引立会社は、「浮業遊職ノ婦女」である娼妓および芸妓の「遊芸ヲ正業ニ変換スル」ために、彼女らに「各種ノ女紅」の授産を図る施設として構想されていた。なお、旧傾城町島原をかかえる下京第十六区は、これに先んじて同様の施設の設立を府に願っていたという(「女紅場事件」、京都府立総合資料館所蔵「京都府史政治部学政類第三」)。

町組をあげての設立申請の背景には、前述の通り、当時の芸娼妓営業地の統制が町組単位で行われていたことがあったと考えられる。この時期に芸娼妓の転廃業をかかげる授産施設の設立が図られた背景に、芸娼妓解放令があるのは言うまでもない。このような危機的状況のなかでも営業を存続していく上で、祇園町をはじめとする当時の芸娼妓営業地では、婦女職工引立会社の設立が求められていたと考えられる。1872(明治5)年11月、京都府は遊所女紅場の設立を認可した。その上で、各町組内の娼妓および芸妓の納税額のうち、半分を婦女職工引立会社の助費金に充てる措置をとっている。1873(明治6)年2月には他の区に先駆けて下京第十六区(島原)に婦女職工引立会社が開設された。同年3月には、下京第十五区(祇園町)の婦女職工引立会社(図3参照)が続き、他の芸娼妓営業地域にも設立されていくことになった。1876(明治9)年にはこれらの施設は遊所女紅場と改称されている。

祇園町における遊所女紅場は、その設立当初の段階ではどのような組織であったのだろうか。1872(明治5)年に、下京第十五区による設立願書とともに提出された「会社規則」を

検討したい。運営方針の決定にあたったのは、最高責任者である統取、副統取、区内戸長らからなる社中会議である。区長が統取を、副区長が副統取を兼任した。また、運営にあたったの財源は、区内の積立金によって賄われた。この積立金は女紅場の設立財源として当区の小学校から券番へ借り入れられた。当時の小学校は「小学校」という名を冠してはいたが、その性格は「組中の同志の出勤を基立金として結社し、預金は月一分の利息、貸し付けは月一分半の利息をとる金融会社のようなもの」であった[辻 1977]。したがって、遊所女紅場は町組が基盤となって設立された組織であったといえるだろう。

それでは、この施設ではどのような教育が企図されていたのだろうか。同「会社規則」によれば、祇園町における遊所女紅場の教授科目は、「衣服裁縫、養蚕、鹿子絞、刺繍」といった、「浮業」を廃業し「正業」に転職するための技芸である。芸妓の職能である歌舞音楽は一切教えられていない。授業料は無料であったが、生徒である芸妓・娼妓には、販売目的の製品を作ることによって学費を償うことが求められた。加えて、区内の全ての芸娼妓に入社が義務づけられている点、施設への出入が券番所によって管理されている点から、当時の祇園町の遊所女紅場の性質は教育施設よりも更正施設に近いものであったと考えられる[松田 2010]。

祇園町における遊所女紅場の実現には、この地域における独自の背景があった。1870(明治3)年には、先にあげた杉浦治郎右衛門らが私費を投じて祇園神幸道に療病館を設置した。これは私立の梅毒の検査施設であり、後に府立療病院の所管となっている。京都府が建仁寺福聚院に驅黴院を設置するのは1876(明治9)年のことであり、祇園町は一芸娼妓営業地でありながら、府にさきがけて独自の梅毒対策を行ったことになる[田中 1942]。杉浦はまた、遊所女紅場の用地獲得にも関わっている。遊所女紅場の設立申請に先立ち、彼は副区長とともに京都府に対して「祇園町通南側裏地建仁寺持敷地」の払下げを願い出て許可された(「共有権確認請求訴状付属書写甲第一号証 奉願口上書」京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』)。この地所は、建仁寺が寺社領上知令(明治四年布告、寺社の所有する地所を取り上げ、官有地とした法令)によって没収された地所に、窮民授産所用地として京都府に寄付した地所を足した、計14,175坪の土地である。これに加えて、建仁寺塔頭の清住院・正伝院・福寿院・大仲院、そして六波羅蜜寺の末寺である蓮乗院・蓮華光院が下京第十五区に払い下げられた。同区は1873(明治6)年に京都府からこの地所の地券を交付されている。

それでは、この地所はその後の遊所女紅場の活動にどのように利用されたのだろうか。

明治6年3月には、第二回京都博覧会に際して、第4章で詳しく述べる都踊(現在の都をどり)の会場として、旧清住院を転用して歌舞練場が開場した。さらに、開場にあわせて四条通以南に花見(はなみ)小路・南園(なんえん)小路・初音(はつね)小路・青柳(あおやぎ)小路が整備された(図4参照)。

図3 明治初期における祇園の婦女職工引立会社

(京都府立総合資料所蔵、旧一号書庫写真資料「祇園新地婦女職工引立会社」)

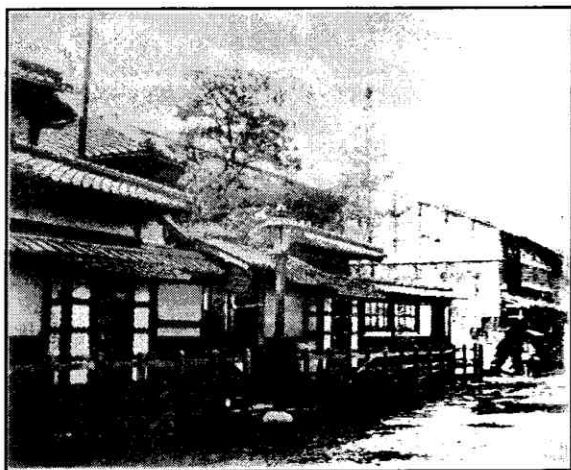
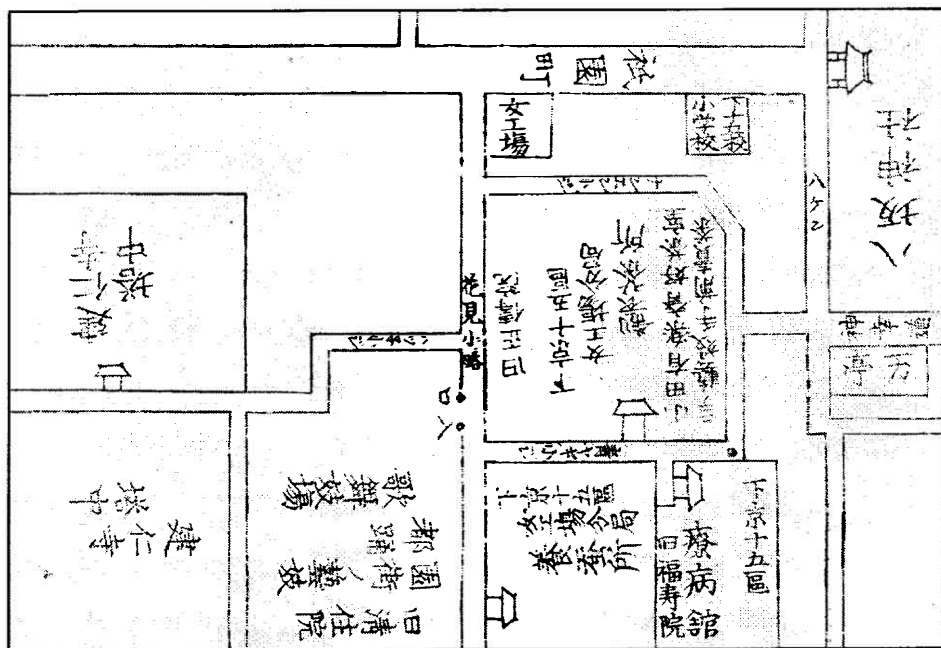


図4 1873(明治6)年の四条通以南周辺

(出典: 京都府立総合資料館所蔵、『京都新聞』明治6年、第74号、下京出版社、6頁)。



遊所女紅場の設立にともなう祇園町南部の開発を記録した新聞記事。四条通沿いに「女工場」およびその「分局と」して製茶所・養蚕所・「歌舞伎場」が書きこまれている。また新たに整備された花見小路・南園小路・初音小路・青柳小路が確認できる。図2と比較して、建仁寺領の「藪地」であった四条通南部の土地が開発されたことがわかる。

特に四条通から建仁寺北門に通じる花見小路は、桜並木が植樹されるなど、祇園町南側のメインストリートとして意識されていたと考えられる。四条通以南の祇園町南側には、女紅場の分局として芸娼妓の実習に用いる製茶所や養蚕場が設けられたほか、合計 32 戸の借家が建設された。またその際に建設を担当した大工は、杉浦治郎右衛門と姻戚関係にある人物であった[松田 2010]。

この地所におけるその後の目立った開発としては、歌舞練場の新築移転などが挙げられる。祇園新地の女紅場は、1882(明治 15)年 1 月に駆黴院用地として京都府に約 4,400 坪を寄付しているが(「共有権確認請求訴状」京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年 一月私立学校一件』)、1912(明治 45)年に駆黴院(この当時の名称は八坂病産院)が下京区清水四丁目六波羅野へ移転すると、同地所を買い戻し、歌舞練場を新築した(京都府告示一八九号京都府立総合資料館所蔵『京都府公報』)。また、借家については 1900(明治 33)年の時点で 92 戸にまで増えており、同地所に建設されたその他の不動産から得られる地代・家賃収入は、一カ月で約 400 円に上り、女紅場にとって大きな収入源となっていた(「八坂女紅場所有地の紛争顛末(九)」『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 7 月 26 日)。後述する 1900(明治 33)年 10 月 10 日提出の財団法人八坂女紅場設立の申請書には寄付財産の目録が付されているが、この目録に記載された女紅場が所有する建家の所在地と、祇園甲部区域の貸座敷および小方業者の住所地には一致する例が 11 軒ある(「財団法人八坂女紅場設立申請書」別紙「財産目録」・「就業者証明願」、京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』、付図 NO.56, 65, 72, 74, 80, 86, 93, 94, 95, 102, 103 参照)。これらの借家の一部は祇園甲部の組合に所属する業者が借り受け、貸座敷を中心とした遊所の営業に利用されていたと推測できる。

このように、遊所女紅場による獲得および開発によって、「藪地」であった四条通以南の様相は大きく変わった。また、同区の遊所女紅場の設立と地所開発には、区長をつとめた茶屋営業者である杉浦治郎右衛門が大きな役割を果たしたと考えられる。

1-4 土地所有権の確立へ—八坂女紅場の財団法人化

続いて、祇園町における遊所女紅場のその後の展開を概観したうえで、杉浦らの主導によって獲得された土地の所有権が確立されていく過程について述べる。具体的には、遊所女紅場の財団法人化の過程に注目する(表 3 参照)。

表 3 八坂女紅場の関連年表

([京都府勸業課 1872; 京都府立総合資料館 1872; 京都府 1974]より作成)

No.	年月	内容
1	1872(明治 5)年 10 月	下京第十五区(祇園新地)、府知事に「 婦女職工引立会社取立願書 」提出。
2	同年 11 月	京都府、 婦女職工引立会社 の設立認可。 町組内の遊女・芸者の納税の半分を助費金として定める。
3	1873(明治 6)年 2 月	下京第十六区(島原) 婦女職工引立会社 開業、日本初の遊所女紅場誕生。 下京区第十五区(祇園新地)、京都府から 18,513 坪の払い下げを受ける。
4	同年 3 月	下京第十五区 婦女職工引立会社 設立。京都府下の他遊所地域にも設立。
5	1874(明治 7)年 2 月	府下の 婦女職工引立会社 を 遊所女紅場 と改称。
6	1881(明治 14)年 12 月	下京第十五組女紅場、美磨女紅場の独立により八坂女紅場を名乗る。 八坂女紅場、京都府に駆徴院用地として花見小路の 4,400 坪を寄附。
7	1902(明治 35)年	財団法人京都八坂女紅場 、内務大臣により財団法人化申請の認可を受けて 成立 。
8	1911(明治 44)年	財団法人八坂女紅場 、八坂病院移転計画にともない病院の跡地 4,300 坪 購入 。
9	1913(大正 2)年	八坂病院跡地に歌舞練場を竣工。この年より歌舞練場にて都踊を開催。
10	1914(大正 3)年	京都府、府令第 63 号「私立学校令」施行細則公布。八坂女紅場を学齢児童の就学施設として認可。
11	1934(昭和 9)年	財団法人八坂女紅場、京都府知事より私立学校指定を受ける。
12	1945(昭和 20)年	私立八坂青年学校の設置許可。のち八坂技芸実践女学校に改称。
13	1951(昭和 26)年	前年の法律第二百七十号「私立学校法」施行を受けて、 財団法人京都八坂女紅場解散 、 学校法人八坂女紅場学園 に再編成。京都八坂女子技芸専修学校を設置。のちに祇園女子技芸学校に改称。

1-4-1 下京第十五区女紅場から八坂女紅場へ

下京第十五区女紅場は、1879(明治 12)年の町組再編により下京区第十五組女紅場へと名称を変えているが、1881(明治 14)年に入ると八坂女紅場と改称している。これは、祇園新地の業者のうち四条通をはさんで北に位置する膳所裏(ぜぜうら)地域の業者が、分離独立して新たに組合を組織したためである。このとき膳所裏の業者の機関として美磨(みま)女紅場が設立されたため、下京区第十五組女紅場はそれとの差別化のために八坂女紅場を名乗った(「共有権確認請求訴状付属書写甲第一号証 奉願口上書」京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』)。

第 2 節で述べたように、1886(明治 19)年の五業取締規則によって、京都府の貸座敷営業免許地の統制の仕組みは、町組を単位とする方式から地域ごとに設けられた同業者組合を単位とする方式へと再編された。一つの免許地に組合が併存する体制は五業取締規則の規定に違反するため、八坂女紅場と美馬女紅場の分離は一旦撤回されたが、同 19 年 8 月には府の認可を受けて再び分立している。これ以後、八坂女紅場に所属する業者の組合を指して祇園新地五業組合甲部と呼び、美磨女紅場に所属する業者の組合を祇園新地五業組合乙部と呼ぶようになった(前掲、「共有権確認請求訴状」)。美磨女紅場の分離独立の結果、計 19 町(祇園町南側、膳所裏を除く祇園町北側、中之町、富永町、清本町、弁財天町、元吉町、二十一軒町、常磐町、橋本町、末吉町、川端町、林下町の半分、清井町の一部、宮川筋一丁目、下河原に属する鷺尾町、下河原、月見町、上弁天町)における五業種の業者が、八坂女紅場の管轄となった。この祇園新地五業組合甲部は、1886(明治 19)年の時点で五業組合規約を定めている(「祇園新地甲部五業組合規約」、京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』)。以下では、1900(明治 30)年時点での「祇園新地甲部五業組合規約」(以下、組合規約)から、当時の組合において八坂女紅場がいかなる位置づけにあったのかを検討する。

組合規約によれば、同組合は所属する業者の営業方法の統制、区域内の業者が納める税金の徴収、娼妓の梅毒検査、そして共有財産の管理などの業務を担当する組織であった。八坂女紅場はこの祇園甲部五業組合の機関であり、同組合に所属する芸娼妓の教育を司る施設であると記されている。この当時の科目は、初等普通学、茶道・生花および女礼式、裁縫・手工、歌舞音曲である。初等教育や歌舞音曲が教授科目に盛り込まれたことから、八坂女紅場は、芸娼妓の授産のみならず、教育と次世代の育成のための施設としての性格を備えつつあったと考えられる。加えて重要な点は、祇園町南側における地所の所有

者名義は、祇園新地甲部五業組合規約によって組合ではなく八坂女紅場である、と定められている点である。この名義は八坂女紅場の経費維持のために採用されたものであり、それゆえ八坂女紅場の所有地は、何人にも分配することができない「不分財産¹⁶」であるとされた。同規約には組合員の資格をもつ者はこの土地の管理に関わる権利を有するという条項もあり、八坂女紅場の所有地は、組合に所属する営業者によって共同管理されていたといえる。五業組合規約はまた、八坂女紅場の運営方法についても定めている。八坂女紅場の「不分財産」の管理方針は、場長と30名の協議員からなる協議員会によって議決された。場長は区域内の男性営業者に限られていたが、協議員については一定の要件(満1年以上営業を続け、かつ組合区域内で不動産を所有する満25歳以上の者)を満たした女性営業者の中から公選されている。当時の祇園甲部において、女性営業者が占める割合やどのような影響力をもちえたのかという点については次節で述べたい。

以上のように、祇園甲部の五業組合規約からは、八坂女紅場が所有する不動産は区域内に居住する営業者の共有物である、という意識を確認できる(前掲、別紙「就業者証明願」)。明治28(1898)年の民法施行によって不動産の所有権という概念が登場すると、組合は八坂女紅場の財団法人化に向けて動き出す。その目的は、八坂女紅場に法人格を付与し所有地の権利主体として確立することにあつた。

1-4-2 財団法人化をめぐる二つの事件

しかしながら、八坂女紅場の財団法人化はすぐには実現しなかった。祇園甲部において八坂女紅場の財団法人化を進める動きが表面化すると、女紅場所有の地所について法律に則って権利を主張する運動が起こったのである。具体的には、建仁寺とその信徒らによる地所の返還を求めた申請と、祇園乙部の営業者による地所の共有権の確認を求めた請求である。これらの反対の動きは、実を結ぶことはなかったものの、当時の祇園甲部に大きな衝撃を与えることになった。以下、その概要を述べたい。

法人化申請を前にした1989(明治32)年12月9日、建仁寺住職・同信徒総代ほか三名が、同年の国有土地森林原野下戻法¹⁷にもとづき、京都府に対して祇園町南側の地所の返還を求める申請を行った。建仁寺側の主張は、地所の所有者である八坂女紅場は「人格を具備せずして不動産を所有し得べきものにあらず」として、地所の所有権は依然として国家にある、というものであつた。この申請は翌33年に内務大臣に受理されたため、彼らは京都区裁判所に土地所有権の仮登記を申請した。しかしこの申請は棄却され、続く京都地方裁判

所においても、争点となった地所の土地台帳に女紅場が所有者として登録されていることが着目され、明治 33 年 7 月に抗告は棄却された。建仁寺側はさらに大阪控訴院に対して抗告を行ったが、やはり棄却されている(「建仁寺の敗訴」、「八坂女紅場所所有地の紛争顛末(十六)」、「建仁寺再抗告の棄却」『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 7 月 7 日、8 月 6 日、9 月 25 日)。

祇園甲部の組合は、建仁寺による反対運動のなかで、1900(明治 33)年 7 月 31 日に組合正取締役の貸座敷業者穂北孝次を申請者として内務大臣に財団法人化を申請した。しかしながら、芸娼妓に教育をほど来ず学校という女紅場の性質が財団法人として適切でないという議論があり、文部省の参事官会議にかけられた結果この申請は下げ戻され、同 33 年 9 月に不認可となった(「財団法人の申請認可されず」『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 9 月 15 日)。

同 33 年 10 月、組合は寄附行為の草案を新たに編成して再び財団法人化を申請した。この二度目の申請では、祇園乙部の五業組合が地所の共有権を主張して訴えを起こしている。この訴訟は、乙部組合取締役の小山友次郎らを代表とするものであり、小山らは同年 11 月 2 日に京都地方裁判所に土地の共有権確認の請求を提訴した。その後小山らの代理人は、上申書と付属書類の文部省への進達を京都府知事高崎親章(たかさきちかあき)に求めている(前掲、「共有権確認請求訴状」)。甲部組合は文部省に対して反証を試みたが、結果的に二度目の申請も翌 34 年 1 月に不認可となった。

この建仁寺および乙部との対立を両者の仲介者として調停に導いたのが、当時の京都市長内貴甚三郎であった。1901(明治 34)年 9 月、調停委員をつとめた内貴の立ち会いのもとで、乙部組合(当時は祇園新地乙部貸座敷組合、京都府令第 100 号貸座敷取締規則によって祇園新地乙部五業組合より改称)との間で私証書による調停がなされている。祇園甲部から乙部に対して 12,700 円を支払う代償として、乙部は地所の所有権が甲部にあると認めた。同 34 年 10 月には尾本公証役場で調停契約書が取り交わされることになった。同じく建仁寺についても、内貴の仲介で同 34 年 12 月に示談が成立した。建仁寺は甲部から 2,000 円を受け取る代償として、土地返還申請を取り下げたのである。

1902(明治 35)年 2 月、地所をめぐる二つの運動が収束したのち、組合は三度目の財団法人化申請を行った。この時、過去二回の失敗を経て修正された寄附行為が同時に提出されている。このなかで八坂女紅場は、財団法人化の目的として「祇園新地甲部貸座敷組合の普通婦女及芸娼妓」に「生活に必要なる技芸」を授け「自立の職業を得せしむ」事を掲げ

ている。カリキュラムの内容は初等教育に相当する学科目と芸能科目の二種類が組み込まれた点、また文部省が申請を審査した点からも、この時点で再編された八坂女紅場の性格が、現在の学校法人¹⁸に近いものであったことが推測できる(「京都八坂女紅場財団法人寄附行為並ニ処務細則」京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』)。

このような試行錯誤が実り、八坂女紅場は土地所有権保存登記申請と建物所有権保存登記申請を経て、1902(明治 35)年 7 月に正式に法人格を獲得して財団法人京都八坂女紅場となった(同上、「京都八坂女紅場財団法人寄附行為並ニ処務細則」)。その後、八坂女紅場は太平洋戦争を経た 1951(昭和 26)年に私立学校法(法律第 270 号)の施行にともない解散し、学校法人八坂女紅場学園に再編成されて現在に至っている。

1-5 訴訟の過程から浮かび上がる祇園町の営み

本節では、これらの財団法人化に対する反対運動のうち、特に乙部による訴訟によって生じた混乱に注目することで、当時の祇園町で営まれていた生活の一端を人びとのつながりから明らかにしたい。

祇園新地乙部五業組合が祇園甲部を被告として京都地方裁判所に共有権確認請求訴訟を提訴したのは、祇園甲部による第二回目の法人化申請の最中である 1900(明治)年 11 月 2 日であった。原告は、乙部組合の取締役小山友次郎ほか 5 名を代表とする貸座敷営業者および子方屋営業者 180 名である(「共有権確認請求訴状」京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年 一月私立学校一件』)。この訴訟は、祇園甲部と乙部に属する人びとの対立を招くものであり、両者をまたがって日常的に展開していた親しい人間関係を原告-被告関係へと突然に変貌させるものであった。例えば当時の新聞記事では、乙部に出店した貸座敷の支店が原告、甲部で営業する子方業の本店が被告となった事例や、八坂女紅場で舞教師を務める乙部の遊芸師匠が雇用主や門人を被告とする形になった事例、甲部の子方業者が、抱える芸妓の親元である乙部の貸座敷営業者に訴えられる形になった事例などが紹介されている(「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 11 月 7 日)。

本来はひとつの花街であり、地理的にも隣接している祇園甲部・乙部間では、営業区域や所属を越境する営業者間の関係性が持続していた。このような行政上設定された祇園新地甲部の範囲を越えて展開する日常的な人的交流が、祇園新地甲部—乙部間で生じた法的交渉による被告—原告関係の設定によって浮き彫りになったといえる。甲部の内部におい

てもまた、地所をめぐる対立が発生していた。「其管理者の手心にて随分勝手な処分も出来るべし」との推測から、当時の祇園甲部の営業者間では、同業者組合を統括する取締役穂北孝次への不満、更には財産の共同所有というありかたそのものへの見直しの声が生じたのである(「八坂女紅場所有地の紛争顛末(十)」『大阪朝日新聞京都附録』明治33年7月27日)。このような状況のなかで、祇園甲部の組合は所属する営業者を集めて、今後の対応について統一した見解をとりまとめる必要に迫られていた。

当時の祇園町の実態を考察する上で注目すべきは、組合に属する営業者らが合意の形成に至るまでの過程である。祇園甲部の組合議員会は全組合員のうち、まずは「男性戸主¹⁹営業者」を歌舞練場に召集して乙部からの訴訟への対策を協議している(「祇園新地甲乙兩部紛議彙報」『大阪朝日新聞京都附録』明治33年11月8日)。対して、女性の戸主営業者は男性とは別日に召集され、男性戸主が決定しとりまとめた事項について協議した。ただし、女性の戸主営業者のなかでも、八坂女紅場の協議員(第3節参照、約30名の女性営業者からなる)および女紅場婦人世話係と、協議員でない者は、それぞれ別日に協議の場が設定された(「祇園新地の大集会」『大阪朝日新聞京都附録』明治33年11月10日)。すなわち、祇園甲部の同業者組合は、協議に当たり、組合員のうち戸主のみを組合議員会に招いている。なおかつ、戸主を男性、八坂女紅場での役職を通じて組合の運営に参加している女性、役職をもたない女性、という三段階に区別して扱っているのである。これらの協議の結果、法廷に持ちこまれる前に和解にもちこむことが望ましいとの見解で一致し、訴訟の回避を目指す方針を固めた。また乙部との法的交渉にあたる被告人総代として、取締役穂北孝次、市原與七、組合議長梅野半兵衛、同副議長佐々木寅次郎、八木清助の五名を選出している(「祇園新地の大集会」『大阪朝日新聞京都附録』明治33年11月10日)。

前節で述べたように、財団法人化の申請が認められるまでの動きからは、公的な場において対外交渉を担ったのは男性経営者であったことがわかる。男性経営者は、組合においても、取締役をはじめとする組合の重要な役職を占めていた。乙部に対する動向からもまた、男性経営者が組合の方針を決定していたことがうかがえる。しかしながら、女性経営者のなかでも戸主の立場にある者は八坂女紅場の協議員として役職を得ていた点、その意向を反映させるための機会が設けられていた点は無視することができない。表立って訴訟に登場することはないものの、女性経営者には確かに組合の動きに関与していた。女性経営者の運営への参与を促した背景には、当時の祇園甲部における営業者の男女構成比がある。第1回目の法人化申請の時点で提出された「就業者証明願」を参照すると、1900(明治

33)年の祇園甲部には計 437 名の営業者が所属しており、その内訳は男性 103 名に対して女性は 334 名となる(「財団法人八坂女紅場設立申請書」別紙「就業者証明願」、京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』)。ただしこの中には同姓同名の営業者が含まれている。これは戸籍(この時点では住所を指す)をもとに営業者を列挙しているために、複数の持家を抱えていたとみられる者が重複して数えられているためである。

付図は「就業者証明願」をもとに作成した 1900(明治 33)年時点の祇園甲部に所属する営業者一覧である。こうした条件に該当する営業者は 4 名おり、その全てが女性である。このうち石川ミカ(付図 NO.27,337)の場合は貸座敷業と小方業を営んでいた。これは現在の祇園町で多く見られるような、お茶屋と置屋を兼業する事例と推測できる。対して山田マツ(付図 NO.80,420,433)は三カ所で名前を発見できる。すべての住所で貸座敷業を営んでいたが、うち一か所は第 3 節で触れた女紅場が所有する建家と一致する。このため、当該の住所はおそらくは小規模な借家であったと考えられる。鈴木キシ(付図 NO.37,147)は別住所にて、ともに小方業を営んでいた。他方、鈴木アイ(付図 NO.208,250)は、小方業と貸座敷業を兼業している。当時の新聞記事には、先にあげた師弟で原告-被告の関係に陥った事例として、師匠である八坂女紅場の舞教師で、乙部の小方業者高橋八重に訴えられる形になった甲部で小方業を営む鈴木小三という芸妓が登場する(『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」、『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 8 月 25 日「舞の研究会」)。ともに鈴木姓のために判別がつかないが、営業者名簿のうち小方業を営む鈴木姓の女性はこの二人のみであるため、両者のうちいずれかがこの芸妓「小三」に該当すると思われる。彼女は自らが小方業者としてを営む自前の芸妓であったと推測できる。「就業者証明願」によれば、当時の法的な取り締まりの上では、小三のような小方業者は 132 名²⁰に上った。

明治 30 年代初頭の祇園町には、女性により経営される小規模なお茶屋(当時は貸座敷)や置屋(当時は子方屋)などの業種が多く集積していたことがわかる。それでは、祇園町において、このような状況はいつ成立したのだろうか。序章でとりあげた曾根ひろみは、近世の丹後宮津に存在した遊所、東新地における「酌取女」と呼ばれた芸者の大半を京出身の者が占めていたことを指摘し、京都の置屋営業者を養い親とする少女たちが、置屋にて三味線、舞踊、唄などの遊芸を仕込まれた後に宮津へ供給されていたと分析している [曾根 2003: 95-101]。こうした芸者の中には、祇園町を出身とする者が複数存在した。幕末期の

祇園町では、現在に通じる「擬制」的な親子関係にもとづいて芸者を育成する業態が成立していた。加えて、曾根の分析によれば、このような芸者の「親」には女性の名前を確認することができるのである。女性が戸主として一家を創立し、置屋やお茶屋を営んでいた明治30年代の状況は、近世にその素地をさかのぼることができると言えよう。乙部の訴訟をめぐる協議の場に女性経営者が招かれていたことは、当時の甲部で組合を運営するにあたり、彼女たちが無視できない存在であったことを示している。

小括

以上のように、本章では八坂女紅場に注目することで、現在の景観が明治初年に獲得された地所の開発によって形成された事を明らかにした。明治初年、京都府の芸娼妓営業地の統制は町組を単位として行われ、遊所女紅場も町組単位で設立された。その中で下京第十五区の遊所女紅場では、運営費用が町組の資金で賄われた点、区長らによって運営された点が注目される。同区の特徴は、女紅場の用地として四条通以南に地所を購入し、大規模な開発と借家・借地の経営を行った点にある。

これまで述べてきた通り、明治中期に入り同業者組合を単位とした貸座敷営業免許地の統制の仕組みが整うと、免許地ごとに独自の組合規約が設けられた。この仕組みは、明治33年(1900)年に娼妓取締規則が公布されたあとも継続する。そのなかで組合の機関である八坂女紅場の所有地は、組合に所属する営業者らの共有管理の対象とされ、所有者の名義は組合ではなく女紅場とされた。八坂女紅場の所有権は、財団法人化を経て確立されていたのである。本章では、この財団法人申請の記録を通じて、現在にいたる祇園町の土地所有・管理体制の基礎が築かれた明治30年代初頭の時期に、公的な対外交渉の場には登場しない戸主としての女性経営者たちが組合の運営に参加していたことが明らかになった。

続く第2章では、本章でその歴史的な形成の過程を提示した祇園町の土地所有・管理体制によって形成された景観が、現在の祇園町においてどのような意味をもっているのかについて、行政による文化財指定やそれにもなうネームバリューに注目することで分析する。

第2章 遊興の舞台装置としての景観

本章では、第1章で論じた祇園町南部の地所が八坂女紅場により獲得、開発された経緯をふまえて、国家／府県からの文化財指定によって形成された祇園町のネームバリューに注目し、これらの外部から向けられる期待が祇園町のお茶屋遊びにどのような影響を与えているのかを明らかにする。

本論文の調査対象である祇園町には、行政によって景観を保護する法的な指定を受けている地区が二つある。四条通の北側、すなわち祇園町の北部に位置する祇園新橋地区と、祇園町の南部に広がる祇園町南側地区である。祇園新橋地区は、江戸末期から明治初期に建設された京風町屋が並ぶ、祇園町でも最も古い町並みが残る地域である。この地区は文化財保護法にもとづき、1976(昭和51)年に「伝統的建造物群保存地区(茶屋町)」¹⁾の指定を受けている。対して祇園町南側地区の町並みは、第1章で分析したように、八坂女紅場によって所有されている地所の上に成立している。同地区は、1999(平成11)年に京都市景観整備条例にもとづく「歴史的景観保全修景地区」に指定された。

京都花街の文化は、「京・花街の文化—いまも息づく伝統伎芸とおもてなし」として、ローカルな文化遺産制度である“京都をつなぐ無形文化遺産”²⁾に選定された(2014年3月19日)。筆者は公募審査員として同制度への登録をめざす審査会に関わることで、地方行政による外部からの動きに立ち合うことになった。この審査会において、祇園町を含めた花街に残る独特の町並みは、お茶屋遊びの慣習や芸能などの「伝統的」な無形の事象とともに、花街を形作る文化財であるという見解が示された。

文化人類学者や社会学者は、このような国内外から価値ある「伝統」文化と見なされる有形／無形の文化財をめぐる、国家や地方行政による文化財指定に付随する問題に注目してきた[中田 2008; 大野 2008]。例えば、社会学者の大野哲也は、熊野古道のユネスコ世界文化遺産登録反対運動の分析を通じて、指定を受けた自然を「全人類」のための共有財産化する動きが権力性と結びつくことで、山林を所有する個人の私的所有権が脅かされている事を指摘している。こうした共有財産と私的財産の対立現場では、共有財産化による資源の「保護」が、地元の峠道を生活道路としてきた地域住民に困難をもたらしてしまう [大野 2008]。このような事例は祇園町南側地区でも見られる。京都市は、公道である花見・南園・青柳・初音小路に加えて、八坂女紅場の私道である周辺の小路をも含めた電柱・電線の埋没化と石畳化を実現することで、「祇園情緒」を感じさせる景観を整備した。この一帯は、海外からの客も含めた多くの観光客を集める人気のスポットである。しかし、花見小

路は交通量の多い車道でもあり、生活道路としては機能しにくい状況に陥っている。ある男衆は、花見小路を歩行者天国だと勘違いした観光客が多いために、着物を運ぶのに苦労すると語る(小池康雄、2010年1月21日)。文化遺産をめぐる議論においては、国家や行政による外部からの資源化と、伝統文化の担い手自身による資源化のコンフリクトという二項対立の図式が描かれてきた。しかしながらこの事例のように、指定を受けた当事者たちの生活世界では、この図式に当てはまらない現象が発生するのである。

そこで本章では、外部から与えられた文化財指定が祇園町にもたらしたネームバリューが、花街における日常的な商いにどのように作用しているのかを明らかにする。その上で、こうして形成されたネームバリューが、祇園町の景観にどのような影響をおよぼすのかを分析することを目的とする。第1節では、お茶屋遊びのある一場面を採り上げ、お茶屋の客が花街・祇園町についていかなる期待を向けているのかを述べるとともに、こうした期待に対してどのような応答がなされているのかを分析する。続く第2節では、戦後の社会において、祇園町の景観がどのように形作られていったのかを、文化財指定とそれによって引きこされた過去の対立に注目することで説明する。第3節では、こうした通時的な経緯によって形成された祇園町が、ある種の地理的な磁場として作用していることを、祇園町北部に参入した風俗営業の紹介所の外観から示す。最後に第4節では、文化人類学における「文化の資源化」をめぐる議論を参照しつつ、花街・祇園町の景観がお茶屋遊びの舞台装置として作用していることを明らかにする。

2-1 語りに説得力をもたらすもの—祇園町のネームバリュー

本節では、このような文化財指定やそれにとともなう観光資源化によって形成されたネームバリューが、祇園町におけるお茶屋遊びにどのような影響を与えているのかを検討したい。具体的には、特に遠方から客に対する、お茶屋の女将によるお茶屋遊びを構成する事象への意味の付与の実例について注目する。

ここでは、筆者の調査拠点であるお茶屋「古嶋」における女将と客とのやりとりを採りあげることで、とりわけ京都の外部から訪れた客たちが花街・祇園町に向ける期待を利用して、否定的な要素に肯定的な意味を与えた事例を紹介する。小嶋の店舗は、江戸末期に建てられた古い木造建築であるために、資材の老朽化による階段の軋みや隙間風による寒さといった不便な点が多く見られる。しかし、祇園町に馴染みの薄い客たちは、ときにこのような不便さにすら祇園町ならではの価値を読み取るのである。

その日の客は、出張で京都に滞在している男性 2 名であった。客の希望で、舞妓による舞の披露が予定されていた。一階は洋風の設えであり舞に適したスペースがないため、舞を鑑賞するためには客たちに座敷のある二階に上がってもらわねばならなかった。舞妓と女将が一階のバーカウンターで接客にあたる一方で、筆者は女将の指示で座敷の暖房を入れるために二階へ上がった。1 時間ほど経過した頃、女将はそろそろ座敷が温まったようだ、と客たちに告げた。続けて女将は、このお茶屋が「150 年以上も前に建てられた家」であると説明し、このように歴史に古い店舗であるがゆえにどうしても隙間風を防ぐことができず、空調の効きが悪いのだと告げた。古嶋は三世代にわたって存続しているお茶屋であるが、現在の店舗³には先代である女将の母の時代に移った。しかし、この場では店舗の移転についての説明は省かれた。客たちはこうした女将の説明に感じ入り、空調への不満を口にするのは無かった。やがて彼らの関心は中庭に見える蔵にも及んだ。話題はこの蔵に眠る着物をはじめとする古い事物に移り、備えつけられた用途不明の梯子にも説明が至り、客だけでなく舞妓も蔵について女将に質問するなど、会話は弾んだ (2013 年 12 月 9 日、於：お茶屋古嶋、二階座敷)。

別の機会に筆者が女将に聞いた説明によれば、お茶屋のみならず、京都の古い家屋が殊更に「京町屋」として持て囃されるようになったのは、ここ 10 年程度の変化であるという。女将自身は自分たちが育った家屋や店舗をただ「古い家」として認識していたために、このような外部の主導によるお茶屋建築の資源化には大仰さを感じるのだという(古嶋美雪、2013 年 12 月 5 日)。一方で女将は、接客の場においては、生活者としての実感を離れて、外部社会で流布しているお茶屋や京町屋の伝統的なイメージを利用して、老朽化した店舗の意義を説いている。

このような女将の語りは、自らの営むお茶屋のもつ独自の歴史や物語を、客に向けて表現する実践である。経営者である女将たちは、お茶屋の存続のために開示する情報を選択し、あるいは逆に客の反応を見ながら説明を加えることで、自らの営む店の魅力を演出する。また客の側も、女将による価値の付与を期待している面がある。客から向けられるお茶屋遊びや祇園町への期待を肯定することで、女将の語りは信じられるのである。

こうした価値の付与が説得力をもって受け入れられる背景に、国や京都市による景観の文化財指定が果たした役割は大きい。客たちが隙間風について好意的な解釈をした背景の

一端には、現在の祇園町が備えるネームバリューがあると考えられる。古い歴史をもつ「伝統」的な花街であり格式高い場である、という見解が外部社会で周知されているこそ、祇園町のお茶屋は客たちから高い評価を受けることができるのである。

2-2 対立の上に形作られた景観——祇園町と文化財行政

戦後社会において、このようなネームバリューを生み出す祇園町の景観が成立するまでには、どのような経緯があったのだろうか。先にも述べたように、祇園町では北部と南部の一部地域が文化財指定を受けている(図 5)。ただし、両者の指定種別や指定に至るまでの経緯は異なる点が多い。以下では、祇園新橋地区と祇園町南側地区の文化財指定に注目し、現在のような景観が成立するに至るまでの経緯について述べる。

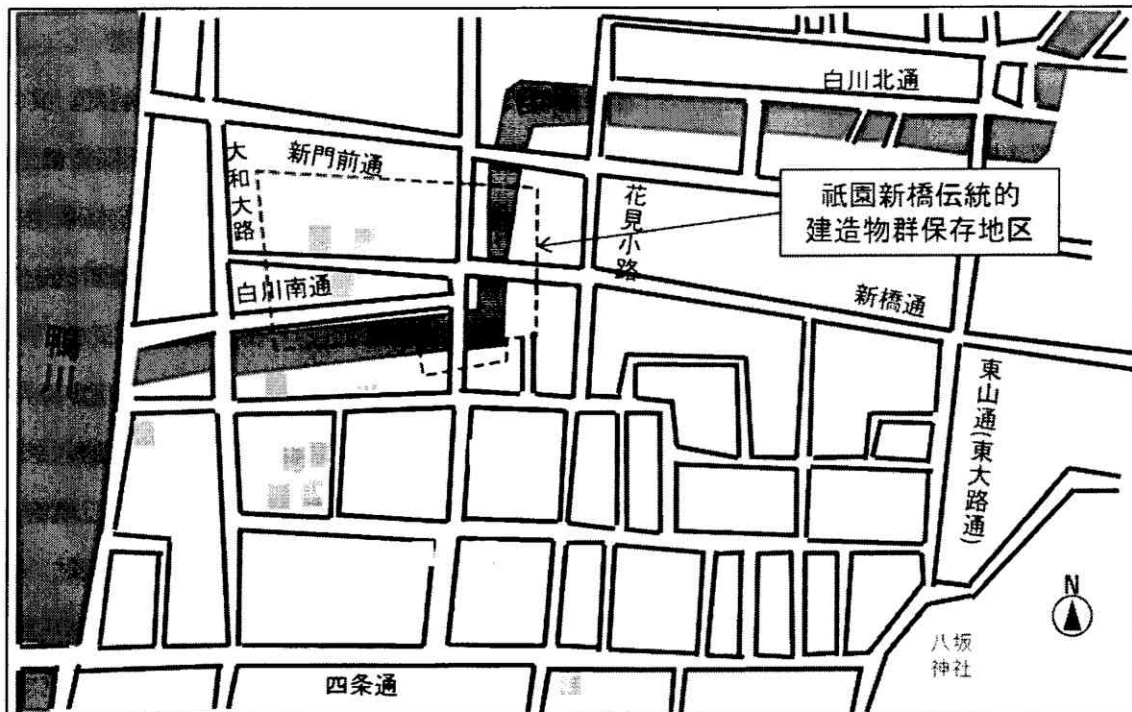
2-2-1 祇園新橋地区

まずは北部にある祇園新橋地区について述べたい。当地は近世に祇園内六町と呼ばれた新橋通とその周辺地域であり、1712(正徳 2)年にその起源をさかのぼる祇園町でも古い区画である。その面積は約 1.4 ヘクタールにおよぶ。この地域には江戸末期から明治初期にかけて建てられた茶屋が並び、国によって文化財保護法⁴(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく「伝統的建造物群保存地区⁵」(以下、伝建地区)に指定されている(写真 1)。文化庁は地方機関をもたないため、文化財指定を受けた史跡は、所有者や管理団体としての法人、団体、都道府県／市町村、企業、個人によって保存・マネジメントを受けることになる[矢野 2012]。そのため京都市は、当地に「祇園新橋地区」という名称を設定し、「祇園新橋伝統的建造物群保存地区保存計画」(昭和 51 年 7 月 1 日京都市告示第 70 号、京都市教育委員会告示第 2 号)を策定して整備に当たっている。

図5 祇園町における景観指定

凡例：  現在、祇園甲部お茶屋組合に登録されているお茶屋

▼祇園新橋地区



▼祇園町南側地区



本計画は、「伝統的建造物」と認められた建造物についてはその修理を実施するとともに、指定を受けていない建築については伝統的建造物に調和するような外観を求めるものである。また、当地区の保存のために必要であると認められた場合には、建造物の修理に要する経費の一部に補助金を交付することを定められている。

ただし、祇園新橋地区が伝建地区の指定を受けるまでの道程には混乱が生じていた。文化財保護法にもとづく伝建地区への指定に先立ち、京都市は1974(昭和49)年に祇園新橋地区を京都市市街地景観条例(昭和47年4月20日条例第9号)にもとづく「特別保全修景地区」に指定していた。この指定の背景には、同地の住民によって結成された「祇園新橋を守る会」による指定を求める運動があった。当時すでに祇園町では「ネオン街化」の進行が問題視されていたが、この地区ではある料理屋の鉄骨ビル化計画をめぐって、木造のお茶屋が並ぶ町並みを守ろうとする気運が高まっていたのである。京都市はこうした動きを受けて特別保全修景地区指定へと動いた。ところが、市による調査を前にして、周辺地域の住民が「明るい祇園を作る会」を結成して市議会に指定反対を訴えた。彼らの主張は、指定を受けると地価が下落し、経済発展のさまたげとなるというものであった。京都市は最終的に、反対派の住民が住む町を外した約1.5ヘクタールを、特別保全修景地区に指定することで、対立する二つの住民団体の合意を得た(『京都新聞』、1974年6月7日、朝刊、第23面、「祇園の町並み残しまひよ 特別保全修景地区指定へ地元と市が合意」)。

二年後の1976(昭和51)年に伝建地区の指定を受けた区域は、この特別保全修景地区に含まれていた。住民団体の対立と和解を経て成立した祇園新橋地区は、花街が伝建地区の指定を受けた初の事例となったのである。

2-2-2 祇園町南側地区

次に、祇園町南側地区について述べる。同地区は、近接する花街・宮川町に広がる宮川町地区および八坂通地区⁷とともに、1999(平成11)年に「祇園町南歴史的景観保全修景地区」に指定された(平成11年6月3日京都市告示第144号、写真2)。その面積は約6.6ヘクタールに上る。京都市では、「祇園町南歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」を定めるとともに、指定区域内に存在する建築物の位置・規模・意匠について、基準⁸に適合しなければならないとしている。この計画に定められた様式の建築物には、修理や建築について、京都市が費用の一部を補助金として負担する[太田・平竹(編)2009]。

祇園町南側地区の文化財指定の背景には、1994(平成6)年における「古都京都の文化財」

のユネスコ世界文化遺産指定と、これにともなう京都市市街地景観条例の改正(平成7年3月24日条例第53号、これをもって京都市市街地景観整備条例に改称)があった。新しい条例には、国家レベルでの制度である伝統的建造物群保存地区とは異なるローカルな制度として、「歴史的景観保全地区」が設定されたのである。その指定候補地として選定されたのが祇園町南側地区を含む祇園南地域であった[太田・平竹(編)2009]。このような行政の動きに対して、祇園町南側地区においても、自らの声を文化財行政に反映させようとする住民たちの自主的な動きが見られた。ただし祇園新橋地区とは異なるのは、祇園町南側地区全体の62%が八坂女紅場学園の借地であったという点である[太田・平竹(編)2009:202]。

第1章で論じたように、四条通より南に位置するこの一帯は、八坂女紅場(現、学校法人八坂女紅場学園)の用地として明治初年に獲得・開発された地域である。この地所は現在も学校法人八坂女紅場学園によって所有されており、その面積は約2.8ヘクタールに相当する[平竹2002]。八坂女紅場学園は、1994(平成6)年に「祇園町南側建築物等外観意匠基準」(以下、外観意匠基準)を定め、祇園町南側地区に外部から新規参入する業者や個人の選別を実現した。当地区において、このような景観の保全や整備を実現する仕組みが実現した背景に、八坂女紅場学園を主権者とする一元的な土地所有がある事は明らかである。こうした独自の状況があったために、京都市による文化財指定が当事者の了解なく進められていることが発覚すると、当地の住民らは八坂女紅場の取り組みに範をとる土地の所有・管理体制を、その借地以外へも波及させることを求めた。彼らは地域住民が主体となって行政当局と折衝する組織の確立を目指して、祇園町南側の町内会加入住民とお茶屋などの営業主らを中心に1996(平成8)年に「祇園町南側地区協議会」(以下、協議会)を設立した。こうした動きを経て、1999(平成11)年の文化財指定に当たっては、その基本計画に住民の意見が盛り込まれることになったのである。歴史的景観保全地区の指定後、この協議会は自主的な景観協定を定めた。市による補助金の対象にならない建築も含めた、全ての外観にかかわる行為について、協定にもとづく個別協議を行っている[太田・平竹(編)2009]。

以上のように、現在の祇園町の景観は、文化財指定をめぐる住民同士あるいは住民と行政の対立と合意を経て成立したものであると言える。

2-3 祇園町という文化的な磁場

こうした経緯を通じて形成された祇園町の景観は、現在どのような様相を呈しているのだろうか。戦前の祇園町は、お茶屋と、お茶屋遊びを支える業種の店舗(仕出しを請ける料

理屋、酒屋、乾物屋、花屋など)が多くを占めていたが、お茶屋の廃業が進むとともに、元お茶屋を改修して飲食店をはじめとする他業種の店舗とする事例や、お茶屋の跡地に駐車場やビルを建設する事例が見られるようになった。したがって、職場と住居が一致しているお茶屋のように、祇園町を生活の基盤とする住民は減少しつつある。このような変化は祇園町の北部／南部を問わず見受けられるが、殊に祇園町の北部では、祇園新橋地区の周辺で開発によるビル化が進んでいる。近年では、それまでのクラブやラウンジ、スナックといった業種に加えて、とりわけキャバクラやガールズバーといった新しい風俗営業の参入が目立つ。祇園町の南部にはこうした業種の参入は見られないため、「同じ祇園甲部に属しながら、四条通をはさんで、歴史の古い北側が一部の区域（伝統的建造物群保存地区に指定されている祇園新橋の区域）を除いて歴史的町なみとはほど遠くなり、歴史の新しい南側が歴史的町なみであると感じさせる」[平竹 2002: 100] という状況にある。特に夜間に祇園町の北部を訪れると、飲食店のみならず、これらの新しい業種のネオンが目立つ(写真 3 参照)。祇園町では、南部に観光客をはじめ外部からやってきた人間に統一感があると感じさせる町並みが広がっている理由は、「土地が共同所有されているためである」と語られる(写真 4 参照)。これは、祇園町のお茶屋、芸妓らを中心に共同で運営されている八坂女紅場による地所の一括所有を指している。対して、祇園新橋地区を除く祇園町の北部においてこうした町並みを保つことが難しい理由は、「土地が個人所有されているからだ」とされるのである。

このように、文化財指定をめぐって、祇園町の町並みは四条通の南北で異なる様相を見せている。南部はその大部分が祇園町南歴史的景観保全修景地区に指定されており、また八坂女紅場学園による一元的な管理の対象であるがゆえに、自由な改修は難しい。対して北部は、伝建地区を除いて個人に土地や建物が所有されている地域が主であり、改修や新規業者の参入が可能となっている。またその祇園新橋地区についても、区域内に存在する約 75 戸の建造物のうち、お茶屋は 10 戸に満たない(2013 年現在)。それでは、統一した景観の維持が困難な北部は、町づくりの「失敗例」なのであろうか。本節では祇園町に新規参入した風俗業の店舗に注目することで、文化財指定に根差した解釈とは異なる見解を示したい。

写真 5 は、2010 年に撮影したもので、祇園町の北部に存在した、キャバクラ、ガールズバーなどの性的な風俗営業を紹介する無料案内所⁹⁾の外観である。看板に目を移すと、「おいでやす」という関西風の挨拶の表現が大きく書かれており、両側にはお辞儀をした福助人

形が一体ずつ描かれている。福助人形は、一説には京の呉服屋大文字屋の主人の姿を模したとも言われる幸運を招く縁起物であり、商家では商売繁盛・千客万来のお守りとして祀られることがある。この建造物はコンクリート造りの新しいものであるが、壁を白塗りにした上で屋根には瓦を取り付け、二階部分には格子状に孔を穿つなど、一見すると蔵のような印象を与えるような加工がなされている。おそらくは、花街についての深い知識をもたない業者によって、「伝統的」な日本の商家をイメージした演出がなされたと思われる外観である。

次に取り上げる写真6は、2014年に撮影したもので、最近になって祇園町の北部圏内にオープンしたキャバクラの看板である。この店舗は北部を東西に走る通りに面して設けられており、道行く人の目を引く。看板には、「伝統を挑発する美」というも文字が大きく書かれている。このキャッチコピーには、近年になって定着した新しい業種であるキャバクラのイメージにそぐわない、「伝統」という語が使われている。ここで言う伝統とは、古くから継続する花街・祇園町を指していると見て間違いはないだろう。また「挑発」という語も、きわめて古風で厳格な印象を与える町であるという認識が、外部社会で人びとに広く共有されている事を前提として選択されている。

二つの事例は、共に祇園町の北部に新規参入した風俗営業に関連するものである。これらの店舗は、古くから祇園町で生活する人びとやお茶屋の客からは、花街にはそぐわない業種であると認識されている。実際に、キャバクラやガールズバーは芸舞妓の出先とはなれない業種であり、またお茶屋遊びとの繋がりが無い。花街の営業圏内にありながら、花街の営みからは完全に隔絶した業種であると言えるだろう。この事例で注目すべきは、そうした花街から隔絶された業種の店舗が、周囲の町並みを慮るように、花街を意識した外観を自主的に取り入れている点である。こうした特殊な演出が施された背景には、このような演出が利益をもたらすという目論見があると考えられる。前者の例については、店の業態にある種の格式をもたらし、後者の例については「伝統的」で古風なイメージをもたらす地域に敢えて新しい業種を開業する大胆さをアピールする効果を見込むことができる。すなわち、祇園町に調和する(と考えられている)外観の採用は、他の地域に出店した店舗には無い付加価値を与えるための経営戦略である。ここから読み取れるのは、外部社会からの来訪者に「歴史の浅い町並みである」との印象を与えるとされる北部においても、花街・祇園町のイメージが共有されているという事実である。このように、祇園町の北部は、お茶屋遊びとは関わりのない業種にも、「伝統的」な様式を採用させてしまう、ある種

の文化的な磁場であると言えよう。

写真2 (2013年3月3日筆者撮影)



写真3 (2009年9月15日筆者撮影)



写真4 (2014年3月12日筆者撮影)



写真5 (2014年3月12日筆者撮影)

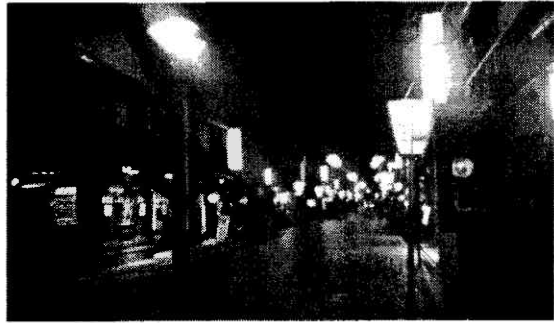


写真6 (2010年8月31日筆者撮影)



写真7 (2014年3月12日筆者撮影)



2.4 お茶屋遊びにおける遊興の資源化

以上のように、住民同士の対立を経て文化財指定を受けた祇園町の景観は、北部／南部を問わず、文化的な磁場として作用している。第1節で述べたように、こうした磁場は、お茶屋遊びという遊興を演出する上で、ある種の舞台装置となる。冒頭で紹介した事例における女将の語りは、町並みに急激な変容をもたらす新規参入した業者との葛藤を読み替えることで、老朽化した店舗に、お茶屋遊びに欠かせない構成物としての価値を付加するものであった。語り手である女将は、都合の悪い情報についての説明の省略や即興的な客の注意を引いたモノへの説明によって、客が「祇園町のお茶屋」に向ける期待を読みとりながら「伝統」の意味を更新していく。このような実践によって、祇園町のお茶屋遊びは、時代の変化に適応しつつも持続する価値を有している遊興として演出されるのである。

お茶屋遊びにおける、語りの実践を分析する上で有効なのが、「文化の資源化」と呼ばれる概念である。文化人類学者の清水展は、1970年代以降のアメリカにおける「文化資源化(cultural resource)」をめぐる議論を参照しながら、文化の資源化を以下のように定義している[清水 2007]。

文化を資源とすることは、行為者が文化を対象として実体化あるいは客体化し、それを提示したり操作したり活用したりすることによって、利益や効果を得ることである。ただし、実際には文化を丸ごと資源化したりするのではなく、そのなかの一部の構成要素を取り出して、意味付与をともなう提示や表象、あるいは政治的主張や商業的販売促進(観光プロモーション)などを行うのである。そのとき資源化される文化とは(…)さまざまな可能態として存在している各要素の総称あるいは包括的な上位概念である[清水 2007: 127]

清水は、このような文化概念が進化論と親和的なものであると指摘し、フランツ・ボアズに連なるアメリカの文化人類学者たちに倣い、「即時的な文化ではなく対自的な存在として意識化され、政治的経済的な思惑のもとに操作され、言挙げされるもの」[清水 2007: 128]として文化を捉える視座が求められるとした。したがって、文化の資源化を論じる上では、「それを資源として活用するために顕在化し称揚し利用していくプロセス、具体的には言語化されて発話される際の語り口や、意味や意義の説明の仕方」こそが重要であるという[清水 2007: 128-129]。清水は文化の資源化という概念を、フィリピン先住民の植林活動を分析する上で採り上げたが、こうした事例は日本における祭礼の伝承現場にも確認できる。

民俗学者の菊地暁は、2009年にユネスコ無形文化遺産として登録された石川県奥能登の祭礼であるアエノコトの伝承者の語りに注目することで、語りの成長という概念を提示した[菊地 2013]。登録によって推進されたアエノコトの観光化を通じて、その由緒を説明する伝承者の語りに、かつて調査に訪れた民俗学者・柳田國男との出会い、というモチーフが新たに加えられたというものである。それまで確認できなかったモチーフの追加された事について、菊地は、伝承者の語りが「少しずつ成長しているらしい」[菊地 2009: 161]と表現している。自らの関わる祭礼という資源の価値を称揚しようと試みるこの事例は、文化の資源化としてとらえることができるだろう。

祇園町の遊興もまた、これらの事例と共通する条件を備えている。文化財指定のように国家あるいは府県といった外部からもたらされる文化の資源化と、当事者による内部の資源化は対立するものではない。お茶屋遊びの演出者である女将の日常的な実践のなかで、両者は不可分に混ざり合い、やがて自らの商いの価値を称揚する語りに集約されていくのである。

小括

以上、町並みの文化財指定が花街・祇園町にもたらした影響を分析してきた。土地の利用方法をめぐる対立と和解を経て成立した祇園町の景観は、四条通の北側／南側を問わず、「花街の伝統」を備える磁場として作用している。この傾向は、とりわけ京都市外から訪れる人びとや、新規参入した業者に顕著である。

本章では、祇園町に新規参入した風俗営業による店舗の外観を周囲に調和させる試みを通じて、こうした磁場が土地の所有・管理体制の違いから統一感のある町並みが成立し難い北部においても成立していることを明らかにした。祇園町の北部／南部の区別は、祇園町の外部から参入する者には認識されていない。これは、外部社会が祇園町に向ける期待値の高さに反して、その伝統の内実はきわめて曖昧に理解されているためであると考えられる。それゆえに、老朽化した店舗の意義を説く女将の語りもまた、一定の説得力をもつ。こうした伝統の曖昧さを利用した資源化は、本章で論じた景観のみならず、お茶屋遊びを構成するあらゆる舞台装置に確認できる。外部社会において、花街・祇園町なるものの詳細が知られていないがゆえに、「祇園町の伝統」は、その担い手にとって可変的に語られる。女将たちは、このような語りを通じて、独自の遊興のあり方を成立させるお茶屋の商いを継続させようと試みているのである。

以上のように、第1章および第2章では、こうした特性をもつ祇園町の伝統を成立させる独自のシステムのうち、お茶屋遊びの舞台装置となる景観を生み出す土地の所有・管理体制のあり方というハード面について明らかにした。第3章で論じたように、現在の祇園町南部を形成する区域の大部分は、お茶屋の営業者らによって八坂女紅場の用地として明治初年に購入・開発されたものであり、その所有権は八坂女紅場の法人化によって確立された。後にこの区域は行政による文化財指定を経て、祇園新橋地区と共に花街・祇園町という文化的な磁場を形成するに至ったのである。

定義や担い手が曖昧である「花街の文化」のなかで、有形文化財である景観は価値の認知が容易な文化財であると言える。景観はまた、単独で成立するモノであるがゆえに、売買春や人身売買といったに花街にまつわる負のイメージと切り離すことが可能である。よって行政にとっても、積極的に保全活動を支援することができる対象であると考えられる。これに対して、無形文化財であると見なされる部分については、どの要素に価値を見出すのかという点について曖昧な部分がある。“京都をつなぐ無形文化遺産”の審査会においても、お茶屋遊びを構成する慣習や芸能などの諸要素の何を次世代に残すべきかについては、明確な基準を設けることは困難であった。例えば、年季奉公による舞妓の育成は京都花街旧弊な慣習であるとも見做すこともできてしまう。

よって続く第3章および第4章では、文化財行政においてはグレーゾーンとして扱われる、花街・祇園町を成立させるシステムのソフト面、すなわち年季奉公について、通時的かつ共時的に考察したい。

第3章 舞妓と年季奉公

本章では、花街・祇園町をささえる年季奉公をめぐる近代の法制度に注目することで、現代にあって近代的な被用者とは異なる年季奉公人として位置づけられる。舞妓という存在が、いかなる歴史的な背景を経て成立したのかという問題を論じる。

第1章で述べたように、戦前の芸妓は近代公娼制度において娼妓に準ずる存在として位置づけられており、その取り締まりの方針は各府県によって異なった。芸妓の年季奉公もまた、娼妓と同じく前借金を芸妓としてあげた収益によって償却することで成立していた。近代公娼制度における娼妓は、周旋業者(いわゆる女街)の仲介のもとで、娼妓とその抱主である貸座敷営業者の間で、娼妓の親権者を連帯保証人とする金銭消費貸借証明書によって前借金の契約を結んでいた。貸座敷営業者の取り分を差し引いた収益では前借金を返済することは非常に困難であり、多くの娼妓は償却不能に陥った末に他の業者へ転売されていた[中央職業紹介事務局 1926]。1900(明治33)年の娼妓取締規則(内務省令第44号)の公布によって、法文上では娼妓の自由廃業は公的に認められていた。第1章でも触れたこの娼妓取締規則は、それまで警視庁および各府県に一任されていた娼妓の統制について国家としての基準を示した初めての法令ものであり、「公権力の統制の下で行われる売春をのみ合法とし、統制外で行われる売春を犯罪とする」公娼制度の体制を成立させる根拠となった[藤目 1997: 92]。しかしながら、娼妓取締規則の公布以降も人身売買の実態は維持され続けた。その理由は、前借金契約と娼妓稼業契約を別個の契約とみなした大審院の見解にある。この見解により、届け出によって娼妓稼業契約が無効であるとされた場合についても、前借金契約については有効であるとされたのである[牧 1971; 小野沢 2010]。この見解は、娼妓と同様に前借金の存在を前提とする芸妓の年季奉公にも影響を与えた。

そこで本章では、まずは明治期から第二次世界大戦までの芸妓の労働契約・業態の特性を歴史的に検討する。その上で、戦後の日本社会で労働者の権利をめぐる諸法が整備されるなかで、京都花街において年季奉公の性質がどのように再編されたのかを明らかにすることを目的とする。第1節および第2節においては、第二次世界大戦終結までの時期に注目し、芸妓稼業契約と前借金契約を介した芸妓と置屋の関係について概観する。第1節では、近代の公娼制度下における芸妓の年季奉公について注目する。第2節では、前借金契約による芸妓の人身拘束を背景に、第二次世界大戦末期には国家が芸妓をどのように位置づけていたのかを検討する。第3節および第4節では、占領軍の指導のもと、労働者の権利を守る諸法が整備されていく、昭和20年代後半から昭和30年代に注目する。第3節で

は、労働基準法や売春防止法が整備される中で、芸妓の労働条件のどのような点が問題視されたのかに注目する。加えて、芸妓置屋の営業者が芸妓という労働をどのようにとらえていたのかを、具体的な活動を取りあげながら検討したい。最後に第4節では、祇園町を含む京都の花街をめぐる取り締まりのあり方を概観したうえで、京都労働基準局による勧告が祇園町の年季奉公人に与えた影響について述べたい。

3-1 年季奉公の仕組み——芸妓稼業契約と前借金契約

本節では、戦前の年季奉公の性質を明らかにするために、近代公娼制度の元で芸妓がいかなる契約にもとづいて営業していたのかについて説明したい。

3-1-1 芸妓という存在

まずは、第1章で述べた京都の事例をふまえながら、近代公娼制度における芸妓がどのように扱われていたのかという点について説明する。

近代公娼制度における芸妓は、娼妓とは異なり、国家による統一した取り締まりの基準をもたず、各府県に統制の方針が委任されていた。一般に芸妓には、所轄の警察署の営業許可が必要である点、就労に年齢制限が設けられている点など、娼妓と類する制約が課された。加えて芸妓の営業規則には、多くの府県で営業時間制限と外泊の禁止が盛り込まれた。これらは芸妓の売春防止を目的とした措置であり、各府県は芸妓の営業を「売春行為を行わないという条件の下で許可」したと考えられる[山本 1986: 283]。芸妓の業態や活動地域の性質は地域によって異なり、序章で述べた「広義の花街」、すなわち、娼妓を主とする貸座敷を抱える遊廓で活動する芸妓も多く存在した。例えば岩手県では、1879(明治 12)年の「芸娼妓料理貸座敷取締規則」において、料理店などに派遣され、客に遊技(ここでは三味線、歌舞など)を提供して金銭を得る業態として芸妓を定義している。対して娼妓は、娼妓貸座敷において客に自己の身体を提供する業態であるとされた[山本 1986]。

両者の業態は、共に客の求めに応じて客室に出向くという形式であるという点で類似している。これは、芸妓による売春が公的に禁止されていたためである。法文上は売春にはかわらない業種である芸妓には、娼妓のように定期的な梅毒検査を受診する義務はないことが多かった。このような違いから、両者の派遣先は多くの府県で厳密に区別された。娼妓の派遣先は売春を公的に許可された空間＝貸座敷である。芸妓の派遣先はお茶屋や待合と呼ばれる専用の場や料理屋など、売春が禁止された空間であった。ただし、大正五年

に出版された『芸者と待合』の著者である石井美代は、待合には二種類の意味があると指摘している。すなわち、50 畳から 100 畳もの大規模な座敷を構える「第一流の待合」と、複数の小間を備え、「四畳半」という代名詞で呼ばれる小規模な待合である。石井は、前者は純粹に宴会や芸妓を揚げての遊興の場として使用される一方で、後者では客と芸者が宿泊することは、「公然の秘密」とであると説明する。大正期になると、下層の待合は非公認の売春の空間としてとらえられていた[石井 1916: 149-150]。

京都の場合は、第 1 章でも指摘したように、明治初年の段階で、芸妓の派遣先であったお茶屋と遊女屋を貸座敷として統合し統制していた [京都府 1974]。このような京都府の方針は、東京府をはじめとする多くの府県が採った、貸座敷を売春が許可された場として峻別する政策とは大きく異なるものである[山本 1986]。ただし、京都府においても芸妓の売春は禁止されており、性病の検診も芸妓には義務づけられてはいなかった。昭和 4 年に『全国花街めぐり』を著した松川二郎は、「京都の八花街」として祇園新地甲部、祇園新地乙部、先斗町、宮川町、島原、上七軒、そして北新地甲部・北新地乙部(後に五番町と呼ばれる)を挙げている。松川はこの 8 地域を、「芸妓本位」、「娼妓本位」、そして「芸・娼両本位」の 3 種類に分類した。彼の分類によれば、祇園甲部は「芸妓本位」の町である[松川 1929: 473]。ただし松川は、「芸妓本位」とされた地域にも少数ながら娼妓がおり、同様に「娼妓本位」の地域にも芸妓が存在することをあわせて指摘している。

3-1-2 芸妓の労働条件

次に、このような環境のなかで営まれた芸妓の生活について、契約に注目することで説明する。

戦前までの芸妓の労働条件は、芸妓置屋営業者との間で結ばれる芸妓稼業契約と金銭消費貸借契約という二つの契約によって規定されていた。このうち後者の金銭消費貸借契約とは、芸妓の親権者が芸妓置屋の営業者から前借金を受けとることを定めた契約である。これは周旋業者の仲介によって、芸妓の親権者と置屋との間で交わされる契約であり、通常この契約は公正証書でもって結ばれた。一方、芸妓稼業契約は、前借金を返済するために芸妓本人と芸妓置屋営業者間で結ばれた。こちらは芸妓稼業契約に関する条件を約する私署証書である[中央職業紹介事務局 1926]。芸妓たちは、抱主である芸妓置屋営業者と交わした稼業契約の条件に則り就業した。第 1 章で述べたように、芸妓および娼妓を含む一切の年季奉公人の解放を命じた 1872(明治 5)年の芸娼妓解放令によって、年季奉公は事実上

の人身売買であると見なされ禁止されている。しかしながら、先払いされた前借金を身代金として、一定の期間労務に服する芸妓の契約の仕組みは、実質的に近世における「身代金的年季奉公契約」を継続するものであった[牧 1971]。

芸妓の労働条件は、前借金の償却法と稼業年限の有無によって分類された[石井 1916; 中央職業紹介事務局 1926; 花園 1930]。表 4 は、戦前の芸妓が結んでいた主な契約を分類したものである。以下では、これらの労働条件の実態について具体的に検討する。

表4 主な芸妓稼働契約の分類([石井 1916; 中央職業紹介事務局 1926; 花園 1930]より作成)

名称	収益の分割割合	置屋が負担する内容	稼業年限	備考
丸抱え	全額が置屋	座敷での衣装(長襦袢肌着など含む)、帯、簪、三味線と撥、稽古費、食費、普段着、日用品、小遣いなど。	あり	年限内に契約排除する場合、芸妓は抱主に損害賠償を支払う。
仕込み	全額が置屋	座敷での衣装(長襦袢肌着など含む)、帯、簪、三味線と撥、稽古費、食費、普段着、日用品、小遣いなど。	あり (多くは20歳まで)	義務教育修了または義務教育中の物に芸能訓練を施すための契約。
七三	置屋 7 : 芸妓 3	衣装と帯。営業税や芸妓組合費は置屋 7 : 芸妓 3 で分割負担。	前借金の完済時点 まで	
看板借り	全額が芸妓	なし	なし	実質的に自営業。芸妓は抱主に看板料を納めて置屋に籍を置く。

このうち「丸抱え」は、芸妓稼業契約で年限を定め、その定めた年限内に芸妓があげた収益の全額を芸妓置屋営業者の収入とする契約であった。この契約では、芸妓の収入が一切ないために、衣装や三味線をはじめ、営業上必要なあらゆる経費に加えて、食事の世話や身の回りの小物、生活用品までを芸妓置屋が支出する。

「丸抱え」と同様に、稼業年限があり、なおかつ年限内に芸妓があげた収益の全額が芸

妓置屋の収入となる契約に「仕込み」があった。義務教育修了または義務教育中の少女を抱え、芸能の訓練や礼儀作法、接待の心得を学ばせるための契約である。多くの場合、稼業年限は芸妓置屋に抱えられた年から二十歳までとなる。この場合も、必要経費に加えて、生活の面倒の一切は芸妓置屋が負担した。芸妓としての職業訓練を施すための契約という性質は、現在の京都花街における年季奉公のありかたに近い。しかしながら、当時の「仕込み」契約は、訓練を受ける少女が芸妓として一人前になる頃に、第二の抱主である他の芸妓置屋に転売することを前提として結ばれる場合が多かった。この点で、現在の京都花街における年季契約とは性質を大きく異にする。この場合、前借金に違約損害金や習業期間中の費用が上乗せされるため、芸妓の負債は嵩み、廃業することは困難であった[中央職業紹介事務局 1926]。

一方で、芸妓のあげた収益を、芸妓と芸妓置屋が分割する契約も存在した。これらの契約では稼業年限は前借金の完済時点までとなり、収益分割の割合によって、「分け」・「七三」・「逆七(さかしち)」などのいくつかの種類が存在した。この場合、営業上必要な道具類については芸妓置屋と芸妓で分担して負担する。例えば「七三」では、芸妓置屋が衣装と帯を負担し、芸妓は長襦袢と扱き帯、日常の衣類と三味線などを負担した。また芸妓の営業税や芸妓組合についても、契約で取り決めた割合に則って分割負担していた。

さらに、見かけ上は独立自営業に近い契約に「看板借り」がある。ここでの看板とは屋号を指す。「看板借り」の場合、芸妓置屋への前借金の負債はないが、芸妓置屋に寄寓している。この契約を結んだ芸妓は、月毎に看板料を芸妓置屋に納めなければいけない。これは芸妓置屋には利益がない契約のため、衣装をはじめとする営業上必要な経費は芸妓が自己負担することになる。さらに芸妓組合費や営業税を自身で納める必要もあったため、実際には「看板借り」として生計を維持することは非常に困難であった[石井 1916; 花園 1930]。昭和初期に新橋で芸者をつとめた花園歌子は、契約上定められた年季が明けた後も、芸妓の負担が高い看板借りを避けて、「気儘な逆七」の身分でいることを選んだ。当時の新橋では、看板借りを選ぶ芸者はひとりもいなかったという[花園 1930: 50, 164]。

一方で、芸妓置屋と契約を結ばず独立して屋号を取得し、芸妓を営む者を「自前」と呼んだ。しかしながら、自前となるためには、他の労働契約とは異なり、寄寓する芸妓置屋を出て新たに居を構える必要があるため、実際には自前の芸妓は芸妓置屋を自営するものに限られていた[石井 1916; 中央職業紹介事務局 1926; 花園 1930]。

このように、戦前の置屋は、芸妓の収益を収入源として、契約で定めた割合に則って吸

い上げていた。芸妓の収益¹は、花代(関東では玉代((ぎょくだい))と呼ばれる)と祝儀からなるが、多くの場合は祝儀も置屋の取り分に加えられたのである。さらに、「丸抱え」や「仕込み」以外の契約の場合は、生活必需品や日常の衣類、芸能の師匠への月謝などを自己負担しなければならない。当時の芸妓は、収入からこれらの雑費を差し引いた残額から月賦で前借金を償却²したのである[石井 1916; 中央職業紹介事務局 1926; 花園 1930]。仮に芸妓が契約年限あるいは前借金の償却を待たずに廃業する場合や転籍する場合は、違約損害金を置屋に払う必要があり、芸妓の負債はさらに嵩むことが多かった。当然ながら芸妓によって稼ぎ高に差もあったため一概にはいえないが、前借金を返済することは、芸妓にとって困難であったと考えられる。実際に前借金を償却できずに負債を負い、芸妓から娼妓へ転業する者も少なくなかった[中央職業紹介事務局 1926]。地域によっては、何をどこまで芸妓置屋が負担するかに差はあったものの、戦前の労働条件は概ね以上のようなものであった。奉公人芸妓たちは、自分の収入となる割合が増えれば増えるほど経費の負担が重くなる環境にあったと考えられる。

以上のように、近代の芸妓は、営業形態のみならず、金銭消費貸借契約と芸妓稼業契約という別個の契約によって人身を拘束されたという点で娼妓と類似した境遇にあった。しかしながら、警視庁および各府県の警察の管轄下にあった娼妓とは異なり、芸妓を抱える者には就業の詳細を公に届け出る義務がなかったために、こうした実態が表だって明らかになることはあまりなかった。芸妓の前借金をめぐっては、1919(大正 7)年にその正当性を問う訴訟が起きているが、芸妓稼業契約が無効であるとされた場合にも、金銭消費貸借契約については有効であるとの判決が出されている(大正 7 年 10 月 12 日、大審院「損害賠償請求ノ件」・大正 11 年 9 月 29 日、大審院「賃金並損害賠償請求ノ件」)。実質的には金銭消費貸借契約と芸妓稼業契約を一体の契約として扱いつつも、形式上は両者が別個の契約と解釈されていたのである[牧 1971]。前借金をともなう契約は、貧困のための「身売り」を誘発し、意に沿わない労働を強制させる、「人身売買」の温床になりえるものだった[下光 1959; 藤野 2012]。こうした環境におかれていた芸妓たちにとって、先にあげた花園歌子のように、年季が明けても敢えて独立せず置屋の奉公人であり続けるといった選択は、ある種の生存戦略として機能していたと考えられる。

3-2 国家総動員体制と芸妓

こうした芸妓の就労のあり方に変化をもたらしたのは、1938(昭和 13)年 4 月 1 日法律第

55号(国家総動員法)である。国民生活にかかわるあらゆる分野を統制する権限を国家に与えたこの法律によって、戦争の遂行に向けた「総動員体制」が形成されていくなかで、花街もまた大きく変化した。

日中戦争の勃発以降、物資の合理的かつ計画的な生産をめざして企業整備が進められる中で、芸妓やお茶屋を含む男性の娯楽にかかわる接客業にもその影響は及び、営業の規制や縮小が図られた。警視庁は、1939(昭和14)年6月から待合、芸妓置屋、料理屋、貸座敷といった花街の中核となる業種の営業時間を制限している。これを契機として、他の府県でも営業時間の制限が波及した。1942(昭和17)年には、産業に人的資源の動員をすすめることをめざした内務省によって、娯妓や芸妓をはじめとする娯楽にかかわる接客業の従事者を、同年7月16日現在の人数より増やすことを認めないという内容を各地方庁に通達した。大規模な企業整備の影響によって、各地で置屋や貸座敷が廃業されたが、この動きはかならずしも芸妓や娯妓の廃業や前借金の廃止には直結しなかった。実際には、他の営業地への鞍替えや異なる置屋への転売に終わった。軍需工場など戦時体制をささえる産業地帯では、これらの業種の営業が必要であるとみなされ存続したのである[小野沢 2010]。この時期には、軍需産業に従事する単身労働者の増加にともない、芸妓を含めた娯楽にかかわる接客業への需要が高まっていた。そのため、軍需産業で財を成した高額所得者によって花街は好景気を迎えた。芸妓についても落籍される例が増加し、なかには収益によって前借金を返済する女性も表れたという [藤野 2001]。

こうした状況の中で、1944(昭和19)年に入ると、娯楽産業に営業の抑止ではなく休業を求める政策が出された。2月22日に東条英機内閣による「決戦非常措置要綱」の一環としてだされた「高級娯楽停止に関する具体策要綱」である。これによって、芸妓、芸妓置屋、高級待合³、高級料理店などの業種は休業を迫られた。京都府においても、お茶屋は1944(昭和19)年5月をもって一斉に休業している。空襲を避けての自主的な疎開や、家屋の強制疎開によって廃業するお茶屋が出たこともあり、芸妓の総数は減少した。ただし、戦前を知るお茶屋の女将らによれば、当時の祇園町のお茶屋は、表向きは廃業していたものの、客足が絶えることはなかった。簡素ながらも、客が持ちこんだ食料で宴会が行われており、また、軍関係者も客としてお茶屋に通っていた[三宅・森田 2000]。あるお茶屋の元女将は、祖母が禁止されていた酒類を土瓶に入れて密かに提供していたのを覚えているという。これは官憲に見咎められた場合に、中身はお茶であるとごまかすためであった(桐野弓子、2012年4月18日)。

近代の公娼制度において、芸妓は売春を許可されていない存在として位置づけられていた。しかしながら、戦時体制下に出された「高級享楽停止に関する具体策要綱」は、国策によって、芸妓を事実上の私娼として体制に組み込んだといえる。この体制を支えた背景に、娼妓と同じく、前借金契約と一体化した芸妓の労働契約があったと考えられる。戦時体制下の売買春にかかわる接客業における女性たちについて調査した小野沢あかねは、娼妓の国会による国家総動員体制のさなかにおいても公娼制度は維持されたことを指摘している。奢侈であると見なされる業種に代わって、生産力の増強のために、下級待合が「産業戦士」の新たな「性的慰安施設」として再編された[小野沢 2010; 257]。芸妓についても、一旦は休業に追い込まれたものの、下級待合が「慰安所」に変わると、その多くが「慰安婦」に転業⁴している。芸妓置屋については、高級享楽の停止によって、芸妓置屋は芸妓の前借金が少額の場合免除し、多額の場合は返済を猶予するなどの措置を採った。こうした取り組みは芸妓の自主廃業に一定の成果をあげたが、前借金契約自体は有効であり続けたために、「慰安婦」に転業せざるをえなかった女性も少なくなかった。置屋の営業者は、他業種に転職した場合についても、前借金の返済を要求することができたのである[小野沢 2010]。

1946(昭和 21)年 1 月 21 日、連合国軍総司令官覚書「日本における公娼制度の廃止に関する件⁵」が発されると、娼妓取締規則をはじめとする近代日本の公娼制度に関わる法規の一切が廃止され、明治期から継続されていた近代日本における公娼制度がついに解体の時を迎えることとなった(1946 年 2 月 2 日、警保局公安発甲第 9 号「公娼制度廃止二関スル件」)。内務省警保局はこれを受けて、公娼制度に依拠しない業種であっても「本人の意思に反して売淫行為を強制されることのある婦女子」については前借金や年季を規定する契約を解消することを求めたが、この中には芸妓が含まれていた(1946 年 8 月 20 日、警保局公安二発第 11 号「公娼制度の廃止に関する指導取締について」)。ただし内務省警保局⁶は、「個人の自由意思による売淫行為」については、各府県に対して、その地域の事情に配慮して取り締まりを図るよう指示した(1946 年 5 月 28 日、警保局公安発甲第二八号「公娼制度の廃止に関する指導取締りの件」)。これ以後、芸妓は、お茶屋・置屋を対象として新たに制定された法令によって管理されることになった。占領期のお茶屋・置屋らは、GHQ が先導した労働改革の過程で制定された新たな法律の施行を前にして、彼女たちの業態を根本から再編する必要に迫られていたのである。

3-3 労働者あるいは芸能人—労働をめぐる諸法の整備から

以上のように、戦前における芸妓の年季奉公は、娼妓と類似しつつも、独自の特徴を備えていた。その背景には、芸妓の所属先であり寄寓先である、置屋との特殊な関係性があると考えられる。第一に、芸妓と契約を結ぶ立場にある芸妓置屋は、宴席に侍るという芸妓の業態上、芸妓に芸能を習得させる必要に迫られていた点があげられる。第二に、芸妓置屋に寄寓し、かつ芸妓置屋の看板(屋号)を名乗って就業するという芸妓の就業上の慣習の存在がある。芸妓置屋の第一の特性は、娼妓と「芸能人」である芸妓を弁別する根拠として、芸妓置屋営業者の言説のなかに立ち現われていくことになった。この、第二の特性は、労働基準法の適用をめぐる議論の中で、争点として焦点化されていった。本章では、この時期に芸妓の存在がどのように焦点化されていったのかを具体的に述べる。

3-3-1 労働者の権利を守る諸法の成立

1946年(昭和21年)11月3日に公布された日本国憲法は、労働者の権利を保護する諸法の制定を促した。占領期に制定された法律のなかで、特に花街を揺るがした法律は、労働基準法(昭和22年4月7日、法律第49号)である。労働基準法は、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」を労働者として定め、雇用者に同法が定める規定の遵守を求めている(第9条)。置屋が芸妓の雇用者であると解釈されれば、置屋は同法の規定を遵守しなければならない。労働基準法は、満15歳未満の児童を労働者として使用することを禁止するとともに(第56条)、満18歳未満の労働者についても深夜(午後10時以降から午前5時まで)の使用を禁止している(第61条)。そのため、年少者である舞妓を抱えていた置屋にとって、労働基準法の適用は危機的状況を招くことが予想された。

さらに、労働基準法が制定された1947(昭和22)年には、児童福祉法(昭和22年12月12日、法律第164号)も制定されている。同法は、満15歳に満たない児童に「酒席に侍する行為を業務としてさせる行為」を禁止している(第34条)。労働基準法が置屋を対象とする法律であるのに対して、児童福祉法は置屋だけでなく、舞妓に客の接待を要請するお茶屋・料理屋をも対象とするものであった。

この二つの法律が整備されたことで、置屋・お茶屋は置屋に抱えられる芸妓、とりわけ満18歳未満の年少者である舞妓と、その見習いである「仕込み」の就労・育成の仕組み⁷⁾について再編を迫られることになった。年季奉公をささえる前借金契約もまた、労働基準法によって危機にさらされた。同法は労働者から資金借入をする機会を奪う可能性に配慮し

て、前借金契約自体を禁止してはいない[牧 1971]。しかし、労働基準法の規定には、賃金による前借金相殺の禁止(第 17 条)、および親権者または後見人による未成年者に代わっての労働契約締結の禁止が盛り込まれていた(第 58 条)。加えて、昭和 30 年代に入ると、前借金についての判例も覆されることになる。第 1 節で触れた通り、戦前の大審院の判決では、芸妓稼業契約が無効であるとされた場合にも、金銭消費貸借契約については有効であるとされた。しかしながら、1955(昭和 30)年の最高裁判決は、売春に従事する酌婦についての稼働契約を公序良俗に反するとして無効とした上で、金銭消費貸借契約と稼働契約が不可分であるとの見地から、金銭消費貸借契約もまた無効であると判断した(1955 年 10 月 7 日、最高裁判所第二小法廷「前借金無効判決」)。

この判決自体は芸妓の前借金契約を否定するものではない。しかし弁護士の下光軍二は、酌婦に限らず、水商売における住み込み従業婦の前借金は過度の労働や売春の原因だとした上で、芸妓の場合も前借金を無効とするべきだと主張した[下光 1959]。ここで注目すべきことは、芸妓の稼働形態が公序良俗違反であると判断されるならば、芸妓の前借金契約もこの最高裁判決の射程に入ってしまうという点である。したがって問題となったのは、年季奉公中の芸妓とはいかなる存在なのかということであった。労働基準法は、労働者(被用者)と雇用者の間に雇用関係が成立した場合のみ適用される。芸妓と置屋の関係性は、近代的な雇用契約に相当するのかという問題が論争の的となった。置屋の営業者の中には、芸妓と芸妓置屋は単に大家と下宿人の関係にすぎないのだと解釈し、両者の間に雇用関係は存在しないと主張する者も現れた⁸。置屋の営業者は、芸妓とは「芸能人」と主張し、売春に従事する酌婦と区別することで、公序良俗違反であるという批判から逃れようとしたのである[松田 2012; 322]。

このように、労働基準法とその周辺の諸法⁹は、芸妓置屋との契約によって就業する芸妓という業態を成立し得なくする可能性をもっていた。労働省婦人少年局長は、1954(昭和 29)年に、各都道府県の婦人少年室長にあてて、芸妓置屋と芸妓の間に雇用関係があるものと見なし、芸妓置屋を労働基準法による取締りの対象とみなすと通知している(1954 年 11 月 5 日、婦発 363 号「芸妓屋営業に対する取扱変更について」)。ただし、労働基準法は、労働者が消費資金の借り入れを得る機会を奪う可能性に配慮して、前借金契約それ自体は禁止しなかった[牧 1971]。加えて同法は、芸妓と芸妓置屋との間に雇用関係が成立しない場合には適用されない。このため置屋の営業者は、置屋は独立自営業者である芸妓を寄寓させる下宿屋であり、芸妓との間に雇用関係は成立しないというロジックを展開した。した

がって、芸妓と置屋経営者の関係は近代的な雇用契約に相当するのか、あるいは単に芸妓を寄寓させる大家と下宿人の関係にすぎないのか、という見極めがこれらの法律の適用をめぐる問題となった。置屋を労働基準法の適用事業場とみなすか否かの判断は、労働基準監督署や婦人少年室などの労働省の担当地方部局(出先機関)に委ねられることになった。

3-3-2 売春防止法の影響

労働者の権利を守る諸法が整えられていく一方で、1956(昭和 31)年には売春防止法(昭和 31 年 5 月 24 日、法律第 118 号)が公布されている。同法は、前借金契約を前提とした人身売買を防止するとともに、売春を助長する行為を禁止し、売春婦の更生をうながすものである。売春防止法は売春行為や買春行為そのものを禁止するものではないが、いわゆる赤線地帯に区分される芸妓の営業地には、一定のインパクトを与えるものであった。

赤線地帯の起源は、1947(昭和 22)年 11 月 14 日の吉田茂内閣の次官会議において方針が決定された、私娼の取締並びに発生の防止および保護対策にさかのぼる。売春を目的とする雇用契約および金銭消費貸借契約の無効とする同対策には、売春を「社会上已むを得ない悪」であるとして、警察が指定した「特殊飲食店」における売春行為を認めるという条項が含まれていた。この方針は、同年に内務省警保局長から地方長官にあてて通知された(1947 年 12 月 2 日、警保局公安発第 75 号「最近の風俗取締について」)。第 2 項で触れた通り、娼妓取締規則をはじめとする近代日本の公娼制度に関わる法規は、1946(昭和 21)年の連合国軍最高司令官覚書「日本における公娼制度に廃する件」を受け、同年 2 月 2 日に一切が廃止されている(1946 年 2 月 2 日、警保局公安発甲第 9 号「公娼制度廃止二関スル件」)。しかしながら、娼妓はこの通牒以降も、「酌婦」や「従業婦」などの名目で、私娼として存続させられていた。赤線とは、これらの私娼が営業していた地域を指す。

芸妓の営業地のうち特殊飲食店に類する業種が相当数存在していた地域は、多くの場合この赤線地帯に組み込まれていた。神崎清は、赤線地帯をどのような法律によって営業許可を得ているかによって 4 種類¹⁰⁾に区分しているが、このうち「芸者町」は風俗営業法の許可を受けた業者の集合地帯であり、「準赤線区域」として区分された[神崎 1954: 202]。京都の花街も例外ではなく、程度に差こそあれ、多くの町には芸妓と娼妓が混在していた。このような状況は、1958(昭和 33)年に売春防止法の罰則が適用されるにいたるまで引き継がれていったのである。

3-4 芸妓登録制および労働基準法適用外化を求める運動

売春防止法の成立に前後して、芸妓置屋の営業者は、全国規模の同業者組織を結成し自らの営業の正当性を訴えるために運動を展開していた。

そのひとつ、全国芸妓芸妓屋同盟は、1948(昭和 23)年に東京都の風俗営業取締法施行条例によって定められた「芸ぎ(ママ)登録制」(以下、芸妓登録制)を、全国的な仕組みとして定めるよう、売春対策審議会¹¹に請願した。芸登録制とは、芸妓組合に加入を求める女性に、「芸ぎ(ママ)登録委員会」が芸能などの審査を行い、合格した者にのみ加入を許可する仕組みである。東京都は、芸妓を「主として和風の歌舞音曲による客の接待業とするもの」で、所轄の公安委員会が「風俗保存上支障がないと認める機関に登録されたもの」と定義していた。その狙いは、売春防止法の施行にともない、芸能を習得していない「従業婦」が名ばかりの芸妓に転業する事態を防ぐことにあった。

売春対策審議会はこの請願を受けて、1959(昭和 34)年に『芸ぎ登録制についての要望』を国家公安委員会に提出している[売春対策審議会会長・売春対策審議会委員 1959]。彼らの目的は、芸ぎ登録制を全国的に義務づける条例の制定を通じて、「芸ぎの特異性を判然として其地位を確保」することにあった。売春対策審議会は、同文中において「正当な職業婦人」である芸妓が娼婦と同列に蔑視されるようになった理由を、芸妓と芸妓置屋営業者との関係が、娼妓と貸座敷営業者との関係と類似していたためだと説明した。これは、実態としては前借金契約と一体化している芸妓の労働契約のありあかたを指していると考えてよいだろう。加えて、「最近の傾向」として、こうした芸妓と芸妓置屋の関係が不徹底ながら改善され、また芸妓の側にも、「芸能人」としての自覚が浸透してきたと述べている[全国芸妓芸妓屋同盟 1959: 133]。全国芸妓芸妓屋同盟は、この要望に添付された請願書において、芸妓は「歌舞音曲を主として酒間のあっせんをなし、客席に興味を添える職業婦人」であり、「歴史的にも伝統的にも特殊の存在」であると主張した。その上で、芸妓置屋は「其正常な在り方」にもとづいて「民主的な自治組織を結成して相互の強調と練磨に勤め、常に之が指導に努力している」が、売春防止法の発効による「脱法的な類似業者」の続出によって、指導の徹底に限界を感じていると述べている[全国芸妓芸妓屋同盟 1959: 133]。彼らの運動は、芸妓を、新たに流入してきた「従業婦」とは異なる「芸能人」として位置づけようとするものであるといえるだろう。

また同様の組織である全国花街連盟については、会長をつとめた坂口祐三郎の伝記から、詳細な活動記録を追うことができる[鷺谷 1955]。坂口祐三郎は、大阪市にあった南地大和

屋という置屋の経営者である。1910(明治 43)年に大和屋芸妓養成所を設立したほか、芸妓による舞踊公演あしべ踊を主催するなどの進取的な試みを戦前から行っていたことで知られている。坂口は、戦後も他地域の芸妓置屋営業者とともに全国規模の組織結成に尽力し、遊興飲食税の国税移管および労働基準法の適用への反対運動を展開した。1953(昭和 28)年に近畿の花街代表者を集めて全国花街連盟を結成し、同年 10 月には、東京都中央区中洲に東京・大阪双方の料理屋および芸妓置屋関係者を集めて会合を開いている。翌年 4 月、坂口は赤坂で行われた東日本地方花街業者大会に出席し、さらに 7 月には島根県では中国花街連盟結成大会を開催して会長に就任した。坂口個人の動きとしては、1951(昭和 26)年に衆議院および参議院に対して、芸妓を含む接客業従事者を労働基準法の適用範囲から除外することを求めて請願書を提出している。

坂口は、1953(昭和 28)年の全国花街連盟の会合において、芸妓の業態から見た労働基準法の弊害を主張している。その内容は、芸妓の業務は「一定の場所で時間を定めて仕事をするもの」ではなく、「客の招聘により始めて(ママ)稼働」をする特殊な形態であり、労働基準法が想定する「工場、会社の従業員」のような労働者とは異なるというものである。坂口にとって、芸妓の業務の特性上、一日の労働時間を 8 時間と定める労働基準法の規定を順守することは、甚だしい「矛盾」であった[鷺谷 1955 : 127]。加えて坂口は、芸妓の業態のみならず、芸能訓練という点から見ても、労働基準法には弊害があると主張している。労働基本法の適用をまぬがれようとすれば、本来は「芸妓の養成機関」である芸妓置屋は、「芸妓職業とする女性の寄宿」にとどまらざるをえない。そのため、芸妓の芸能訓練に積極的に関わることができず、「芸妓の生命」であるところの「歌舞音曲」さえままならぬ芸妓が増えているというのである。坂口の主張の根底には、芸妓の質が低下すれば、「芸妓の名称を冠した売笑婦(ママ)化」するという確認があった[鷺谷 1955 : 96]。児童福祉法についても、「徒弟制の抹消と共に、我が国古来の芸術習得方法を無視した」との見解を示し、幼少時からの全人的な訓練が阻害されていると弊害を指摘している。坂口にとって、同法は「国情に適しない、言い換えれば国策に添わない外来法令の強制」であった[鷺谷 1955 : 97]。このように労働者の権利を守る諸法の論理を芸妓の労働に適用することに批判する一方で、坂口は中間搾取や人身売買を防ぐために旧来の置屋の仕組みを改革することを謳ってもいる。前借金の上乗せの原因となっていた、置屋による諸経費の肩代わりを辞め、「芸妓営業に必要な資金調達」を「特定な(ママ)金融機関」を設けることで賄うことを提案しているのである(鷺谷 1955 : 97)。

坂口の見解を全体の総意として断定することはできないものの、全国芸妓芸妓屋同盟の主張とあわせてみると、芸能の習得をもって芸妓と「従業婦」の識別を図ろうという、置屋側の意図を確認できる。これらの大規模な芸妓置屋営業者の運動の一因に、労働基準法とその周辺の諸法が想定する労働者の就業形態と、「芸能人」である芸妓の労働実態の齟齬があったことと考えることは誤りではないだろう。労働基準法が制定された後も、置屋と芸妓の間には雇用関係が成立しているのか否かという問題は長らく決着がつかないまま据え置かれていた。この状況は、1954(昭和 29)年にまで持ち越される。同年、労働省は置屋を労働基準法の適用対象であるとの見解を示した。職業安定法(昭和 22 年 11 月 30 日、法律第 141 号)の制定当初、労働省は同法によって検番¹²による芸妓の中間搾取を取り締まる方針を打ち出していたが(1948 年 11 月 12 日、労働省職業安定局長発 1873 号「接客婦等の周旋行為の取締に関する件」)、1954(昭和 29)年をもって、同法の取り締まり対象を検番から周旋業者に変更した。そのため、芸妓の就労環境については労働基準法によって取り締まりが図られることになった(1954 年 11 月 5 日、労働省婦人少年局長発第 363 号「芸妓屋営業に対する取扱い変更について」)。

この見解によって芸妓と置屋の間に雇用関係が認められると、置屋の営業者による反対運動は収束し、奉公人芸妓は多くの地域で姿を消していったのである。

3-5 京都という場の特殊性——年季奉公による舞妓の維持

それでは、祇園町を含めた京都の花街は、労働基準法の適用によってどのような影響を受けたのだろうか。京都府では、1946(昭和 21)年 2 月 2 日の内務省警保局による娼妓取締規則の廃止を待たず、同年 1 月 31 日に公娼を廃止している。このように早い段階で公娼を廃止した京都府であるが、労働基準法が適用されたのは、1958(昭和 33)年のことである。これは、芸妓と置屋の関係性に雇用関係が認められた 4 年後のことであった。ただし、この間の京都花街では、何の動きも見られなかったわけではない。

1949(昭和 24)年 3 月 29 日、京都七条職業安定所および西陣職業安定所は、所轄の芸妓組合¹³を、職業安定法第 32 条の定める「演芸人の職業周旋を行う」有料職業紹介事業であり、かつまた、同法第 44 条の定める労務者供給事業であると認定し、同法の順守を求めている。この認定は、全国に先駆けた動きであった(『京都新聞』、1949 年 3 月 29 日、朝刊、第 2 面、「花街の女をボスから解放」)。置屋ではなく芸妓組合を対象とするこの認定は、1948(昭和 23)年に、労働省職業安定局長から地方長官にあてて出された通知にもとづく対処であっ

たとえられる(1948年11月12日、職発1373号「接客婦等の周旋行為の取締に関する件」)。この通知は、公娼制度に関係する法規が廃止されたことで、事実上は放任の状態にあった芸妓や酌婦の周旋行為を、職業安定法¹⁴によって取り締まることを通知するものであった[労働省婦人少年局 1955a]。京都七条および西陣職業安定所には、この認定によって、芸妓からの過度な収益の差し引きを抑制する狙いがあった。当時の新聞記事は、この認定を「旧制度」にしばられた「非民主的な従属関係」が存在する花街の「民主化」の第一歩であると表現している(『京都新聞』、1949年3月29日、朝刊、第2面、「花街の女をボスから解放」)。

しかし、検番による芸妓のあっせん行為は1954(昭和29)年10月13日、労働省職業安定局長から都道府県知事にあてて出された通知¹⁵によって、有料職業紹介事業の許可対象から外されることになった。その理由は、許可を悪用した中間搾取などの弊害があることと、検番の業務の実態を鑑みるに、職業安定法の想定する有料職業紹介事業とは認定しづらいというものであった(1954年10月13日、職発第581号「芸妓屋営業に対する取扱いについて」)。前節で述べた通り、労働省は昭和29年に置屋を芸妓の雇用主と定め、労働基準法の適用対象と定めている(1954年11月5日、労働省婦人少年局長発第363号「芸妓屋営業に対する取扱い変更について」)。したがって、京都労働基準局は職業安定所に代わり、置屋と芸妓との間に雇用関係が成立しているのか、すなわち芸妓は実態として自営業者か否かを確認する必要に迫られることになった。

1958(昭和33)年4月24日、京都労働基準局¹⁶は実態調査の結果、管轄のお茶屋、置屋、置屋兼お茶屋の三業種について労働基準法の適用事業場であると「断定」し、同法の遵守を求めた。京都労働基準局は、京都花街連合会会長をつとめる祇園甲部お茶屋組合の中島勝蔵取締に対して、18歳未満の年少者の午後11時以降における深夜就業の禁止と、月2回の休暇の確保を勧告¹⁷したのである(『京都新聞』、1958年4月30日、夕刊、第3面、「花街にも労基法を適用 舞妓ら深夜営業ご法度 週休制も採用 京都労基局が勧告」、以下特記がない限りすべて同記事より引用)。

このとき管轄の花街として名前が挙げられた地域は、祇園甲部、祇園乙部、先斗町、上七軒、島原、宮川町であった。このうち労働基準法の適用対象とされた事業者数は、お茶屋は429軒、芸妓置屋は98軒、置屋兼お茶屋については55軒にのぼった。前述の通り、労働基準法の対象者は、18歳未満であり、なおかつ置屋に抱えられる年季奉公人であった。前借金を返済し、置屋から独立した「自前」の芸妓は自営業者と見なされるため、労働基

準法の適用対象外とされた。当時この条件に該当した芸妓は、祇園甲部 14 名、祇園乙部 15 名、先斗町 2 名、上七軒 2 名、島原 1 名である。舞妓については祇園甲部の 26 名、先斗町の 4 名、そして宮川町の 3 名が該当した。これに加えて、祇園乙部の女中 3 名と見習い 1 名、先斗町の「手伝い人」2 名と見習い 1 名も適用対象に計上されている。この勧告について京都花街連合会会長の中島勝蔵は、京都における芸妓の就労環境について、「芸妓はかかえ(引用者註、「丸抱え」契約を結んだ芸舞妓のことか)が少なく、自前が多く舞妓達も自分の家の子供なので、その保護育成に心を配っている」と主張した。

この記事のなかで注目すべき点は二つある。第一に、中島が「深夜の定義もいろいろあるだろうが、あくまで児童福祉法の精神にそってやっていきたい」として、勧告を労働基準法ではなく、児童福祉法にもとづくものとして読み替えている点である。第 5 章で述べるように、1958(昭和 33)年の時点で舞妓の店出し時期は中学卒業後に引き上げられていたため、当時は(少なくとも表向きは)15 歳以下の舞妓は存在していない。また、児童福祉法は「児童が四親等内の児童である場合」には適用を除くとの一文が付されていたため、特に置屋・お茶屋の実子あるいは養子の舞妓は同法の適用を免れた。そのため、実際に同法の対象となるのは、舞妓見習いとして修行を積む奉公人である仕込みたちであった。労働基準法の適用によって、舞妓が年少の労働者として発見されたことで、結果的に舞妓として出る前の見習いたちについても、就労の是非が問われることになった。

第二に注目すべきは、労働基準法の適用対象に、芸舞妓と仕込みだけでなく、女中が含まれている点である。京都労働基準局の調査によれば、この当時の京都では、舞妓 64 名、芸妓 608 名に加えて、仲居・女中 380 名と見習い 42 名が働いていた(『京都新聞』、1958 年 6 月 15 日、朝刊、第 3 面、「週刊時の動き 社会 あいつぐバス事故 花街にも労基法のメス」)。当時のお茶屋では芸舞妓とは別に、仲居を住み込み子飼いの奉公人として抱えていた。彼女たちもまた、舞妓と同様に丁稚(おちよぼ、見習い)を経て仲居に昇格する階梯的な丁稚制度をとっていた(2011 年 11 月 9 日、井川悦子)。また屋形では、炊事、掃除、洗濯といった家事を担う住み込みの女中を置いていた[三宅・森田 2000]。お茶屋や置屋は、芸舞妓だけでなく、仲居や女中の存在によって支えられていた。労働基準局の働きかけによって、彼女たちもまた労働者として発見されたのである。

芸舞妓や女中、特に舞妓を労働者として扱うことは、お茶屋、置屋の存続そのものを危ぶませる可能性があった。そのため中島勝蔵は、京都花街のお茶屋・置屋営業者の代表者として、「労基局も(芸妓、舞妓を保護するための)モデルケースとして深夜営業をさせない

ように指導、要望してこられたと思う。われわれも関係者と話し合ってその精神にそうよう協力をしたいと思う」と一定の譲歩の姿勢を示すことで、危機的状況の中でもなお、舞妓という存在を維持しようと試みたと考えられる。

京都の花街に労働基準法が適用されたこの1958(昭和33)年という年は、前述の通り売春防止法の施行の年でもある。当時の花街には、芸妓だけでなく、「自由意思」によって性産業に従事する女性たちをも抱えている地域もあった [吉村(編)1959:193]。同年3月の時点では、京都府には14の赤線地帯が存在し、1,060名の赤線業者および1,517名の「従業婦」が存在していた[京都府1960]。これらの従業婦を抱える業者は、1958(昭和33)年3月15日における売春防止法の府下一斉施行を前に、転廃業を試みた。その転業先がお茶屋や貸席¹⁸であった。実に府下全体の約58%にあたる613名がお茶屋や貸席に集中的に転業¹⁹したのである。また従業婦の多くは芸妓に転業したため、彼女たちを抱える置屋もまた増加することになった[京都府1960]。その一方で、旧赤線地帯では従業婦の解散式を執り行い、彼女たちを強制的に退職させた(『京都新聞』、1958年3月16日、朝刊、第7面、「府下の赤線 最後の夜」)。したがって、労働基準法の適用は、京都の花街における性売買からの決別と同時期に試みられた動きであった。いずれも、花街の性質に変化を促した転機であったことは間違いない。

加えて昭和33年は、前年に国際労働機関(ILO)の第40回総会で採択された「商業及び事務所における週休に関する条約」(第106号)の批准をめぐって、多くの業種で週休制の導入が課題となっていた(『京都新聞』、1958年6月22日、夕刊、第1面、「週休制を全産業に大阪入りの倉石労相語る」)。この動きは京都にも及び、室町の繊維卸売市場や新京極商店街でも休日確保された(『京都新聞』、1958年6月21日、朝刊、第7面、「商店街にも週休制 十月から 新京極がトップ」)。そのためか、京都労働基準局による休日確保の勧告は、週休制の導入を進める全国的な風潮の一環として受け止められた[吉村編1959]。

さらにこの1958(昭和33)年は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)が制定された年でもあった。労働基準法の適用から3年後の1961(昭和36)年には、農業や自営業者も含めた国民全員をカバーする医療保険が整備された。この「皆保険」の実施に先駆けて、京都では1960(昭和35)年に京都花街国民健康保険組合²⁰を設立している(1960年4月22日、『京都府公報』第3399号、京都府告示343号)。これは同業者団体による業種別の保険組合であり、祇園甲部、先斗町、上七軒、祇園東、宮川町、島原のお茶屋組合あるいは芸妓組合に所属しているお茶屋の営業者、そして芸妓業に従事している者の加入が認

められた。

このように、京都花街の「民主化」は、全国に新憲法による基本的人権の意識が導入される過程で試みられた動きである。労働基準法の適用にはじまる労働者の就労環境の整備が進められるなかで、祇園町のお茶屋組合は、他の花街に先駆けて舞妓に定休をとらせるようになった。他の地域のお茶屋組合もまた、この動きに続いた(『京都新聞』、1958年6月13日、朝刊、第7面、「花街の休日 まず“舞妓”から 祇甲で、さっそく実施」)。京都花街のお茶屋組合は、各町の方針に沿って週休制を導入した。祇園町のお茶屋に生まれた娘であり、この当時に舞妓として出ている桐野弓子によれば、この時期から全ての芸舞妓に月2日の休日が確保されるようになったという。一方で、日々のお座敷では労働基準法の存在は特に意識していなかったというが、深夜営業の禁止を意識してか、周囲の大人からは「早よ寝なあかんえ」と言い聞かされた記憶があると話す(桐野弓子、2012年4月18日)。

京都労働基準局の勧告の背景には、労働者の働く環境が国家として整備されていく時代状況があったといえる。この時期、京都労働基準局側と花街は、芸妓の労働をめぐる双方に妥協が可能な限界点を探り合っていたように思われる。祇園町をはじめとする京都の花街では、労働基準局の要求を限定的に受け入れつつも、年季奉公による舞妓の育成と就業の仕組みについては維持をした。対する京都労働基準局の側も、「古くからのシキタリもあることだから労基局としては何でも頭から“禁止”させるのではなく漸進主義でジリジリと因習の花街に新風を吹き込みたい」と、慎重な姿勢を見せた(『京都新聞』、1958年4月30日、夕刊、第3面、「花街にも労基法を適用 舞妓ら深夜営業ご法度 週休制も採用 京都労基局が勧告」)。労働基準法による取り締まりの核心部分である年季奉公の形式を採る雇用の禁止や賃金の支払い方法の明確化を進めるよう、再度の通告²¹がなされたのはこの二か月後のことである(『京都新聞』、1958年6月11日、朝刊、第7面)。

この勧告に前後して、祇園町では住み込みの丁稚に代わって通いの仲居を雇うお茶屋が増えはじめ、住み込みの女中、仲居は姿を消していった。昭和20年代に仲居見習いとして料理屋で丁稚奉公をしていた井川悦子は、この時期の祇園町に電話が導入されたことを記憶している。芸妓と置屋、お茶屋と置屋、あるいは客と芸妓をつなぐ連絡役として駆け回っていた丁稚たちが変わり、電話による連絡網が整備されることになった。それは「電話代より丁稚を走らせる方が安がりだった」時代の終わりであり、丁稚制度に支えられた近代的商家としての性質は、この時期よりお茶屋から失われつつあったのである(2011年11月9日、井川悦子)。

小括

本章でとりあげた終戦から 1958(昭和 33)年までの約 15 年間は、GHQ の戦後改革や新憲法にもとづいて、花街の「民主化」が進められた一大転換期であった。この時期は、舞妓をはじめとする花街の年少者が、労働者として発見されていく過程であったといえる。これは、労働者を「不当」な環境で雇用し搾取する者として、お茶屋、置屋の営業者たちが発見されていく過程でもあった。殊に、芸妓と契約を交わす主体である置屋については、収益の基盤が抱える奉公人の稼ぎ高に依拠していたために、その業態の合法性に疑義が生じた。そのため、京都を除く地域では置屋が営業を存続することは難しく、結果的に年季奉公もまた途絶えたものと考えられる。

その京都においても、京都労働基準局による勧告を経て、舞妓を除く奉公人は祇園町から姿を消した。以降、お茶屋の女中や仲居は、労働者としてお茶屋に雇用されるようになっていく。しかしながら、この勧告は芸舞妓の就労環境には変革をもたらしたものの、周知のように年季奉公の仕組み自体を解体するには至らなかった。第 2 章でとりあげた“京都をつなぐ無形文化遺産”の審査会では、京都の舞妓・芸妓はともに自営業者であるため、同法の適用対象外であるとの説明がなされている(2014 年 1 月 9 日、第 2 回“京都をつなぐ無形文化遺産”「花街の文化」審査会、第 2 回於: ホテル本能寺)。労働基準法の適用対象はあくまで被用者であり、自営業者である自前の芸妓は該当しないのである。こうした歴史的経緯を経た現在の年季奉公は、奉公人の親元とのあいだで交わされる金銭消費貸借契約を排除した上で、奉公人が負う前借金の使途を純粋に舞妓として出るために必要な資金に限定している。京都の花街は、舞妓の年季奉公がもっていた搾取性・拘束性を抜き去ることで、純粋に舞妓の独立を支援するシステムとして再編し、維持してきたのである。

このようなシステムにもとづく舞妓の再生産には、置屋から独立した後の資金提供源として、芸舞妓のパトロンである旦那の存在が必要不可欠である。しかしながら、昭和 30 年代以降の花街では旦那を確保することは非常に困難になった。それでは、現在の祇園町におけるお茶屋遊びでは、芸舞妓たちはどのように客との間に親密な関係性を形成していくのだろうか。続く第 4 章では、「創られた伝統」の典型例として挙げられる都をどりの分析を通じて、現在の祇園町において、年季奉公を支える最良客と芸舞妓との関係性がどのように培われているのかに迫りたい。

第4章 都をどりという祝祭

本章では、年季奉公に必要な最良客に注目する。現在の芸舞妓がどのように最良客を獲得するのかという問題について、「祇園町の伝統」なるものの継承・刷新という観点から、祇園町の芸舞妓による舞台である「都をどり」を分析することで考察したい。

第3章で詳しく述べたように、京都の花街では、労働基準法が適用された後も年季奉公による舞妓の再生産を維持してきた。店出しをするための初期費用や、衣装代や稽古の費用といった一切の資金は置屋が負担するため、資産のない者でも舞妓になることは可能である。しかし、独立してしまえばすべての運転資金を自ら捻出しなければいけない。したがって、現行の仕組みにおいて芸妓が稼業を継続していくためには、経済的に支援してくれる「旦那」がいることが望ましい。ところが、売春防止法の施行後には、旦那と芸妓との関係性に理解を得ることが次第に難しくなっていった。昭和25年に制定された相続税法(1950年3月31日、法律第73号)により、旦那が芸妓に財産を贈与する際に贈与税が賦課されるようになったことが与えた影響もまた大きかったとされる[相原 2001]。それでも、戦後の衣料不足を背景にした繊維産業の需要拡大による好景気(ガチャマン景気)と、続く高度経済成長期における絹製着物ブームを背景に、地元の繊維業者を中心とした層が旦那として花街を支えた。やがてバブル経済期には、女将たちと細く長い関係を築いてきた旧来の客層に代わり、不動産業や建設業を中心とした新たな客層が台頭した。しかしながら、上七軒で当時を知る女将らに聞き取りを行った中原逸郎によれば、バブル経済の崩壊後には、旦那になりうる客はほとんど姿を消していったという[中原 2012]。この傾向は祇園町でも同様である。このように、現在では年季奉公を経て芸妓へと至る経路が機能不全に陥りつつある。それでは、こうした客との関係性の変化は、日常のお茶屋遊びの現場ではどのように受け止められているのだろうか。

そこで本章では、祇園を祇園たらしめる伝統を再生産する実践と、観光客向けに提供される伝統としての都をどりの対比に注目することで、生活世界を構成する伝統が客との関係性に与える影響について考察する。都をどりは、明治5年に開催された第1回京都博覧会において、祇園町の芸舞妓による舞台として創設された舞台である。本章では、この都をどりを観光の文脈において典型的にみられる創られた伝統の一事例として注目する。

ホブズボウムとレンジャーによる『創られた伝統』[1983(1992)]の出版は、伝統を永久不変の本質的なものととらえる視点に再考を迫り、国家体制の変化や外部社会との交渉といった局面に際して、人々が主体的に伝統を創出していく過程への注目を促した。1980年代

以降の文化人類学や民俗学は、これまで「伝統的」であると見なされてきた多様な文化が、何らかの意図をもって創り出されたものであったことを明らかにしてきた。このような「創られた伝統」のなかには、当事者が危機的状況に対応するために戦略的に創出したもののみならず、その創造性が十分に自覚されていないものもある。後者の伝統は人々の生活世界を構成する要素として、偶発的なものも含む日常的な行為によってゆるやかに刷新されている。

しかし、伝統や文化に対する反本質主義的な視座が定着した現在では、こうした創造性が意識されない伝統は、文化と社会や構造と個との関係をめぐる広範な議論に回収されるようになった。「創られた伝統」(1983)として議論の対象になるのは、観光開発における真正性をめぐる議論[橋本 1999]や、当事者が埋め込まれた政治経済のプロセスを背景とする文化の資源化 [山下 2009]、身体や精神の自由が抑圧されたマイノリティーによる戦略的本質主義にもとづく文化の創造[ノイズ 2011]などに象徴される、伝統を創り出す／出した個人や集団の意図が見出しやすい文化に偏重する傾向にある。しかしながら、当事者が伝統の創造性を意識している伝統は、観光化や近代化といった状況への適応だけでなく、人々の生活世界の基幹として日常に組み込まれ、刷新されている伝統との対比によっても語られ、相互に影響をおよぼしながらその意味を変容させている。現在の都をどりは、芸舞妓やお茶屋の女将、そして客といったお茶屋遊びにかかわる人々のあいだでは、その歴史的な創出の過程が強く意識されている。彼らにとっての「本来の祇園の伝統」はこれとは異なり、創造性が明確には意識されていない。

よって本章では、祇園町を花街たらしめる伝統を再生産する実践と、観光客向けに提供される伝統としての都をどりの関係性を分析することで、両者の対比によって生み出される親密な関係性について明らかにすることを目的とする。第 1 節では、都をどりの創設がなぜ求められたのかを、当時の京都や芸娼妓の営業地がおかれた状況を踏まえて説明する。第 2 節では、「内輪向け」の舞台とされる温習会との対比から、祇園町で都をどりがどのように語られているのかを述べる。第 3 節では、お茶屋や芸舞妓の年間サイクルにおいて、都をどりがどのような意味をもつのかについて概観する。最後に第 4 節では、お茶屋遊びの現場において贔屓客が都をどりをどのように利用してきたのかという点に注目することで、芸舞妓と客との関係に都をどりという機会がもつ意味を検討する。

4-1 都をどりの創出とその意味

まずは都をどりが創り出され、「伝統的な祇園の芸能」として形作られていった過程について概観する。

都をどりが創り出される直接の契機となった第1回京都博覧会は、1872(明治5)年に京都博覧会社によって開催されている。第1章で述べたように、都をどりが創設された明治初年とは、祇園町を含む芸娼妓の免許地の統制のあり方が、近世の傾城町(島原)を頂点とする差配から府による直接的な管理へと急激に再編された時期である。この時期はまた、京都という都市自体が危機に直面していた。1879(明治2)年の東京への遷都によって、需要の7割を公卿が占めていた地場産業が大きな打撃を受けたのである。京都博覧会は、窮地に陥った京都において、「文明開化と経済的復興を実現する切り札」として企画されたものである[小林 1998: 96]。日本人のみならず、外国人に対しても京都を「日本随一の観光地」としてアピールすることが重要な使命として考えられていた[京都博覧協會 1903]。この博覧会の余興として開催されたのが附博覧である。都をどりはその一環として、権大参事として京都の近代化政策を推進した榎村正直によって企画された [京都博覧協會 1903]。第1回の都をどりは、新橋の寄席・松ノ屋を会場として開催されている(表5)。

表5 第1回都踊の概要(『京都博覧會沿革史』、[田中(編) 1963]より作成)

歌題	十二調
会場	祇園新地新橋の寄席・松ノ屋
会期	3月13日～5月31日
料金	不明
構成	舞姫(ママ)32名、地方(三味線)と囃子方(鼓、笛、鉦、太鼓)20名1組とする 舞姫は揃いの衣装をまとい、上手と下手に分かれて16名ずつ登場
舞台配置	正面の雛壇に地方と囃子方を配置する(後列に地方、前列に囃子方)
振付	片山春子(京舞井上流、後の3世井上八千代)

こうして開催された都をどりは好評を博し、翌年以降も継続して開催れていくことになる。この第1回都をどりと翌年の第2回のあいだには、第1章でも触れた芸娼妓解放令(太政官布告第295号)によって花街に大きな混乱が引き起こされている。祇園町では、芸娼妓

解放令の後も営業を存続するために、何らかの対策をとることが切実に求められていた。こうした動きは、都をどりにも影響を与えている。1873(明治6)年3月に祇園町に下京第十五区婦女職工引立会社が設立された。同年、下京第十五区は建仁寺境内の北側に位置する元寺領を払い下げられ、旧塔頭の建物を転用して製茶所や養蚕場、そして都をどりの専用舞台である歌舞練場などの施設が整えられていった。その結果、第2回の京都博覧会より、都をどりは歌舞練場で開催されることになったのである。

こうして創り出された都をどりは2つの意味で革新的であった。1点目は女性の芸能を公的に披露する機会であったということである。1629(寛永6)年の女歌舞伎禁止令により、近世においては女性が芸能を公的に披露することが禁止されていたことを鑑みれば、都をどりは女性の解放という視点から見て画期的な事例であった[遠藤 1993]。2点目は、総踊という形式が採られたことである。近世の京都においては、芸舞妓の舞は座敷にて披露される座敷舞が主流であった(図6)。しかしながら都をどりでは、座敷舞ではなく、舞台に踊り子が「合同して現れる」形式が採用された[猪熊 1992]。芸舞妓が同じ衣装をまとって一斉に舞うという演出やコの字型の舞台は、古市(三重県伊勢市)で遊女や芸舞妓によって披露されていた亀の子踊りにヒントを得たものであると伝わる[田中(編) 1963](図7)。

この背景には、下京第十五区の区長をつとめていた杉浦治郎右衛門²の伊勢神道への傾倒や、祇園の楼主らによるお伊勢講の存在があった[遠藤 1993]。フレンチカンカンのような西洋の舞台を想起させる総踊の演出は、当時の都をどりが、京都博覧会を訪れた外国人の眼を意識した進取的な舞踊として創り出されたことを示している[Okada 2010]。この総踊という形式は、第2回以降は専用の会場である歌舞練場³での披露を重ねることで、型として洗練されていく(図8)。猪熊兼繁および遠藤保子は、総踊の主な特徴として、右花道の上に地方(三味線を弾く芸妓)、左花道の上に囃子方を配置する点、全体の序曲として置歌を披露する点、「都をどりはあ〜」の掛け声に「ヨーイヤサー」と応えて揃いの衣装の踊り子が左右の揚幕から柳桜扇をもって登場する点、第一景は銀襖の場面であり幕を使わず四季を模した背景を変転させることで場面転換をする点、終曲は台拍子で切り散らし踊り子は両花道から帰る点などを挙げている[猪熊 1992; 遠藤 1993]。さらに、大正天皇の御大典奉祝記念として臨時に開催された1915(大正4)年の第47回都をどりにおいて、別踊と呼ばれる数人の踊り手からなる演目が登場するに至り、総踊に別踊が組み込まれた形式が都をどりの基本的な形式として成立した[猪熊 1992]。戦時下の1944(昭和19)年に一時中断された時期⁴をのぞいて、都をどりは現在にいたるまでこの形式を踏襲しながら維持されている

(図 9)。

ホブズボウムは、新しく伝統が創造される際には、祝典を通じて「まったく新たな目的のために、古い材料を用いて斬新な形式の創り出された伝統を構築する」されることを指摘している [ホブズボウム&レンジャー (編) 1992: 16]。都をどりはまさに典型的な事例であり、花街をとりまく体制の近代化、すなわち年季奉公人の解放や国際化に適応するために、既存の材料を組み合わせることで創り出された伝統であったのである。

4-2 二つの「伝統」——温習会との比較から

本節では、祇園町において「内輪向け⁵⁾」の舞台として認識されている温習会と対比することで、お茶屋遊びを構成するお茶屋の女将や芸舞妓、そしてなじみの客たちにとっての真正的な祇園の伝統がいかなるものかについて検討する。

創出された当初、斬新な形式として受け止められていた都をどりは、定型化され長期にわたって維持されていくなかで、それ自体が祇園町の伝統を対外的に演出する行事となっていた。現在では外国人を含む多くの観光客が、祇園町の伝統芸能として都をどりを鑑賞する。他方、お茶屋の女将や芸舞妓は都をどりが創り出された歴史的経緯を認識しており、鼠舂客に対しては「都をどりで披露される演目とは本来の井上流の舞ではなく、観光客向けのもの」と語る(古嶋美雪、2013年5月26日)。お茶屋に通う客たちもまたこの点を十分に理解したうえで、都をどりを接待の場としてビジネスに利用してきた。すなわち、お茶屋や芸舞妓の事情に精通している客と、花街へのアクセスがきわめて限定的である観光客では、都をどりに見出す価値に大きな違いが確認できる。

祇園甲部歌舞会によれば、創設された当初の温習会は、八坂女紅場の生徒である芸舞妓の試験であったという⁶⁾。しかしながら現在では、祇園町の芸舞妓が井上流の門人として、日頃の稽古の成果を披露する会となっている。都をどりと温習会の主な違いは以下の5点である(表6, 7参照)。第1に温習会には後援団体がない。第2に長期にわたって1日に複数回の公演を行う都をどりに対して温習会は短期間であり、なおかつ1日の公演は1回のみである。第3に料金が安価に設定されている都をどりに対して、温習会は割高である。第4に都をどりに芸舞妓が点前を披露するお茶席がある。第5に総踊と別踊からなる舞台構成を基本とする都をどりに対して、温習会は決まった形式がない。

表 6 平成 25 年都をどり (平成 25 年 3 月 31 日祇園甲部歌舞会発行、都をどり写真帳より作成)

歌題	春宴四季巡昔話
会場	祇園甲部歌舞練場
会期	4 月 1 日～4 月 30 日(一日 4 回公演)
料金	茶券付観覧券 4,500 円、一等観覧券 4,000 円、二等 2,000 円
構成	すべて新作、第 1 景(置歌、銀襖の背景)+第 2～7 景(3 つの別踊含む) +第 8 景(終曲、桜の背景)
舞台配置	舞台の左右に花道、その上部に棧敷を設け右手に地方、 左手に囃子方を配置する
振付	5 世井上八千代、井上かづ子、井上政枝、井上和枝
主催	祇園甲部歌舞会
後援	京都府、京都市、日本観光協会関西支部、京都伝統技芸振興財団、 京都商工会議所、西日本旅客鉄道会社、東海旅客鉄道会社

表 7 平成 24 年温習会(平成 24 年祇園甲部歌舞会発行、『温習会』より作成)

会場	祇園甲部歌舞練場
会期	10 月 1 日～6 日 (一日 1 回公演、日割で演目が異なる)
料金	指定席 8,000 円、 自由席：4,000 円 ※茶席なし
構成	井上流既存の舞より 6～7 曲で構成 (上方唄、長唄、地歌、義太夫、清元)
振付	歴代の家元(井上八千代)および高弟(井上佐多)
主催	祇園甲部歌舞会
後援	なし

あるお茶屋の女将は、こうした両者の差異について「観光客向けに披露される都をどりの演目では四季折々の背景を使うなど派手な演出が好まれるのに対して、温習会は芸舞妓の舞を鑑賞する機会に恵まれている客層を対象としているために、演出が地味なのだ」と筆者に語った⁷⁾。温習会を楽しむことができるのは、日頃からお茶屋の客としてお茶屋遊びに親しんでいる人々である。観光客は都をどりを祇園町で継承されてきた祇園の伝統とし

て消費している。一方でお茶屋遊びの当事者は、お茶屋の客をふくめて、都をどりを花街の近代化を対外的に演出するために創り出されたものだと認識している。都をどりを観光客向けの「創られた伝統」だと考える人々にとっての真正性を備えた伝統とは、祇園町で確立されてきたお茶屋遊びの様式美⁸であり、それを支える年季奉公にもとづく芸舞妓の育成と独立支援の体制である。以下ではこれらの様式美や体制が、都をどりとは逆に、近代化に抗するかたちで巧みに維持されてきた過程を概観する。

京都において舞妓とは修行段階にある芸妓を指す名称である。舞妓は置屋に籍を置いて一定の期間(年季)を住み込みの奉公人として無給で働き、この間の収益でもって経費を返済する。第3章で指摘した通り、戦前までの芸妓の年季奉公は、前借金の負債額によって芸妓を労務に服させるものであった。1954(昭和29)年に賃金による前借金の相殺を禁止した労働基準法が適用されるに至り、京都花街では前借金の使途を舞妓として就労するための資金に限定し拘束性を抜き去ることで、この仕組みを変質させながら維持してきた。先輩の舞妓や女将と寝食をともにする住み込みの経験に、女紅場での稽古やお座敷での就労経験が重なることで、年季奉公は短期間のうちにプロフェッショナルを育成する仕組みとして機能する[西尾2007]。お茶屋の女将や客は親元を離れて修行に耐える舞妓たちに高い価値を見出している。加えて、現在も年季奉公による舞妓の育成体制を維持しているのは京都のみであるという希少性もあり、お座敷では年季奉公が祇園町の特質と結びつけて語られることが多い⁹。

ただし、年季奉公による芸舞妓の独立支援体制には課題もある。年季が明けて自営業者となってしまうと、自らの収益からすべての資金を捻出しなければならないため、芸妓として生計を立てることは難しい。かつて祇園町では、旦那が金銭的に芸妓の独立を支えてきた。旦那は芸妓にとって内縁の夫にあたる存在であり、お茶屋の女将は客のなかから旦那になりうる人物を選び出していた。しかしながら戦後社会においては、単婚の夫婦からなる近代家族観が浸透するなかで、旦那と芸妓の関係性は敬遠されるようになっていった。しかしながら、旦那制度の名残は、芸舞妓の法的な婚姻を禁止する慣習として現在でも確認できる¹⁰。

年季奉公の体制や旦那制度もまた、近代以降の祇園町で創り出されてきた伝統であるが、都をどりとは異なり当事者である女将や芸舞妓にはその創造性が意識されておらず、祇園町の真髄として認識され、切実に維持が望まれているのである。

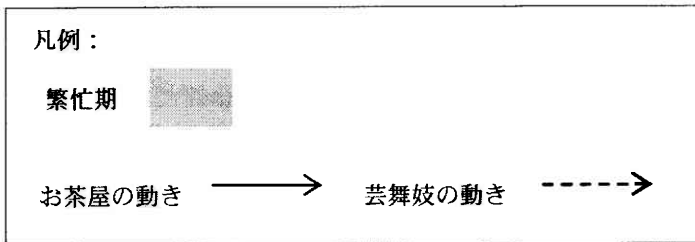
4-3 客との関係性の変質—茶席をめぐるある客の語りから

このような「本来の祇園町の伝統」の真正性は、お茶屋遊びの現場で「創られた伝統」である都をどりと対比されることで、強化されていると考えられる。しかしながらお茶屋の客は、都をどりの創造性を承知の上でビジネスにおける接待の場に利用してもきた。また近年では、インターネットの普及や花街を紹介する書籍の存在などにより、祇園町に縁遠い人々も温習会を鑑賞するようになっており、観光客／お茶屋の客向けの舞台という両者の区別はあいまいになりつつある。本節では、位相が異なる二つの伝統が、お茶屋を経営する女将、芸舞妓、お茶屋の客の日常的な実践にいかに関位置付けられているのを、具体的な事例に着目して分析する。

表 8 お茶屋・芸舞妓の年間サイクルと都をどり

([相原 2001; 溝縁 1992]および、インフォーマントからの聞き取りより作成)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
八坂女紅場始業式 初寄	八坂神社節分奉納舞 お化け	大石忌	都をどり(1日〜30日) 平安神宮神賑奉納舞踊		五花街合同公演	祇園祭奉納舞、花笠巡行 みやび会	八朔		温習会(1日〜6日) 時代祭	かにかくに祭 おおきにパーティ	事始め 南座顔見世総見 おことうさん
	都をどり稽古	チケット発送					温習会稽古		座席予約		



まずは、お茶屋の年間サイクルにとって都をどりがどのような意味を持つのかを検討したい。お茶屋の1年は行事を中心に組み立てられており、繁忙期と閑散期が年間を通じて繰り返されている(表6)。なかでも都をどりは最大の繁忙期である。都をどりを接待に利用する客たちは、ゲストを都をどりに連れ出した後にお茶屋でもてなすというパターンが定番になっているため、この時期は宴会が多くかかる。お茶屋にとって都をどりは、客のなかでも選りすぐりの上客にお座敷を優先的に提供することで、彼らとの関係性を強化する機会となっている。芸舞妓にとってもまた、この時期は繁忙期である。芸舞妓にとって都をどりはある種の非日常的な期間である。お茶屋の客たちは最上級にしている芸舞妓をお座敷に呼ぶため、人気のある芸舞妓は舞台が終演しだいお茶屋に急ぐ姿が見られる。加えて、近年では現役の舞妓だけでは総踊に必要な人数を確保できず若い芸妓が舞妓の装いをして対応するため、芸妓によっては鬘ではなく地毛を結うことになる。

都をどりは、お茶屋や芸舞妓のみならず、祇園町にかかわる職人にも影響をおよぼす。祇園町の芸妓や置屋を顧客に抱える三味線職人である原田孝司によれば、都をどりの期間中は三味線職人にとっても繁忙期である。原田はこの時期、師匠と共に都をどりの舞台に付き添い、地方が用いる三味線の絃を修繕する。つきあいの長い最上級客は、事情を察してこの時期の発注は避けてくれるのだという(原田孝司、2013年8月19日)。また、舞妓の髪を彩る花簪をはじめとする簪(かんざし)の専門店にある職人は、一年でも最も忙しい時期に春を挙げるが、その理由は都をどりの準備に追われるためである。総踊に使用される振袖¹¹は毎年新調しているが、簪も同様である。そのために3月に入ると、4月上旬までは製作に追われるという。

このように、祇園町にとって都をどりは、日常のサイクルとは異なるルールが適用される特殊な期間である。山口昌男は、遊戯や祝祭にそなわる境界性についての議論のなかで、「時と場所を定めて視覚化」された境界は日常の秩序を再活性化する性質をもつことを指摘した[山口 2000:98-99]。都をどりを視覚化された境界としてとらえることが可能ならば、お茶屋遊びの世界を活性化させる効果をもつと言えよう。すなわち、位相の異なる創られた伝統が、それ自体が創り出された伝統である花街・祇園町を維持するために機能しているのである。

4-4 旦那の獲得に残された余地

お茶屋の客にとっても、都をどりは芸舞妓や女将とのつながりを確認することができる

期間でもある。観光客のようなお茶屋遊びに親しんでいない者が入り混じる都をどりでは、芸舞妓と鼯眞客のあいだで、その客がお茶屋遊びの世界の外部者とは一線を画す人物であると確認しあうやりとりが様々な形でみられる。ここでは、あるお茶屋のなじみの客である高橋裕二の語りからこのような事例を検討する。

高橋は、特に海外から来たゲストを接待するために、都をどりや温習会を活用している。ある年の温習会のあとに設けた宴会で高橋は、昔の都をどりは馴染みの地元の客ばかりだったと話した。都をどりの千秋楽には、別踊の衣装を交換したり滑稽な化粧で登場したりといった、洒落のわかる客に向けたささやかないたずらが施されたのだという。話に入ってきた芸妓の一人は、今は(筆者注、井上流の)師匠が厳しくて、表立ってそのような振る舞いができないと話した。高橋は都をどりではお茶席でもいたずらがあったといい、お点前をする芸妓は、なじみの客を見つけるとウイスキーを仕込んだり、わざと粉のままで抹茶を出したりしたと語り、「客もそれ、(筆者注、そしらぬ顔で)飲まなならん」という。一方で高橋も仕返しをした。ウイスキーの瓶を持参してお茶碗にそれを注いで飲み、おいしかったと言って去ったと語る。今の都をどりは観光客が増えてお茶席も忙しくなり、まともに行く気がしないのだという(高橋裕二、2012年10月6日)。

高橋の語りからは、観光客向けとされる都をどりも、近年までは芸舞妓と鼯眞客との親密なやりとりが発生する場であったと読み取れる。両者のあいだに親密な関係性があり、なおかつお茶屋遊びのルールに精通しているという信用をもたれているがゆえに、都をどりではルールを逸脱するいたずらが仕掛けられた。これらはその客が「内輪」の人間であることを、冗談関係を通して他の客に対して表明するものである。同様の行為は現在でも行われる。例えば、お茶屋の女将が鼯眞客を会場の入り口で出迎える光景はよく見られるものであるし、時には到着した客を座席まで送り届けもする。自力でチケットを手に入れた客はこのような待遇を受けることはできないため、お茶屋の客は自分が重要な人物であることを、女将の待遇から確認することができるのである。

このような当事者の生活世界を構成する伝統こそ、当事者にとってその創造性が認識されていない伝統である。祇園町では、当事者のなかである伝統が創り出されたという事実の認識が共有されることで、それ以外のさまざまな伝統の創造性が不問にふされ、結果として日常の秩序を再構築・再活性化することを可能にしているのである。都をどりを創られた伝統として差異化するこのような実践は、祇園町で継承されてきた伝統的な花街・祇園町を創りつづけるための流儀であるといえるのではないだろうか。

図6 近世における舞妓の舞〈下河原宴席〉、寛政11年
(『都林泉名勝図会』、国際日本文化研究センター所蔵)

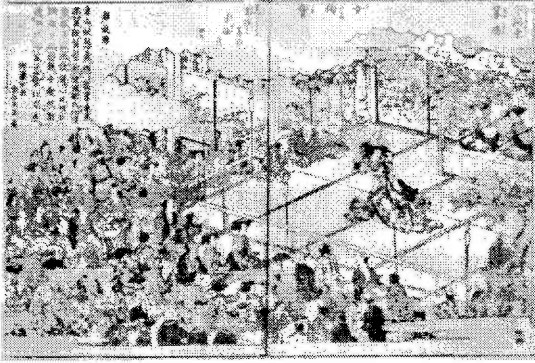


図7 亀の子踊り(遠藤[1993]より転載)

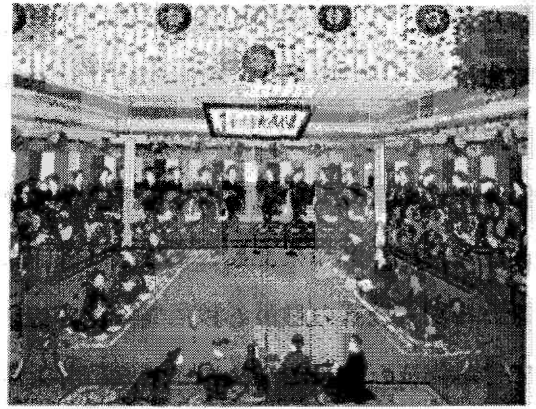


図8 〈A Japanese Ballet at the Theater of Kyoto〉、
明治6年 (Japan and the Illustrated London news)よ

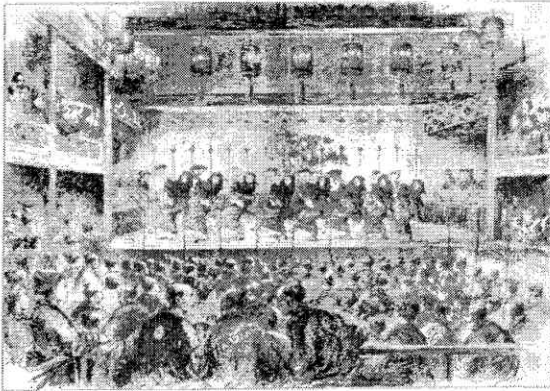


図9 近年の総踊り(溝縁[1992]より転載)



小括

本章では、都をどりに着目することで、当事者に創造性が認識されている／されていない伝統の相互作用について検討してきた。都をどりとは、花街の近代化に対応するために創出された舞台である。当事者であるお茶屋の女将、芸舞妓そしてお茶屋の客は、都をどりは観光客向けに創り出された伝統であると解釈している。彼らにとっての祇園町の伝統とは、近代化に抗しながら微細に形を変えて維持されてきた年季奉公や旦那制度であり、それを背景として成立するお茶屋遊びの世界である。

冒頭で述べたように、「創られた伝統」は際限なく適用が可能になるがゆえに、概念の有効性に疑義がもたれている。また、伝統の創造性が過度に強調されると、伝統があたかも当事者によって自由に操作可能であるとの印象をも与えてしまう。しかしながら伝統は、当事者の理解を超えて、彼らの思考やふるまいに対して影響をおよぼす[Oring 2012: 229]。典型的な「創られた伝統」であり、当事者に観光客向けの場であると認識されている都をどりはある種の祝祭でもある。現在の都をどりは、観光客との差異化を図ることで、鼯鼠客を旦那に仕立て上げることができるかもしれない重要な機会である。お茶屋遊びにあって、旦那を獲得する余地が未だに残されている場面であると言えよう。

このように、第3章および第4章では、花街・祇園町の伝統をささえるシステムのうち、ソフト面として年季奉公による舞妓の育成について検討してきた。第3章で述べたように、戦前は多額の前借金によって奉公人の心身を拘束するものであった年季奉公は、昭和30年代における売春防止法の施行や労働基準法の適用を経て大きく変質した。現在では、置屋が初期投資や運転資金を肩代わりすることで舞妓を再生産するためのシステムとして機能している。他の地域で年季奉公による舞妓の育成が途絶えた現在では、このシステムそれ自体が、「祇園町の伝統」や格式を象徴するものとして受け止められている。本章で述べたように、こうした傾向は、お茶屋の女将や芸舞妓、そして鼯鼠客にも見られるものである。お茶屋遊びの現場では、創造性が明らかにされている伝統との対比によって、年季奉公は祇園町の日常を構成する秩序の一つとしてとらえられている。年季奉公が維持されている以上、旦那の存在は現在も尚必要とされているのである。

ここから二つの疑問が生じる。第一に、京都で年季奉公の存続を可能にした背景はどのようなものであったのかという点。そして第二に、旦那になりうる客層が減少している現状において、お茶屋遊びはどのような戦略でもって客たちを惹きつけているのかという点である。

第5章 女のイエをささえた旦那たち

本章では、第4章であげた年季奉公にまつわる二つの疑問のうち、第一の京都で年季奉公の存続を可能にした背景はどのようなものであったのかという点について考察する。具体的には、祇園町の中核であるお茶屋と旦那との関係性がいかに結ばれてきたのかを、イエ¹という概念を通じて説明した上で、このような関係性をはらむ戦前のお茶屋遊びの性質が、戦後社会において新たな法制度が適用される中でどのように変質したのかを明らかにしたい。

第1章で、八坂女紅場が財団法人化にいたる過程から、当時の祇園町では女性経営者が多くを占めていたことを明らかにした。お茶屋の女将は戸籍上の夫をもたない。生まれた子どもは母親の戸籍に組み入れられて、母方の姓を名乗る。昭和20年代までのお茶屋では、家業を継承できないお茶屋の息子を法的・社会的な家族から切り離し、次代の女将となる娘には舞妓、芸妓としての経験を積ませた。社会学者の中野卓は、戦中の1943(昭和18)年に祇園町のお茶屋「井筒屋」と「清水屋」の別家およびある置屋で女将に聞き取り調査を行い、復員後の1946(昭和21)年には、第一章でとりあげたお茶屋「一力」の女将と帳場で働く人びとからの聞き取り調査、そして年中行事文書から、お茶屋の暖簾内分けについての分析を行っている。中野は、お茶屋は女系継承のイエであり、また本家の娘による分家や仲居の別家のあり方も、女系による分岐を原則としていることを指摘している。これは、お茶屋が女将商売であったためである[中野 1978; 1983]。このような背景から、お茶屋は商家としての性質を有する女のイエであるといえる。

社会学者の有賀喜左衛門が指摘したように、日本のイエは、直系家族だけでなく、血縁関係にない非親族をも構成として包摂してきた[有賀 1949(1969)]。このような日本のイエは、レヴィ=ストロースによる法人としての「家(maison, house)」概念に当てはまる存在である[小池・信田 2013]。とくに、次世代に継承すべき家業をもち、ときに血縁関係にない奉公人がイエを相続する例が見られる商家は、社会学や民俗学において研究対象として注目されてきた。財閥を形成したイエに注目した米村千代は、旧民法の制定によって系譜と経営の分離という危機に直面した商家が、継承財を抛り所とすることでイエを存続させたことを指摘している。米村によれば、近代社会では「所有制度の介在と系譜の象徴化」[米村 1999: 273]によって、イエの系譜と経営が統合されていった[米村 1999]。

このような日本のイエをめぐる研究史をふまえると、終戦前後までの祇園町においては、お茶屋の母から娘へと女将の座と家財が継承されることでイエが成立していたといえる。

イエを維持するために、血縁関係のない女性を親族上の系譜に加える行為は、現在でも頻繁に確認できる。母から娘へと家業が継承される花街において、男子は歓迎される存在ではなかった。その一方で、祇園町のお茶屋に生れた娘、特に長女は跡取りとして家業を継承することが強く要請されていた。彼女たちの多くは、長じては女将としてお茶屋を切り盛りするために、自前の舞妓として修行を積んだ。

以下の述懐は、明治生まれの芸妓・早崎春勇のものである。1990(平成2)年当時、彼女は祇園町で最高齢の芸妓であった。早崎は祇園町でお茶屋を営む家に生まれ、11歳で舞妓として出た女性である。

一力さんの前に細い小路がございました。そこであたしは生まれました。家はお茶屋さんでした。それから縄手で育って、ずうっと祇園町で大きくなりました。井の中の蛙どす。いまこの祇園町にこうして置いてもろてるさかいに、今日があるのやと思てます。

生まれたとき、姉ちゃんはまだ舞妓はんに出てました。兄は二人おりましたが、よそへもらわれていかはりました。「お茶屋に男の子はいらん。この町に置いといたら、男の子は三味線弾きさんか男衆さんや、そんなことではどもならん」

それで親は二人とも手放してしまはりました。下の兄なんか、どこにいやはるのか聞かされたこともおへん。名前もわからしまへん。この町では、男の子はかわいそうどす。

舞の稽古を初めて習うたのは、六つの時どす。(…)上の姉が舞妓はんに出てましたさかい、もの心(原文ママ)ついた時から、あたしも舞妓はんになるもんやと思てました[早崎 1990:27-28]

早崎春勇の語りから、戦前の祇園町がどのような世界だったのかを、私たちはわずかながら想像することができる。祇園町に生まれた子どもたちは母親の籍に入れられ、父親の顔を知らずに育っていた[早崎 1990; 三宅・森田 2000]。早崎と同じく明治の末に生まれ、芸妓を経て置屋の女将を継いだ三宅小まめも、男子は多くの場合、里子に出されていたと回想する[三宅・森田 2000]。対して娘たちには、早崎のように幼少期から舞を習い、舞妓となることが求められていた。舞妓として経験を積むことは、慣習や人間関係といった、花街で商売をするための知識や技術を体得する修行としての意味合いがあったためである。なかでも長女は、女将として家業を継ぎ、大黒柱として一家を養う役割を担うことが当然のこととされた。早崎や三宅より若い世代の芸妓である 1928(昭和3)年生まれの森田繁子も、

自伝のなかで「祇園に生まれて芸妓になったら、長女は絶対、家族全員の面倒を見んらんゆうことになってます」と説明している[三宅・森田 2000: 125]。また第3章で登場した桐野弓子は昭和10年代生まれであるが、当時の祇園町では長女が跡取りになることは「当たり前のこと」であって、お茶屋の長女である自分が舞妓に出ることに何の疑いももっていなかったと語る(桐野弓子、2012年4月18日)。

このように、かつて祇園町には、夫または息子の立場にある男性を戸籍上の家族からくくりだし、長女を一家の長として生きる人々の営みがあった。今もこうした性質は受け継がれており、外部社会とは異なる秩序が機能する異質性は、たびたび「女の町」ということばで表現される。このようなイエにおいては、不在の、そして非公式の夫として旦那の存在が位置づけられていた。

そこで本章では、年季奉公が望まれた背景として祇園町における女のイエと旦那の関係性に注目し、お茶屋遊びという遊興において芸舞妓と旦那との関係性がいかなるものであったかを明らかにすることを目的とする。第1節および第2節では、戦前のお茶屋、置屋がどのように営まれてきたのかを、女系相続の商家としてとらえることで明らかにする。第1節では、お茶屋における戸籍の操作と、鑑札(営業許可証)の継承について説明する。対して第2節では、お茶屋の実子である「内娘(うちむすめ)」と奉公人の境遇にどのような差があったのかという点について述べる。第3節では、戦前のお茶屋遊びのなかで、芸舞妓と旦那たちがどのような関係性を築いていたのかを、年季奉公の制度を踏まえながら述べる。最後に第4節では、第3章でとりあげた年季奉公の転換期である終戦後から昭和30年代に注目する。新しい法制度のもとで、祇園町の遊興と、その遊興をもとに成立したお茶屋、置屋がどのように変質したのかを述べる。

5-1 女のイエとしてのお茶屋(1)—女系相続

まずは、戦前までの京都花街において、お茶屋・置屋がどのような商いをしていたのかについて詳しく述べたい。

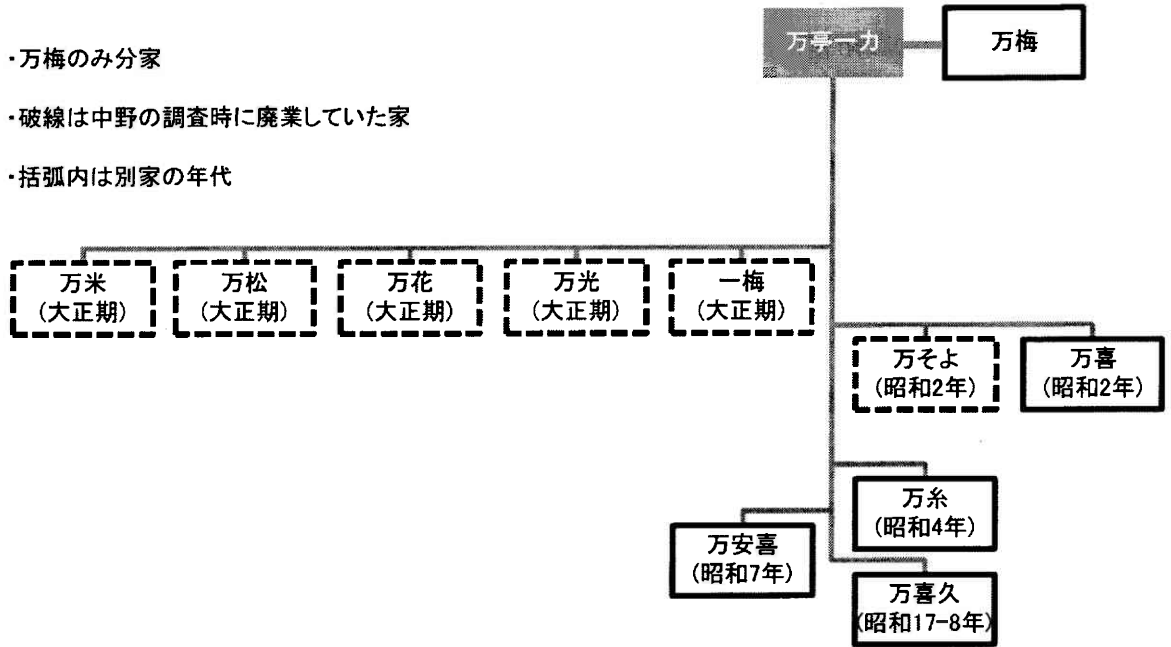
第1章で詳しく述べたように、1872(明治5)年に芸娼妓解放令(太政官布告第295号)の後、京都府では芸妓が自らの意思で出願して営業するという形をとることで、芸妓と芸妓が活動する場であるお茶屋が営業を継続した。京都府では府が与える鑑札(営業許可証)を通じて、お茶屋を取締まる仕組みが制度化されていく。京都府はまた、1873(明治6)年にお茶屋を遊女屋とともに、法的な取り締まりの上で貸座敷に分類した[京都府 1974: 381]。

1882(明治15)年の時点で、市内では上七軒、五番町、二条新地、先斗町、祇園新地、島原、宮川町、下河原、七条新地の9ヶ所が、貸座敷営業の免許地として定められている(明治15年8月10日、京都府甲第158号「貸座敷営業取締規則」、京都総合資料館所蔵『京都府布令書』)。1884(明治17)年以降には、貸座敷は風俗警察による統計の対象となった[加藤2009]。祇園町を含む貸座敷営業の免許地は、1886(明治19)年の「五業取締規則」によって同業者組合と組合事務所の設置を義務づけられ、以後は組合規則によって運営された(明治19年7月31日、京都府令第3号「五業取締規則」、京都総合資料館所蔵『京都布達要約』)。

置屋もまたお茶屋と同様に、明治期以降は風俗警察による取り締まりの中に組み込まれていく。置屋は、舞妓が寄寓し訓練を受ける家であり、また自らの看板を置く帰属先でもある。芸妓は契約に定められた年季の間は置屋に寄寓し、お茶屋あるいは料理屋へと派遣されていた。このような状況のなかで、ときにお茶屋は置屋を兼業することもあった。第3章でも述べたように、昭和30年代初頭までのお茶屋は、子飼い奉公人として仲居を抱えていた。彼女たちは、客席での配膳や、客とお茶屋、あるいはお茶屋と置屋を取り次ぐ存在であった(2011年11月9日、井川悦子)。お茶屋では、女将と奉公人との間に、親方子方関係が形成されていたのである。特に、「赤前垂れ(赤い前垂れ=エプロンを身に着けた高い立場にある奉公人仲居を抱えたことによる)」と呼ばれる規模の大きいお茶屋では、丁稚が仲居頭に昇進して主家から独立し、別家を作ることもあった。

こうした経験の深い仲居は、お茶屋の内部で大きな権威をもった。ときに古株の仲居は、外部社会から祇園町に参入した嫁や経験の浅い実子など、次世代の女将を泣かせてしまうことすらあったという。別家が本家から独立して開業する際は、主家から一字をもらって新しい店の屋号とする。これを「看板分け」と呼び、同じイエを祖とするお茶屋の系譜は、この一字をとって「〇〇筋(すじ)」と呼ばれる。このように、筋は当該のお茶屋の分家、および血縁関係のない奉公人によって独立開業された別家をも含む概念である。先に述べた中野卓は、第1章に登場した祇園町のお茶屋「一力」(中野の表記では万亭一力)を本家とする分家および別家の状況を記録している。図10は中野の調査から、一力の分家・別家のうち、お茶屋を営む家を表にしたものである[中野1983]。

図 10 一力が形成する系譜(万筋) ([中野 1983]より作成)



このように、戦前のお茶屋は、筋の系譜に沿って、商家における暖簾に類する「看板」や土地家屋などの物財を継承することから、女系継承の商家であったと言えよう。1970年代に調査を行ったダルビーも、先斗町にも女系相続による店の継承が見られたことを報告している[ダルビー 1983(1985): 112]。第1章で明治期の祇園甲部における営業者名簿から確認したように、少数の男性継承のイエを除いて、祇園町の多くのお茶屋では男性は置屋やお茶屋の経営者となることはできなかった。また、このような男性が当主となるイエにおいても、お茶屋は女将によって営まれており、その夫は組合にて祇園町の内部を取りまとめるとともに、対外交渉に当たった [中野 1983]。昭和初年生まれの井川悦子は、こうした家系を代々組合の役員をつとめる家系であると説明した(井川悦子、2011年11月9日)。お茶屋では長女がイエとそれにまつわる家財を継承するため、女将は戸籍上の夫を迎えないことが一般的であった。

このようなイエでは、息子は養子や婿に出されるか、花街の外部社会で就職する[中野 1983]。また、女将の子どもは母親の戸籍に組み込まれたが、先に引いた早崎春勇の言のように、息子はしばしば養子に出された。お茶屋では家長の座は母から娘へと継承されるのである。娘を欠く場合は住み込みで抱えていた奉公人の仲居を養女として迎え入れる。ま

たは長男の嫁が継承することもあった。この場合には養女には、抱えていた奉公人出身の芸妓や仲居など、そのイエに縁がある女性を選ばれることが多かった。女将らの語りによれば、これはお茶屋の鑑札(営業許可証)を継承できるのが、当代の当主と同じ戸籍に所属する者に限られるためであるという。お茶屋の新規開業には組合の承認が必要であるが、祇園町では鑑札の発行を受けるための条件は、俗に「芸妓 40 年、仲居 40 年」と呼びあわせていた。つまり、いずれの場合も長年にわたる祇園町での営業実績が必要とされていたのである(井川悦子、2011 年 11 月 9 日)。所有者がいなくなれば組合に返還しなければならないが、再発行は総じて難しいとされる。特にお茶屋の女将にとっては、商売を存続させていく上で、次の女将との間に血縁関係があるかという点よりも、自らの戸籍に所属しているかという点のほうが重要であるのだ。

以上から、お茶屋とは、筋の系譜にもとづき受け継がれていく土地家屋などの物財、そして店の「看板」や名前などの象徴財が存在する女系継承の商家であると考えられる。したがって、祇園町とは女系継承のイエの集合体であるといえるのである。

写真 8(左) 昭和初期に撮影された置屋の家族写真

写真 9(右) 昭和初期の舞妓の店出しを題材としたプロマイド、左はその姉芸妓

(ともに松田美智子氏の提供による)



5-2 女のイエとしてのお茶屋(2)——内娘と奉公人

次に、お茶屋と奉公人舞妓らの関係性について説明する。

5-2-1 舞妓をとりまく親方子方関係

祇園町では現在も、実子や養女などの戸籍を同じくする娘を「内娘(うちむすめ、あるいは家娘)」と呼ぶ。昭和20年代後半まではこの呼称に加えて、奉公人を指す「別家(べっけ)はん」、および、別家はんの奉公先を指す「主家(おもや)」という呼称が存在していた。置屋の奉公人は、女将と血縁上あるいは戸籍上の繋がりはないものの、系譜上は「内娘の姉妹」として扱われ、女将や内娘らと生活を共にしていた[早崎 1990: 53]。このように、置屋と、置屋から独立して奉公先を出る自前の芸妓の関係性は、第1節で述べたようなお茶屋における本家と別家の関係に準拠したものである[中野 1983]。ただし、置屋はお茶屋のような筋を形成しない。その理由について中野卓は、置屋がお茶屋に比して小規模なイエであった点と、独立した芸妓がかならずしも置屋を開業、あるいは主家へと通勤する訳ではない点を挙げている[中野 1983]。

置屋にやってきた奉公人は、舞妓として出るまでの修行期間を、「仕込み(おちょぼともいう)」と呼ばれる見習いとして過ごす。この慣習は現在でも続いている。仕込みは主家に住み込み、芸事の稽古をするかたわら下働きをした。とはいえ、彼女たちは舞妓として出る身であるため、汚れや手荒れができるような炊事や洗濯などはしなかった。これらは置屋が抱える住み込みの女中の仕事であった。仕込みたちは、先輩舞妓らの身の回りの世話やお使いなどをこなしながら、花街のしきたりや人間関係などを学んだのである[三宅・森田 2000: 75]。こうした奉公人には、貧困のために外部からやってきた者だけではなく、諸費用をすべて自力で賄うだけの財力がないお茶屋・置屋の娘も含まれた。先にあげた森田繁子の場合がこれに該当する。森田は置屋を営むイエの出身だが、経済的な理由から別の置屋に奉公に出ている [三宅・森田 2000: 73-74]。翻せば、年季奉公の体を採ることで、舞妓とその家族が高額な資金を自力で調達することを回避することが可能だったといえる。戦前の祇園町において、年季奉公は、舞妓が生計を立てるための資金調達の仕組みとして機能していた。前借金は、貧困層の出身者を奉公人として花街に包摂する。置屋は年季をもって、舞妓の育成資金を回収することができたのである。

奉公人たちは多くが尋常小学校に4年の時点まで通い、卒業を待たずに女紅場に移っていた。しかし、舞妓になることを要請されていたのは奉公人だけではない。内娘たちも同

様に、将来的に女将となるための修行としてまた一家の養い手として、自前の舞妓となることが求められていた。数えて6歳の年の6月6日に稽古を始めるのがよいという慣習にしがたって、内娘はこの時期に舞の師匠の家に通い始める例が多かった。三宅小まめが通学を開始した時期の八坂女紅場学園は、弥栄尋常小学校に付属していたといい、算数・国語といった初等学問の教科もあったが、芸事に関する科目が中心に組まれていた。いずれの場合も、本格的な芸事の訓練は女紅場に通い出してからとなっていた[三宅・森田 2000]。

内娘／奉公人を問わず、仕込みたちは舞妓として店出しを迎えるまでの期間に、特定のお茶屋で実地訓練を積む。このお茶屋を「見習い茶屋」と呼んだ。このような見習いの慣習は今日でも確認できる。多くの場合、それぞれの置屋に特定の見習い先が決まっていることが多い。見習いに来た仕込みと見習い茶屋の女将との間には、置屋と奉公人の関係性に優越する形で親方子方関係が形成される[中野 1983]。このような関係性は、今日でも女将が舞妓たちから「お母さん」と呼ばれることから裏付けられる。

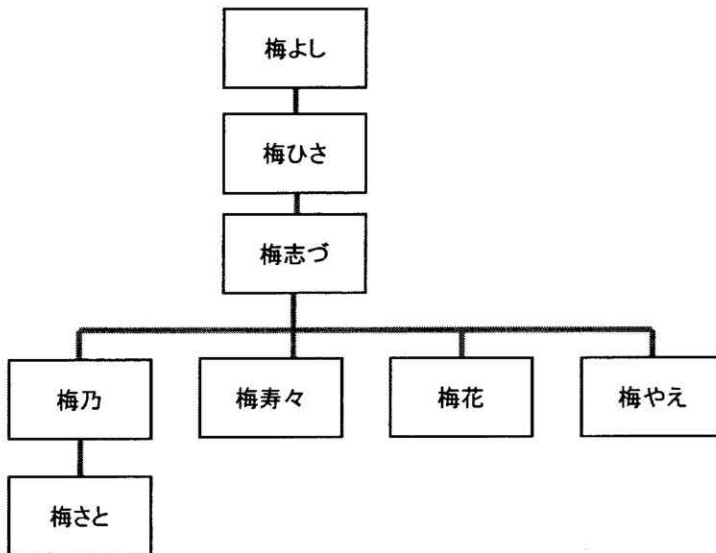
5-2-2 舞妓が形成する姉妹関係

以上のように、舞妓の周囲には、「疑似的」な親方子方関係が二重に形成されるのである。しかし、舞妓が組み込まれる血縁に依らない関係性は母子関係だけではない。置屋の女将たちは、奉公人たちに姉妹意識の形成をうながすのである。内娘であれ奉公人であれ、舞妓たちは全ての先輩を敬うことが求められるが、とりわけ同じイエに所属する特定の芸妓との間には、特別な姉妹関係を結ぶ。これは、店出しに際して必要な資金を姉に負わせるためである。現在でも、舞妓たちは女将によって選ばれた「姉」をもつ。主家と別家の関係のように、「妹」は姉の名前から一字を引き継ぐ。このような姉妹のつながりは、イエより下の位相に、もう一つの「筋」、すなわち戸籍の操作を伴わない系譜を形成するのである(図 11 参照)。大抵の場合、姉と妹の間に血縁関係はない。しかしながら姉芸妓は妹の直接的な指導者であり、公私にわたって彼女の保護者として扱われる。店出しにあたって、姉芸妓はお茶屋への挨拶に付き添うのである。今日でも、店出しの挨拶回りを終えた舞妓は、男衆の仲介によって姉芸妓と「固めの盃」を交わす(梅志づ、2011年11月24日)。舞妓と芸妓とのあいだに形成される姉妹関係は、現在でも維持されているのである。

この姉妹関係は非常に厳格²なものであり、妹舞妓は姉芸妓から多大な保護³を受けることになる。姉芸妓は、妹の稼業や独立を助けるために、必要な小物の贈呈などして、妹の負債の部分的を肩代わりすることもある。そのため姉芸妓との関係はときに「肉親よりも濃

いつながりである」と表現される。こうした姉妹関係は、舞妓が置屋から独立した後も続いていく。自力で見せ出しの費用を負担できる内娘の場合にも、姉芸妓から受ける庇護や教育は必要であると考えられていた。桐野弓子がこの事例に該当しており、実家とは別の置屋に所属する芸妓を、負債をとまなわない「名ばかりの姉」として敬っていたという(桐野弓子、2012年4月18日)。

図 11 芸妓の形成する筋の一例(梅筋) (梅志づ、2011年11月24日より作成)



このように、舞妓たちは同じ家で暮らし、あるいは日常生活やお座敷を共有することで、「母」や「姉」との関係性を強めていくのである。このような親族関係に由来する金銭的あるいは精神的な支援を得ることで、彼女の商売を営む。特に奉公人芸妓にとって、同じイエに帰属する成員との絆は、商売をする上で不可欠なものであった。先に登場した森田繁子は、戦前の祇園町で奉公人として過ごした自らの経験について、以下のように語っている。

いつものように、おながが空いて、家に帰ってきたら、お帳場でおかあさんが美味しく、ぼたもちを食べてはりました。わたしにもくれはるのかなと思て、可愛(かい)らし声で、「ただいま、帰りました、おかあさん」と、ゆうても、「おかえり」だけで、半分もくれはる気配ないのどす。なんでやね、なんでくれはらへんのやろ、なんで見せびらかすように自分だけ食べてはるのやと思たら、腹が立ってきました。くやしいて、わたしも絶対、え

え舞妓になって、ぎょうさん美味しいものを食べてやる、「なにくそ！」と思いました。そしたら、ふと、おかあさんの心がわかったんです。あたしに、「なにくそ！」と発奮させるために、これ見よがしに、わざと食べてはるのやなあ[三宅・森田 2000: 88]

森田の経験は、解釈を変えれば一種の虐待ともとらえられかねないものであるが、彼女はこの経験を「おかあさん」から受けた恩として振り返っている。また女将の側でも、奉公人であった森田に養女となることを強く望んでいた。しかし、長女であった森田には、実家の家族を養う義務があった。そのため森田は実母(お母ちゃん)への義理と、置屋の女将への恩の間でひきさかれる思いを味わうことになった。彼女はこのときの心境を次のように語っている。

このときほど、お母さんとお母ちゃんとの間で心が揺れたことおへん。お母ちゃんには肉親の情があるし、坂口(引用者註、森田の奉公先)のお母さんには、このおきゃん舞妓を、ほんまに優しく育ててくれはったという恩義があります。そやけど、うちこは、お祖母ちゃんも弟も妹もいたし、わたしが面倒を見んとあかんかったので、坂口さんの養女には、なりとうとてもなれしまへんのや[三宅・森田 2000: 124]

この述懐からもうかがえる通り、同じ家で寝食を共にする置屋の女将と奉公人の間には、恩と義理にもとづく濃密な関係性が形成される。この関係性は、置屋から独立した後も、芸妓を辞めるまで続く。森田と「おかあさん」の間に血縁関係はない。しかしながら彼女らの関係性は、実の親子のように気の置けないものではないにしろ、「疑似的」な関係であると片づけられない濃度をもっている。森田は女将が亡くなった後も、主家との関係性を墓参りという形で継続したのである[三宅・森田 2000: 76-77]。女のイエに包摂された奉公人たちの実像は、第3章で検討した労働省が想定していた労働者像とは齟齬があった。

ただし、内娘の舞妓と奉公人の舞妓の立場には、はっきりと格差が存在した。大正期の置屋の玄関には、その家が抱える芸妓・舞妓の名前が売上のよい順に掲げられていたが、内娘の名前を売上に関係なく一番目に掲げることが暗黙の了解であった[早崎 1900: 54]。また、ひとたびお茶屋に呼ばれば、奉公人の立場では女将に今日は出るのが嫌だと主張することは難しく、なかなか休むことができなかつた[早崎 1990: 58]。戦前に奉公を経験したある元芸妓は決してもやしを口にしなかつたが、その理由は奉公人時代にはもやしと

辛しか出してもらえなかったからであったという(佐藤温子、2011年11月15日)。このような待遇の違いの背景にあったのは、前借金の負債の有無である。両者の差異がもっとも顕著に表れるのが、独立を前にした旦那の選定と承諾の場面であった。

5-3 旦那をめざした客たち

舞妓として経験を重ねたお茶屋の「娘」たちは、「自前」(第2章参照)、すなわち自営業者である芸妓へと移行する。奉公人芸妓の場合は、年季が明けて前借金の返済を完了すると、所属する置屋から出て独立しすることを求められる。自前になると新しい住居を用意しなければならず、生活費だけでなく、衣装や小物類をはじめとする芸妓の稼業に必要な運転資金を、全て自分で賄わなければならない。こうした条件は、前借金をともなわない内娘の芸妓にとっても同じであった。そのため、芸妓が商売を続けていくには、奉公人、内娘を問わず、経済的な支援をしてくれるパトロン、すなわち「旦那」が必要になる。これらの旦那は、お茶屋の最良客のなかから選ばれた。それでは、彼ら最良客はどのような人びとであったのだろうか。

祇園町は京都で最も規模の大きな花街である。隣接する祇園乙部(現在の祇園東)と合わせると、明治期以降は常に京都全体の芸妓のうち五割を抱えていたという[太田・平竹(編)2009: 87]。京都花街の最盛期は、明治末から第一次世界大戦の好景気に沸く大正初期であった[塚本・中谷 2012]。1913(大正2)年の警察統計によれば、京都府の芸妓の総数は1,423名に上っている[太田・平竹(編)2009: 86-87]。当時の祇園の客層は、鉦山経営や造船業、そして貿易業の関係者が中心であったという。このような客層は、1923(大正11)年に発生した関東大震災によって引き起こされた昭和金融恐慌⁴によって次第に姿を消した。やがて客筋の中心は室町や西陣といった地元の繊維業者に変わり、花街は京都の染織品を仕入れに来た他地域の業者の接待の場としても利用されるようになった[小倉・板倉 1994]。

当時の最良客たちの遊興のあり方には、芸舞妓と親密な関係を築く余地が多くあった。ときに彼らは宴会から引き揚げた後、お茶屋に宿泊し、芸妓や舞妓と同じお座敷で就寝することもあった。こうした慣習を「雑魚寝(じゃこね)」と呼ぶ。雑魚寝においては、客は芸妓・舞妓に手を出してはならないという不文律があったが、客と芸妓たちの身体的な距離感は現在よりも近かったといえる[渡会 1977; 小倉・板倉 1994; 早崎 1990]。先述した井川悦子は、昭和20年代後半に丁稚時代を過ごしているが、彼女は手の空いている芸妓と共に宿泊客の部屋に朝食の給仕をしに出向いたものだという。これは、芸妓ともども客に名

前を売るためであったという(井川悦子、2011年11月9日)。こうした鼯眞客たちはしかし、自由に舞妓たちと関係を結ぶことはできなかった。舞妓は置屋の管轄にあるし、独立した芸妓たちも、自らが置屋を開業しない限りは主家である置屋に帰属する(第3章、「看板借り」参照)。客たちは、必ず鼯眞にしているお茶屋を介して、置屋に連絡をとらなければならなかった。家庭用の電話が普及していなかった時代、こうした連絡に走り回るのは、お茶屋が抱える丁稚たちの役目⁵であった。このように、祇園町での遊興において、お茶屋は社会的なネットワークの中継点として機能していた。また、客とお茶屋、あるいは置屋を仲介する仲居たちもまた単なる給仕役ではなく、お茶屋遊びに一定の存在感を示していた。

お茶屋はまた、芸舞妓の旦那選びにも大きな影響力をもった。昭和30年代頃までは、舞妓の「襟替え(舞妓が芸妓になるための通過儀礼)」が近づくと、その舞妓の姉芸妓、舞妓が帰属する置屋の「お母さん」、そして彼女を見習い舞妓として受け入れたお茶屋の女将という三者の協議によって、お茶屋の鼯眞客の中からその舞妓と相性のいい旦那を選んでいったという(井川悦子、2011年11月9日)。こうした選定の背景に、前節で述べたような女将と舞妓の間で形成される親方子方関係があるのは間違いないだろう。内娘の場合、旦那が意に沿わない客出会った場合は拒否することもできたが、奉公人の場合はこうした選択の余地はなかったという。

旦那が選定されると、舞妓とその客とが関係を結ぶ「水揚げ」と呼ばれる儀礼が執り行われた。この儀礼は、婚姻を模したものであり、選定された「水揚げ旦那」に、舞妓の襟替えのための資金を出資させるためのものであった。早崎春勇が舞妓として過ごした大正時代末期から昭和初年の祇園町では、舞妓が水揚げを経験すると、鬘(わげ)を「割れしのぶ」と呼ばれる中心に金具をつけた結び方から、金具をとった「おふく」と呼ばれる結び方に変える慣習があった[早崎 1990: 63]。ただし、すべての舞妓に旦那が見つかる訳ではなかったため、水揚げだけを専門に請け負う旦那が存在したのだという[早崎 1990: 65]。こうした点から、当時の舞妓にとって、「水揚げ」は成人儀礼の一種であったと考えられる。髪型の変化から、誰の目にもその妓が旦那をもっているか否かが明らかであったために、旦那がなかなかつかない早崎は非常に恥ずかしい思いをしたという。以下は、早崎の自伝からの引用である。

あたし、かないまへなんだえ。はやりまへなんださかい。みんなお友だちが、後から出やった人でも、ま、べっぴんさんはええ旦那さんがつきますわねえ、ほうすと、まげが

変わりまっしゃろ。こっちはいつまでも、頭の金具がのってて、割れしのぶがのったままどすわ。自分ながら「どないなってるのやろ」と思うてました(...)それでまあ、頼まれはったお方が、わたしを水揚げしてくれはりました。「どうもおへん」「ああそうですか、ほなおめでとうございます」ということで、ご祝儀持ってお茶屋さんなんかへあいさつに回ります。それで髪結さんそこへ行って、髪をおふくに結うてもらうのどす[早崎 1990: 64]

お茶屋の客たちは、お茶屋の女將を介して、特定の舞妓・芸妓といわば内縁の夫婦関係を結ぶことで旦那となる。しかしながら、無事に関係が成立したとしても、「その妓の旦那顔ができる」期間は三か月と短期間であった。これを「三月旦那」という[三宅・森田 2000: 116]。その妓と関係が続けたいと思った場合には、更に三か月ずつ延長していく仕組みになっていた[三宅・森田 2000: 113]。三月旦那という制度は、旦那をつとめることが客にとって金銭的負担の大きな遊びであったことを裏づけるものである。旦那には、関係を結んだ芸妓のために金銭的な支援をする義務がある。月々決まった額の給金を支払うほか、自前としてやっていく技量を身に着けさせるために芸事を習わせる、芸術に対する眼を養うために観劇に連れ出すといったことも求められる。何よりも、その舞妓が芸妓置屋から独立する際には、儀礼に必要な資金を賄い、新居を準備してやらなければならないかった。そのため、旦那の足が遠のいた場合は、関係を解消して新たな旦那を迎える場合も珍しくなかった。一方で、その芸舞妓が旦那に大いに気に入られた場合には、芸妓の身分から落籍(ひか)されて、内縁の妻として家を与えられることもあった[早崎 1990; 三宅・森田 2000]。引退した芸妓は、「夫」の出資を得て、料理屋や旅館などを開業することが多かったという。

第3章で述べたように、戦前の年季奉公には、芸妓の人身を拘束する面があったことは否定できない。それでも尚ここで確認しておきたいのは、奉公人が置屋から必要な資金を前もって借り受け、年季を経た後に独立することができる「経路」⁶が、祇園町には存在していたということである。置屋は奉公人から回収した資金(前借金)を次の奉公人の育成に回すため、独立して自前となった芸妓に資金を提供することはできない。もはや置屋からの資金調達を望めない芸妓にとって、独立後の新たな資金調達先となりえた存在こそ、旦那であった。この仕組みは、外部社会の男性を、お茶屋での遊興を通じて旦那として取り込むことで成立していた。そうした意味で、旦那は年季奉公という経路の出口として必要とされたのである。

このように、莫大な出資が求められる旦那には、お茶屋の客筋のなかでも十分な資産を

もつ重要な客が選定された。昭和に入ると、多くは西陣や室町で繊維業を営む商人が旦那を務めたという。旦那として滞りなく種々の支払いをこなすことは、京都の商空間においてその人物が営む商売が安定して収益をあげているという信用につながった。したがって、戦前のお茶屋遊びとは、自らの本業に影響を及ぼさない程度を見極めながら、最良にしている芸舞妓との親密な関係と、周囲からの名誉の双方の獲得を目指すゲームであったといえるだろう。

5-4 新たな法制度によるお茶屋遊びの再編

それでは、こうした祇園町での遊興のあり方は、戦後の社会においてどのように変質したのだろうか。

第3章で詳しく説明した通り、終戦から1958(昭和33)年までの約15年間は、GHQによる戦後改革や、新憲法にもとづく花街の「民主化」が進められた、一大転換期であった。この時期は、舞妓をはじめとする花街の年少者が、労働者として発見されていく過程であったといえる。これは、年少の労働者を「不当」な環境で雇用する者として、お茶屋や置屋の女将たちが発見されていく過程でもあった。売春防止法の成立過程における人身売買の実態について調査した藤野豊は、労働省婦人少年局によって1953(昭和28)年から1958(昭和33)年に公立中学校の卒業生あるいは長期欠席中の児童を対象として行われた全国の人身売買に関する実態調査に注目し、「不当雇用慣行」の疑いがある雇用先に「芸妓見習」が挙げられていることを指摘した[藤野 2012]。ただし、こうした新しい諸法は、芸妓の育成と就労に依拠する彼らの商いを解体しうる可能性をもっていた一方で、その適用範囲は各都道府県の判断にゆだねられる部分が大きかった(第3章参照)。そのため、諸法がどの程度の有効性をもつのかは、対象となる地域の状況に依拠していたといえる。そこで以下では、終戦を迎えた京都において、祇園町がどのような状況におかれていたのかについて詳しく述べたい。

1945(昭和20)年9月、同月25日に迫った連合軍第六軍による京都進駐にむけて、京都府は河原町通から祇園町にかけての一角に占領軍の将兵向けの娯楽施設を整備させた。ミズーリ号艦上での降伏文書調印の一週間後には、すでにキャバレー式ダンスホールが急遽設営されていたのである[西川 2010]。これにともない、府は酒類をはじめとする物資を各キャバレー⁸にあっせんした。これらのキャバレーには既存の施設が転用されたが、そのなかには、市内の花街のうち、祇園甲部の所有する弥栄会館と、先斗町の歌舞練場(芸妓の公演

などに用いる施設)が含まれた(『京都新聞』、1945年9月9日、朝刊、第2面、「急テンポでキャバレー六ヶ所 ダンサー志望も既に二百名 新粧する京都」)。第1章で触れた八坂女紅場が所有していた弥栄会館は歌舞練場ともに接收され、ダンスホールに回収されることになった。昭和20年10月には、表向きは営業を停止していたお茶屋も、占領軍の将兵を新たな客として再開した。当時の新聞記事によれば、東京や大阪など他府県から芸妓たちが参入する状況が記録されている。人手不足からか、中には芸事ができない女性が芸妓と称してお座敷に出ることすらあった(『京都新聞』、1945年12月16日、朝刊、第2面、「伝統忘れた乱調 オカッパの芸妓はんには勝てん」)。占領軍を迎え入れた京都の花街は好景気に沸いた。

当時、占領軍にも「ゲイシャガール」による舞踊は良く知られていた。祇園町の都をどりと同様に春に芸舞妓による鴨川をどりを開催していた先斗町では、占領軍による要求に応える形で舞台の開催を企画した(『京都新聞』、1945年10月18日、朝刊、第1面、「今年秋の鴨川をどり伝統忘れた乱調 オカッパの芸妓はんには勝てん」)。先斗町では、翌昭和21年に鴨川をどりを再開している。先斗町以外の花街においても、芸舞妓による舞踊を、舞台にて披露する動きが見られた[中原 2012]。1950(昭和25)年には、祇園町で南座を会場として都をどりが再開しているし、上七軒では1952(昭和27)年に、北野天満宮の大萬燈祭の記念として「北野をどり」が開催された。このような花街の芸能を公開する動きが盛んになった時期と同じくして、旅行代理店を介すれば、一見の客でも料理屋に芸舞妓を呼び寄せることが可能になった。

戦後の京都市では、主要産業として観光が大きな存在感を示すようになっていった。人びとの生活の安定にともない、京都市を訪れる観光客は昭和27年から増加傾向にあった。1957(昭和32)年には、年間の観光客は918万人に達し、1948(昭和23)年時点から5倍の増加となった [京都市観光局(編)1958]。このような時期を経て、昭和30年代には、他地域のデパートにて京都の産業を提供する物産展の目玉として、舞妓が派遣されるようになった。このような変化によって、芸舞妓の存在は、当地独特の重要な観光資源として、海外も含めた京都市の外部に打ち出されるようになっていったのである。

こうした状況のなかで、京都府は1955(昭和30)年に風俗営業取締法施行条例を定めている(昭和30年京都府条例第3号)。第3章で述べたように、風俗営業取締法(昭和23年7月10日、法律第122号)の制定によって、戦後のお茶屋は風俗営業として定義され各都道府県の公安委員会によって取り締まられていた。京都府では、この条例によって、旅館業

法(昭和 23 年 7 月 12 日、法律第 138 号)の許可を得ていない風俗営業者が客を宿泊させることや寝具を提供することを禁止したのである(第 26 条)。お茶屋と旅館が法的に分離されたことで、客はお茶屋に宿泊することができなくなった。したがって、雑魚寝の慣習も姿を消していくことになった。京都府では、花街に労働基準法が適用された翌年である 1959(昭和 34)年に、お茶屋を「和風設備の客室を設け、主として芸ぎ(ママ)その他遊芸人等呼んで客席で客の接待をし、客に遊興又は飲食をさせる」業態として定義しているのである(昭和 34 年 3 月 25 日、京都府条例第 2 号「風俗営業等取締法施行条例」、昭和 59 年に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」に改称)。

風俗営業取締法は、1964(昭和 39)年における改正によって、18 歳未満の者を客に接する業務に従事させる行為を違法であると定めており(昭和 39 年 5 月 1 日、法律第 77 号「風俗営業等取締法の一部を改正する法律」)、京都においても 18 歳未満の芸舞妓が宴席に侍ることが厳しく制限されたが[矢野(編) 1964]、この改正が出された当時から現在に至るまで、彼女たちがお茶屋遊びの場から姿を消したことはない。この背景には、先に述べたように、京都という都市にとって、芸舞妓は欠かす事のできない存在になりつつあったという状況があると考えられる。祇園町を含めた京都の花街には、労働基準法や児童福祉法といった諸法の適用を緩やかにする素地があったといえるだろう。筆者が聞き取りをした女将や芸妓のなかには、京都には 18 歳未満の舞妓の活動を許可する特別条例があると話す人々が多かった。確かに、風俗営業等取締法の「年少者に関する禁止行為」には、「各都道府県が条例で定める場合を除く」との一文が付されている。実際には、京都府において、舞妓の就労について特別条例が出されたとの記録は確認できない。しかしながら、こうした言説が説得力をもって語られるほどに、京都では花街の維持が求められていたのである。

ただし、第 3 章で説明したように、戦後の日本社会においては、舞妓として出ることを「当たり前」として受け止めてきた花街の内娘たちの生き方と、それを可能にしてきた奉公人を身内として包括するイエの存続は厳しくなった。このような状況を背景に、戦後に生まれたお茶屋の娘たちには、舞妓に出ないという選択をすることが許されるようになった[竹中 2008; 中原 2012]。筆者が見聞きした範囲においても、現在お茶屋を切り盛りしている団塊世代以降の女将たちには、舞妓や芸妓として出た経験のない者が多い。花街の「民主化」によって、内娘たちには舞妓になるという選択が「当たり前」ではなくなっていった。こうした変化によって、産まれも育ちも祇園町であるという舞妓は次第に減少していったのである。加えて、売春防止法が施行された後にもお茶屋や置屋が営業の正当性

を主張するためには、花街での遊興から性売買につながる要素を排除することが必要な措置であった。

このように、戦後の京都市が国際的な観光都市として成立していくなかで重要度を増していった舞妓の存在を背景に、祇園町をはじめとする京都の花街は存続を実現した。舞妓を生み出すためのシステムである年季奉公も同様である。一方で、花街における遊興のあり方は、新たな法制度のなかで決定的に変質していくことになったのである。

小括

本章では、戦前における祇園町のお茶屋や置屋の世界に迫るとともに、女系継承のイエを前提として成立してきたお茶屋遊びという遊興が、終戦から昭和30年代にかけてどのような変質を迎えたのを明らかにしてきた。

戦前の祇園町は長女を一家の長とするイエの集合であり、鑑札や家財が女性優先に継承する関係上、少なくとも戸籍の上では男性の存在が括り出されていた。祇園町では、イエに包摂される限り、夫や息子を欠いた女性たちが生計を立てるための経路が成立し得ていたのである。このような特異な女性たちの生は、言うまでもなく客としての男性、とりわけ旦那の存在が前提とされていた。冒頭で回想を引用した早崎春勇は、旦那に落籍されて一旦は舞妓を引退するが、昭和金融恐慌の影響で旦那を失い、三人の子どもを連れて祇園町に戻っている。早崎は、子どもたちを手離さないために、芸妓として生計を立てることを選んだのだ。以下はその当時をふりかえる早崎のことばである。少し長いが引用したい。

あの時はほんまに、どうしようかしらんと思ひましたえ。姉ちゃんに相談に行きましたら「まだ若いのやし、身軽うなって働いたらどうえ。子ども三人ともよそさんにもろておもらい」といわはりました。そんなことはしんからいややと思ひました。いったん祇園町を出たとこどすし、もしそうせんならんことになったら、みんなで死んだ方がましや、とそこまで思いつめたこともおした。けれども、あたしら子ども背おたろうてほかの仕事につくなことでけしまへん。手に職つけてしまへんさかい、芸妓することしかでけしまへん[早崎 19990: 68]

このようなイエで生きた女性たちは、花街の「民主化」を推し進めた戦後民主主義が想定していた、近代家族観からは逸脱した存在である。年季奉公のシステムのなかでは、主

家と奉公人の関係を通じて義理と恩の応酬が発生する。この応酬は、奉公人たちに生計を立てる手段を与えていた。このようなイエのあり方は、新憲法を形作る「基本的人権」の思想とはそぐわないものであった。そのためこれらの関係性は、戦後の社会においては前借金契約による「不当雇用関係」として糾弾されていくことになった。しかし、京都においては年季奉公によって生み出される舞妓の存在が、観光業において重要な位置を占めていたため、年季奉公による舞妓の再生産や年少者によるお茶屋での接待は、昭和 30 年代以降もグレーゾーンのまま黙認されることとなった。

ただし、年季奉公の性質それ自体は変化を免れることはできなかった。具体的に問題になったのは、性的関係をともなう年季奉公と旦那の関係性である。水揚げや内縁の夫婦関係をともなう遊興のあり方は、花街が営業を存続するために変質を迫られることとなった。したがって、年季奉公は旦那の存在を必要不可欠のものとして取り込んだまま、旦那を獲得する機会である最良客による舞妓の水揚げという儀礼は姿を消していったのである。ここに至って、舞妓の髪型の変化は、水揚げとは完全に切り離されることになった。旦那の獲得が難しくなった祇園町では、1962(昭和 37)年には、観光客を対象にした舞妓による京舞をはじめとする伝統芸能の鑑賞施設であるギオンコーナーを設置した。またこの翌年には、エールフランス航空の東京～アテネ線就航記念行事の一環で芸舞妓がヨーロッパに招かれ、各地で京舞を披露するなど、海外に向けたアピールにも積極的に取り組んだ[矢野(編) 1963; 1964]。こうした動きは、新しい客筋の開拓の試みであり、ごく一部の富裕層を客としてきた祇園町の遊興のあり方に変化をもたらすことになった。昭和 30 年代以降の祇園町では、性的な要素を少なくとも対外的には排除したうえで、芸舞妓を伝統的な芸能の体現者として提示していくことになったのである。

このような動きは、現在の文化行政における、お茶屋遊びにおける接待に、芸能はもちろんのこと、着物や下駄、花簪などの伝統的な手工芸によって成立する究極の「おもてなし」としての価値を見出していく動きにも地続きにつながっていく(2014年1月9日、第2回“京都をつなぐ無形文化遺産”「花街の文化」審査会、第2回於: ホテル本能寺)。このような文脈においては、戦前までのお茶屋遊びにおいて見られた、最良客との艶めいた関係性については言及されることがない。もっとも、こうした花街全体としての動きとは別に、個々のお茶屋では、独自の戦略によって新たな客筋の獲得が試みられている。そこで続く第 6 章では、旦那を志向しない客を主たる客筋として抱える現在のお茶屋において、どのような戦略が用いられているのかを考察したい。

第6章 変貌するお茶屋遊び——色事のゲームと社交のゲーム

本章では、第4章で提示した年季奉公をめぐる第二の疑問、すなわち旦那になりうる客層が減少している近年の花街で、お茶屋遊びはどのような戦略でもって客たちを惹きつけているのかという点について考察していく。第5章では、祇園町を含む京都の花街において昭和30年代以降も年季奉公が維持された背景として、特に舞妓の存在が京都市の観光産業のなかで重要な位置を占めていた点、そして花街の側でも、年季奉公と旦那を切り離すことで性的な要素や人身を拘束する要素を排除した点をあげた。これを踏まえて本章では、このような変質を迎えた現在のお茶屋遊びに注目することで、旦那を志向しない現在の客たちを、どのように最良客として育て上げていくのかについて検討する。

お茶屋遊びは非常に複雑なゲームである。このゲームは、基本的には、作法にもとづく様々な駆け引きを通じて芸舞妓との関係を親密で艶めいたものにしていく過程として理解できる。しかし、客のなかには女性の最良客も多く存在するし、芸舞妓を一流の芸舞妓に育てあげることに喜びを見出す者や[西尾 2006b; 2007]、商売を超えた心の交感を求める客も存在する[中岡 2013a]。このように、お茶屋の客たちの目的は一樣ではない。個々の客に対応するために、お茶屋の経営者である女将たちは自身の経験にもとづいて独自の方針によって店を営み、お茶屋遊びという場をつくりあげている。したがって、客と芸舞妓との間で展開する多様な駆け引きが、作法に則って展開する形式化されたゲームとして成立している背景には、お茶屋の女将による何らかの働きかけがあると考えられる。

本章では、女将の経営戦略と、客がお茶屋遊びの作法を学ぶ過程を結びつける概念として、祇園町も含めた京都のお茶屋で共通して確認できる戦略¹である「地味な商売」に注目する。地味な商売とは、財力に物を言わせた派手な遊び方をする客ではなく、地味ながらも景気の浮沈に左右されず、長期的にお茶屋を利用してくれる「細く長い客」の獲得をめざす戦略である。経営学の視点から調査を行った西尾久美子によれば、京都花街には独自の取引システムとサービス評価の仕組みをもつ花街共同体が成立しており、この共同体の中心に存在するのがお茶屋であるという[西尾 2006b]。また、芸妓の参与観察を通じて旧青線地帯に位置する東京の花街を調査した中岡志保は芸妓の年齢によって芸の解釈に差異が生じていることに着目し、芸妓が性的なイメージをもちえた時代には客の情を操り楽しませる技術を芸と呼んだのに対して、女将から芸能者としてふるまうことを要請される若い世代の芸妓たちは踊りや三味線といった邦楽の技術を芸と呼んでいることを指摘する。中岡はホックシールドを参照しながら、芸に関わる芸妓たちの感情管理の側面を明らかにし

た[中岡 2013b]。しかしながらこの地味な商売は、安定した経営を妨げるリスクの縮減や芸妓の感情管理という観点だけでは説明することができない側面をももつ。すなわち、お茶屋遊びに参加する客たちを作法に則って競合させようとする志向性である。

お茶屋遊びという世界は、暗黙の(成文化されていない)／外部者に閉ざされた過剰な作法に拘束されている。山崎正和は、ホイジンガをはじめとする遊戯論の歴史のなかで、遊びは実生活と対置されてきたことを指摘した[山崎 1975]。ホイジンガの定義に従えば、遊びとは「あるはっきり定められた時間、空間の範囲内で行われる自発的な行為もしくは活動」であり、「それは自発的に受け入れた規則に従っている」[ホイジンガ 1973: 73]。遊びの目的は緊張と歓びの感情を伴う行為そのもののなかにあり、日常生活とは別のものという意識に裏づけられている [ホイジンガ 1973]。これに対して山崎は、遊びと実生活はともに行動の過程を目的遂行のための手段として位置づけており、両者は不可分に融合していると主張した。さらに、九鬼周造の議論を参照しながら、近世の遊廓における「いき」という美意識は、遊女との間で性的な関係を得るという目的と手段が遊びの中で逆転した例であると指摘する[山崎 1975]。このような行動の定式化こそが社交の原点であり、礼儀作法によって統御された社交活動と人間関係は独自の遊びを生み出す[山崎 2006]。これと類似する現象はお茶屋遊びにも見られ、女将はさまざまな戦略によって、社交に特有の人間関係に客を取り込もうと試みる。

本章の目的は、地味な商売にこのような志向性が必要とされる理由を、客を社交のゲームに取り込む戦略という解釈によって明らかにすることにある。山崎正和の社交にかんする議論を援用することで、お茶屋遊びの主題である芸舞妓と客の色事から派生する社交のゲームの特性を、作法が定式化することで派生したものとして分析する。第 1 節では、成員に連帯意識をめばえさせる花街の構成と、それを基盤として成立するお茶屋の業態について概観する。第 2 節では、地味な商売が志向される背景として、舞妓の年季奉公とそれをささえてきた旦那制度の崩壊という花街がおかれている現状について述べる。第 3 節では、お茶屋遊びにおいて客同士が作法に依拠して名誉を競うゲームが派生すること、客の熟達度に応じて階層性が存在することを説明する。第 4 節では、地味な商売の具体的な実践例とそれが企図する作法の検証を通じて、個々の女将によって客をお茶屋遊びの世界に取り込む戦略が試みられていることを説明する。最後に第 5 節では、過剰なルールにもとづくお茶屋遊びの世界が、なにゆえに客を魅きつけることができるのかという問題について、客側の視点から明らかにする。

6-1 危機に直面する花街と地味な商売

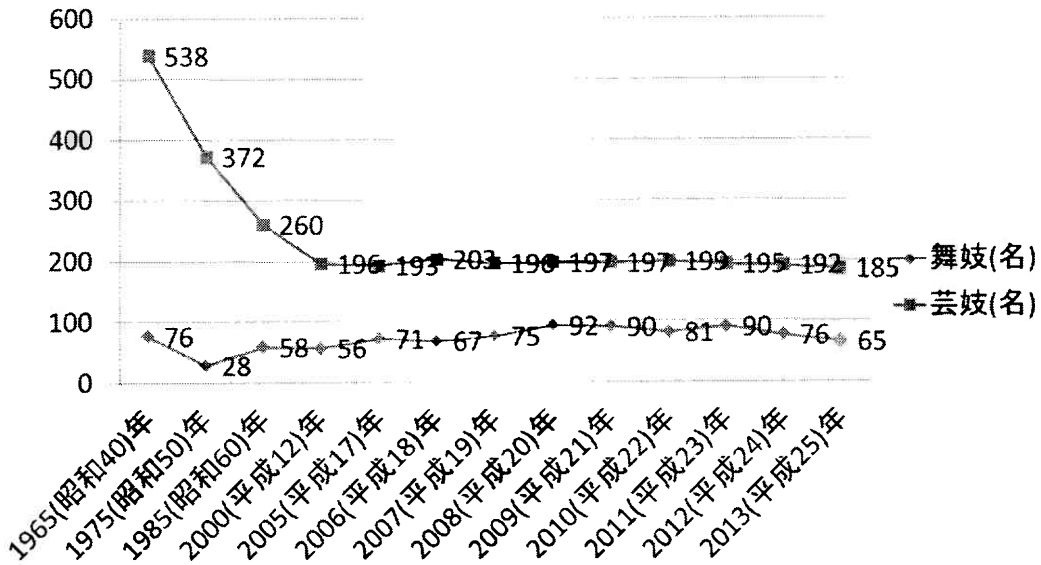
本節では、現在の花街が直面している状況を概観する。今日のように、京都花街の女将たちが地味な商売を重視するようになった背景には、舞妓の年季奉公を支える旦那制度の崩壊が深く関係している。第3章および第5章で詳しく説明した通り、舞妓の年季奉公は花街の家族制度や家財の継承と関連する複雑な仕組みであるが、本章では紙幅の関係上、地味な商売に関連する部分に直接かかわる点のみを概観するに留める。

第3章で触れたように、戦前までの芸妓の年季奉公は、負債額によって奉公人を労務に服させる拘束性の強い契約として機能していた。奉公人が置屋から独立し、芸妓として自営業化するためには、旦那からの金銭的な支援が不可欠であった。しかし、昭和33年に京都花街に労働基準法が適用され、奉公人舞妓の法的立場が変化するにいたって、年季奉公契約は舞妓の独立を支援する制度へと再編された。しかしながら、第5章で述べたように、舞妓の独立＝自営業化を資金的に支えてきた旦那の存在は制度としてはすでに機能していない。

表9は、芸舞妓の増減数をグラフ化したものである。1965(昭和40)年代以降、京都の芸妓・舞妓は共に急激に減少してきた。このような傾向は2000年代に入ると変化し、舞妓は80名前後、芸妓は200名前後で安定している。ただし、この数値をもって芸舞妓数は安定して確保できているとは言い難い。舞妓の志望者は途絶えることなく京都にやってくるが、かならずしも店出しを迎えた舞妓の全員が独立して芸妓となる訳では無い。年季奉公による舞妓の育成と独立という仕組みが維持されている以上、近年の芸妓は自力で運転資金を確保することが厳しい状態にあるといえる。それゆえ、祇園町を含む近年の京都花街では、年季奉公を終えた後に襟替えをせずに廃業する舞妓が増加している。このような状況にとまなう若手の芸妓たちの廃業も多い。

表 9 京都の花街における芸舞妓の増減数

(公益財団法人京都伝統伎芸振興財団の調査記録より作成)



旦那を得ることが難しく、したがって自力で稼業を続けていくことが困難な状況に鑑みてか、近年の舞妓たちの中には恋愛結婚によって花街を円満に離脱することを夢見る者たちが現われ始めた。芸舞妓と旦那は、婚姻外の恋愛を前提として関係を形成するものである。1970年代に先斗町で調査を行ったダルビーは、芸妓を「職業的に『結婚しない女』」[ダルビー 1983(1985): 195]と評した。例え芸妓の芸能やお座敷での技巧を褒める人物であっても、自分の娘を芸妓にすることは望まない。このような心理を、ダルビーは「他人の娘ならいい。自分の娘はこまる」[ダルビー 1983(1985): 195]と表現している。こうした記述は、芸妓の多くは旦那を迎えるものであるという認識が当時の外部社会で共有され、なおかつ黙認されていたことの証左である。加えてダルビーは、芸妓の側も、主婦として家庭に閉じこもることを窮屈だと感じていると指摘した。彼女が出会った芸妓たちは「まともな結婚とひきかえに気ままな生活を返上するなんて絶対いやだ」[ダルビー 1983(1985): 204]と語ったのだという。こうした状況は、現在では大きく様変わりしている。今日でも京都の花街では、法的な婚姻をした者が芸舞妓を継続することは許されていない。しかしながら、筆者の調査拠点であるお茶屋「小嶋」でも、恋愛結婚に夢を抱く舞妓たちの姿を度々見かける事があった。独立のために旦那をもつことが要請されていた戦前の花街であれば、正式な結婚をしたいという舞妓の発言は許されるものではなかった。ダルビーの調査時点である1970年代と現在では、舞妓の意識は大きく変化したのである。

さらにまた、意識が変わりつつあるのは客の側も同様である。筆者が出席した「花街の文化」の審査会においては、お茶屋の女将から「芸妓と結婚しようと思ってくれるなんてかつては考えられない、昔は勘当ものだった」という感想が聞かれた。しかし現在では、弁護士や大学教授といった「ちゃんとした方」が芸舞妓を妻に迎えるのだという(2013年11月18日、第1回“京都をつなぐ無形文化遺産”「花街の文化」審査会、於:八坂神社)。

このように、近年の京都花街は、その根幹を成す芸妓という職業存続の危機に見舞われている。こうした危機的な環境のなかで商売をする近年のお茶屋はまた、長期的な不況による客筋や遊び方の変化にも直面している。例えば、バブル経済期から現在にいたる客筋の変化について、ある女将は次のように述べる。「当時お茶屋に通いはじめた客たちは、バブルが弾けるとつきあいが途絶えてしまった。お茶屋に受けた恩を返さないお行儀の悪いお客さんだった。実入りが良いからとこういう客に頼って派手に商売をしていたお茶屋は(バブル経済期が終わるとともに)廃業した。親の代からのつきあいがあるお客さんは、景気が悪くなっても細く長く遊んでくれている」(富沢敏子、2012年6月26日)。遊び方の形態も、お茶屋で宴会を開くのではなく、出先の料理屋に芸舞妓を招きお茶屋は二次会で利用する例や、お茶屋に併設されているバーの利用に留まる例が主流になりつつある。これには客層の変化が関係しており、「宴会があっても昔の客のように、邦楽や舞といった古典芸能を盛り立てようという気概をもった客が減少してきた」のだという女将もいる(古嶋美雪、2013年9月21日)。実際に、筆者が調査の拠点としているお茶屋においても、お茶屋のお座敷で仕出しの会席料理をもって宴会を開く、という昔ながらの遊び方にこだわる客は稀であり、多くの客は食事を料理屋で済ませてから二次会の場としてお茶屋を利用するか、バーを利用するに留まっている。女将たちはこのような状況を指して、サービス産業全体がおかれたきびしい状況²や浪費に対して批判的な価値観の台頭に、お茶屋も巻き込まれているのだと口にする。

このように、お茶屋の女将は、地味な商売をヒトの動きもモノの流れも制限された厳しい現在の状況においても客を維持し続けることを目指す戦略として説明する。ただし以下で示すように、地味な商売とはかならずしも経営戦略のみを指すことばではない。この戦略には、お茶屋遊びという遊興の特性を支える試みが含意されているのである。

6-2 派生する社交のゲーム

本節では、現在のお茶屋遊びには、芸舞妓や女将とのあいだに親密さを形成する艶めい

たゲームだけでなく、そこから派生する作法のゲームが含まれていることを述べる。その上で、お茶屋遊びへの参入プロセスから、お茶屋遊びに参加する上で作法の習得が客に階層性をもたらすことを説明する。

6-2-1 お茶屋遊びと二つのゲーム

まずは、筆者が経験したある宴会の場面からお茶屋遊びの風景を紹介したい。

お茶屋の最顧客である A 氏が東京から 3 人の男性をゲストとして招き、二階の座敷で宴会を開いた。筆者は着物を着て、アルバイトの女性とともに料理を給仕した。この日に呼ばれたのは、芸妓 2 人(うち 1 人は地方)、舞妓 2 人であるが、芸舞妓は 2 時間を単位として入れ替わり出入りする。女将は基本的に宴席に侍り、最顧客の傍らで場を盛り上げる。筆者も含むお運びたちについても、宴席を空にしないように宴席に侍ることが推奨される。この日は、お茶屋に馴染みのないゲストたちをもてなすために、舞の鑑賞のみならず、誰でも芸舞妓に親しむことができる「金毘羅船々」などのお座敷遊びと呼ばれるゲームが催された。女将はお茶屋遊びに不慣れなゲストが宴会を楽しめるようにと、あらかじめお座敷遊びに必要な道具類を用意しており、料理の進み具合を見て芸舞妓に準備をうながした。「金毘羅船々」とは、客と芸舞妓が向かい合った間に袴(酒の銚子を据える器)を据えた脇息を置き、地方の唄と三味線に合わせて手を袴に交互に出し引きする、身体接触をともなう手遊びである。A 氏は主賓の男性に参加をうながして自らは唄に加わり、主賓と相方の舞妓を囃す役に回った。

興が乗った A 氏はある有名な歌詞を「着物の裾に分け入る…」と艶めいたものに替えた春歌を披露し、経験の浅い舞妓 B の頬が少々ひきつる場面もあったが、場は大いに盛り上がった。舞の鑑賞に際しては定番の小唄である「祇園小唄」が披露されたが、食い入るように見つめるゲストたちに対して、A 氏は自らも唄を口ずさみながら見守っていた。やがて宴会がお開きになった後、翌日の観光では A 氏がゲストたちを清水寺に案内するという話題が出た。この日の接待の様子を見て舞妓 B を気に入った A 氏は、翌日の旅程に B を呼ぶことをその場で提案し、同席していた女将も喜んで賛成した。A 氏とは初対面であった B はやや不安そうなそぶりを見せたが、女将は「あんた、(誘ってもらって)よかったなあ、嬉しいなあ！」と微笑みながら声を掛けた。同時に、A 氏が身元のしっかりした信頼できる人であり、このような誘いをかけてもらうのは大変晴れがましく幸せなことだと論じた(2013

年5月26日、於: お茶屋古嶋、二階座敷)。

このようにお茶屋遊びの現場では、客と芸舞妓とのあいだに芸舞妓の感情労働にささえられた艶のある駆け引きが展開している。親密な関係性を目指すゲームの結果を判定するのは、お座敷の采配者である女将である。この事例からも明らかなように、お座敷においてお茶屋の客は、ゲスト、仲居、そして筆者のようなお運びなどの他の参加者を観客として、自らの遊び方の習熟度や駆け引きの妙を示す。例えばこの事例では、金毘羅船々というお座敷遊びと、舞の鑑賞という二種類の遊び方が登場した。前者はルールが難解ではなく、はじめて体験する者でも芸舞妓と親しい雰囲気を出演できる遊び(お座敷遊び)である。対して後者は、芸舞妓が習得している芸事を理解しなければ十分に楽しむことができない通人の遊びである。そのためA氏による祇園小唄の暗唱は、他の参加者へのお茶屋遊びの熟達のアピールに繋がった。このように女将は、最良客が自らの熟達度を示すことができる提案をしたり、他の観客を前にして身体接触をとまなう親しげな会話を披露したりすることで、客の気分を高揚させ、欲望を煽るような働きかけを行う。

つまりお茶屋遊びにおいては、他の客を競争相手として、誰がより女将や芸舞妓にとって重要な客かを示す、名誉の獲得をめざすゲームが成立している。この種のゲーム化された色事はホステスクラブなど他のサービス産業でもみられるものである。しかしながらお茶屋では、芸舞妓や女将らと親密な関係に至るためには、自らが花街の作法や芸事への造詣が深いことを示さなければならない。すなわち、お茶屋遊びにおける色事のゲームで目的を達成するためには、その過程が高度に形式化された作法に依拠する社交のゲームに挑む必要があるのだ。お茶屋遊びにおいては、最初に客として参入する段階から、作法に則った優雅なふるまいを要請されるのである。新規の客から細く長く遊んでくれそうな人物を見極め、最良客へと育てていく女将の実践もまた、いくつかの厳格な作法の上に展開している。以下では、女将が新規の客を受け入れるプロセスに注目することで、お茶屋における客の階層性について指摘したい。

6-2-2 社交のゲームと階層性

客の獲得について具体的に述べる前に、まずはその前提条件について説明する。お茶屋の女将は、先代の女将から受け継いだ個別の客筋を抱えている。新たに望ましい客を見出す実践は、他のお茶屋が抱える既存の客筋を侵犯しない範囲で展開される。例えば、繊維

産業や製材業者、仏具業者といった地場産業にかかわる人びとや、役者、大学教員、作家などの文化人が、典型的なお茶屋の客筋として挙げられる。たとえ同じ繊維産業の客を抱えていたとしても、呉服屋、問屋、生産者は別個であり、さらに扱う品物が帯なのか着物なのか、また着物の中でも染め物なのか織の着物なのかといった基準によって、客筋は細分化されている。他の客筋を侵犯しないことは、花街の内部対立を避けるために最も重要な作法である。筆者があるお茶屋の女将に、花街の中で信用されない人はどのような人物かと尋ねたところ、ルールを守らない人という答えが返ってきた。ルールとはどんなものかを尋ねると、「よそのお客さんは絶対にとらない事だ」という。

女将は、花街において女一人で商いができるのは、義理を大切にしてお互いに助け合っているからであると語る。「廓で一つになってモノをやることが多いため、内部での喧嘩は避けなければならない。もし自分の店のお座敷に他のお茶屋の客が来てしまったときには、誤解を避けるために、そのお茶屋に電話を入れて断りを入れなければいけない。仮に他の客筋を盗るような人が出たとすれば、同じ廓内のお茶屋として(筆者注、表面上は)つきあうけど、つきあい方が変わる」(とし尋、2012年6月26日)。この語りからは、同一の組合に所属するお茶屋間の客筋をめぐる対立を回避し、廓内の融和を図るという目的を読み取れる。お茶屋とお茶屋の間でもまた、お茶屋の女将と客との間と同様に、他の女将への義理を果たすことが期待されており、断りの連絡を受けた女将はその恩に報いるために、何らかの形で返礼を試みる³⁾のである。相手から受けた恩に報いる慣習は、花街で営まれる生活のあらゆる場面において確認することができる。逆に言えば、恩に対して返礼しなければならないという義務の論理が及ぶ限りが、花街の範囲であるということが出来る。このような他のお茶屋が抱える客筋の不侵犯という前提条件を満たした上で、女将は新規の客を獲得する。

このような事情があるため、お茶屋遊びへの参入プロセスにおいて、新規の客は女将の審査を通過しなければならない。花街では、鼯鼠客に同伴して訪れた客を正式な客として迎える際の慣行それ自体が作法となっており、「3回目で本当の客になる」という表現が用いられる。ある料理屋の女将は、「1回目の訪問はまだ顔見せの段階、2回目で女将に顔を覚えてもらい、3回目からようやく『うちの客』として認めてもらえる」と説明する(佐藤温子、2011年11月15日)。鼯鼠客による正式な紹介と身元の保証を経てはじめて、女将は新規の客を受け入れるのである。紹介者の同伴のもとで女将の信用を得ることができれば、新規の客は5、6回目の訪問からは自らの裁量でお茶屋を利用できるようになる。新規の客

が正式にお茶屋の「うちの客」として受け入れられると、彼の監督責任は紹介者から女将に移り、女将は客の保護者となる。仮に、客が他の店や芸舞妓に粗相をすることがあれば、女将が先方に謝罪に赴かねばならない。

こうしてお茶屋遊びに参入した客たちには階層性が生じる。何度もお茶屋に通ううちに、女将の目利きによって細く長い客になるうる人物であると判断されれば、階層の上位に移行していく。客を区分する指標は明示されていないものの、客への対応は一律ではなく、立場によって変動する。お茶屋にとって最も重要な客は旦那であるが、前節で述べたとおり、現在では実際に旦那になり得る客を抱えているお茶屋はほとんどない。しかし、旦那候補の潜在的な選定を基礎とする客の階層性はいまだ失われてはいない。その一端を確認できるのが、料金を請求する場面である。芸舞妓を呼ぶための費用を花代と呼ぶが、その価格は客に明示されない。西尾久美子は花代の算出方法について、「(移動時間+お座敷での時間)×時間単価=花代」[西尾 2007: 28]という原則⁴を指摘している。このように、お茶屋遊びの総額は、呼んだ芸舞妓の人数や、食事の内容、時候などの条件によって大きく変動する。加えて西尾は、最良客との安定的な取引関係を維持するために、取引実績や相性といった関係性の濃淡に応じて請求価格を勘案している可能性を指摘している[西尾 2006b]。

前節で引用した女将の語りのように、地味な商売においては、地味な遊び方であっても店に通い続けてくれる客ありがたい存在とされる。したがって、たとえ一回当たりの遊興費は小さくなくとも、長期にわたって女将と良好な関係を維持する客が階層の上位に位置することになり、支払いの面でも優遇されると考えられる。客がお茶屋遊びに参入する資格を得てお茶屋遊びに熟達していく過程は、女将側から見れば、細く長い客を選別し育成するプロセス=地味な商売でもある。

6-3 地味な商売の実践例とその戦略

まずは、個々の女将がどのような手段によって地味な商売を実現しようと試みているのかを説明する。地味な商売の実現方法は目的によって二種類に大別できる。第一に望ましい客になりうる人物を見極める実践があり、第二にそのような人物と細く長いつきあいを継続することで、作法の熟達を促す実践がある。本節では、客の見極めがどのようになされているのかを説明するとともに、どのように客を社交のゲームに取り込んでいるのかを具体例に則して明らかにする。

6-3-1 あるべき客の選別——客の回想性をめぐる認識のズレ

前節で述べた通り、女将は客に、単発の利用にとどまらず、長期にわたってお茶屋に通ってくれる遊び方を期待する。しかしながら客の多くは、高額なご祝儀を芸舞妓に支払うことや贅を凝らした料理を注文することが、社会的地位の高い男性に期待されているふるまいであると解釈し、このような遊び方が女将の歓心を買うことにつながると考えている。置屋や芸妓を顧客とするある業者は、こうした遊び方を知らない客の特徴として、「財布が(お札で)膨らんでいる」ことが挙げられると説明する。むしろ、「お座敷で自分の財力をあえて示さず、すっとしてお人の方が、実は権威ある立場にある」のだという(鈴木正二、2012年6月26日)。

新参者の客はまた、芸舞妓をコンパニオンのように伴って歩くことで、自分の社会的地位の高さを示そうとするが、女将たちはこうした行為をする客は「お行儀の悪い客」とすると指摘する。バブル経済期の前までは、遊び方の作法について十分に把握していた「西陣、室町、坊主、大学」が主たる客筋であった(桐野弓子、2012年4月18日)。当時を知る料理屋の女将は、そのなかでも旦那になるよう人物は、「芸舞妓を隣に歩かせることはせず、しゃなりしゃなりと歩く芸舞妓を自分の後ろに従えていた」と語る(熊代里香、2011年12月2日)。こうした作法がわからない客は、品が無いだけでなく、芸舞妓の事情を配慮しない傾向がある。このような遊び方の流儀をめぐる客と女将の認識のずれの原因は、客の階層性をめぐる理解の方向性にある。多くの新参の客は、経済力の有無が花街にとっての客の重要度を測る指標だと考えており、自らの財力を顕示することで、他の客との差異化を図ろうとする。しかしながら前述した通り、かつての女将は芸妓と旦那の仲介者であり、その名残は現在も店における客の地位を見極める目利きに見ることができる。この見極めは、支払いを滞りなく実行できるか、芸舞妓の技芸を積極的に支援する姿勢があるかといった、芸舞妓にとって望ましい旦那になりうるのかという基準によってなされるのである。熟達した客は、女将にとって有益な客がどのような人物であるのかという点についても十分に把握したうえで、自らの名誉を賭けて階層を上昇することを試みている。

6-3-2 新規客の取り込み

次に、お茶屋遊びに際して発生する掛け払い、チケットの手配、ご祝儀を具体例として、女将がいかにか客を社交のゲームに取り込んでいるかという点について説明する。しばしば女将たちは、義理を重んじる人物が有益な客であると説明する。実際にこれらの義理をめ

ぐる行動こそが、客に女将に対する負債を抱えさせ、結果として細く長いつきあいを可能にさせる。

第一に、掛け払いへのこだわりについて説明する。一般的に掛け払いとは、客の経済状況にかかわらず恒常的に店に足を運ばせるという店側の意図にもとづく取引形態であるとみなされる。客にとっても、現金のもちあわせが無い場合にも店を利用できるため、掛け払いは双方にとって利点のある形態である。しかしながらお茶屋遊びでは、現金のもちあわせがある場合にも、掛け払いが基本的な取引の形態として採用されているという特徴がある。それゆえその支払いは、あらかじめ履行が可能であることが両者にとって前提として共有されている。祖父の代から同じお茶屋を最員にしている熊代俊久は、女将から「お茶屋遊びの代金は、ご縁が切れんようにつけ払いにして欲しい」と頼まれると言う（熊代俊久、2011年12月2日）。つけを支払うために顔を出してしまえば、お座敷を設ける気がなくとも、店にあがらざるを得ないためである。長年お茶屋に通う客は女将の戦略を理解し、お茶屋につけを払いに行く際はまだ店が開かれていない昼間に行くなどの工夫をする。それでも女将たちは、客との関係性を継続する上でこのような機会を重視している。掛け払いは、客との関係性を維持するために、敢えて必要性のない負債を生みだす駆け引きとしてみなされているのである。

第二に、同じメカニズムをもつ実践として、花街における舞踊公演のチケット手配について述べる。一般の観客は、チケットを代理店や百貨店などを通じて入手するが、お茶屋の客は女将を通じてよい席を確保することができる。ここで興味深いのは、チケットの手配が単に客の便宜を図るのみならず、客に対して特別な待遇をほどこしたという恩を売る戦略として機能している点である。例えば、上司に連れられてお茶屋に通っているある客は、女将にチケットの手配を頼んでいる。上司の元には事前に2人分のチケットが郵送されており、公演の当日に会場へ出向くと、女将は玄関で丁重に出迎えるのみならず、座席まで案内してくれるのだという（西田千絵、2011年11月10日）。他の観光客や一般客の目のある場所で客を手厚く遇することで、女将は客に自分の地位を確認することができる機会をもたらす。こうした名誉に報い、与えられた地位にふさわしい客となるために、客はお茶屋に通うのである。加えて、毎年の恒例行事として舞台の手配を組み込むことで、客を恩のループから抜け出しにくくするという効果も企図されている。

第三に、もっとも花街における一般的な恩と返礼のやりとりとして、ご祝儀があげられる。ご祝儀自体は他の芸能人とパトロン関係にも見受けられるものであるが、お茶屋遊

びの世界では、作法に則ってご祝儀を優雅に贈る行為は、客が自らの習熟度を示す機会として作用する。ある新規の客は、正月にお座敷を設けた際、女将から松の内なのでご祝儀を舞妓に渡してあげてほしいと頼まれた。ご祝儀を渡すことは義務ではないが、踊りの舞台の時期や襟替えなどの祝い事の際に渡しそびれてしまうと非礼にあたる。彼がご祝儀に入れる金額の相場について意見を求めると、女将は「そのお方のお心もち次第です」といって目安を示さなかった(岡崎洋、2010年1月11日)。ここでは、金額の多寡よりも、客が作法に則ってご祝儀を贈った事実が重視されている。一方で、芸舞妓や女将から高い評価を得ようとして高額な紙幣を包むことも規制されていないのである。

以上のような女将の慣習行動は、受けた恩に返礼しなければならないという感覚を客に生じさせ、女将に対する負債の恒常的な再生産をもたらす。社交のゲームはこのような恩と返礼のネットワークのなかで展開している。先にあげた年季という負債に報いる体制である年季奉公に象徴されるように、このようなゲームが展開する場である花街そのものが義理の感覚によって動いているのである。女将の経営戦略である地味な商売とは、この花街で培われた恩と返礼のネットワークに客を巻きこむことで、客を細く長くお茶屋の世界にかかわらせお茶屋のしきたりや作法を学ばせていく過程であり、客にとってはそのような作法やしきたりの熟達を通じて、自らの客としての地位を向上させていく過程であるのだ。

6-4 社交のゲームがもつ魅力

これまで見てきたように、お茶屋遊びは過剰なしきたりや作法で縛られた厳格な世界であり、そこから派生した社交のゲームは、遊びとして成立するための余地を欠いているかのように見える。本節では、女将から客へと分析の視点を移し、お茶屋遊びの世界に参入するまでの社交のゲームがなにゆえに客を惹きつけるのかという問題を考察する。

客が過剰なルールを自発的に習得しようとする姿勢はある一面では、ブルデューによるディスタンクシオン(卓越化ないしは卓越性)の概念によって理解することができる。卓越化とは、社会空間における特権的地位を示すために、「他者よりも上品で優雅で卓越した存在として、みずからを提示する行為」[石井 1993: 185]である。ブルデューはブルジョワの消費行動における贅沢趣味⁵にこれを見出した。文化への投資にあらわれる卓越性は、他者と自己を区別するうえで上品さとしてあらわれる[ブルデュー 1990]。お茶屋遊びにおいて、客の卓越性は作法を優雅に遵守する態度として観察できる。作法則った行動様式の披露は、

社交のゲームに卓越したプレイヤーであると自己を顕示する行為である。

ここで重要な点は、作法に熟達した最上客に限っては、逆説的にも、女将が作法の逸脱を見逃す場合があることである。例えば、前述した祖父の代から同じお茶屋に通う熊代利久は、深酒をした父を私的な客として朝まで休ませてもらった経験がある。昭和30年以降、お茶屋に客を宿泊させることや寝具を提供することは府の条例⁶によって禁止されている。そのため、現在ではこのような待遇を受けることはきわめて異例であり、長年にわたる女将との信頼関係の賜物であって、「女将が代替わりした今となつては、もうあんなことはしてもらえない」という。そのため熊代は、この待遇を「ありがたいと同時に、とても恐縮した」経験として筆者に語った(熊代俊久、2012年2月16日)。

この作法の逸脱を見逃されるという経験は、女将との信頼関係を周囲に知らしめ、客に名誉をもたらすものである。お茶屋遊びにおける通人としての洒落や、いきなふるまい——例えば、第3節で見た春歌の披露、第4節の芸舞妓を後ろに従えての登場——の多くも、お座敷に上がるまでの女将との信頼関係を基礎として、その信用の深さや自らの客としての重要性を試すように、細やかな作法の逸脱に挑戦することで成立している。これは非常にスリリングな賭けである。このような行為が、ひとたび審判者である女将に「作法に反するふるまい」とみなされれば信頼は失われ、ひどい場合にはそのお茶屋を利用することができなくなる。したがって、客がお茶屋遊びの場で通人として駆け引きを楽しむためには、新参者の段階から作法の学習を繰り返しながら階層を移動し、駆け引きの場でなるべく多くの厳格な作法を「操れる」ようになる必要がある。お茶屋遊びから派生する社交のゲームでは、まさにこの、卓越したプレイヤーになるまでの困難な過程とそこからのスリリングな逸脱への挑戦にこそ楽しみがある。作法の実践が困難であればあるほど、その実践が承認されたときの快感は、ゲームの参加者を魅了する効果をもつのである[山崎 2006]。すなわち、客にとってお茶屋遊びの楽しみは、作法の過剰さに支えられているともいえるのだ。

また、過剰な作法からの逸脱は、社交のゲームを色事として成り立たせることにもなる。このような艶めいた駆け引きは、例えば客が作法の遵守に失敗し、女将の不興を買う場面に見出される。桐野弓子は、長年女将として客を接待してきた経験を頼られ、作法に不慣れな客から請われて宴会に付き添うことがしばしばある。あるとき、ホストとして取引相手を接待する最上客に付き添う機会があった。宴会はつつがなく終わったが、最後にゲストを見送る段階になって、この客はコートを着たままで玄関先に出ようとした。これを見

た桐野は客を叱りつけ、真冬にもかかわらず彼の上着を脱がせた。客は恥じ入りながらも、桐野に従ったという(桐野弓子、2012年4月18日)。この事例のように、女将が社会的地位のある男性を他の参加者の目がある場で叱りつけるという状況は、客をもてなす役割からの逸脱に映る。それではなぜ、この客は女将からの叱責を受け入れたのだろうか。実は、このもてなす側ともてなされる側の倒錯にこそ、社交のゲームが生み出した、お茶屋遊び独自のゲーム感覚がある。

お茶屋遊びにおいて、女将は単なる作法の教師や審判者ではない。この事実は、第2節で述べたように、芸舞妓が不在であっても女将との話を楽しむためにお茶屋のバーを訪れる最良客が多くいることから裏づけられる。女将は客の前に、色事に通じた女性として立ち現れる。ときに艶めいた駆け引きは、客と芸舞妓のあいだだけではなく、客と女将とのあいだにも展開される。競合相手の目がある場で女将に遠慮なく叱られるという経験は、自らが魅惑的な女性でもある女将と親密な関係性を築いていることの証左であり、客にある種の倒錯的な快感をもたらすのである。すなわち、お茶屋遊びの色事を支える審判者である女将とのあいだの社交のゲームそれ自体も、艶めいた駆け引きを含んで展開しているのである。

小括

以上のように、年季奉公をめぐる第二の疑問、すなわち、旦那になりうる客層が減少している現状において、お茶屋遊びはどのような戦略でもって客たちを惹きつけているのかという点については、女将による社交のゲームへと取り込みがあるという結論を導き出すことができる。

お茶屋遊びには、色事のゲームと、そこから派生する形式化された作法に依拠する社交のゲームという二種類の因子がある。お茶屋遊びの世界では、お座敷に参加するために、プレイヤーが客としての自己を卓越化する過程が、遊びとして目的化されている。女将たちは長年の経験にもとづいて客の欲望の所在を察知し、相手の卓越化の欲望を煽ることで、このゲームを活性化させる。女将が実践する地味な商売とは、お茶屋遊びの世界への参与の過程を社交のゲームとして仕立て上げ、客をゲームの参加者——とりわけ細く長い参加者——として取り込むための戦略である。社交のゲームにおいて、女将は審判者であり、魅惑的な女性でもある。客はできる限り負担の少ない範囲で、しかし表面上は優雅に社交のゲームを楽しむと同時に、ときには女将とのあいだにも艶めいた関係性を形成する。宮廷社

会と同様に、資格を欠いた外部者に閉ざされた、絶対的なルールに則った社交の場であるお茶屋では、個人の権力上の位置は共通の礼儀作法にもとづく社会的行動様式を通じて確認されると考えられる [エリアス 1978]。したがって、花街の外では非合理的で奢侈に映るお茶屋遊びにおける財産や時間の投資は、客にとって、他の客を出し抜いて女将から認められるという名誉を得るために必要な行為であると考えられる。したがって、お茶屋遊びにおいては、過剰な作法をめぐって、女将と客とのあいだに高度な駆け引きが展開していると言える。このように地味な商売とは、安定した経営を実現させる戦略と、お茶屋遊びを形式化されたゲームとして成立させるための日々の実践とを重ねあわせた概念である。

こうした女将たちの取り組みは、第 2 章で論じた祇園町という磁場に向けられる期待に応える語りや、第 4 章で分析した都をどりという祝祭を通じた「伝統」の差異化と同様に、伝統的な花街・祇園町を創りつづけるための流儀であると言えるだろう。

終章

本論文では、近代に形成された祇園町を花街として成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのかを明らかにすることを目的として、花街・祇園町の近代から現在までを、歴史人類学的な手法によって通時的かつ共時的に考察した。

具体的には、この主題に迫るために序章において設定した二点の問題、すなわち、(1) 国家の主導により明治期から公娼制度が整えられていくなかで、花街・祇園町を規定するシステムがいかに成立し変容してきたのか、(2) 戦後、こうした近代型のシステムが成立し得なくなるかで、祇園町はいかなる戦略によって花街としての営業を存続してきたのか、という問題について、三つのシステム(土地の所有・管理体制、年季奉公による舞妓の再生産、旦那と結びついた遊興の様式)に着目し、各システムについて、その成立過程に迫る一章と現在の状況について分析する一章からなる相補的な対によって分析してきた。

以下では、これらのシステムについて得られた知見について個別に概観するとともに、二点の問題についての本論文の見解を示したい。

(1) 第一のシステム—土地の所有・管理体制

第1章および第2章では、第一のシステムである八坂女紅場による土地の一元的な所有・管理の体制の形成に注目した。この二章においては、こうした独自の体制によって明治初年に購入され、開発された祇園町の景観が、現在では花街・祇園町を象徴する有形文化財として、花街の成員／非成員を問わず資源化されていることを、事例を挙げながら示した。

第1章では、明治初年の祇園町において、お茶屋の経営者たちの手によって、花街の存続のために八坂女紅場が設立され、またその用地として建仁寺の旧境内地が購入・整備された経緯を示した。用地の所有権は明治35年の財団法人化によって確定された。本章ではこの法人化の過程を分析することで、当時の祇園町では公的な役職に就くことが許されていなかった女性の営業者が、花街の日常的なネットワークにおいては重要な立場にあったことを指摘した。

続く第2章では、お茶屋営業者らの協働によって明治期に開発されたことが第1章で明らかになった祇園町南側地区の町並みが、現在では近世に形成された町並みである祇園新橋地区と共に文化財指定を受けている点に注目した。当該区域の住民同士の、あるいは地方行政と住民との対立と連帯を経て成立した文化財としての祇園町の景観は、現在ではお

茶屋遊びの舞台装置として作用している。本章では、土地が個人によって所有され、行政や住民団体による規制がないために、花街にふさわしい景観が保たれていないとされる指定区域以外の地域も、新規の客や花街に組み込まれていない業種からは「伝統ある祇園町」を形成する街区として理解されており、ときに戦略的にそのイメージを利用している点を指摘した。

以上、第一のシステムである土地の所有・管理体制の分析を通じて、花街・祇園町の南部における町並みの開発と管理の過程について示すとともに、昭和40年代以降に国家／行政による祇園町で形成された景観の資源化が、結果として花街・祇園町の対外的な評価を高めることにつながったことを指摘した。花街について深い知識をもたない客層は、祇園町でこうした町並みが形成されてきた歴史的な経緯や、その真正性を問うことはほぼない。自らが「伝統ある祇園町」に向ける期待が満たされることを期待しているのである。このように、第一のシステムの分析から、お茶屋の女将たちには、こうした客層に伝える情報を即応的に補足、あるいは制限することで、花街・祇園町や自らの商いが継承する「伝統」の価値を称揚する日常的な実践が明らかになった。

(2) 第二のシステム——年季奉公による舞妓の再生産

次に、第3章と第4章では、第二のシステムである、年季奉公による舞妓の再生産について分析した。ここでは近代の公娼制度において成立した芸妓という労働契約の法的な位置づけの変遷を明らかにするとともに、現在にいたるまでにこのシステムが維持されている背景として、二種類の「伝統」の対比による年季奉公制度という伝統の強化があることを論じた。

第3章では、戦前の近代公娼制度下のなかで、芸妓の年季奉公が娼妓と類似した契約によって成立していたことを示した。芸舞妓を金銭的に支援する旦那は、舞妓にとっては置屋からの独立資金を得るため、そして芸妓にとっては運転資金を賄うために必要不可欠な存在であった。やがて戦後の社会において公娼制度が解体されると、労働基準法が京都花街にも適用されるに至り、置屋やお茶屋の営業者らは芸舞妓の立場や就労環境の改善を迫られた。本章では、祇園町が年季奉公から人身売買的要素を取り除き、舞妓の就労・独立を支援する仕組みに再編することで、年季奉公による舞妓の再生産システムそれ自体は維持してきたことを指摘した。

そして第4章では、年季奉公が維持されている以上、今もって旦那が必要とされている

にもかかわらず、長期的な不況や芸舞妓との関係への無理解などの要因によって、旦那の存在はすでに制度としては機能していないことを指摘した。こうした状況において、お茶屋の鼯員客と芸舞妓との関係性をより親密にするための機会として機能しているのが、「都をどり」である。本章ではこの点に加えて、観光客向けに創出された過程が公開され、その創造性が知られている「伝統」である都をどりは、お座敷での舞や年季奉公と旦那制度に代表される花街の礎、すなわち、花街の成員にすらその創造性が意識されていない「本来の祇園町の伝統」と比較されることで、後者の「伝統」を強化していることを示した。

以上、第二のシステムである年季奉公による舞妓の再生産の分析から、戦後社会における労働と性売買をめぐる新たな諸法の適用をめぐって、芸妓という労働と花街の存続が危ぶまれた際に、芸妓の芸能や性売買との分離が娼妓との差別化の根拠となったことを示した。その上で、昭和30年代には労働基準法や児童保護法の観点から問題視された年季奉公による舞妓の再生産が、現在の祇園町では花街で生計を立てる成員の生計基盤である「伝統」として再構築され、また再活性化されていることを明らかにした。

(3) 第三のシステム—旦那と結びついた遊興の様式

最後の二章となる第5章から第6章では、第三のシステムである旦那と結びついた遊興の様式を通じて、花街に不可欠な存在である旦那と芸舞妓との関係性の変化が、お茶屋遊びという遊興の様式にどのような影響をもたらしたのかという点を考察した。とりわけ第6章では、変化していく時代状況に応じた鼯員客を獲得するための経営戦略を、お茶屋の女将たちが個別に、あるいは一つの花街を単位として協働して試みていることを論じた。

第5章では、芸妓の年季奉公が奉公人舞妓の身体を拘束するものであると同時に、貧困家庭の出身者には、返済までの経路を備えた生業を確立するための資金を貸し付ける仕組みであったことを指摘した。さらに、戦前の祇園町においては、このような奉公人のみならず、お茶屋の娘が一家を養うために舞妓として就労していたことに注目した。祇園町のお茶屋は母から娘へと継承されていく商家＝女のイエとして成立してきた。旦那の存在は、芸舞妓の生業のみならず、祇園町を構成する女のイエの中にも、非公式な夫として組み込まれていた。このように本章では、戦前のお茶屋遊びが、鼯員客が舞妓の旦那となるプロセスを含み込んでいたことを指摘した。このプロセスにおいては、仲介者の役割を果たすお茶屋の女将が、重要な立場にあったのである。しかし、こうしたお茶屋のあり方は、昭和30年代に京都府による風俗営業取締法の施行によって変質した。

これを受けて第6章では、第二のシステムについての項でも述べたように、旦那が制度としては機能し得なくなり、芸舞妓も減少した現在の花街における、新規客を獲得し、鼠舩客へと育成するお茶屋の女将の経営戦略について論じた。お茶屋遊びという遊興が、色事のゲームとしては成立しづらいこうした現状にあって、女将たちは、色事のゲームから派生した社交のゲームの中に、旦那を志向しない新しい客層を取り込むことを試みている。本章では、社交のゲームにおいては、芸舞妓の芸能への理解のみならず、お座敷での作法や女将との関係性の形成のあり方までもが審判の基準となることを指摘した。その上で、女将たちが作法の熟達度をめぐる客同士の競合を采配することで、新たな客層をお茶屋遊びの世界に取り込んでいることを提示した。

以上、第三のシステムである旦那と結びついた遊興の様式の分析を通じて、花街・祇園町という「伝統」が、女のイエの集合体として維持・刷新されてきたことを論じた。そして、現在のお茶屋遊びにおいては、芸舞妓のみならず、このような特殊な家族制度や親方子方関係を背景にもつ女将の存在それ自体が、客を遊興に惹き込む魅力の一つとなっていることを明らかにした。

(4) 総括—花街・祇園町という「伝統」の担い手、あるいはお茶屋の女将

このように、花街を成立させる三つの近代型システムの分析を通じて、花街・祇園町におけるシステム変容の方針を左右する中核的存在として、お茶屋の女将が立ち現れた。戸籍の操作をともしなわなない婚姻制度や女系相続の論理によって生を紡いできた女将たちは、「女の町」で生計を立てる文化的マイノリティーである。彼女たちは、曖昧かつ不定形な概念として「祇園町の伝統」の根幹となるシステムをとらえ、これを継承しつつ刷新している。この点こそが、本論文を通じて描き得た序章で提示した主題に対する結論である。

花街で生活しながら商いをする女将は、経営者であると同時に自らもサービス業の従事者であり、地域の景観保全にかかわる祇園町の住民であり、芸舞妓にとっては老練なお座敷の采配者であり、非公式な夫をもつ妻であり、家業を切り盛りする一家の長であり、そして客の前では芸舞妓との関係を仲介する女性でもある多面的な存在であると言える。個別の女将による商いを継続していくための巧みな実践は、外部から押し寄せるマクロな圧力と直面しつつも、過去から未来へと持続していくミクロな営みなのである。近年の文化人類学においては、文化的マイノリティーが、必要に応じて自らの歴史や文化にさまざまな意味を付与する実践が、グローバリゼーションにより見舞われた危機的状況を生きの

びるために、文化を資源化する技法として関心を集めている[清水 2007]。こうした取り組みは、先住民族の芸能や慣習の文化財化を迫る国家／地方行政の観光政策と当事者の生活実態との矛盾や、「伝統」の構築主義的立場と本質主義的立場の対立、といった既存の二項対立的な図式では理解することができない。女将たちの営みも同様である。

1946(昭和 21)年に近代公娼制度が廃止されるまでは、お茶屋は売春のための場を提供する余地をもつ業種として、国家／地方行政によって統制されていた。このような彼女たちの前歴は、観光都市・京都を代表する観光資源として市場にとりこまれている現在とは断絶しているように見える。しかしながら、歴史人類学的研究というアプローチを用いることで、女将たちによる家業を存続させる実践が、祇園町の過去を礎として構築されていることが明らかになった。それは例えば、お茶屋遊びの舞台装置としての景観に付与された価値を補強する語り(第2章)や、創造性が明らかな「伝統」との比較による自らの生計の基盤である「伝統」の再構築・再活性化(第4章)、あるいは遊興のゲーム性を煽ることで実現される新たな客層の取り込み(第6章)として立ち現れる。

このような祇園町で培われてきた生を営む上での流儀 (way of doing)を、本論文では過去から継承／変貌する〈芸〉として理解することを提示したい。ここで言う〈芸〉とは、芸舞妓が身に着けるような舞や邦楽といった芸能や、女将らによる艶めいた駆け引きのテクニックなどの狭義の芸事ではない。外部社会からの抑圧に曝されながらも、祇園町を花街として維持・刷新する実践として想定している。ただし、こうした実践は無制限かつ自由になされる訳ではない。女将たちの〈芸〉において、何をどこまで変容させるのかという決断の参照軸となるのは、数世代前まで遡る過去の女将たちの商売のあり様であると筆者は考える。それが祇園町的生活世界における美意識に反しない限りにおいて、いかなるイデオロムも「範例的操作」[松田 2009: 166]の対象となる。祇園町において、女将たちの生活知の発露は、「お母ちゃんがそうしてたから／そうするだろう」というよく聞かれる言い回しと共になされる。自営業者としての個々の女将たちは、異なる方針や立場で動く存在である。しかしながら、参照軸となる正と負に分ち難い過去の存在が、女将たちによる花街・祇園町の存続という志向性に向けての協働を可能にしているのである。

筆者がフィールドワークを通じて経験したお茶屋遊びの現場では、性的な抑圧-被抑圧関係という構図では理解することができない関係性が展開していた。女将たちは彼女たちの母や祖母らが歩んできた生を参照軸としながら、マクロな社会変動の影響下においても、あるべき商売を模索している。第6章ではこうした商売上の戦略を「地味な商売」が含意

するものとして論じたが、ときにこうした戦略は、花街を存続させていく上で不利になるような選択をも生み出す。このような選択は、祇園町のイデオロムの束に反する振る舞い＝「品の無いお商売」という評価が付されることで、全体としては修正されていく。

こうした個々の女将によるミクロな実践は、長期的な視点から観測すれば、花街・祇園町という女性たちの創り出す社会と、彼女たちの豊かな生のあり方が存続していく事につながっていく。このような外部社会とは異質な世界で営まれる生は、花街の外で生きるわれわれがより豊かで多様な生のあり方を模索していく上で、敬意をもって参照するに値するものであると、筆者は考えている。

(5) 今後の展望

最後に、本論文において残された二点の課題について述べたい。

第一に、祇園町における「伝統」の担い手である女将たちによる個別に生計の維持と、協同して花街というコミュニティを存続させる実践の両立にかんする具体的な事例を提示するという必要がある。本論文では、研究倫理上の問題もあり、例えば花街の存続に抵触する法律をやりすぎず戦略や、作法を解さない厄介な客の振る舞いをやんわりとあしらう技巧といった女将による〈芸〉のレパトリーを、十二分に記述することができなかった。そこで今後の研究においては、現在までのフィールドワークによって得たデータをお茶屋の女将を焦点として読み解くことで、お茶屋遊びの世界をより厚い記述でもって描くことを試みたい。

第二に、花街の外部社会、とりわけマクロでもミクロでもない中間的な位相である京都という都市の社会・空間構造の中で、祇園町という遊興地がいかなる位置にあったのかについて解明する必要がある。本論文では、インフォーマントを得る機会に恵まれなかったという調査上の限界もあり、お茶屋と双壁をなす業種である置屋の実態については明らかにすることができなかった。しかし、花街の根幹となる年季奉公を語る上では、舞妓と旦那をつなぐキーパーソンとして、置屋の女将のミクロな実像を提示することが望まれる。この点については、第1章でその一部を論じた付図「1900(明治33)年時点の祇園甲部営業者一覧」を中心とした史料群の分析と、その解析結果のデータベース化によって、過去の祇園町における、個別のお茶屋と置屋の経営状況や業態の規模、兼業の有無といった、花街を運営していくための経済的なシステムが、京都という都市の社会・空間構造といかに関係していたのかを明らかにしたい。

以上、二点の課題について、今後の研究において調査を進めることで、筆者が本論文において描いてきた花街・祇園町の物語を、より豊かな歴史人類学として補完することを試みたい。

おわりに

私が女将さんと出会った2010年から、早いものでもう3年が経つ。ここ一、二年は、女将さんから結婚を勧められることが増えた。いつまでもふらふらとしていないで両親を安心させなければならない、というそのご教示を、私はいつも小さくなって拝聴している。女将さんはまた、祇園町の若い舞妓たちにも、良い人がいたら結婚するように薦めている。せっかく自前になって自営業者となっても、旦那を得られる機会が少ないために、支出をペイすることが難しいという芸妓の事情に鑑みてのことである。未だ芸舞妓の法的な婚姻が認められていない以上、結婚する者は引退しなければならない。花街を存続させていきたく多くの女将たちは、若い芸妓を大切に扱いつつも、できるだけ長く芸妓を続けて欲しいと望んでいる。そのため、我が店の女将さんがもつこうした考えは、祇園町では異端であるらしく、舞妓たちも「お母さんは変わっておいやすなあ」と呟く。その一方で、女将さんは、祇園町では結婚している芸舞妓は有り得ないし、また今後も芸舞妓の結婚が認められることはないだろうとも語る。こうした相反する意見が女将さんの中に同居している事実は、筆者にとって新鮮な驚きだった。前衛的で保守的であるという矛盾したあり方を身の裡に秘めた女将さんの謎めいた個人像は、祇園町に対する、保守的で古めかしく、厳格であるという先入観を軽妙に塗り替えるものである。

花街・祇園町は、個人のさまざまな見解をはらみつつも、総体としては、古くから培われてきた諸慣習や人間関係、すなわち本論文で検討してきた祇園町を花街として存続させてきた「伝統」を、時代状況に合わせて刷新しながら継承している。例えば近年の祇園町には、それまで固く禁止されていた芸妓の副業を許可したという小さくはない変化があった。これは、旦那の制度が成り立ちにくくなった中で、芸妓が生計を立てていけるようにとの思いから許容された変化である。花街の存続という共有された志向性の元で、祇園町の慣習は柔軟に更新されていく。

こうした巧みな流儀を備える祇園町が存続していく上で、近い将来に争点として浮上するであろう問題が、芸舞妓の婚姻である。この問題は年季奉公というシステムと密接に絡み合っている。婚姻によって花街を去る芸舞妓が増加しつつある今、法的な婚姻の許可は若手芸妓の離脱を止める特効薬であると同時に、客との婚姻外の恋愛—すなわち旦那との関係性—を前提として成立してきた花街の営みを、根底から否定する劇薬でもある。この問題は、芸妓の年季奉公に依拠する業種である置屋の意向を抜きには語れない。したがって今後の調査においては、奉公人からの利益の吸い上げが法的に禁止された昭和30年代以

降の花街で、置屋のサブシステムがいかに確保されてきたのか、そして、仮に夫をもつ芸舞妓と置屋の商売の並存が可能ならば、置屋は彼女たちの存在をどのように読み替えるのか、という二点に注目することで、祇園町の未来について考察を深めていきたい。花街の存続は決して楽観視できるものではないが、祇園町には花街で営まれてきた生を次世代へと継承していく〈芸〉が備わっていると、筆者は感じている。

本論文は、平成 24 年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の交付を受けて行われた研究成果の一部である。また 2013 年度の調査は、京都府「文化力チャレンジ」活動による支援を受けた 2013 年度の事業「舞妓の美—花街を彩る匠の技—」プロジェクトの一環として行われた。厚く御礼を申し上げます。

参照文献

Allison, A

1994 *Nightwork: Sexuality, Pleasure, and Corporate Masculinity in a Tokyo Hostess Club*. University of Chicago Press.

Bennett, Terry, Cortazzi, Hugh and Hoare, James

2006 *Japan and the Illustrated London news : complete record of reported events, 1853-1899*. Folkestone, Kent: Global Oriental.

Carsten, Janet (ed.)

2000 *Cultures of Relatedness: New Approaches to the Study of Kinship*. Cambridge: Cambridge University Press.

Dalby, Carihfield, Liza

1983 (1985) *Geisha*. University of California Press. (『GEISHA—ライザと先斗町の女たち』入江恭子訳、TBSブリタニカ)

Hobsbawm, Eric and Ranger, Terence (ed.)

1983 (1992) *The Invention of tradition*. Cambridge University Press. (『創られた伝統』前川啓治、梶原景昭他訳、紀伊國屋書店)

Okada, Mariko

2010 Before making heritage: internationalization of geisha in the Meiji period. In *Making Japanese Heritage*. Christoph Brumann & Rupert Cox (eds.), pp. 31-43. London: Routledge.

Oring, Elliott

2012 *Just Folklore: Analysis, Interpretation, Critique*. Los Angeles: Cantilever press.

Noyes, Dorothy

2009 Tradition: Three Traditions. *Journal of Folklore Research* 46(3): 233-268.

相原 恭子

2001 『京都—舞妓と芸妓の奥座敷』文春新書。

明田 鉄男

1990 『日本花街史』雄山閣出版。

浅原 須美

1998 『花柳界入門—夫婦で行く花街』小学館。

有賀 喜左衛門

1949(1969) 「日本の家」『有賀喜左衛門著作集Ⅶ 社会史の諸問題』、中野卓、柿崎京一、米地実(編)、
pp.265-319、未来社。

石井 美代

1916 『芸者と待合』 (再録: 2004『女性のみた近代Ⅱ 001 女と労働』、高良留美子、岩見照代(編)、ゆ
まに書房)。

石井 洋二郎

1993『差異と欲望—ブルデュー『ディスタンクシオン』を読む』藤原書店。

井上 章一

1999 『愛の空間』角川選書。

猪熊 兼繁(補・猪熊兼勝)

1992 「都踊の歴史とその特質」『祇園・舞ごよみ』溝縁ひろし、pp.204-215、京都書院。

今西 一

2007 『遊女の社会史—島原・吉原の歴史から植民地「公娼」制まで』有志舎。

岩崎 峰子

2001 『芸妓峰子の花いくさ—ほんまの恋はいっぺんどす』講談社。

岩本 通弥

1959 「イエ」『新しい民俗学へ—野の学問のためのレッスン 26』、小松和彦、関一敏(編)、pp.155-167、
せりか書房。

—

2013 「創設・世界遺産時代と日韓の民俗学—ユネスコ 2 条約の受容をめぐる」『世界遺産時代の民
俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、岩本通弥(編)、pp.15-57、風響社。

エナフ、マルセル

2005(2011) 「贈与、市場、社会正義」齊藤拓訳、後藤玲子監訳、『正義への挑戦』晃洋書房。

エリアス、ノベルト

1978 『文明化の過程 下』赤井慧爾、中村元保、吉田正勝訳、法政大学出版局。

—

1981 『宮廷社会』波田節夫、中埜芳之、吉田正勝訳、法政大学出版局。

遠藤 保子

1933 『三世井上八千代—京舞井上流家元・祇園の女風土記』リプロポート。

太田 達・平竹 耕三(編)

2009 『京の花街—ひと・わざ・まち』日本評論社。

大野 哲也

2008 「地域おこしにおける二つの正義—熊野古道、世界遺産登録反対運動の現場から」『ソシオロジ』
No.163、53(2): 73-90。

小倉 源一郎・板倉 有士郎

1994 『京・祇園』日本地域社会研究所。

岡田 万里子

2013 『京舞井上流の誕生』思文閣出版。

小野沢 あかね

2010 『近代日本社会と公娼制度—民衆史と国際関係史の視点から』吉川弘文館。

大日方 純夫

1989 「日本近代国家の成立と売娼問題—東京府下の成立と売娼問題」『東京都立商科短期大学研究論叢』
39: 1-31。

角崎 洋平

2013 「構想される「生業」への経路—」『体制の歴史』、天田城介・角崎洋平・櫻井悟史(編)、pp53-101、
洛北出版。

加藤 政洋

2005 『花街—異空間の都市史』朝日選書。

2009a 『京の花街ものがたり』角川学芸出版。

2009b 『敗戦と赤線—国策売春の時代』光文社。

神崎 清

1954 『戦後日本の売春問題』社会書房。

菊地 暁

2008 「ユネスコ無形文化遺産になるということ —奥能登のアエノコトの二世紀」『世界遺産時代の
民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、岩本通弥(編)、pp.149-178、風
響社。

京都市観光局(編)

1958 『観光京都 10 年の歩み—昭和 23 年～32 年』京都観光局。

京都博覧協會

1903 『京都博覧會沿革誌 全』京都博覧協會。

京都府

1960 『売春防止法全面施行後の元業者, 元従業婦, 取締の状況』(再録: 2005 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第 9 巻』, pp.21-26、不二出版)。

1974 『京都府誌 下(復刻版)』名著出版。

京都府勸業課

1872 『京都府下遊廓由緒』(再録: 1986 『新撰京都叢書』新撰京都叢書刊行会(編)、pp.103-161、臨川書店)。

京都府総合資料館

1971 『京都府百年の年表 4 社会編』京都府。

京都町触集成研究会(編)

1985 『京都町触集成第七巻』岩波書店。

1986 『京都町触集成 第十一巻』岩波書店。

1987a 『京都町触集成第十二巻』岩波書店。

1987b 『京都町触集成第十三巻』岩波書店。

1989 『京都町触集成 別巻二』岩波書店。

九鬼 周造

1979 『「いき」の構造』岩波文庫。

小池 誠・信田 敏宏

2013 「序論 生をつなぐ家—過去から未来へ」『生をつなぐ家—親族研究の新たな地平』, 小池誠・信田敏宏(編)、pp.1-18、風響社。

小林 丈広

1998 『明治維新と京都—公家社会の解体』臨川選書。

斎藤 光

2011 「ジャンル「カフェー」の成立と普及(1)」。『京都精華大学紀要』39: 137-163。

2012 「ジャンル「カフェー」の成立と普及(2)」。『京都精華大学紀要』40: 95-131。

佐賀 朝

2010 「問題提起—近世～近代「遊廓社会」研究の課題」『年報都市史研究 17 遊廓社会』都市史研究会(編)、pp.2-9、山川出版社。

佐賀 朝・吉田 伸之(編)

2013 『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』、吉川弘文館。

坂本 清泉・坂本 知恵子

1983 『近代女子教育の成立と女紅場』あゆみ出版。

清水 展

2007 「文化を資源化する意味付与の実践—フィリピン先住民イフガオの村における植林運動と自己表象」、『資源人類学 02 資源化する文化』、山下晋司(編)、pp.123-150、弘文堂。

下光 軍二

1959 「芸者の売春」『法律時報』31(9): 34 - 38。

週刊朝日(編)

1988 『値段史年表 明治・大正・昭和』朝日新聞社。

全国芸妓芸妓屋同盟

1959 『請願書(売春対策国民協議会資料 34)』(再録:2005 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第20巻』 pp.133、不二出版)。

曾根 ひろみ

2003 『娼婦と近世社会』吉川弘文館。

高村 直助

1996 『会社の誕生』吉川弘文館。

田中 雅一・松田 素二(編)

2006 『ミクロ人類学の実践—エイジェンシー／ネットワーク／身体』世界思想社。

田中 緑紅(編)

1942 『明治文化と明石博高翁』内外出版。

— (編)

1963 『京の舞踊』京を語る会。

田辺 繁治・松田 素二(編)

2002 『日常実践のエスノグラフィ—語り・コミュニティ・アイデンティティ』世界思想社。

田辺 繁治

2003 『生き方の人類学—実践とは何か』講談社現代新書。

竹中 聖人

2008 「京都の舞妓・芸妓を生みだす力—京都花街の変化」『京都の「まち」の社会学』、鯉坂学・小松秀雄編、pp.121-139、世界思想社。

中央職業紹介事務局

1926 『芸娼妓酌婦周旋業に関する調査』(再録: 1971『近代民衆の記録 3 娼婦』谷川健一(編)、pp.373-438、新人物往来社)。

塚田 孝

2013 「「孝子」褒賞にみる遊女と茶立女」『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』佐賀朝、吉田伸之(編)、pp.127-115、吉川弘文館。

塚本 章宏・中谷 友樹

2011 「花街を訪れる人々—大正期の京都と遊客」『シリーズ 日本文化デジタル・ヒューマニティーズ 03 京都の歴史 GIS Historical GIS of Kyoto』矢野桂司、中谷友樹・河角龍典、田中覚(編)、pp.127-148、ナカニシヤ出版。

辻 ミチ子

1977 『町組と小学校』角川書店。

デーヴィス、ナタリー

1993 『帰ってきたマルタン・ゲール—16 世紀フランスのにせ亭主騒動』成瀬駒男訳、平凡社ライブラリー。

永井 良和

2002 『風俗営業取締り』講談社選書。

中岡 志保

2013a 「消費される花柳界のイメージと、顧客が求めるもの—A 花柳界の事例に関する一考察」『アジア社会文化研究』14: 29-48。

—

2013b 「芸者の民族誌的研究—東京の花柳界を事例として」 広島大学博士(学術)学位請求論文。

中田 友子

2008 「世界遺産と文化保存のパラドックス—ラオスのユネスコ世界遺産、ルアンパバーンとワット・プーの事例から」 『文化人類学』 73(1): 93-106。

中野 卓

1978 『商家同族団の研究 第二版(上)』 未来社。

1983 「祇園万亭一力とその先祖祀り」、喜多野清一(編) 『家族・親族・村落』 pp.69 - 93、早稲田大学出版部。

中原 逸郎

2012 「花街の芸の再創造—京都上七軒における石田民三の寄与を中心に」 慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 『人間と社会の探求』 73: 57-77。

2013 「芸の需要の終焉—花街・京都北野上七軒における西陣の「旦那」に関する聞き取りを中心に」 『日本オーラル・ヒストリー研究』 9: 94-106。

中村 淳

2013 「日本における文化財保護法の展開」、『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、岩本通弥(編)、pp.61-85、風響社。

西尾 久美子

2006a 「伝統文化産業の事業システム—京都花街の事例」 神戸大学経営学研究科、Discussion paper, 2006(28): 1-28。

2006b 「伝統文化産業におけるキャリア形成と制度—京都花街の芸舞妓の事例」 神戸大学大学院経営学研究科博士論文。

2007 『京都花街の経営学』 東洋経済新報社。

西川 祐子

2010 「古都の占領—占領期研究序論」 中部大学、『アリーナ 2010』 10: 143 - 162。

二宮 周平

2007 『家族と法—個人化と多様化の中で』 岩波新書。

ノイズ、ドロシー

2011 「伝統のプロセスにおける拘束性と自由」『現代民俗学研究』3: 3-13.

売春対策国民協議会

1959 『売春対策』第28号(再録: 2006 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第23巻』、pp.119、不二出版)。

売春対策審議会会長・売春対策審議会委員

1959 『芸妓登録制についての要望(売春対策国民協議会資料33)』(再録: 2005 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第20巻』不二出版)。

橋本 和也

1999 『観光人類学の戦略—文化の売り方・売られ方』世界思想社。

花園 歌子

1930 『芸妓通』(再録: 2004 『女性のみた近代Ⅱ004 女と労働』高良留美子・岩見照代(編)、ゆまに書房)。

早崎 春勇

1990 『祇園よいばなし』京都書院。

林屋 辰三郎・村井 康彦・森谷尅久

1979 『日本歴史地名大系第27巻 京都市の地名』平凡社。

平竹 耕三

2002 『コモンズとしての地域空間—共用の住まいづくりをめざして』コモンズ。

福島 真人

2010 『学習の生態学—リスク・実験・高信頼性』東京大学出版会。

藤野 豊

2001 『性の国家管理— 買売春の近現代史』不二出版

—

2012 『戦後日本の人身売買』大月書店。

藤目 ゆき

1997 『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版。

ブルデュー、ピエール

1990 『ディスタンクシオンⅡ』石井洋二郎訳、藤原書店。

ホイジンガ、ヨハン

1963 『ホモ・ルーデンス—人類文化と遊戯』高橋英夫訳、中央公論社。

前田 信二郎

1958 『売春と人身売買の構造』同文書院。

牧 英正

1971 『人身売買』岩波書店。

松川 二郎

1929 『全国花街めぐり』(再録: 2007『近代日本のセクシュアリティ 22 風俗からみるセクシュアリティ性の空間』井上章一(編)、ゆまに書房)。

松田 さおり

2009 「日本における「女のサービス」と企業社会の文化」、『拡散するサブカルチャー—個室化する欲望と癒しと進行形』、谷川建司、王向華、呉咏梅(編)、青弓社、pp120-150。

松田 法子

2014 「温泉場の私娼とその空間—昭和初期熱海にける酌婦と芸妓」、佐賀朝・吉田伸之(編)『シリーズ遊廓社会 2 近世から近代へ』、吉川弘文館、pp.231-257。

松田 素二

2009 『日常人類学宣言!—生活世界の深層へ／から』世界思想社。

松田 有紀子

2010 「「花街らしさ」の基盤としての土地所有—下京区第十五区婦女職工引立会社の成立から」、立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要『Core Ethics』(6)、pp.401-412。

2013 「「女の町」の変貌—戦後における京都花街の年季奉公をめぐって」、『体制の歴史』、天田城介・角崎洋平・櫻井悟史(編)、洛北出版、pp150-201。

2014 「京都—祇園の遊所女紅場—」、佐賀朝・吉田伸之(編)『シリーズ遊廓社会 2 近世から近代へ』、吉川弘文館、pp.131-151。

丸山 淳子

2010 『変化を生きぬくブッシュマン—開発政策と先住民運動のはざままで』世界思想社。

三宅 小まめ・森田 繁子

2000 『聞き書き 祇園に生きて』同胞舎。

モース、マルセル

2009 『贈与論』ちくま学芸文庫。

矢野 彌三郎(編)

1963 『京都年鑑 一九六四年版』夕刊京都新聞社。

——(編)

1964 『京都年鑑 一九六五年版』夕刊京都新聞社。

山口 昌男

2000 『文化と両義性』岩波現代文庫。

山崎 正和

1975 「遊戯論批判」、『藝術・変身・遊戯』山崎正和、中央公論社、pp.185-216。

——

2006 『社交する人間—ホモ・ソシアビリス』中公文庫。

山下 晋司

2009 『観光人類学の挑戦—「新しい地球」の生き方』講談社選書メチエ。

山本 俊一

1983 『日本公娼史』中央法規出版。

矢守 一彦・大塚 隆

1977 『日本の古地図 10 京都幕末維新』講談社。

横田 冬彦

2002 「娼妓と遊客—近代京都の遊郭」『京都の女性史』京都橘女子大学女性歴史文化研究所(編)、
pp.96-120、思文閣出版。

吉田 伸之

2013 「シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市 序文」『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』佐賀朝、吉
田伸之(編)、pp.1-16、吉川弘文館。

吉村 耶蘇次(編)

1959 『1959年版 全京都年鑑』夕刊京都新聞社。

米村 千代

1999 『「家」の存続戦略』勁草書房。

立命館大学産業社会学部鈴木良ゼミナール

1991 『占領下の京都』文理閣。

レイヴ、ジーン・ウェンガー、エティエンヌ

1991(1993) 『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』佐伯胖訳、産業図書。

労働省婦人少年局

1955a 『婦人関係資料シリーズ 一般資料第 31 号 売春に関する資料(改訂版)』(再録：2005 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第 10 巻』 pp.1-65、不二出版)。

—

1955b 『婦人関係資料シリーズ 法規関係第 11 号 売春に関する法令(改訂版)』(再録：2005 『編集復刻版 性暴力問題資料集成 第 9 巻』 pp.123-157、不二出版)。

鷺谷 栲風

1955 『坂口祐三郎伝』大和屋。

渡辺 公三

2009 「歴史人類学の課題——ヒストリアとアナル派のあいだに」『歴史・身体・人類学Ⅱ——西欧の眼』、
渡辺公三、pp.135-69、言叢社。

渡会 恵介

1977 『京の花街』大陸書房。

ウェブサイト

京都市

「祇園新橋伝統的建造物群保存地区保存計画」(京都市情報館ホームページ内、ページ番号 15486)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000015486.html>(アクセス日、2013 年 10 月 31 日)

京都市

「祇園町南歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」(京都市情報館ホームページ内、ページ番号 16167)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000016167.html>(アクセス日、2013 年 10 月 31 日)

京都府の文化芸術情報

「映画『祇園小唄絵日傘 狸大尽(ぎおんこうたえひがさ たぬきだいじん)』の画像配信」(京都府ホームページ内)

<http://www.pref.kyoto.jp/bungei/eizou-gionkouta.html>(アクセス日、2013 年 11 月 28 日)

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

「京都をつなぐ無形文化遺産とは」(京都をつなぐ無形文化遺産「京の食文化——大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」ホームページ内)

http://www.kyo-tsunagu.net/syokubunka/cultural_property/(アクセス日: 2014 年 1 月 21 日)

都をどり公式ウェブサイト

<http://www.miyako-odori.jp/onsyukai/index.html>(アクセス日：2013年5月18日)

矢野 和彦

2012 「文化財行政の現代的な課題 3 今後の文化財行政の方向性について」、『文化財月報』527(文化庁ホームページ内)。

http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2012_08/series_15/series_15.html (アクセス日：2013年12月17日)

註

はじめに

- ¹ 文化人類学者の渡辺公三は、「歴史人類学の課題——ヒストリアとアナル派のあいだに」と題した論考のなかで、この時期に歴史の再考が試みられていた背景として「陰に陽に近代の『歴史』の枠組みを成してきた国民国家」のひずみが生じるなかで、国民と民族が懐疑と期待をもって問い直しが図られているという事情があると指摘している[渡辺 2009: 135]。

序章

- ¹ 現在も芸舞妓が営業を続けている以下の町を指す。上七軒(上京区)・先斗町(中京区)・宮川町(東山区)・祇園甲部(東山区)・祇園東(東山区)。ここで言う祇園町が指す範囲については、本章の第4節「構成と各章の概要」を参照のこと。
- ² 待合とは、本論文で扱うお茶屋と同様の業態の別称である。東京をはじめ、地域によっては一般にお茶屋ではなく待合という呼称を用いる。
- ³ 加藤政洋は貸座敷を「娼妓が寄寓し座敷を借りることを建前にして営業する店」と定義している[加藤 2005: -1-]。警視庁および各府県の警察の許可を得て性売買の場を提供する業態であり、その取り締まりの方針は府県によって異なる。加藤は貸座敷の営業を許可された地域を遊廓と呼んでいる[加藤 2005]。
- ⁴ 近世の売春の実態について分析した曾根ひろみは、近世にはこうした女性たちを、第三者が「商品＝客体」としてあつかうことで利潤の獲得を目指す営業行為が大規模に登場したことを指摘している[曾根 2003: 16]。こうした「売春の大衆化」の背景には、貨幣経済の発展、都市の発展、都市・農村の双方における階層分化の進展、そして「単婚の中でも『家父長の財産の純(ママ)父系的な相続』を目的にした『嫁取婚』」の普及があった。嫁取婚にささえられた近世社会において、婚姻外の恋愛は「密通」とされ、公的権力によって重罪としてとりあつかわれた。それゆえに、売春が営利行為として成立する素地があったのである[曾根 2003]。
- ⁵ 大日方は、それまでの通説に対して、芸娼妓解放令の直接的な契機がマリア・ルズ号事件ではなく、この事件に先行して出された司法省による提案にあったことを指摘した。その上で、この司法省案に、アリア・ルズ号事件を経て大蔵省案と左院意見が折衷されたことで、芸娼妓解放令が成立したことを指摘した。[大日方 1989]。
- ⁶ 大日方によれば、こうした動きは、1876(明治6)年10月の征韓論政変による司法卿として改革路線を押し進めた江藤新平の辞職と、これによる司法省首脳部の構成変化によるものである。なお、1876(明治6)年11月10日には地方行政および警察行政を統括する内務省が設置されている[大日方 1989]。
- ⁷ 斎藤光は、京都におけるカフェーの成立について分析を行った。斎藤は、東京でのカフェーというジャンルの生成を受けて、1911(明治44)年から1914(大正3)年にかけて京都でカフェーを定着したことを指摘している。その上で、京都のカフェーが洋風の飲食物と設えを提供する業種である点、女性の給仕を備えている点から、その発祥からある種のエロス性を内在する空間として成立したとする[斎藤 2012]。その後カフェーは性売買とのむすびつきを強め、1933(昭和8)年の「特殊飲食店営業取締規則」(警察庁令第2号)によって風俗警察による統制に入ることになった[斎藤 2011]。
- ⁸ 「遊客人名帳」とは、貸座敷業者が営業する上で、管轄の警察署への提出を義務付けられていたものである(その詳細は第一章参照のこと)。これは、治安の維持のために、遊客の属性や人数、遊興形態を把握することを目的として作成された[横田 2006]。
- ⁹ 寛政の改革の一環として儒教の精神を奨励するために、江戸幕府によって編纂された善行集『官刻孝義録』の刊行(1801(享和元)年)を契機として行われた、親孝行な子どもへの表彰である。塚田は、大坂では18世紀末から幕末にかけて一貫して「孝子」褒賞や「忠勤」褒賞が実施され、褒賞に値する理由を付して各町に通達されたと指摘する[塚田 2013]。
- ¹⁰ 遠藤は、①については井上流がその一世・二世家元の代に、近衛家や仙洞御所と近い関係にあったことをその根拠に挙げている。②については二世井上八千代が金剛流の野村三次郎(1799~1870)に師事したこと、③についても同じく二世が人形浄瑠璃における人形の動きを舞に導入したことをその根拠に挙げている[遠藤 1993: 210-211]。
- ¹¹ 筆者による、新潟古町や土佐などの他地域の花街での聞き取り調査によれば、この種の芸事は地域によって特色のある変異種があるということであるが、近年では「金毘羅船々」や「とらとら」といった一部の遊戯は、京都のみならず広く知られるようになってきている。
- ¹² 本研究では「イエ」を、血縁関係の有無を問わず、同一の系譜的連続のもとに統合される複合的な家概念を指す語として使用している。このような概念は、商家を同族団として連帯させる条件を、系譜の連

統分岐の相互承認とそれにもとづく暖簾の社会的・経済的信用、そしてそれに裏づけられた生活協同にあるとする中野卓の指摘にもとづくものである [中野 1978]。

第1章

- 13 ここでは近代における町組を指す。1868(慶応4)年に近世の町組を編成することで組織された京都市の行政単位行政組織であり、学区の原型となった。平均25から26町で一組を形成した[辻 1977]。
- 14 1670(寛文10)年の町触では祇園、八坂、北野門町の茶屋に茶立女が許可されている。傾城町は1761(宝暦11)年の町触で「洛中洛外茶屋惣取年寄」を命じられ、非公認の遊興地を差配した[松田 2013]。
- 15 この名前は杉浦家の当主が代々名乗る名前であり、この時点では九代目為充(1820-1895)を指す。
- 16 明治28(1898)年の民法施行には、財産取得編第三節売買第四節に、「不文財産」という概念が登場している。
- 17 法律第99号、1971(明治4)年の寺社領上地令によって上知された寺社の境内地のうち国有地について下げ戻すことを認めた。
- 18 この時点ですでに1889(明治32)年の勅令第359号(私立学校令)が施行されていたものの、私立学校の制定者を法人格として規定した法律第270号(私立学校法)は制定されていない。当時は学校法人という概念は存在していなかった[文部省 1972: 824]。
- 19 ここでいう戸主とは、旧民法(明治31年施行)における法律第12号戸籍法において定められた家の統率者であり、居住指定や家族入籍などの戸主権とよばれる権利を有する者である。旧民法においては、当該の家の戸主が死亡した際には、一人の相続人がその身分・財産を相続した(家督相続)[二宮 2007: 12]。一般的に長男が財産と戸主の地位継承していた。
- 20 ただしこの時点の取り締まりの上では、芸妓を抱える小方業者と娼妓を抱える業者は区別されていないため、この132名のなかには芸妓置屋のみならず遊女を抱える置屋も含まれていたと考えられる。

第2章

- 1 昭和50年の文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)の改正にもとづき制定された制度。城下町や宿場町、門前町とならんで茶屋町が歴史的な集落・町並みとして適用対象となっている。市町村は伝統的建造物群保存地区を指定後、保存計画をさだめる。文化庁や教育委員会は市町村の事業に対して、税制優遇措置を設けるなど支援を行う。
- 2 「市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度実施要綱」(平成25年4月17日施行)により、京都市が平成25年度に創設した制度。その趣旨は、「定義や概念、保存団体が不明確であることから、現行の法令上、文化財としての指定・登録が困難な」無形文化遺産の価値を内外に発信するとともに、継承に向けた市民的気運を盛り上げる事にある。第1号として、平成25年度10月に「京の食文化—大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」が選定された(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課「“京都をつなぐ無形文化遺産”とは」参照、京都をつなぐ無形文化遺産「京の食文化—大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」ホームページ内)。
- 3 戦前の祇園町では、四条通の南北を問わず借家でお茶屋を営む経営者が多く、小嶋のように店舗が移転することは珍しく事はなかった(桐野弓子、2012年4月18日)。
- 4 1949年(昭和24年)の法隆寺金堂壁画の焼損を契機に制定された、文化財の保存活用を目的とする法律。文部科学省および文化庁を主たる所管とする。保護すべき文化財のカテゴリやその選出基準などを定める。中村淳は、文化財保護法の改正過程に注目し、当初は「ナショナルなもの」としてスタートした文化財保護法が、「ローカルなもの」を包摂する過程において、グローバルな文化財、ナショナルな文化財、ローカルな文化財という階層構造を生み出してきたと指摘している [中村 2013]。
- 5 昭和50年の文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)の改正にもとづき制定された制度。城下町や宿場町、門前町とならんで茶屋町が歴史的な集落・町並みとして適用対象となっている。市町村は伝統的建造物群保存地区を指定後、保存計画をさだめる。文化庁や教育委員会は市町村の事業に対して、税制優遇措置を設けるなど支援を行う。
- 6 この計画では、祇園新橋地区のお茶屋として建てられた家屋の様式を、「京風町屋」の特殊な一形式であるとされる「本二階建町屋茶屋様式」をはじめとする数種類に分類している(京都市「祇園新橋伝統的建造物群保存地区保存計画」参照、京都市情報館ホームページ内)。
- 7 宮川町地区は宮川筋3丁目から6丁目に位置しており、面積は約2.1ヘクタール。対して八坂通地区は東大路通から大和大路までの八坂通沿道市街地、面積は約1.5ヘクタールである(京都市「祇園町南歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」、京都市情報館ホームページ内)。
- 8 詳細については、京都市「祇園町南歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」参照のこと(京都

市情報館ホームページ内)。

- 9 京都府条例(平成 22 年 11 月 1 日条例第 22 号)によって、木屋町とともに祇園町に無料案内所を設けることが禁止されたため、現在は別業種の店舗となっている。

第 3 章

- 1 実際には置屋に加えて、芸妓の派遣先である待合・料理屋そして検番もまた、芸妓の収益を一定の割合で差し引いていた [中央職業紹介事務局 1926; 417]。
- 2 花園歌子は、1930(昭和 5)年 3 月における「分け」の芸妓の収入実例を挙げている。この月の稼ぎ高は 145 円 56 銭であり、総収入は 95 円 28 銭、総支出は 45 円 47 銭で、残額の 49 円 81 銭から前借金を償却する計算になる。なお、彼女の前借金は 1200 円であった [花園 1930: 54-5]。
- 3 ただし貸座敷は営業停止の対象となっておらず、また地方長官によって「下級待合」であると判断された店は、名称を「慰安所」に改めることで営業の継続が認められた。芸妓や芸妓置屋についても同様に、「下級待合」の営業に必要な業種であると判断され、「享乐的ならざる慰安施設」として営業を許可されている [藤野 2001; 小野沢 2010]。
- 4 1945 年の警保局警務課による調査によれば、1944 年 2 月末の時点で 42,568 名存在した芸妓のうち、実に 42,039 名が休業を命じられていた。この 42,039 名中、転業あるいは廃業した芸妓は 16,614 名に上る。ただし、この休業者の内、別の業種として復活した者は 7,347 名にのぼり、そのうち 7,131 名という圧倒的多数が「慰安施設」での労働に従事していた。「慰安施設」業者の総計は 4,842 軒であるが、そのうち元芸妓置屋経営者は 2,068 名であり、ついで元待合経営者 1,425 名、元料理屋 1,238 名と続く [小野沢 2010]。
- 5 この通達が出されたのは、終戦を迎えた 1945(昭和 20)年 8 月に設立された特殊慰安施設協会(Recreation and Amusement Association)において米兵に性病が蔓延したために、日本政府に花柳病(性行為感染症の総称、主に梅毒を指す)の撲滅を求めた連合国軍最高司令官覚書 9 号が発された後のことである [藤野 2001; 藤目 1997]。
- 6 戦前から戦後の内務省解体まで警察行政を担当していた部局。
- 7 1954(昭和 29)年には「半玉」や「仕込み」として就業する未成年の労働基準を規制する法律として、女子年少者労働基準規則 (1954 年 6 月 19 日、労働省令第 16 号) が制定されている。同法は、18 歳未満の女性の就業を制限する業務として、酒席に侍る業務(第 8 条 44 号)や遊興的接客業における業務(同 45 号)を定めている。
- 8 売春対策国民協議会の機関紙『売春対策』は、労働基準法の適用を免れるために下宿屋の体裁をとった芸妓置屋が、毎月の芸妓の収益から看板料や下宿料を過度に差し引いていた事例を報告している [売春対策国民協議会 1959]。売春対策国民協議会は、売春問題対策協議会のメンバーで、日本基督教婦人矯風会副会頭をつとめた久布白落実を会長とする組織である。
- 9 さらに占領期には、お茶屋・料理屋を取り締まり対象とする風俗営業取締法 (昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号) が制定されている。風俗営業取締法は「客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」を風俗営業として定めたため、お茶屋は風俗営業として定義され、公安委員会の営業許可を得ることが義務づけられた(第 3 条)。戦後、お茶屋は風俗営業法をもって各府県の公安委員会によって取り締まれることになり、実際にどのような業態を違法とするかの判断は各府県に任された。
- 10 その詳細は、①風俗営業取締法の許可を得た業者の集合地・戦前からの遊廓・私娼窟。(赤線区域)、②食品衛生法の営業許可で営業している地域(事実上の赤線区域や青線)、③旅館業法の営業許可で営業しているが、実際は娼家が経営する旅館の集合地、④普通の民家を利用した「特殊飲食店」、とある(神崎 1954: 62)。
- 11 売春対策審議会は、1956(昭和 31)年 3 月に売春の禁止および処罰を目的とする売春等処罰法案可決をめざす政府によって設置され、法律案の審議および売春対策一般に関する重要事項の調査に当たった組織。同年 4 月には、売春対策審議会の答申を得て、売春防止法案を提出した。
- 12 註 1 を参照のこと。
- 13 当時、京都市内には祇園甲部、祇園乙部、島原、宮川町、中書島、先斗町、上七軒の 7 地域に芸妓組合が存在しており、組合に所属する芸妓の総数は 816 名に上っていた(『京都新聞』、1949 年 3 月 29 日、朝刊、第 2 面、「花街の女をボスから解放」)。
- 14 1947(昭和 22)年制定の職業安定法は、労働大臣の許可を得ていない有料職業紹介事業を禁止すると定め、事業の許可を得た営業者についても、中央職業審議会が定めた手数料以外の報酬をとることを禁止している。この通知以降、検番による芸妓のあっせん行為は、有料職業紹介事業として認可を受けて行われるようになった(1954 年 10 月 13 日、職発第 581 号「芸妓屋営業に対する取扱いについて」)。

- 15 この通知では、検番は「芸妓屋の一部」とみなされている。つまり、芸妓置屋・検番があっせん業者ではなく雇用主(もしくは雇用主の関連先)とみなされたことで、労働基準法による取り締まり対象とされたと考えられる[労働省婦人少年局 1955: 23]。これを補足するために労働省婦人少年局から各地の婦人少年室長にあてて出された通知が、前節で述べた芸妓置屋を労働基準法による取り締まりとすると定めた「芸妓屋営業に対する取扱変更について」(1954年11月5日、婦発363号)である。
- 16 京都労働基準局とは、各都道府県に設けられた労働省の地方出先機関の1つである。その後、2000年(平成12年)の中央省庁再編に先立ち、都道府県女性少年室・都道府県職業安定主務課と統合されて、都道府県労働局として発足し、現在に至っている。本記事を裏づける京都労働局の史料が待たれる。
- 17 京都労働基準局による京都花街への労働基準法の適用に関しては、『京都府百年の年表4 社会編』に言及がある[京都府総合資料館編 1971: 304]。
- 18 当時すでに貸座敷の営業は禁止されている。ここでは料金をとって部屋を貸す業態、レンタルスペース業のことか。加藤(2009a)は、京都における近世からの連続性をもつ「時限・日限を設けて部屋を貸す」業態を「席貸」であるとしている。
- 19 売春防止法の施行から2年を経た1960(昭和35)年の時点で、京都府全体でお茶屋営業者については100名程度、貸席営業者は50名程度が減少した。京都府は、お茶屋および貸席営業者減少が特に目立った地域として宮川町と祇園東を挙げている。宮川町ではお茶屋・貸席業者全体の50%、祇園東では25%が転廃業したという[京都府 1960]。
- 20 現在、京都花街国民健康保険組合の事務所は東山区清本町に位置している。なおこの建物は、祇園町の旧検番である(序章参照)。現在の京都花街では、組合事務所が検番の業務を行っている地町が多い。
- 21 この勧告は『1959年版 全京都年鑑』に所収されている[吉村(編)1959]。

第4章

- 1 『京都博覧會治革史』などでは都踊と表記されるが、井上流や祇園甲部歌舞会では都をどりと表記する。本論文では京都博覧會にかんする史料を引用した部分では都踊と表記し、その他は都をどりで統一する。
- 2 杉浦は四条通南側に店を構えるお茶屋一力の主人であり、私財を投じて祇園町に梅毒検査所を設立するなどの活動を通じて、祇園町のなかで大きな発言力をもっていた[田中(編)1942]。
- 3 現在の歌舞練場は、1912(明治45)年に驅黴院(当時は八坂病産院)の跡地に新築されたものである。
- 4 再開されたのは終戦後の1950(昭和25)年のことである。ただし、この時点では歌舞練場が占領軍にダンスホールとして接収されていたために、南座での開催となった。歌舞練場での上演がなかったのは、1953(昭和28)年である [猪熊 1992]。
- 5 同上。
- 6 祇園甲部歌舞会が運営する都をどり公式ウェブサイトより「温習会とは」頁による(参照 URL: <http://www.miyako-odori.jp/onsyukai/index.html>、アクセス日: 2013年5月18日)。
- 7 同上。
- 8 ここでは、一見さんお断りに象徴されるお茶屋の商業上の慣習や、芸舞妓に要請される身体技法、客が準拠するお茶屋遊びの作法といった、ある種の美的価値をともなうお茶屋遊びを構成する作法を想定している。
- 9 ある地方の芸妓(30代)によれば、祇園町では地方として舞妓を経ず芸妓から出る場合も、年季奉公をする必要がある(2012年10月6日祇園町南側のお茶屋にて聞き取り)。
- 10 前述のお茶屋の女将(60代後半、芸妓経験なし)によれば、祇園町で既婚者が芸舞妓として出ることには「ありえない」ことなのだという(2011年2月10日お茶屋Aにて聞き取り)。
- 11 染屋(京友禅師、染色家とも呼ぶ)の田畑喜八が代々手掛けている。第1回の都をどりでは、当代(五代田畑喜八)の曾祖父である二代田畑喜八が手による衣装が用いられた。肩から袖山にかけて描かれるしだれ桜の図案は基本的に同じであるが、色や意匠はその年の演目に合わせて毎年変化する。

第5章

- 1 本論文における「イエ」の定義については、序章註5参照。社会人類学者の小池誠と信田敏宏は、マレーシアの漁村における調査から、供住と共食とを通して人びとが親族としてなりうることを指摘したケーステンによって提示された relatedness(つながり)の概念をもとに、「場としての家」という概念を提示している。これは、「場」すなわち家屋を共有し、身体的相互行為をともなう個人の集合である。小池と信田は「法人としての家」と「場としての家」を架橋するコアとして、つながりによって、人びとが家の成員「になる」という可変的な関係性に注目した[小池・信田 2013]。

- 2 妹舞妓の不法な言動は姉芸妓の名誉を著しく傷つけてしまう。妹舞妓が派遣先のお茶屋で粗相をした場合、姉芸妓は共に謝罪に行く(梅志づ、2011年11月24日)。
- 3 例えば、妹舞妓の独立を支援するために、自らの鼠窟客を紹介してやることなどが挙げられる。紹介を受けた客は、姉芸妓の名誉のために、店出しをはじめとする妹舞妓の節目の儀礼に際して金銭的な支援をするのである。
- 4 1927(昭和2)年に発生した経済恐慌。関東大震災後に発行された震災手形の処理をめぐり発生した。
- 5 井川悦子の丁稚時代には、お茶屋に客がやってくると、その客が鼠窟にしてはいる芸舞妓が所属する置屋に知らせに走ったという。そのため丁稚たちは、お茶屋の鼠窟客たちの顔や好みを把握する必要があったのである。やがて丁稚が奉公人としての階梯を上がり仲居になると、それまでに築き上げた自分を鼠窟にしてくれる客との関係性が、後ろ盾になったのだという(井川悦子、2011年11月9日)。
- 6 戦前における低所得者向けの貸付事業を、民生委員の前身である方面委員の活動から分析した角崎洋平は、このような貧困家庭出身者に対する返済までの「経路」を備えた資金貸付システムに注目し、福祉的貸付という概念を提示している[角崎 2013]。
- 7 藤野豊によれば、労働省婦人少年局労働課長長谷野せつは、1955(昭和30)年7月11日の第22回国会衆議院法務委員会において、不当な前借金による強制労働や人身の拘束が行われた場合を指して「不当雇用慣行」という用語を用いていると発言している[藤野 2012: 342]。
- 8 これらの施設とは別に、同じ市内の花街である祇園乙部、宮川町、七条新地、島原、中書島が、占領軍の「慰安所」に指定された。各地域の歌舞練場はホールや酒場に改装され、所轄の警察署から通訳が派遣された。ダンスホール・慰安所ともに、「一定地区を限った特殊業態」であり、あくまでも占領軍の将兵専用の施設であって日本人の利用は禁止された(『京都新聞』、1945年9月9日、朝刊、第2面、「急テンポでキャバレー六ヶ所 ダンサー志望も既に二百名 新粧する京都」)。

第6章

- 1 本章でいう戦略とは、長期的な展望にもとづいて意識的に練られた駆け引きのみならず、直面した局面の状況に際して「ハビトゥスの無自覚な計算(実践感覚)によって慣習行動を方向づけてゆく暗黙の行動原理」[石井 1993: 158]というブルデューの戦略概念として想定している。
- 2 例えば銀座のホステスの調査を行った松田さおりは、1990年代の不況にともない企業が接待交際費を削減したことで、ホステスクラブの利用者が減少したことを指摘している[松田 2009]。
- 3 受けた恩に対する返礼は、モースがアメリカ北西部の諸部族によるポトラッチに見出した「闘争型の全体的給付」[モース 2009: 19]における「義務と自由が入り交じった贈与の雰囲気」[モース 2009: 260]と類似する感覚にもとづいてなされる。返礼は強制ではないが怠れば受贈者の名誉は貶められるのである。
- 4 西尾によれば、2時間ほどの宴会に芸舞妓を呼ぶ場合、1人あたりの花代は25,000から35,000円程度である[西尾 2007: 29]。これにお茶屋の席料や飲食代が加算されることになる。逆に、バーを利用して芸舞妓を呼ばず食事もしない場合は花代が省略され、席料とアルコールや肴の代金のみで済む。
- 5 消費行動のうち、現実的必要性のない「美的性向によって選択される文化的慣習行動」[石井 1993: 204]に見出される態度を指す。
- 6 昭和34年3月25日京都府条例第2号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例。この条例によって、京都府ではお茶屋と旅館が法的に分離された。第5章参照。

付図 1900(明治 33)年時点の祇園甲部営業者一覧 ※一般に公開されている資料のため、以下の営業者は実名で記載する。

(「財団法人八坂女紅場設立申請書」別紙「就業者証明願」、京都府立総合資料館所蔵、京都府庁文書『第三課 明治三十四年一月 私立学校一件』より作成)

NO.	氏名		性別	戸籍(住所地力)	身分	業種	備考
1	白木	マツ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 11 番戸	平民	貸座敷業	
2	田村	クラ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
3	吉田	ヒサ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 14 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
4	時■	カメ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 14 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
5	小西	フサ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 14 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
6	本田	イク	女	下京区八坂新地祇園町北側第 30 番戸	平民	貸座敷業	
7	稲原	タミ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 15 番戸	平民	貸座敷業	
8	三巻	エン	女	下京区八坂新地祇園町北側第 18 番戸	平民	貸座敷業	
9	北村	ヒサ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 19 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
10	木俣	チウ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 8 号	平民	貸座敷業	
11	荒井	リウ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 35 番戸	平民	貸座敷業	芸妓宮津芳路が上七軒の抱主に戻るも逃亡。新井は 320 円の敷金を貸したきり揚げ金を回収できず。行方不明者の税は払えず一時廃業届を出す(『京都附録』11 月 2 日「祇園だより」)。
12	藤田	イト	女	下京区八坂新地祇園町北側第 38 番戸	平民	貸座敷業	
13	池田	ミネ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 42 番戸	平民	貸座敷業	
14	中山	伊助	男	下京区八坂新地祇園町北側第 13 番戸	平民	貸座敷業	
15	奥田	八重	女	下京区八坂新地祇園町北側第 49 番戸	平民	貸座敷業	
16	田中	力三	男	下京区八坂新地祇園町北側第 23 番戸	平民	貸座敷業	
17	東	房武■	男	下京区八坂新地祇園町北側第 10 番戸	平民	貸座敷業	

18	中村	廣■	■	下京区八坂新地祇園町北側第 52 番戸	平民	貸座敷業	
19	菊川	ツル	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸	平民	貸座敷業	
20	杉原	トミ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 44 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
21	三上	ツタ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 48 番戸	平民	貸座敷業	
22	伊藤	ツル	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 4 号	平民	貸座敷業	
23	内田	タキ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 53 番戸	平民	貸座敷業	
24	小関	久次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第 54 番戸	平民	貸座敷業	
25	■川	シウ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 6?0 番戸	平民	貸座敷業	
26	田中	キミ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 43 番戸	平民	貸座敷業	
27	石川	ミカ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 47 番戸	平民	貸座敷業	清本町(337)に同名アリ。複数の営業免許もつ力。
28	大谷	ヒサ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 13 号	平民	貸座敷業	
29	長谷川	イト	女	下京区八坂新地祇園町北側第 17 番戸	平民	貸座敷業	
30	秋山	菊次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
31	浅野	ヨネ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
32	杉本	秀吉	男	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 11 号	平民	貸座敷業	
33	本多	トク	女	下京区八坂新地祇園町北側第 23 番戸	平民	貸座敷業	
34	松井	ムラ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 62 番戸	平民	貸座敷業	
35	平瀬	ミサ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 53 番戸内 2 号	平民	小方業	
36	辻	梅枝	女	下京区八坂新地祇園町北側第 29 番戸	平民	小方業	

37	鈴木	キシ	女	下京区八坂新地祇園町北側第5番戸	平民	小方業	富永町(147)に同名アリ。芸妓・小三力。八坂女紅場の舞教師を勤める乙部の小方業者・高橋八重の門人で師匠に訴えられる形になった(『京都附録』明治33年11月7日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。井上研究会会員(『京都附録』明治33年8月25日「舞の研究会」)。
38	山本	マツ	女	下京区八坂新地祇園町北側第50番戸内10号	平民	小方業	
39	中谷	徳兵衛	男	下京区八坂新地祇園町北側第21番戸	平民	小方業	
40	山中	吉次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第24番戸	平民	小方業	
41	谷田	亀次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第50番戸内5号	平民	小方業	
42	小島	善助	男	下京区八坂新地祇園町北側第50番戸内8号	平民	小方業	芸妓小島ふく(福)の祖父。福の母芸妓琴を相手に小方業を営む。貸座敷取締規則施行を前に廃業し貸座敷「小島琴」を11月より開業(『京都附録』11月2日「祇園だより」)。
43	辻	セイ	女	下京区八坂新地祇園町北側第4番戸内1号	平民	小方業	
44	酒井	キシ	女	下京区八坂新地祇園町北側第23番戸	平民	小方業	
45	西川	文次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第20番戸	平民	小方業	
46	八木	清助	男	下京区八坂新地祇園町北側第75番戸内10号	平民	小方業	明治33年の組合会副議長、乙部による訴訟の被告人総代。戸田派、明治33年11月に開業、組合員の資格を手に入れて戸田と穂北排斥に動く。
47	竹村	イト	女	下京区八坂新地祇園町北側第33番戸	平民	小方業	
48	定永	儀助	男	下京区八坂新地祇園町北側第40番戸	平民	小方業	
49	岡本	コマ	女	下京区八坂新地祇園町北側第16番戸	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。同住所。

50	北村	長次郎	男	下京区八坂新地祇園町北側第 19 番戸	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。同住所。小方業開業を望む女性に研究のため芸妓に出る事をすすめる(『京都附録』明治 33 年 7 月 13 日「小方業研究」)。
51	岡本	宗吉	男	下京区八坂新地祇園町北側第 16 番戸	平民	小方業	
52	杉浦	ムメ	女	下京区八坂新地祇園町北側第 50 番戸内 10 号	平民	小方業	
53	小川	ハル	女	下京区八坂新地祇園町北側第 39 番戸内 4 号	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。号違い。
54	中村	喜兵衛	男	下京区八坂新地祇園町北側第 3 番戸	平民	引手茶屋業	
55	石田	セキ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 49 番戸	平民	貸座敷業	
56	中村	エイ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 183 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。
57	金岩	鍛	■	下京区八坂新地祇園町南側第 52 番戸	平民	貸座敷業	
58	岩井	サト	女	下京区八坂新地祇園町南側第 12 番戸	平民	貸座敷業	
59	小田木	トク	女	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 5 号	平民	貸座敷業	
60	駒宮	リキ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 13 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
61	安藤	ラク	女	下京区八坂新地祇園町南側第 14 番戸	平民	貸座敷業	
62	今井	シカ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 19 番戸	平民	貸座敷業	
63	小西	縫	女	下京区八坂新地祇園町南側第 13 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
64	主原	フサ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 27 番戸	平民	貸座敷業	博多町恵美須社氏子に主原家あり関係力
65	片山	ハツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 213 番戸	平民	貸座敷業	井上流家元・片山春子と関係力。「財産目録」の女紅場所所有の建家 15 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。
66	中村	浅吉	男	下京区八坂新地祇園町南側第 48 番戸	平民	貸座敷業	
67	大島	コウ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 35 番戸	平民	貸座敷業	

68	国枝	セキ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 38 番戸	平民	貸座敷業	
69	中■	半七	男	下京区八坂新地祇園町南側第 37 番戸	平民	貸座敷業	
70	高橋	タネ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 39 番戸	平民	貸座敷業	
71	川戸	カツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 42 番戸	平民	貸座敷業	
72	小泉	為次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 188 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 日 10 日『私立学校一件』)。
73	奥野	イト	女	下京区八坂新地祇園町南側第 55 番戸	平民	貸座敷業	
74	藤田	ミネ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 204 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所有の建家 7 と番戸一致(明治 33 年 10 日 10 日『私立学校一件』)。
75	小門	ヤス	女	下京区八坂新地祇園町南側第 40 番戸	平民	貸座敷業	
76	杉浦	次郎右衛門	男	下京区八坂新地祇園町南側第 46 番戸	平民	貸座敷業	お茶屋「一力」の主人、明治 5 年の区長カ。
77	森口	典三郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 8 号	平民	貸座敷業	
78	黒田	リツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 17 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
79	小門	ミカ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 46 番戸	平民	貸座敷業	
80	山田	マツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 198 番戸	平民	貸座敷業	宮川筋一丁目(420)、二十一軒町(433)に同名アリ。「財産目録」の女紅場所有の建家 5 と番戸一致(明治 33 年 10 日 10 日『私立学校一件』)。
81	奥井	ナカ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 675 番戸	平民	貸座敷業	
82	田畑	与(與)平	男	下京区八坂新地祇園町南側第 122 番戸	平民	貸座敷業	貸座敷「鳥居本」。明治 30 年、明治 31 年の取締、乙部による訴訟の被告人総代。明治 35 年再選。穂北派。
83	坂田	友吉	男	下京区八坂新地祇園町南側第 44 番戸	平民	貸座敷業	
84	堀	キミ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 20 番戸	平民	貸座敷業	

85	辻村	多助	男	下京区八坂新地祇園町南側第 227 番戸	平民	貸座敷業	貸座敷「松八重」。明治 33 年の副取締、同年の訴訟総代。穂北派。
86	杉本	竹次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 191 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。
87	山本	キミ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
88	木村	タツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 29 番戸	平民	貸座敷業	
89	村井	テル	女	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
90	松本	米吉	男	下京区八坂新地祇園町南側第 2 番戸	平民	貸座敷業	
91	中西	コト	女	下京区八坂新地祇園町南側第 36 番戸	平民	貸座敷業	
92	田村	イシ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 141 番戸	平民	貸座敷業	
93	田中	新助	男	下京区八坂新地祇園町南側第 184 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。
94	蠅庭	常次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 190 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。現在、祇園町南側に蠅庭酒店あり。
95	小野	マツ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 192 番戸	平民	貸座敷業	「財産目録」の女紅場所所有の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 月 10 日『私立学校一件』)。
96	村山	モト	女	下京区八坂新地祇園町南側第 20 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
97	吉田	ナル	女	下京区八坂新地祇園町南側第 282 番戸	平民	貸座敷業	
98	大久保	コマ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 240 番戸	平民	小方業	
99	平井	キク	女	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 12 号	平民	小方業	
100	岡本	トモ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 25 番戸内 2 号	平民	小方業	
101	奥村	清助	男	下京区八坂新地祇園町南側第 188 番戸	平民	小方業	

102	川勝	太郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 189 番戸	平民	小方業	「財産目録」の女紅場所の建家 4 と番戸一致(明治 33 年 10 日 10 日『私立学校一件』)。
103	山川	コノ	女	下京区八坂新地祇園町南側第 180 番戸	平民	小方業	芸妓・この。八坂女紅場の舞教師を勤める乙部の小方業者・高橋八重の門人で師匠に訴えられる形になった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。「財産目録」の女紅場所の建家 24 と番戸一致(明治 33 年 10 日 10 日『私立学校一件』)。
104	上田	勇次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 30 番戸内 3 号	平民	小方業	
105	中村	中兵衛	男	下京区八坂新地祇園町南側第 34 番戸	平民	小方業	
106	鈴木	忠次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 38 番戸内 3 号	平民	引手茶屋業	
107	岩田	幸次郎	男	下京区八坂新地祇園町南側第 9 番戸	平民	引手茶屋業	
108	田中	穂兵衛	男	下京区八坂新地祇園町南側第 10 番戸	平民	引手茶屋業	
109	岡田	キミ	女	下京区八坂新地富永町第 30 番戸	平民	貸座敷業	
110	山中	ハツ	女	下京区八坂新地富永町第 25 番戸	平民	貸座敷業	
111	小柳	タネ	女	下京区八坂新地富永町第 22 番戸	平民	貸座敷業	
112	岡	■ナ	女	下京区八坂新地富永町第 49 番戸	平民	貸座敷業	
113	古川	マツ	女	下京区八坂新地富永町第 52 番戸	平民	貸座敷業	
114	津村	ツノ	女	下京区八坂新地富永町第 59 番戸	平民	貸座敷業	
115	今西	サノ	女	下京区八坂新地富永町第 60 番戸	平民	貸座敷業	
116	太田	忠次郎	男	下京区八坂新地富永町第 61 番戸	平民	貸座敷業	
117	上田	ツネ	女	下京区八坂新地富永町第 62 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
118	杉田	アサ	女	下京区八坂新地富永町第 38 番戸	平民	貸座敷業	
119	遠藤	ユイ	女	下京区八坂新地富永町第 69 番戸	平民	貸座敷業	

120	多田	タミ	女	下京区八坂新地富永町第 70 番戸	平民	貸座敷業	
121	明田	ユキ	女	下京区八坂新地富永町第 71 番戸	平民	貸座敷業	富永町に明田(あきた)姓の小方屋「清水雪」あり(『京都附録』 明治 33 年 6 月 29 日)
122	駒宮	イク	女	下京区八坂新地富永町第 72 番戸	平民	貸座敷業	
123	山本	コウ	女	下京区八坂新地富永町第 73 番戸	平民	貸座敷業	
124	小濱	ミツ	女	下京区八坂新地富永町第 76 番戸	平民	貸座敷業	
125	八木	トメ	女	下京区八坂新地富永町第 18 番戸	平民	貸座敷業	
126	中島	サト	女	下京区八坂新地富永町第 64 番戸	平民	貸座敷業	お茶屋「広島屋」カ。
127	穂北	孝次	男	下京区八坂新地富永町第 51 番戸	士族	貸座敷業	明治 33 年の取締、第 1・2 回法人化申請者、乙部訴訟の被告人総代、財団法人化にとまない理事に選任。
128	西村	マサ	女	下京区八坂新地富永町第 5 番戸	平民	貸座敷業	
129	山岡	アイ	女	下京区八坂新地富永町第 32 番戸	平民	貸座敷業	
130	佐々木	ヒデ	女	下京区八坂新地富永町第 14 番戸	平民	貸座敷業	
131	西田	ツル	女	下京区八坂新地富永町第 4 番戸	平民	貸座敷業	
132	青木	セイ	女	下京区八坂新地富永町第 13?番戸	平民	貸座敷業	
133	安井	トモ	女	下京区八坂新地富永町第 2 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
134	長谷川	チカ	女	下京区八坂新地富永町第 3 番戸	平民	貸座敷業	
135	山田	フク	女	下京区八坂新地富永町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
136	中路	キノ	女	下京区八坂新地富永町第 17 番戸	平民	貸座敷業	昭和 27 年学校法人化時点の女紅場理事に中路弥市の名前アリ。
137	北村	ユキ	女	下京区八坂新地富永町第 27 番戸	平民	貸座敷業	
138	藤見	小糸	女	下京区八坂新地富永町第 28 番戸	平民	貸座敷業	
139	井上	ヤス	女	下京区八坂新地富永町第 79 番戸	平民	貸座敷業	

140	遠藤	クラ	女	下京区八坂新地富永町第 81 番戸	平民	貸座敷業	
141	吉川	アイ	女	下京区八坂新地富永町第 19 番戸	平民	小方業	
142	小林	寅吉	男	下京区八坂新地富永町第 9 番戸	平民	小方業	
143	梅垣	重吉	男	下京区八坂新地富永町第 16 番戸内 2 号	平民	小方業	
144	木下	常次郎	男	下京区八坂新地富永町第 82 番戸	平民	小方業	
145	森	ハナ	女	下京区八坂新地富永町第 1 番戸	平民	小方業	芸妓君葉力。八坂女紅場の舞教師を勤める乙部の小方業者・高橋八重の門人で師匠に訴えられる形になった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。
146	遠藤	ラク	女	下京区八坂新地富永町第 56 番戸	平民	小方業	料理屋を兼業し娼妓君榮(28)を抱える。娼妓取締規則違反となった(『京都附録』明治 33 年 12 月 2 日「祇園だより」)。
147	鈴木	キシ	女	下京区八坂新地富永町第 50 番戸	平民	小方業	祇園町北側(37)に同名アリ。複数の営業免許もつ力。
148	三上	マツ	女	下京区八坂新地富永町第 74 番戸	平民	小方業	
149	谷口	ミエ	女	下京区八坂新地富永町第 22 番戸	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。同町、番戸違い。
150	小原	テイ	女	下京区八坂新地富永町第 15 番戸	平民	小方業	
151	佐々木	駒次郎	男	下京区八坂新地富永町第 21 番戸	平民	小方業	
152	白木	キク	女	下京区八坂新地富永町第 65 番戸内 1 号	平民	小方業	
153	北村	ハツ	女	下京区八坂新地富永町第 35 番戸	平民	小方業	
154	三木	ハツ	女	下京区八坂新地末吉町第 1 番戸	平民	貸座敷業	
155	吉田	シツ	女	下京区八坂新地末吉町第 3 番戸	平民	貸座敷業	
156	廣瀬	フサ	女	下京区八坂新地末吉町第 5 番戸	平民	貸座敷業	
157	吉岡	ユカ	女	下京区八坂新地末吉町第 6 番戸	平民	貸座敷業	
158	櫻井	ヤス	女	下京区八坂新地末吉町第 56 番戸	平民	貸座敷業	

159	金井	リウ	女	下京区八坂新地末吉町第 59 番戸	平民	貸座敷業	
160	藤井	トラ	女	下京区八坂新地末吉町第 10 番戸 4 号	平民	貸座敷業	
161	北垣	クミ	女	下京区八坂新地末吉町第 14 番戸	平民	貸座敷業	
162	池田	マサ	女	下京区八坂新地末吉町第 15 番戸	平民	貸座敷業	
163	近松	キク	女	下京区八坂新地末吉町第 16 番戸	平民	貸座敷業	
164	大谷	忠兵衛	男	下京区八坂新地末吉町第 10 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
165	石田	フジ	女	下京区八坂新地末吉町第 17 戸	平民	貸座敷業	
166	井上	スエ	女	下京区八坂新地末吉町第 22 番戸内 5 号	平民	貸座敷業	
167	佐野	マツ	女	下京区八坂新地末吉町第 70 番戸	平民	貸座敷業	
168	木村	カツ	女	下京区八坂新地末吉町第 23 番戸	平民	貸座敷業	
169	山田	フミ	女	下京区八坂新地末吉町第 25 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
170	武田	テツ	女	下京区八坂新地末吉町第 25 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
171	谷岸	タマ	女	下京区八坂新地末吉町第 26 番戸	平民	貸座敷業	
172	中西	ムメ	女	下京区八坂新地末吉町第 28 番戸	平民	貸座敷業	
173	■本	フサ	女	下京区八坂新地末吉町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
174	渡邊	ムメ	女	下京区八坂新地末吉町第 33 番戸	平民	貸座敷業	
175	小林	ウタ	女	下京区八坂新地末吉町第 34 番戸	平民	貸座敷業	
176	橋本	千代	女	下京区八坂新地末吉町第 38 番戸	平民	貸座敷業	
177	加藤	ハツ	女	下京区八坂新地末吉町第 46 番戸	平民	貸座敷業	貸座敷「美濃外(よそ)」を営む。帳場の藤本清兵衛は乙部で小方業を営んでいたため、訴訟では主家を被告とすることになった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。
178	長谷川	小繁	女	下京区八坂新地末吉町第 7 番戸	平民	貸座敷業	

179	齊藤	ユキ	女	下京区八坂新地末吉町第 60 番戸	平民	貸座敷業	
180	西堀	アイ	女	下京区八坂新地末吉町第 61 番戸	平民	貸座敷業	
181	梅田	ミネ	女	下京区八坂新地末吉町第 62 番戸	平民	貸座敷業	
182	長谷川	ナヲ	女	下京区八坂新地末吉町第 67 番戸	平民	貸座敷業	
183	山田	ハル	女	下京区八坂新地末吉町第 68 番戸	平民	貸座敷業	
184	中尾	善兵衛	男	下京区八坂新地末吉町第 70 番戸	平民	貸座敷業	
185	岩崎	スエ	女	下京区八坂新地末吉町第 72 番戸	平民	貸座敷業	
186	鶴■	万次郎	男	下京区八坂新地末吉町第 77 番戸	平民	貸座敷業	
187	上田	ナカ	女	下京区八坂新地末吉町第 10 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
188	奥田	サト	女	下京区八坂新地末吉町第 59 番戸	平民	貸座敷業	
189	福島	秋蔵	男	下京区八坂新地末吉町第 22 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	明治 29 年 2 月に開業。明治 32 年 10 月 6 日に組合經理の帳簿開示を求めて訴訟を起こす(『京都附録』明治 33 年 7 月 27 日「八坂女紅場所有地の紛争顛末(十)」)。
190	佐々木	ナミ	女	下京区八坂新地末吉町第 20 番戸	平民	貸座敷業	
191	長谷川	モト	女	下京区八坂新地末吉町第 22 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
192	澤村	カツ	女	下京区八坂新地末吉町第 18 番戸	平民	貸座敷業	
193	前田	キヌ	女	下京区八坂新地末吉町第 57 番戸	平民	貸座敷業	
194	柴田	エイ	女	下京区八坂新地末吉町第 13 番戸	平民	貸座敷業	
195	高山	ハル	女	下京区八坂新地末吉町第 31 番戸	平民	小方業	
196	榊原	ヨネ	女	下京区八坂新地末吉町第 50 番戸	平民	小方業	
197	木原	イク	女	下京区八坂新地末吉町第 8 番戸	平民	小方業	
198	紀野	ハル	女	下京区八坂新地末吉町第 30 番戸	平民	小方業	
199	西澤	リウ	女	下京区八坂新地末吉町第 10 番戸内 1 号	平民	小方業	

200	野々村	ヨネ	女	下京区八坂新地末吉町第 12 番戸	平民	小方業	
201	小濱	ナカ	女	下京区八坂新地末吉町第 51 番戸	平民	小方業	
202	今村	ウノ	女	下京区八坂新地末吉町第 25 番戸内 2 号	平民	小方業	
203	上田	松次郎	男	下京区八坂新地末吉町第 10 番戸内 3 号	平民	小方業	
204	岡田	フシ	女	下京区八坂新地末吉町第 63 番戸	平民	小方業	
205	木村	マサ	女	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸	平民	小方業	
206	小林	アイ	女	下京区八坂新地末吉町第 11 番戸	平民	小方業	抱えに金山太夫。(『京都附録』明治 33 年 8 月 1 日「親の心子知らず」)。
207	石田	佑太郎	男	下京区八坂新地末吉町第 76 番戸	平民	小方業	
208	鈴木	アイ	女	下京区八坂新地末吉町第 40 番戸内 1 号	平民	小方業	元吉町(250)と同名アリ。富永町(147)に同名アリ。芸妓・小三力。八坂女紅場の舞教師を勤める乙部の小方業者・高橋八重の門人で師匠に訴えられる形になった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。
209	實川	ハル	女	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸内 6 号	平民	小方業	
210	山本	安次郎	男	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸内 9 号	平民	小方業	同町内(217)と同姓・同住所・夫婦力。
211	加藤	スミ	女	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸内 5 号	平民	小方業	抱えの芸妓小雪が家出し、出先より自由廃業したい旨を寄越す(『京都附録』明治 33 年 6 月 29 日「祇園だより」)。
212	下根	ヨネ	女	下京区八坂新地末吉町第 1 番戸	平民	小方業	
213	前田	サキ	女	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸	平民	小方業	
214	大久保	イヲ	女	下京区八坂新地末吉町第 25 番戸内 4 号	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。同住所。
215	山本	コト	女	下京区八坂新地末吉町第 26 番戸	平民	小方業	
216	西川	常次郎	男	下京区八坂新地末吉町第 4 番戸	平民	小方業	

217	山本	キミ	女	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸内 9 号	平民	小方業	同町内(210)と同姓・同住所、夫婦力。
218	山田	清吉	男	下京区八坂新地末吉町第 47 番戸内 4 号	平民	小方業	
219	堀	アイ	女	下京区八坂新地末吉町第 27 番戸	平民	小方業	
220	福田	彦太郎	男	下京区八坂新地末吉町第 64 番戸	平民	小方業	
221	磐田	治兵衛	男	下京区八坂新地末吉町第 39 番戸	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。同住所。
222	奥井	イト	女	下京区八坂新地元吉町第 5 番戸	平民	貸座敷業	
223	井筒	マサ	女	下京区八坂新地元吉町第 9 番戸	平民	貸座敷業	
224	原	アイ	女	下京区八坂新地元吉町第 11 番戸	平民	貸座敷業	
225	前田	忠次郎	男	下京区八坂新地元吉町第 12 番戸	平民	貸座敷業	
226	廣瀬	マサ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 5 号	平民	貸座敷業	
227	菱田	サト	女	下京区八坂新地元吉町第 22 番戸	平民	貸座敷業	
228	田中	ナカ	女	下京区八坂新地元吉町第 65 番戸	平民	貸座敷業	
229	野々村	テイ	女	下京区八坂新地元吉町第 66 番戸	平民	貸座敷業	
230	川越	キシ	女	下京区八坂新地元吉町第 24 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
231	酒井	フテ	女	下京区八坂新地元吉町第 28 番戸	平民	貸座敷業	
232	田中	テル	女	下京区八坂新地元吉町第 69 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
233	浅野	半次郎	男	下京区八坂新地元吉町第 70 番戸	平民	貸座敷業	
234	中村	松之助	男	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 7 号	平民	貸座敷業	
235	藤村	勇香	女	下京区八坂新地元吉町第 22 番戸	平民	貸座敷業	
236	永岡	ウノ	女	下京区八坂新地元吉町第 49 番戸	平民	貸座敷業	
237	隠岐	エイ	女	下京区八坂新地元吉町第 24 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
238	大久保	キヌ	女	下京区八坂新地元吉町第 38 番戸	平民	貸座敷業	

239	藤井	ヤナ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
240	金田	クマ	女	下京区八坂新地元吉町第 58 番戸	平民	貸座敷業	
241	島田	ヨネ	女	下京区八坂新地元吉町第 53 番戸	平民	貸座敷業	
242	原田	喜助	男	下京区八坂新地元吉町第 33 番戸	平民	貸座敷業	
243	下里	クラ	女	下京区八坂新地元吉町第 34 番戸	平民	貸座敷業	
244	藤井	ヤス	女	下京区八坂新地元吉町第 39 番戸	平民	貸座敷業	
245	永田	トク	女	下京区八坂新地元吉町第 44 番戸	平民	貸座敷業	
246	山田	アイ	女	下京区八坂新地元吉町第 18 番戸	平民	貸座敷業	
247	磯田	トモ	女	下京区八坂新地元吉町第 47 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	同町内(255)と同住所。新橋のお茶屋「大友」力。磯田多佳が女将をつとめた。夏目漱石・高浜虚子・厨川白村・尾崎紅葉・巖谷小波・上田敏・谷崎純一郎・吉井勇・長田幹彦などが通う。
248	中島	ヨリ	女	下京区八坂新地元吉町第 50 番戸	平民	貸座敷業	お茶屋「広島屋」力。
249	堀田	房太郎	男	下京区八坂新地元吉町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
250	鈴木	アイ	女	下京区八坂新地元吉町第 19 番戸	平民	貸座敷業	末吉町(208)と同名アリ。複数の営業免許もつ力。
251	大武	ミネ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 6 号	平民	貸座敷業	
252	堀井	テイ	女	下京区八坂新地元吉町第 43 番戸	平民	貸座敷業	
253	藤田	ヒサ	女	下京区八坂新地元吉町第 69 番戸	平民	貸座敷業	
254	小林	マチ	女	下京区八坂新地元吉町第 21 番戸	平民	貸座敷業	
255	片山	ノブ	女	下京区八坂新地元吉町第 47 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	同町内(247)と同住所。井上流家元・片山春子と関係力
256	井上	イマ	女	下京区八坂新地元吉町第 42 番戸	平民	貸座敷業	
257	高橋	ヨネ	女	下京区八坂新地元吉町第 13 番戸	平民	貸座敷業	
258	井上	タカ	女	下京区八坂新地元吉町第 48 番戸	平民	貸座敷業	

259	大道	カヨ	女	下京区八坂新地元吉町第 28 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
260	北村	キミ	女	下京区八坂新地元吉町第 41 番戸	平民	貸座敷業	
261	井上	エイ	女	下京区八坂新地元吉町第 46 番戸	平民	貸座敷業	
262	交野	ナミキ	■	下京区八坂新地元吉町第 27 番戸	平民	貸座敷業	
263	齊藤	ハル	女	下京区八坂新地元吉町第 67 番戸	平民	貸座敷業	
264	濱川	金次郎	男	下京区八坂新地元吉町第 10 番戸	平民	貸座敷業	
265	蟹谷	大次郎	男	下京区八坂新地元吉町第 6 番戸	平民	貸座敷業	
266	山本	セイ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 7 号	平民	貸座敷業	
267	矢野	シナ	女	下京区八坂新地元吉町第 55 番戸	平民	貸座敷業	
268	磯田	勝太郎	男	下京区八坂新地元吉町第 41 番戸内 1 号	平民	小方業	
269	竹中	新次郎	男	下京区八坂新地元吉町第 63 番戸	平民	小方業	
270	長谷川	トク	女	下京区八坂新地元吉町第 6 番戸	平民	小方業	
271	北村	チヨ	女	下京区八坂新地元吉町第 31 番戸	平民	小方業	
272	上野	源七	男	下京区八坂新地元吉町第 56 番戸内 3 号	平民	小方業	
273	原	キク	女	下京区八坂新地元吉町第 11 番戸内 1 号	平民	小方業	
274	玉木	ハル	女	下京区八坂新地元吉町第 23 番戸	平民	小方業	
275	横山	チマ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸	平民	小方業	
276	川村	ステ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 4 号	平民	小方業	
277	不二木	佐七	男	下京区八坂新地元吉町第 4 番戸内 1 号	平民	小方業	
278	石井	初栄	■	下京区八坂新地元吉町第 14 番戸	平民	小方業	女将。初代・揚巻太夫、6 代目大阪府知事・西村捨三(1989 年就任)の馴染み(『京都附録』明治 33 年 10 月 13 日「失題(三)」)。
279	織本	スキ	女	下京区八坂新地元吉町第 51 番戸内 12 号	平民	小方業	

280	伊藤	フク	女	下京区八坂新地元吉町第 53 番戸	平民	小方業	
281	辻	リキ	女	下京区八坂新地清本町第 7 番戸	平民	貸座敷業	
282	林	キク	女	下京区八坂新地清本町第 10 番戸	平民	貸座敷業	
283	藤村	ヒサ	女	下京区八坂新地清本町第 20 番戸	平民	貸座敷業	
284	中村	ナミ	女	下京区八坂新地清本町第 7 番戸	平民	貸座敷業	
285	林	キヌ	女	下京区八坂新地清本町第 3 番戸	平民	貸座敷業	
286	佐野	タネ	女	下京区八坂新地清本町第 19 番戸	平民	貸座敷業	
287	百■	ヨネ	女	下京区八坂新地清本町第 57 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
288	三五	リキ	女	下京区八坂新地清本町第 43 番戸	平民	貸座敷業	
289	織田	政之助	男	下京区八坂新地清本町第 25 番戸	平民	貸座敷業	
290	岡本	トミ	女	下京区八坂新地清本町第 26 番戸	平民	貸座敷業	
291	紀野	トキ	女	下京区八坂新地清本町第 64 番戸	平民	貸座敷業	
292	岸本	エン	女	下京区八坂新地清本町第 28 番戸	平民	貸座敷業	
293	深谷	ツル	女	下京区八坂新地清本町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
294	林	栄吉	男	下京区八坂新地清本町第 34 番戸	平民	貸座敷業	
295	石川	エイ	女	下京区八坂新地清本町第 68 番戸	平民	貸座敷業	
296	藤岡	ツル	女	下京区八坂新地清本町第 48 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
297	佐々木	寅治郎	男	下京区八坂新地清本町第 58 番戸	平民	貸座敷業	明治 33 年組合会副議長、乙部訴訟の被告人総代、財団法人化にともない理事に選任。
298	原田	芳兵衛	男	下京区八坂新地清本町第 53 番戸	平民	貸座敷業	
299	小林	スエ	女	下京区八坂新地清本町第 46 番戸	平民	貸座敷業	
300	奥田	イク	女	下京区八坂新地清本町第 56 番戸	平民	貸座敷業	

301	吉岡	キヌ	女	下京区八坂新地清本町第 12 番戸	平民	貸座敷業	抱えの娼妓・君葉が島原へ仕替え、貸座敷「笹尾楼」で銀太夫として出る(『京都附録』明治 33 年 6 月 29 日「祇園だより」)。
302	高田	庄次郎	男	下京区八坂新地清本町第 60 番戸	平民	貸座敷業	
303	山田	ムメ	女	下京区八坂新地清本町第 2 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
304	島津	キク	女	下京区八坂新地清本町第 27 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
305	菱田	耕治郎	男	下京区八坂新地清本町第 39 番戸	平民	貸座敷業	
306	牧野	カメ	女	下京区八坂新地清本町第 53 番戸	平民	貸座敷業	
307	細井	タネ	女	下京区八坂新地清本町第 45 番戸	平民	貸座敷業	
308	村主	クマ	女	下京区八坂新地清本町第 50 番戸	平民	貸座敷業	
309	奥村	久吉	男	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 9 号	平民	貸座敷業	
310	辻江	エイ	女	下京区八坂新地清本町第 48 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
311	真寄	元太郎	男	下京区八坂新地清本町第 47 番戸	平民	貸座敷業	
312	木島	末吉	男	下京区八坂新地清本町第 24 番戸	平民	貸座敷業	
313	真下	タケ	女	下京区八坂新地清本町第 16 番戸	平民	貸座敷業	
314	酒井	エツ	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 8 号	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ。号違い。
315	人見	勝之助	男	下京区八坂新地清本町第 13 番戸内 2 号	平民	小方業	
316	寺田	岩治郎	男	下京区八坂新地清本町第 4 番戸内 3 号	平民	小方業	
317	小泉	エイ	女	下京区八坂新地清本町第 18 番戸	平民	小方業	
318	佐々木	卯兵衛	男	下京区八坂新地清本町第 8 番戸	平民	小方業	財団法人化にともない理事に選任。
319	中村	フサ	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 5 号	平民	小方業	
320	袖岡	タツ	女	下京区八坂新地清本町第 17 番戸	平民	小方業	
321	片岡	芳松	■	下京区八坂新地清本町第 42 番戸	平民	小方業	

322	井上	ミキ	女	下京区八坂新地清本町第 11 番戸	平民	小方業	
323	伊藤	ヤス	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 7 号	平民	小方業	
324	松浪	コマ	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 3 号	平民	小方業	
325	石田	シカ	女	下京区八坂新地清本町第 57 番戸内 3 号	平民	小方業	
326	亀崎	ジウ	女	下京区八坂新地清本町第 31 番戸内 3 号	平民	小方業	
327	岡本	ヒサ	女	下京区八坂新地清本町第 5 番戸	平民	小方業	
328	平田	熊次郎	男	下京区八坂新地清本町第 37 番戸	平民	小方業	
329	鶴谷	マサ	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸	平民	小方業	
330	佐々木	トミ	女	下京区八坂新地清本町第 27 番戸	平民	小方業	井上研究会会員(『京都附録』明治 33 年 8 月 25 日「舞の研究 会」)。
331	酒井	トク	女	下京区八坂新地清本町第 44 番戸内 4 号	平民	小方業	
332	高野	コト	女	下京区八坂新地清本町第 23 番戸	平民	小方業	
333	林	カネ	女	下京区八坂新地清本町第 13 番戸内 2 号	平民	小方業	
334	小柳	タキ	女	下京区八坂新地清本町第 47 番戸内 1 号	平民	小方業	
335	田中	タキ	女	下京区八坂新地清本町第 61 番戸内 4 号	平民	小方業	
336	白井	タカ	女	下京区八坂新地清本町第 2077 番戸内 3 号	平民	小方業	
337	石川	ミカ	女	下京区八坂新地清本町第 4 番戸内 1 号	平民	小方業	祇園町北側(27)に同名アリ。複数の営業免許もつ力。
338	金田	タカ	女	下京区八坂新地清本町第 36 番戸	平民	小方業	
339	中村	タカ	女	下京区八坂新地弁財天町第 16 番戸	平民	貸座敷業	
340	田中	チカ	女	下京区八坂新地弁財天町第 18 番戸	平民	貸座敷業	
341	奥村	イク	女	下京区八坂新地弁財天町第 12 番戸	平民	貸座敷業	

342	市原	與七	男	下京区八坂新地弁財天町第 21 番戸	平民	貸座敷業	明治 33 年における乙部訴訟の被告人総代。乙部の貸座敷「丸峯」の女将を妾とするため、妾から訴えられる形になった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟集報」)。
343	森田	リキ	女	下京区八坂新地弁財天町第 17 番戸	平民	貸座敷業	
344	福島	タネ	女	下京区八坂新地弁財天町第 25 番戸	平民	貸座敷業	
345	堀島	リヨ	女	下京区八坂新地弁財天町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
346	田村	イマ	女	下京区八坂新地弁財天町第 26 番戸	平民	貸座敷業	同町内(347)と同住所。
347	吉田	トメ	女	下京区八坂新地弁財天町第 26 番戸	平民	貸座敷業	同町内(346)と同住所。
348	太田	見代	女	下京区八坂新地弁財天町第 28 番戸	平民	貸座敷業	富美代主人力。化年間(1804~18)に茶屋・富田屋より別家、大正初めまで大和大路沿いに店舗あり。
349	浅川	フク	女	下京区八坂新地弁財天町第 13 番戸	平民	貸座敷業	
350	林	スエ	女	下京区八坂新地弁財天町第 23 番戸	平民	貸座敷業	
351	戸田	多次郎	男	下京区八坂新地弁財天町第 15 番戸	平民	貸座敷業	穂北の前任、明治 32 年の取締力。穂北の排斥を狙い甲部内で運動する。
352	谷田	常次郎	男	下京区八坂新地弁財天町第 36 番戸	平民	貸座敷業	
353	今井	ソノ	女	下京区八坂新地弁財天町第 2 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
354	山本	辰之助	男	下京区八坂新地弁財天町第 7 番戸	平民	貸座敷業	
355	葉田	チカ	女	下京区八坂新地弁財天町第 9 番戸	平民	貸座敷業	
356	塚本	忠三郎	男	下京区八坂新地弁財天町第 11 番戸	平民	貸座敷業	貸座敷「大嘉」。穂北派。
357	鈴木	ヨシ	女	下京区八坂新地弁財天町第 1 番戸	平民	貸座敷業	
358	梅野	半兵衛	男	下京区八坂新地弁財天町第 24 番戸	平民	貸座敷業	組合会議長、乙部訴訟の被告人総代、財団法人化にともない理事に選任。
359	今村	春吉	男	下京区八坂新地弁財天町第 2 番戸内 2 号	平民	小方業	

360	和栗	■次郎	男	下京区八坂新地弁財天町第 8 番戸	平民	小方業	
361	塚本	義高	男	下京区八坂新地弁財天町第 12 番戸	平民	小方業	
362	岩本	タマ	女	下京区八坂新地弁財天町第 22 番戸	平民	小方業	小方屋「岩本」。抱え芸妓・笑子は乙部の貸座敷「西柳(にしりう)」の娘、同じく抱え芸妓のお若は乙部の貸座敷「魚菊」の娘であったため、抱え(コカタ)の実親に訴えられる立場になった(『京都附録』明治 33 年 11 月 7 日「祇園新地甲乙両部訴訟彙報」)。
363	西村	松三郎	男	下京区八坂新地弁財天町第 14 番戸	平民	小方業	
364	加藤	キサ	女	下京区八坂新地弁財天町第 6 番戸	平民	小方業	乙部の原告者に名前アリ、同住所で記載。
365	辻	キク	女	下京区八坂新地常盤町第 1 番戸	平民	貸座敷業	
366	西村	マキ	女	下京区八坂新地常盤町第 33 番戸	平民	貸座敷業	
367	岩崎	シン	女	下京区八坂新地常盤町第 24 番戸	平民	貸座敷業	
368	上杉	ヌイ	女	下京区八坂新地常盤町第 17 番戸	平民	貸座敷業	
369	清水	コマ	女	下京区八坂新地常盤町第 15 番戸	平民	貸座敷業	
370	尾田木	ヌイ	女	下京区八坂新地常盤町第 19 番戸	平民	貸座敷業	
371	藤井	藤七	男	下京区八坂新地常盤町第 14 番戸	平民	貸座敷業	
372	小早川	トキ	女	下京区八坂新地常盤町第 25 番戸	平民	貸座敷業	
373	勝村	キヌ	女	下京区八坂新地常盤町第 10 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
374	岸	サク	女	下京区八坂新地常盤町第 37 番戸	平民	貸座敷業	
375	吉岡	コマ	女	下京区八坂新地常盤町第 39 番戸	平民	貸座敷業	
376	藤本	ツネ	女	下京区八坂新地常盤町第 32 番戸	平民	貸座敷業	
377	佐々木	テル	女	下京区八坂新地常盤町第 23 番戸	平民	貸座敷業	
378	斉藤	キク	女	下京区八坂新地常盤町第 16 番戸	平民	貸座敷業	

379	林	マス	女	下京区八坂新地常盤町第 28 番戸	平民	貸座敷業	
380	中谷	重助	男	下京区八坂新地常盤町第 29 番戸	平民	貸座敷業	
381	宮下	トク	女	下京区八坂新地常盤町第 30 番戸	平民	貸座敷業	
382	平井	チカ	女	下京区八坂新地常盤町第 36 番戸	平民	貸座敷業	
383	森本	スエ	女	下京区八坂新地常盤町第 31 番戸	平民	貸座敷業	
384	九毛	スキ	女	下京区八坂新地常盤町第 5 番戸	平民	貸座敷業	
385	大野	民蔵	男	下京区八坂新地常盤町第 13 番戸	平民	貸座敷業	
386	新藤	常七	男	下京区八坂新地常盤町第 8 番戸	平民	小方業	
387	清水	亀之助	男	下京区八坂新地常盤町第 27 番戸	平民	小方業	
388	藤井	藤兵衛	男	下京区八坂新地常盤町第 17 番戸	平民	小方業	
389	岡本	マス	女	下京区八坂新地常盤町第 2 番戸内 1 号	平民	小方業	
390	辻	キノ	女	下京区八坂新地常盤町第 3 番戸	平民	小方業	
391	清水	タネ	女	下京区八坂新地川端町第 4 番戸	平民	貸座敷業	
392	小西	キク	女	下京区八坂新地川端町第 5 番戸	平民	貸座敷業	
393	安田	イク	女	下京区八坂新地川端町第 1 番戸	平民	貸座敷業	
394	武田	フク	女	下京区八坂新地橋本町第 69 番戸	平民	貸座敷業	
395	金忠	次郎兵衛	男	下京区八坂新地橋本町第 3 番戸	平民	貸座敷業	俠客。貸座敷「金鶴」を営む力。鴨西の千本・俠客冨田の仲裁を受けて宮川町筋一丁目の俠客・山本覚太郎に話を通す(『京都附録』明治 33 年 12 月 12 日「祇園新地紛議の仲裁」)。
396	青木	イト	女	下京区八坂新地橋本町第 65 番戸	平民	貸座敷業	
397	野村	フキ	女	下京区八坂新地橋本町第 4 番戸	平民	貸座敷業	
398	加藤	ウタ	女	下京区八坂新地橋本町第 71 番戸	平民	貸座敷業	
399	前田	ツネ	女	下京区八坂新地橋本町第 12 番戸	平民	貸座敷業	

400	和田	勘七	男	下京区八坂新地橋本町第 14 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
401	安居	喜助	男	下京区八坂新地橋本町第 7 番戸	平民	小方業	
402	藤田	清兵衛	男	下京区八坂新地橋本町第 71 番戸内 3 号	平民	引手茶屋業	
403	湯浅	マツ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 10 号	平民	貸座敷業	明治 33 年に開業の貸座敷「湯浅」か。姉は先斗町の貸座敷「瓢亭」の仲居(『京都附録』明治 33 年 8 月 24 日「指輪の光り」)。
404	奥谷	喜平太	男	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 5 号	士族	貸座敷業	
405	西村	キミ	女	下京区八坂新地中ノ町第 24 番戸内 10 号	平民	貸座敷業	
406	岡本	トラ	女	下京区八坂新地中ノ町第 24 番戸内 4 号	平民	貸座敷業	同町内(412)と同住所。
407	津田	榮次郎	男	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 3 号	平民	貸座敷業	
408	竹中	コマ	女	下京区八坂新地中ノ町第 24 番戸内 8 号	平民	貸座敷業	
409	西村	ウタ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 1 号	平民	貸座敷業	
410	野田	卯之助	男	下京区八坂新地中ノ町第 24 番戸内 6 号	平民	貸座敷業	
411	杉本	シマ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 2 号	平民	貸座敷業	
412	小倉	タキ	女	下京区八坂新地中ノ町第 24 番戸内 4 号	平民	小方業	同町内(406)と同住所。
413	小川	カメ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 4 号	平民	小方業	
414	瀬吉	キミ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 12 号	平民	小方業	
415	井詰	徳三郎	男	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 8 号	平民	小方業	
416	馬淵	ナヲ	女	下京区八坂新地中ノ町第 19 番戸内 9 号	平民	小方業	
417	野■	カツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 1 番戸	平民	貸座敷業	
418	村井	キノ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 4 番戸	平民	貸座敷業	
419	鶴谷	イマ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 7 番戸	平民	貸座敷業	

420	山田	マツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 13 番戸	平民	貸座敷業	祇園町南側(80)、二十一軒町(433)に同名アリ。複数の営業免許もつ力。
421	木下	リツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 14 番戸	平民	貸座敷業	
422	長谷川	サタ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 19 番戸	平民	貸座敷業	
423	林	タツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 21 番戸	平民	貸座敷業	
424	松本	エウ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 30 番戸	平民	貸座敷業	
425	杉本	八重	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 11 番戸	平民	貸座敷業	
426	島田	ツネ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 25 番戸	平民	貸座敷業	
427	渋谷	セツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 18 番戸	平民	貸座敷業	
428	中島	マサ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 17 番戸	平民	貸座敷業	お茶屋「広島屋」力。
429	北村	カツ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 8 番戸	平民	貸座敷業	
430	安部	フク	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 5 番戸	平民	貸座敷業	
431	西田	ヒサ	女	下京区八坂新地宮川町筋一丁目第 26 番戸	平民	貸座敷業	
432	上田	タカ	女	下京区八坂新地二十一軒町第 10 番戸	平民	貸座敷業	
433	山田	マツ	女	下京区八坂新地二十一軒町第 14 番戸内之 3 号	平民	貸座敷業	祇園町南側(80)、宮川町筋一丁目(420)に同名アリ。複数の営業免許もつ力。
434	村松	トク	女	下京区八坂新地二十一軒町第 13 番戸	平民	小方業	
435	梅本	民学	男	下京区八坂新地二十一軒町第 8 番戸	平民	小方業	
436	西野	ヤス	女	下京区八坂新地二十一軒町第 12 番戸	平民	小方業	
437	加藤	ヒデ	女	下京区八坂新地二十一軒町第 5 番戸	平民	小方業	井上研究会会員(『京都附録』明治 33 年 8 月 25 日「舞の研究會」)。